森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か
――事件発生から60年　◈1◈

能瀬　英太郎

第一章　産学官報協同の構図

この章で取り上げるのは産学、すなわち森永乳業と大学小児科、官は厚生省をはじめとする行政機関との癒着、さらにそれらの癒着構造を告発する立場の報道機関が、本来の目的をはずれ、森永乳業の利益をはかったことを明らかにすることである。さらに森永ヒ素ミルク中毒事件ではじめて登場した、第三者委員会がその後に発生する公害事件で、「公平中立」を旗印として被害者の要求を抑え込む役割を果たしたことについて述べる。

医学における第三者委員会である「六人委員会」は診断基準と治癒判定基準を作成した。診断基準はヒ素中毒患者を厳密に選別して、昨日まではヒ素中毒といわれていた重症患者が、翌日から先天性にされてしまった。また治癒判定基準では、親の不安を除くためと称して、ほとんどの患者が治癒したことにされた。これは入院患者に明日からは費用を自弁することを意味していた。

さらに、この事件の拡大した背景としては、森永乳業の巧みで過大ともいえる広告宣伝による大量消費への誘導があげられる。いかに森永ミルクがすぐれていて、母乳よりも乳児の発育に有益かということを学者、行政を使って母親をマインド・コントロールした。この事件は大量生産と大量消費、その結果発生した大量被害の我が国初の事件であり、その構図を具体的事例でもって記述することにしている。

一、発端・岡山大学付属病院

昭和30年の夏は記録的な猛暑であった。8月10日の気温は35・1度と岡山県をエリアとする山陽新聞は報道している。そんな夏に「赤ちゃん暑気当たり　県南部に多い貧血を起こし重患も」との見出し記事が同日の山陽新聞社会面に掲載され、これが森永ヒ素ミルク中毒事件になろうとは、誰も予想できなかった。

記事の内容は「…ここ一週間に岡大附属病院、岡山赤十字病院に現れた重症者の中には血液の四分の一が減り、白血病のような症状を現わしているものもあるので造血剤や輸血などで治療に当たっている。現在重患者とみられるものは岡大附属病院に二人、岡山赤十字病院に四人が入院している。南部では相当数の軽患者が発生しているものとみられている。（略）」

岡山大学医学部付属病院（以下岡大病院と略称する）小児科の浜本教授は、昭和32年10月1日発行の『岡山県における粉乳砒素中毒症発生記録』（以下「発生記録」と

し、抗生物質の治療を受けるも快癒せずと云ひ入院した。

その様子が特異であり、且肝腫、貧血の性状等が共通する所等、異様な症候群として

について述べる。

医学における第三者委員会である「六人

年10月1日発行の『岡山県における粉乳砒素中毒症発生記録』（以下「発生記録」と略称する）に「砒素中毒症発見の発端」の題名で自身の日誌を公開している。その中から重要部分を抄出するが、後日書きくわえられた部分もあるようだ。

七月二十三日　この日久山清（生後八カ月）が受診した。訴えを聞くと、七月二日頃から咳嗽、鼻汁、結膜の赤発があり、同十日頃より発熱三十八度前後を見、下痢が現れ、地方医によって肺炎と消化不良といはれて抗生物質で治療したが治癒せず、二十日になって腹部が膨満し来たといふ。

七月二十六日　横原哲哉（生後六カ月児）が下痢の主訴で入院。二週間前三十八度前後の発熱が三日程認められ、一週間前より一日十五～十六回の下痢がはじまったといふ。入院三日後より森永粉乳を明治粉乳に変えた。八月八日頃より笑顔が出始めた。八月十九日殆ど回復したので一応消化不良症として軽快退院した。（注・すでに7月29日から森永粉乳が原因だという疑いがあったと言える）

七月三十一日　富川勇次（生後六カ月児）が五日前から発熱、下痢を来たし意気悄沈し、抗生物質の治療を受けるも快癒せずと云ひ入院した。

八月一日　藤田裕喜（生後七カ月児）が入院した。約四十五日前（六月十五日頃）より発熱を見、その後諸種抗生物質で治療をうけたが軽快せず、漸次貧血の度を増し、七月十五日（約二週間前）より皮膚の汚染と汗疹様発疹を来し、背、股関節、頸、脇下部に落剥、白斑を残すを見るといふ。

八月三日　難波滋（生後六カ月児）が十日前から頭部に多数の癤（ネブト）を来たし、桃の葉を煎じて之を塗ったが軽快せず、五日前より発熱、二日前より嘔吐をみると入院す。抗生物質の治療をうけたが好転せずといふ。

八月五日　前記久山清の容態漸く重篤となった。丁度その頃医局での話の中に誰からともなく上記数名の不明患者が何れも人工栄養児であり、しかも森永の粉乳の飲用者であるといふ話が出ていた。然しこの話は私の耳には入らなかった。

八月九日　回診の時前記久山、富川は既に死亡し患者は四名となっていたが、前記の横原、藤田に見られる皮膚の黒染が極めて著明となり、それが特に臀裂部において異様な白斑となっているのを注目観察し、乳よりも乳児の発育に有益かということを学者、行政を使って母親をマインド・コン

岡山大学医学部付属病院（以下岡大病院と略称する）小児科の浜本教授は、昭和32

その様子が特異であり、且肝腫、貧血の性状等が共通する所等、異様な症候群として認められたので、ここで始めて、これ等が『一般の小児疾患の何れにも一致せざる何か特異の疾患である』事を一同に警告したのである。

八月十日　教室木本医局長よりはじめてこの病気が山陽新聞紙上に報道され、暑さからくる貧血症という風に記述され、加えて抗生物質の乱用がいましめられている。然し乍ら同医局長はペニシリンを使用していない患者のある事にも気がついており、之について水田助教授と話合い、共に当時既に本症が粉乳の何等かの変性に原因があるのではないかと考えていた。

八月十二日　当時外来で再来患者の診察に当たっていた古谷助手は、外来で同様な皮膚の黒染をみる軽患者を多数経験し、それ等が何れも森永粉乳の飲用者に限られる事実を目撃し、この日之を医局にて公言し、一般の注意を促した。同日木本講師、小田講師は森永粉乳より糸状菌を分離せんと試み、陰性の成績を得ている。

八月十三日　一方岡山日赤にも当時既に類似の患者がありし様子にて、その頃午前中日赤に手伝いに通っていた豊岳副手が医

局で語られている本症の森永粉乳原因説を日赤に伝えた。之を聞いた高尾医員は大いに驚き「今後正確に予診をとり特にこの事に注目して調査せねばならぬ」とし一人で調査表を作りはじめ、後豊岳副手と協力して之を完成した。これ以後日赤でも粉乳に注目する様になった。

二、岡山赤十字病院の状況

病院へ診察にやってくる患者に共通するのは、森永粉乳を飲んでいる乳幼児であるということに気付いたのが、岡大病院であるか岡山赤十字病院（以下日赤病院と略称する）であるかは、患者にとってはどうでもいいことだ。しかしその後「事件解決の功労者」として厚生大臣から表彰された浜本教授にとっては、自分がその主役でなくてはならない。

実は8月10日付の山陽新聞の記事を書いた黒住記者にも、生後八カ月の乳児がいた。その上、東京から弟の長女（生後十カ月）も遊びにきていて、どちらも森永粉乳を飲んでいた。8月12日、取材先の日赤病院に行くと看護婦が「最近、皮膚の黒くなった赤ちゃんがよく診察を受けにくる」と話しているのを聞いていた。黒住記者の家でも娘と姪の二人の下痢がひどくなったので、日赤病院の医師の診察を受けると「別に心配はないが、森永ミルクの飲用はやめて、別の会社のミルクにしなさい」と云われた。医師の言葉にしたがって、黒住記者宅では二人に別会社のミルクを飲ますようになると、下痢は止まって元気になった。

日赤病院の小児科医師は全員岡山大学医学部小児科出身で、浜本教授の教えを受けたものばかりである。その上豊岳副手が両方の病院を行ったり来たりしているのだから、どちらが先に「森永粉乳原因説」を唱え始めたのか特定するのはむつかしいことだ。事件当時、日赤病院で診察にあたった高尾医師に、私は昭和45年に直接会って取材をしたところによると、日赤病院から岡大病院に伝わったと話していた。

事件当時、日赤病院では矢吹医長が病気で休んでいたので（数日後復帰した）、岡大小児科から豊岳副手が手伝いに来ていて、高尾医師が主になって診察をしていた。患者の母親から聞取りをして一覧表を作ってみると、みな一様に森永ミルクを飲ませていたが、一人だけ明治ミルクを飲ませていた。そこで病院で患者に飲ますミルクはレーベンスミルクにしたという。明治ミルクと答えた母親は遠方から入院しているので、森永と断定できなかった。後からかんがえると確認のためミルク缶を家から持ってこさせるべきだったと、高尾医師は後悔していた。浜本教授の日誌に戻る。

八月十六日　私自身は来るべき第五十九回日本小児科学会の宿題報告の準備に没頭しており、入院患者は主として助教授、医局長に任せており、私の入院患者の廻診は一週一回しか行っていなかった。従って医局の諸君の意見が仲々伝はらず。

八月十七日　水田助教授、岡山国立病院山内医局長と別用で会談した際にも本不明疾患に言及し、一方で漠然と粉乳に原因する疑いありと語り合ひ。

八月十八日　既にこの頃は本症が特異なものである事は全教室員に知れ渡っており、一同は本症を全く独立疾患とし、『例の病気』と称し、特別に取扱っていた。

八月十九日　午前十時岡山県愛育委員会総会に水田助教授と共に出席したがその際水田助教授は『本日午后四時森永乳業徳島工場長が来学する。又日赤の患者が森永の粉乳に原因があると称して動揺していると極的な公害批判記事は紙面にはのせなかった。

いふ情報をうけている』と言ふ。午後二時木本講師が日赤矢吹医長に電話で患者の動

余程注意せねばならぬ。疑わしい点が深い。自分も医局員一同も既に森永粉乳に原因が

行くと看護婦か「最近、皮膚の黒くなった赤ちゃんがよく診察を受けにくる」と話していたか　一人たけ明治ミルクを飲ませていた。そこで病院で患者に飲ますミルクは工場長か来学する、又日赤の患者か森永の粉乳に原因があると称して動揺していると

いふ情報をうけている』と言ふ。午後二時木本講師が日赤矢吹医長に電話で患者の動揺に対し慎重に処せられる様要望した所『自分は粉乳とは思ってもいない。高尾医員がひそかに患者の栄養法を調べ、空缶を集めた為にあんな事になったのである』との答えであった。

午後四時になり森永乳業の徳島工場長山口氏と大槻岡山出張所長と水田助教授の三人が来室した。要件をきくと『岡山日赤で森永の乳が悪いと云って患者が騒いでいる。誠に迷惑に思ふ』との抗議である。小生は『誠に尤もな事である。今朝程その事を聞いて驚いた所だ。その様な性質の事柄を証拠も挙がらないのに他言するは間違いである。日赤でそんな事を不用意に母親に云ひ渡すのは間違いではないか』と云った所、大槻氏は『それについて今朝日赤へ行き、その旨述べた所、森永粉乳が怪しいと云ったのは、大学であると云われたのでそれを糺しに来たのである』と云ふ。水田助教授に対し『その様な事を日赤へ流すのは早すぎる。この為に多数の人々に迷惑を及ぼす結果になりはせぬか、誠に残念である』と云ふと、水田助教授は私に対して可成反対的に、いやそう云われるが、この問題は余程注意せねばならぬ。疑わしい点が深い。自分も医局員一同も既に森永粉乳に原因がある事を相当深く信ずるに到っている旨を述べた。然し一方森永の人々にたいしては、例へ之が単なる噂であったとしても、万一之が新聞紙上にでも報道される様な事になれば大変迷惑される事と思ふから、その点十分に新聞社に了解を得ておくべきである事を注意し、更に一方集乳から生産過程をこまかに反省して不安な個所を是正しておく様に注意した。

然し大槻所長はむしろ奮然として『そういう事は絶対にない』旨を強調し、『万一そういう事があれば云々』と会社の為に十分弁じた。

三、山陽新聞社

山陽新聞社は、岡山県民を主な読者として発行されている地方新聞社である。対抗する新聞社は県内にはなく、森永ヒ素ミルク中毒事件の発生した昭和30年当時には夕刊専門の「夕刊岡山」が唯一の競争紙であったが、山陽新聞に比べ発行部数は少なかった。山陽新聞の論調は保守的であり、公害についても、他紙の後追い記事が多く、積極的な公害批判記事は紙面にはのせなかった。

岡山県政には影響力を持ち、昭和26年1月の県知事選挙では、革新陣営の推薦で当選したとみられていた三木行治候補は、裏で山陽新聞が担ぎ出しに暗躍していた。その後三木知事は革新色を薄めていき、次第に保守寄りの政策をとるようになった。昭和47年の知事選挙で革新統一候補として当選した長野士郎も、三木と同じような道をたどった。その後山陽新聞社から自民党への政治献金が明るみに出て、県民の批判を受けたが、体質は変わらなかった。

黒住記者は二人の赤ちゃんが森永ミルクを飲むのを止めたとたんに、下痢がおさまったことで、森永ミルクへの疑惑を余計に強くした。以来、毎日のように日赤病院へ取材に通うようになった。8月19日の朝、小児科の窓口に置かれていた入院患者表を見ると、名前の上に「M」という文字が書いてある患者が16人もいた。この印は森永ミルクの飲用者であることが「ピン」ときた。彼は20日付朝刊に間に合うように「森永ミルクを飲んでいる乳児」と原稿に書いた。しかし朝刊には掲載されず、夕刊に回され「森永ミルク」が「人工栄養児」とい

う言葉に書き換えられていた。その理由を黒住記者は「デスクや社の都合」と書いている。これは『森永砒素ミルク闘争二十年史』の中の「『奇病』を追う」で当時を回顧した手記から引用した。

「人工栄養児に奇病　岡山県下で多数発生　肝臓がはれ貧血　原因不明　うち一人は死亡」というのが黒住記者の書いた記事の見出しだ。以下記事を引用する。

岡山県下に八月初めから生後四カ月～十二カ月の人工栄養児に三十七、八度の熱がつづき皮膚が黒くなってその皮膚がはがれ、肝臓が大きくはれ貧血を起こすという原因不明の奇病が多発し、うち一人は原因不明のまま死亡している

「原子病に似た症状」

この奇病は治療に当たっている岡山赤十字病院小児科の矢吹医長、高尾医師と岡大小児科木本講師の取扱った患者から病状を総合すると①まず三十七、八度の熱がある程度長い期間（短いものもある）続き②全身に発疹が現れる（暑い期間なので気づかない場合もある）③下痢をしてなおらないものもある（日赤の場合）④皮膚が全身黒くなりそのうち首すじなどヒダの多い場所から皮膚がはがれまだらのハダとなる⑤顔色が青くなって赤血球は約半分に減少貧血を起こす⑥食欲はぐっと減る⑦肝臓がはれあがり腹部が非常に大きくなる。（以下略）

「一日も早く究明したい」

浜本岡大医学部小児科教授の話　この患者は非常に多い。従来知られている病症のいずれにも合致しないものである。原因が分からないのであらゆる検査をして一日も早く究明したい。

『森永乳業50年史』（昭和42年9月30日発行）は、事件から12年後に出版された森永乳業の社史であるが、その中に「新しい乳業のイメージを　ドライミルクを中心に育った広告活動」という座談会がある。元広報部長・藤本倫夫の発言を引用する。

藤本　赤ちゃんコンクールは、最初は岡山ではじめたんですが、これはもっと前のことです。26年、当時私が岡山に出張したとき、岡山大学の浜本先生にお会いしたら、県で育児の品評会を計画しているんだが、予算がないという。これにヒントを得て、うことにした。

浜本教授が入院患者の廻診をしている

[illegible]

それではコンクールをしようじゃないかということで、当時森永に非常に好意的だった方が山陽新聞におられて、たいへん力を入れて下さった。そんな関係もあって、岡山で最初にはじめたんですが、当時岡山地区は、他社のシェアが80％もあったんですけど、赤ちゃんコンクールが契機になって市場を二年そこそこで逆転した。（前掲書467P）

森永乳業のPR活動では地方新聞を活用することが主目的になっていたようで「地元の一県一紙を対象にして、キャンペーンをやるという習慣を」山陽新聞での成功で自信を深めたようである。この方式でやった結果、徳島県でも市場占有率を逆転した。地元新聞には広告がすくないことは、今も昔も変わらないようである。そこへ大きな広告が定期的に掲載されることは、新聞社にとっては願ってもないことで「社の都合」とはこういうことを指しているようだ。

四、森永粉乳から
ヒ素検出・新聞発表の波紋

8月21日になって浜本教授は「粉乳によ

しにはつけなかった。進歩的？な朝日新聞ですら「人工栄養児に奇病　岡山で3人死亡」とつけ、山陽新聞も森永乳業の名前は

なし場合もある）③下痢をしてなおらないものもある（日赤の場合）④皮膚が全身黒

県て育児の品評会を計画しているんだが予算がないという。これにヒントを得て、

8月21日になって浜本教授は「粉乳によ

る集団中毒であるらしいというところまできた。そしてその上に皮膚が黒染する。慢性中毒で皮膚が黒染するものといえば重金属より外にない」と思うようになっていた。

八月二十二日　朝早く木本講師が中川論氏著内科診断要綱の薬物による色素沈着の所を開いて持ってきた。そして砒素沈着症の部に皮膚は黒灰色に変ずる。但し頸部、腋窩、乳房、下腹部、陰部にもっとも顕著であるといふ所を指し示した。

八月二十三日　朝、法医（注・法医学教室）に依頼した粉乳ＭＦ５５１６（注・ロット番号、ＭＦは徳島工場を指す）の砒素分析成績は陰性であると報告された。そこで私は今度は自分で遠藤中節名誉教授をその室に訪ね、是非もう一度分析を繰返して頂く様にお願いした。

遠藤名誉教授はもっと大量の粉乳を使わねばならないと云い、さらに浜本教授がこれまでの経過を話すと、食品中毒は疑いをもっただけでも、届け出の義務があるといった。浜本教授はそのことを知らなかったので、さっそく大森誠岡山県衛生部長に電話をして、午後4時に大学まで来てもらうことにした。

浜本教授が入院患者の廻診をしていると、法医学教室の神田講師がやってきて、森永粉乳からラインシュ法で砒素が証明できたと告げた。やってきた大森部長は、ことは重大なので森永乳業岡山営業所から取寄せたＭＦ５８０６、ＭＦ５８０４を、もう一度法医学教室で検査をするように依頼した。

24日「朝、昨夜法医教室で検査したＭＦ５５１６、ＭＦ５８０６からも砒素が検出されたといふ報をうけた」大森部長から県庁へ報道関係者が多数きているので、今からそちらへ行かすので事件の全貌を発表されたいという連絡があった。浜本教授は

1、患者の症状は砒素の慢性中毒に一致する。

2、患者が飲用している森永ＭＦミルクから砒素が検出された。

3、本症にたいしてはＢＡＬの注射が推奨に価する治療法である。

と約20人の報道陣に公表した。

翌8月25日の新聞では、各社そろって「ヒ素中毒」の記事を大きく報道した。しかし「各社そろって」森永乳業の名前は、見出しにはつけなかった。進歩的？な朝日新聞ですら「人工栄養児に奇病　岡山で3人死亡」とつけ、山陽新聞も森永乳業の名前は見出しには使用しなかった。記事の内容を詳しく読めば、森永ミルクにヒ素が混入していたことが分かるが、見出しだけでは「人工栄養児」全体の問題に受け取れる。25日にはすでに「奇病」ではなくなり「森永ミルクによるヒ素中毒」が科学的に証明されているのに、「奇病」とは、朝日新聞にも「社の都合」があったのだろう。

新聞報道とラジオの臨時ニュースの反応は大きく、乳幼児を連れた母親は各地の病院につめかけた。中でも岡山日赤病院では受付を待つ患者の列が病院内には収まらず、炎天下に病院の周り数百メートルもの長い人並みを作った。既述したように、その年の夏は4年ぶりの猛暑ということもあって、病児を連れた母親の写真をみると哀れさを感じる。この中には新聞の見出しだけを見てあわてて駆けつけた、森永ミルク以外の飲用者も含まれていた。新聞報道はいつも「社の都合」が優先して「読者の都合」は後廻しにされる。　（つづく）

（のせ　えいたろう）
e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か

――事件発生から60年 ◆2◆

能瀬　英太郎

五、粉乳へのヒ素混入経路

人工栄養児の「命の綱」である粉ミルクに、猛毒のヒ素が混入するなどということは、常識では考えられないことである。赤ん坊はまだ意味のある言葉は話せない。意思を伝えるのは泣き声と笑顔だけである。不快なときには泣き声をあげ、満足して機嫌のいい時には笑顔をみせる。泣き声には多様な意思表示が含まれている。お腹がすいても泣き、腹が痛くても泣き、オシメが濡れていても泣き声で表示する。

ヒ素中毒にかかった乳児は泣き続けたという。親はまさかミルクに毒が入っているとも知らず、嫌がる赤ちゃんの口にミルクを無理やり押し込んだ。下痢をしても皮膚が黒くなっても、痩せてきても、それを少しでも良くするためには栄養のあるミルクを飲ます事だと信じていたのだ。

乳児は生まれてきて、最初に口にするのは母親の乳房であり、人間として原初的な感覚しかまだ持っていない。成長するに従い、生物としての必要な感覚を獲得していく。それなのに一般の大人の基準で乳幼児食品の基準も決めている食品衛生法そのものが、そもそも間違っている。

小児科医がよく口にする言葉は、「子供は小型の大人ではない、大人とは全く別の生き物である」という。そのことからいえば、浜本教授の対応は小児科医として不適当な処置といえる。

それでは、ヒ素はどのようにして粉ミルクに入ったのか、岡大医学部では森永ＭＦミルクに添加されている物質の提出を徳島工場に要求した。送られてきたのは、ミルク缶に表示されている添加物13種で、それらからはヒ素は検出されなかった。参考までにＭＦミルクの缶には次のように書かれている。

森永ドライミルクは医師の指示に従って乳幼児用として作られた最も理想的な高級粉乳です。本品は純良牛乳に砂糖及び乳児に消化吸収し易い滋養物を加え其の他乳児の発育に必要な各種ビタミン塩類を添加して衛生的に乾燥粉末としたものです。

○蛋白質18・21％　炭水化物56・43％
水分2・00％　脂肪18・81％
灰分4・55％
熱量480カロリー（100g当たり）

○100g中の配分　乳固形物70・0g
滋養糖10・0g　蔗糖19・8g
コロイド性炭酸カルシウム0・2g

○ビタミンA2000IU
ビタミンA12　2Y　燐酸510・0mg
ビタミンB12　0・63mg
ビタミンC　4・0mg　鉄分　5・0mg
ビタミンB2　0・9mg
ビタミンD　400IU
ニコチン酸　4・0mg

ここに出てくる「第二リン酸ソーダ」はどこの研究機関にも送っていなかった。ものさかあの大会社が」といって取り合わなかった。そこで、森永本社に現物を添えて警告の手紙を送ったところ、速達で届いた

ビタミンB2　0・9mg
ビタミンD　400IU
ニコチン酸　4・0mg
カルシウム　800・0mg

8月29日付の山陽新聞朝刊には次のように書かれている。

森永ドライミルク中毒事件の原因はドライミルク製造工程中に使用した安定剤の第二リン酸ソーダにあることが二十八日、徳島県衛生部と森永乳業本社とで明らかにされた。岡山で事件が表面化した二十四日以来、国立衛生試験所をはじめ各県衛生部ではもっぱら添加物十三種類のヒ素検出と混入経路の調査に当たっていたが、その真因がつかめなかったため、徳島県衛生部では表示以外の添加物が混入されているものと推定、二十八日問題の第二リン酸ソーダが使用されていることを知り、これを調査した結果、相当量のヒ素を検出したものである。森永の徳島工場幹部の説明によると第二リン酸ソーダは今年の四月十三日から八月二十四日までの間安定緩衝液（酸度を調節する）として使用していたもので、第二リン酸ソーダは大阪市内の松野製薬の製品であることが判明、原因探求の網はぐっとしぼられた。

ここに出てくる「第二リン酸ソーダ」はどこの研究機関にも送っていなかったものである。うがった見方をすれば、森永乳業では原因物質のヒ素が第二リン酸ソーダに含まれていることを、それまでに感づいていたのではないかと思われる。そのことを裏付けるような記事も掲載されている。

「…徳島工場関係者においてはヒ素中毒が第二リン酸ソーダにあることを去る十六日ごろウスウスと感づいていながら同夜市内の薬局を回って局方品を買い集めようとした事実が浮かび、この点共同謀議として動かせぬ立証がえられた。」（9月9日付山陽新聞朝刊）

8月16日といえば日赤病院からの問合せを受けて、徳島工場長が岡山へ抗議にやって来た3日前になる。

もう一つウスウス気づいていたと思われる事例がある。

ひとつは保健所に通報した奈良県の開業医、簗瀬義亮の事例である。簗瀬は、1955年7月半ば以来診療経験から森永製粉ミルクへの毒物混入を確信し、その旨保健所へ届けた。ところが、保健所は「まさかあの大会社が」といって取り合わなかった。そこで、森永本社に現物を添えて警告の手紙を送ったところ、速達で届いた返信には丁重な言葉で簗瀬の誤診が決めつけられていた。簗瀬は再度、森永に手紙をおくったが返答はなかったという。（中島貴子「森永ヒ素ミルク中毒事件五十年目の課題」社会技術研究論文集 Vol.3, 90-101, Nov.2005）

六、なぜ第二リン酸ソーダを使ったのか（1）

「当時、徳島工場は育児粉乳市場の過半を占めていた、森永ドライミルクの関西方面の主力工場」（『森永乳業五十年史』155P）で製品は西日本一円に出荷されていた。既述したように、赤ちゃんコンクールなどの宣伝効果もあって、森永製品は各地のシェア争いにおいて優位な地位を占めつつあった。昭和25年10月に発売されたビタミン入り森永ドライミルクが評判を呼び「ビタミン入り森永ドライミルクのスイ星のごとき出現は、世の指導層とくに医師、助産婦、保健婦から絶賛を受けた」（前掲書235P）

粉ミルクの原料となる牛乳生産はそれほど増加しなかったので、乳業メーカーに

とっては原料乳確保が大きな問題であった。徳島工場においても近郊の酪農家からの供給では足りず、ひろく愛媛県などにも足を伸ばした。牛乳は特に腐敗しやすいもので、気温が上昇する夏場に集荷した牛乳を加工して粉ミルクを製造する場合、困難がつきまとっていた。鮮度のいいものは問題ないが、鮮度の落ちた牛乳で粉ミルクを製造すると、乳児に与えるときの溶解度が悪くなった。お湯で戻した時に「ダマ」になるのである。その解消策として森永は第二リン酸ソーダを使うようになった。これは本社からの指示で、他工場でも使用されていたようである。徳島工場では昭和28年4月15日から全部で10回、第二リン酸ソーダを仕入れている。問題のヒ素中毒の原因となったのは、30年4月10日80kg、5月10日100kg、7月30日100kgの3回にわたって納入された薬品である。

問題の薬品は、日本軽金属清水工場で、ボーキサイトからアルミナを製造する過程で生じた産業廃棄物であった。同工場では昭和29年11月、静岡県を通じて厚生省に問合せをしている。この廃棄物が「毒物取締規則に触れるかどうか」ということについてである。しかし実際に回答があったのは、事件発生後の30年11月になってからであった。回答が遅れている間にこの廃棄物は一人歩きをはじめた。同工場ではこの産業廃棄物を分析したところ、燐酸成分が多く含まれているため、瀬戸物の塗料用として新日本金属化学に売り渡した。買った会社は使用したが、うまくいかなかったので、「粗製リン酸ソーダ」として大阪の丸安産業へ30年4月に売り渡した。丸安産業から大阪の松野製薬へ松野から徳島の協和薬品に納品され、それが森永乳業徳島工場へと流れたが、この間には精製脱色され薬品らしくなっていた。

同じ品物は別のルートで南静化学工業から国鉄（現JR）へ売り渡された。国鉄が買い入れた目的は、機関車のボイラーを洗浄するためだった。国鉄が品質検査をしたところ、ヒ素の含有量が多かったので、取り扱う職員の健康を考えて返品している。

「森永でも検察官が証拠品として押収している問題の薬物の分与をうけて、国立衛生試験所、東大木村研究室、財団法人工業振興会に、品質検査を依頼したところ、三つの試験の結果は、この品の本態は『第三リン酸ソーダ及び砒酸ソーダその他の混合物である』とのことだった。」（『森永粉乳中毒事件の補償等に関する意見書』以下単に「五人委員会意見書」と略称する）に書いている。森永はそのような薬品を検査もせずに乳児の食品に使っていた。

それでは粉ミルクに含まれていたヒ素の量はどれくらいかというと、ロット番号によりバラつきがある。「同工場は最近原料バカリがこわれており、目分量で第二リン酸ソーダを混入していたことが判明した。」（9月3日付け山陽新聞朝刊）

「…予試験Reinsch反応に於いては判然としなかったがGutzeit法により、同粉乳に、可也多量の砒素を含有するものと認め、更に、定量の結果、同MF55515、55516、55506の100g中より夫々、1·8mg、2·4mg、2·6mgを検出したのである。（略）四月二十五日（注·製造日付け、以下も同じ）の如く100g中4～5mgを、亦、四月十二日2·3mg五月二日2·7mg等の砒素を含むかと思えば五月六日乃至五月十一日の製品にいたっては含有せず、五月下旬にいたっては、今事件中最大の含有量を示して、100g中5～6mgとなっており、六月に於いては、2·5mg～4mgで概して大差なく、六月二十九日製品にいたって再び2·6mgを検出し、この含有量は今事件に於いて県が入手し得た最も新しい八月十三日製品に迄含有して居たのである。」（「発生記録」31P）

岡大病院の入院患者61人が掲載されている「発生記録」の一覧表の中で、死亡者のタンク車を新三菱重工三原工場で、同社と共同開発している。そのため「夏季長距離輸送を行っても原乳温度の上昇はほとんど

使用目的
イラー、機車
斗（浸散剤
スクグンレ、ンウププ、ニパーーン
薬、食品

事件発生後の30年11月になってからであった。「三者会」遅れている間にこの薬業者は一

岡大病院の入院患者61人が掲載されている「発生記録」の一覧表の中で、死亡者の飲用缶数を見ると最も多い人で40缶、最も少ない人で7缶とされている。その後軽快退院して20歳過ぎて死亡したNさんは25缶飲用、入院当時は中症患者とされていた。また15缶飲用して当時軽症患者とみられていたMさんは、現在も後遺症のせいとみられる知的障害者で、背丈が非常に低い状態である。これらから推測できるように、乳児の「命のカテ」とする粉ミルクがズサンな安全管理のもとで生産され、その結果、飲用者の人生を大きく狂わせた責任を森永は否定することはできない。

七、なぜ第二リン酸ソーダを使ったのか（2）

牛乳は腐りやすい食品だと、私は前項で書いた。夏の早朝宅配された牛乳を取り込むのを忘れ、昼前になって気がついて冷蔵庫にいれて、後から飲もうとしたらすでに腐敗していた経験を、年輩の人なら持っていると思う。現在では宅配の箱に冷却材が入っているので、そのようなことはなくなった。

森永乳業は昭和26年、牛乳輸送用の保冷

に「三十八委員会意見書」と総称する）に書いている。森永はそのような薬品を注意も

タンク車を新三菱重工三原工場で、同社と共同開発している。そのため「夏季長距離輸送を行っても原乳温度の上昇はほとんどなく、乳質保持がきわめて容易になった。」（『森永乳業五十年史』１５５ｐ）と書いている。

その保冷タンク車をなぜ徳島工場に配備しなかったのだろう。保冷タンク車で運んでいれば、第二リン酸ソーダを安定剤として使う必要はなかったのである。保冷タンク車を配備するより、薬品をいれてコトが足りるのなら、そのほうが安上がりだと考えた利益優先の結果、この事件を引き起こしてしまったといえる。

森永は一貫して「薬屋にだまされた」とうそぶいているが、飲用者は「森永の利益優先主義に殺された」のだ。試薬一級品の第二リン酸ソーダを使って、いままでなんの問題も起こらなかったのに、それとは別の薬剤が納入されたと強弁しているが、実際は「工業用第二リン酸ソーダ」を注文していた。『工業大辞典』で１９６０年度の第二リン酸ソーダの需要部門特別出荷実績を調べてみると

含有」して言ったのである」（二年生記録」一一p.）

用途	数量	使用目的
清罐剤	1,024t	ボイラー、機関車
染色	335t	染料分散（浸透）剤
洗剤	131t	ソープレスソープ、クリーニングコンパウンド
その他	77t	医薬、食品

となっているが、95％以上が食品以外の用途につかわれていることがわかる。それをよりによって乳児用のミルクに使うとは、問題が起らなくても食品製造業者としての神経が疑われる。

8月29日未明に記者会見した山口厚生省衛生局長が国立衛生研究所の分析の結果について発表している。

「…▽MF５４２４＝１gの中から亜ヒ酸として30ガンマー▽MF５４２２＝１gの中から35ガンマー▽MF５５２９＝１gの中から34ガンマーがそれぞれ検出された。一グラムの中に30ガンマーが含まれている場合、生後半月の乳児が一日に70ｇの粉ミルクを飲むと、２㎎～４㎎を亜ヒ酸として飲んでいることになり、この量では中毒を起こ

すのが当然で永い間続けると死亡することになる。乳児の一日の致死量は20mgである。」（8月30日付山陽新聞朝刊）

次は事件が発覚した後に、第二リン酸ソーダを森永乳業に納入していた協和産業に、新聞記者がインタビューした記事を引用する。

問　森永との売買契約をしたのはいつごろか。

答　正式に契約はしていない。主に電話で注文があり、その都度松野製薬＝大阪市東区平野町二丁目＝へ注文をしていた。取引を始めたのは確か二十八年の春ごろだったと思うが店に残っている帳簿では二十八年十月二十九日に納入したのが一番古い記録だ。一カ月平均七十キロずつ入れている。

問　工場から注文して来る時「日本薬局方による第二リン酸ソーダ」と指定して来なかったか？

答　指定したことはない。「第二リン酸ソーダ」とだけいって来るのでこちらも松野製薬へ注文する時「日本薬局方のもの」とは伝えていない。だから薬局方によるものは一度も納めたことがない。従って純度の高いものではなかったことだけは確かだ。日本薬局方による第二リン酸ソーダのヒ素の許容量はソーダ百グラム中ヒ素0・005グラムだが、悪い品だとヒ素の量もふえるだろう。メーカーがどこか知らぬ。

問　薬の用途を聞いたことがあるか。

答　ない、あのような工場は薬品の使途を秘密にしたがるから聞こうともしなかった。清カン剤、緩下剤に使われる薬だから牛乳の空カンでも洗うのだろうと思っていた。使途だけでもはっきりしてもらえたら、こちらでも純度の高いものを送ったのに……。（昭和30年8月29日付　朝日新聞）

その後「工業用第二リン酸ソーダ」の発注伝票が徳島工場から発見されたが、森永乳業は一貫して「薬屋にだまされた」と云いつづけている。「検察側が欺罔の被害者である森永を責めるに急で、積極的に欺罔行為をもって毒物としりながら徳島工場に納入した松野製薬（株）および森永と同様に、前記松野製薬（株）のすり替えを見破れないで、結果として松野の欺罔行為を助けた協和産業（株）が、なんら追及されることなく今日にいたっている点については、法律論としても、社会正義の観点よりなにびとも首肯し得ないところである。」（『森永乳業五十年史』157P）

昭和48年2月20日に、森永臨時工・パートタイマー労働組合から、守る会へ来た手紙があるので、その肝心な部分を紹介しよう。「なぜヒ素が混入したかについては、森永乳業の元工場長の報告が正確にのべている。曰く『工業用第二リン酸ソーダも局方や第一ソーダも実質には違いはなく、小瓶に入っている局方試薬など買っていては製造に間に合わぬから、木箱入りの工業用を買っていた』と。」と書いている。それを検査もせずに乳児の粉ミルクに使ったのだ。

この手紙に書いてある重要部分は、会社は「試薬一級品」を注文したと云い張っているが、それと工業用とはすでに荷姿において違っているので、見ただけでわかるというのだ。試薬は小瓶入りで工業用は木箱にはいっている。小量入りの小瓶を何本も使うより量の多い木箱入りを使う方が、時間のロスが少ないといっている。

（つづく）

（のせ　えいたろう）

✉ e-nose@taupe.plala.or.jp

年末の衆議院選挙

工作室」

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か

——事件発生から60年 ◆3◆

能瀬　英太郎

八、被災者同盟の結成

森永粉ミルクにヒ素が混入しているとの報道で、各地から岡山市内の病院には患者がつめかけた。日赤病院では病室がたりなくなり、廊下にまでベッドが並んだ。乳児が入院すれば、母親も一緒に付添い入院しなくてはならないので、病院は人であふれた。

岡崎哲夫は長女のゆり子を日赤病院に入院させていた。岡崎はゆり子と同室の重症児をみていると、生後間なしにこのような生命の危機に遭遇して、治ったとしても大人になるまでに何らかの障害が出ないはずはないと思った。8月27日に岡崎は「森永ドライミルクによる被災家族中毒対策同盟趣意書」を作成して、日赤病院入院家族に配ったところ、岡崎の危惧に同調して即座に同盟参加者が集まった。そのことが新聞で報道されると、各地から問合せが殺到した。

岡山では日赤に続いて岡大病院、倉敷中央病院に被災者同盟が結成された。森永への要求は①治療費、通・入院費、療育費の全額負担。②ヒ素による後遺症の場合の補償的措置。③患者家族の蒙った物質的・精神的被害の補償であった。

9月3日には岡山県下の被災者が集まって、総決起大会が開催された。その結果、全岡山県の被害者として同一行動をとることが決まった。そのあと代表委員に選ばれた人が、森永乳業岡山駐在員室を訪れ同盟結成を告げ、今後は同盟と会社が協議して事件処理をしたいと申し出た。森永乳業の回答は冷淡で同盟を患者代表とは認めず、協議もしないと突き放した。九月四日には香川県、広島県の代表が来岡して連絡会議が開かれ、今後は中、四国が同一歩調をとることを確認した。

9月7日になってようやく森永本社から中山営業部長が来て、岡山同盟の代表と会った。岡山同盟は①治療費、通入院費、療育費の即時全額負担②後遺症の補償措置③死者250万円、重症者100万円、中症者70万円、軽症者30万円を支払うよう要求した。森永側は9月12日に文書で回答すると確約したが、9月11日になって回答できないと通知してきた。

9月18日には大阪、和歌山、奈良、広島、香川、滋賀、岡山の代表が討議した結果、全国組織として「森永ミルク被災者同盟全国協議会」（以下全協と略称する）の結成が決議された。各地からの報告では、入通院にかかる費用等による困窮、後遺症の不安、森永の不誠実な対応、費用支払いの地域による不平等などが報告された。森永乳業の中山営業部長に岡山同盟が要求した線で、全協も歩調を合わせることが決定した。

森永乳業は9月25日になって岡山同盟に回答してきた。

① 治療費は全額負担

② 支払い済みについては調査の上支払う

③ 入院、退院患者には一律1万円贈る
④ 通院患者には通院費を含む諸雑費として1人3000円の見舞金を贈る
⑤ 入院患者の付添費は患者1人につき付添1人を負担
⑥ 通院患者の付添費半額負担は回答できぬ
⑦ 4月から8月の間に買上げたドライミルクの代金返済は目下回答できない
⑧ 後遺症補償問題について具体的に回答できる段階ではない。

10月3日から3日間森永と全協が交渉した結果、付添費1日430円、通院の交通費実費、通院の諸費用1日150円、見舞金の3000円に2000円を追加、ミルク代の払い戻しの意味で別にミルク3缶を贈るなどが決まった。次回10月23日の交渉では、死者に対する弔慰金の試案を提出すると森永乳業は回答した。ところが10月17日になって森永社長大野勇から、全協委員長岡崎哲夫宛の速達で回答延期を通告してきた。

10月22日の新聞では「森永ミルク中毒の補償問題について森永から何分の指示を得たいという申し出があったので、厚生省では森永に対し、中立の立場にある有識者の委員会を作って解決を一任することを勧告した」という厚生省の発表を報じた。10月23日の森永乳業本社と全協との第二回交渉では「実は突然に五人委が出来て、我々は厚生省に呼びつけられ弔慰金でも慰謝料でもその他一切の問題でも、今後全協とは話合ってはならんと命令された」と森永社長大野勇と重役の七海久が云った。

九、第三者委員会（1）
五人委員会

公害における第三者委員会とは、当事者以外で構成する委員会をいい、あたかも中立的な立場に見せかけて、実はそれを隠れ蓑にて加害企業よりの結論をだすことを使命とする。委員には学識経験者、とか有識者と呼ばれる人が選ばれ、権威に弱い日本国民の弱点を利用して結論を被害者に押しつける。行政機関においても○○審議会など、あらかじめ結論が決まっているにもかかわらず、学者などがいかにも審議をして結論をだしたようなポーズで、行政機関の政策実行にお墨付きを与えることを役割としている。審議会委員などに選らばれることは、御用学者の世界では大変名誉なことで、それが「ハク」になるし、将来利権のオコボレにありつくことに役立つことがある。これが私のくだした「第三者委員会」の定義である。五人委員会の委員に選ばれたのは、次の方々である。

内海丁三　日本放送協会解説委員、駒澤大学教授、元産業経済新聞時事主幹
小山武夫　医学博士、東京済生会中央病院院長、元東京都衛生部長
田辺繁子　専修大学講師、人権擁護委員
正木　亮　弁護士
山崎　佐　医学博士、法学博士、弁護士、元公安審査委員長、元日弁連会長

五人委員会の設立が報道されたのは、10月22日付けの新聞である。しかし、同日すでに第一回の委員会が開かれていることをかんがえれば、森永救済にむけて厚生省は10月初めから動きだしたことが推測できる。

「森永粉乳中毒事件の補償等に関する意見書」（以下単に五人委員会意見書と略称する）の冒頭、第一章第一節「本委員会の成立と性格」で次のように述べている。「多くの被災者と森永との考えには、相当の隔たりがあり」と述べさらに「…当局は、吾々五人に委員会を結成し『森永乳業株式会社徳島工場が製造した粉乳による中毒事件』（以下単に本件と略称する）の補償問題並びにこれに附随する事柄に関する意見書を

作成するよう希望があり、また森永は、その意見書による解決策を誠実に履行すると確約し、且つ当局もその意見書の趣旨を尊重するというので、吾々はこれを了承し、直ちに、委員会を結成しこれを『五人委員会』と称して発足した。従って本委員会は厚生省附属の委員会でもなく、また森永の委員会でもなく、固より被災者側の委員会でもないのであって、ただ第三者として公正妥当と認める本件補償問題解決策の作成を主たる任務とする委員会である」と書く。

補償問題の斡旋を行うことを表明しているのであるが、「森永が解決策を履行すると確約」と「当局も尊重する」といっているが、肝心の被災者の意見を「蚊帳の外」にして問題にしていないのである。「第三者として公正妥当」はもう最初から崩れているのだから、そこでだされた補償案は「公正妥当」とは云えないのではなかろうか。被災者側は五人委員会の設立に反対しているのは、看板に掲げた「公正妥当」が信用できないからである。「固より被災者側の委員会でもない」と特に強調していることからわかるように五人委員会の出した結論は、被災者を納得させるものではなかった。この時までに厚生省が把握していた被害者数は、患者11778人、死者113人、総計11891名であった。（因みに平成25年現在までに厚労省が把握しているヒ素中毒患者の死者数は1170人である）五人委員会が出した主な補償額は

一、死亡者への補償額25万円。
二、生存者は重症、軽症を問わず1万円。
三、後遺症の心配は殆どない。
四、森永は入院患者に追加を約束していたようだが、限度は2千円迄にすべき。
五、今まで森永が支払った見舞金はこれらから、差し引く。

「五人委員会の結論は十二月十五日に発表された。所が驚く勿れ、翌日にはすでに意見書全文を印刷したパンフレット（内海丁三氏の時事新報社で印刷したもの）と、『五人委員会の裁定を直ちに実行するとゆう森永の通告とが全被害者に発送されたのである。そして翌日までには、全入院者に二千円、通院者に五千円の現金書留が『金員を慰謝料として正に領収しました』と印刷した官製ハガキの領収書と共に送りつけられたのである。」（『森永ミルク事件史』78P）

五人委員会意見書　第五章補償問題「第五節後遺症問題」での「後遺症の心配は殆どない」について全文を引用すると「本件の中毒症には、概ね、殆ど後遺症は心配する必要はないといってよかろう。今なお引続き治療をうけているものは、後遺症ではなくして原病の継続である」と結論づけた。意見書全文3248O字を使い森永を弁護し、後遺症への言及は僅か70字である。これが「公正妥当」の看板を掲げて登場した五人委員会の正体である。

乳幼児のヒ素中毒は人類初の経験でありながら、3ヵ月あまりの短期間の経過観察で「後遺症の心配はない」との結論を出すのは余りにも無責任であろう。この結論を導くための証言をしたのは次の人たちである。

・第二回委員会・10月26日
栗山重信　東京大学名誉教授、元東大小児科教授
大森誠　岡山県衛生部長
小林彰　東京都公衆衛生部長
・第三回委員会・11月2日
西沢義人　大阪大学医学部小児科教授
石橋卯吉　大阪府衛生部長
・第四回委員会・11月9日
浜本英次　岡山医科大学小児科教授
斎藤俊保　広島県衛生部長
東家斉　徳島県衛生部長

五人委員会意見書の第六章結論「第一節

総説」の1では「この結論は、先に詳記した通り、あくまでも森永の道義上の責任に、習俗上の責任を考慮しながらきめたものであって、その法律上の責任については全然触れていないのである。」と述べているが、法律上の責任が確定したのは、事件から十八年が経過した昭和48年11月28日のことであった。

十、第三者委員会（2）
六人委員会

委員の人数が六人であったことから「六人委員会」と称し、会頭が大阪大学医学部教授西沢義人であったため「西沢委員会」とも呼ばれることもある。当委員会は昭和30年10月6日厚生省から日本医師会へ要請があり、日本医師会を経て小児保健学会で協議の結果、委員が選定されたものである。この委員会に課されたのは「砒素化合物を経口的に摂取した場合の砒素中毒患者の診断基準並びに治療指針等の作成」であった。委員は次の諸氏である。

会頭・西沢義人（大阪大学教授）、浜本英次（岡山大学教授）、北村義男（徳島大学教授）、中村恒男（京都府立医大教授）、平田美穂（兵庫医大教授）、吉田邦男（奈良医大教授）

この委員会で決定された基準（以下の区分については診断基準と呼ばれている）

中毒症の区分を第一度、第二度、第三度と呼ぶ（軽症、中等症、重症の言葉は使わない方がよい）

【下記条件に該当するものを第三度と呼ぶ】

MF印調製粉乳を飲用して

（1）死亡したもの（但し昭和三十年八月二十四日以後に死亡したものに限る）

（2）生存者について

a 必須条件

(イ) 原則として強度の色素沈着し但し重症者にして色素沈着が軽度の者もあり得る。(ロ)強度の肝臓肥大（三横指以上）且硬化。(ハ)強度の血液変化（極期において赤血球二五〇万以下、ヘモグロビン四〇%以下、白血球四千以下の三条件を具備することを要す。

b 附帯条件

(イ)発熱、(ロ)心臓障碍（心電図、レ線像の変化を認めうる者が多い）。(ハ)脳症状（全身痙攣、アパチー、意識消失、昏睡、ツレモール）。(ニ)浮腫。(ホ)黄疸。(ヘ)腹水。(ト)尿所見（ウロビリノーゲン増加、ミロン反応陽性）。

【下記条件に該当する者を第二度とする】

a 必須条件

(イ)血液像の変化（赤血球三千万以下、ヘモグロビン五〇%ザーリ以下、白血球五千以下の三条件を具備することを要す）。(ロ)色素沈着、(ハ)肝肥大（二横指以上）且硬化。

b 附帯条件

(イ)発熱。(ロ)心臓障碍（心電図の異常、レ線像の肥大）。

【下記条件に該当する者を第一度とする】

(イ)色素沈着。(ロ)肝肥大（約二横指）。(ハ)軽度の貧血及び白血球分析に於いて好中球少二〇%以下。

〈但し書〉色素沈着は原則として必須条件であり、他の二条件を具備しなくとも、中毒患者ならしうる。他の二条件があっても色素沈着をかき、而も中毒と判定するためには、他の確実なる検査（例、尿又は毛髪より砒素を証明する等）を必要とする。

〈付記〉第一度、第二度、第三度とも上記症状の外に脱毛、皮膚炎、砒素天疱瘡、骨レ線像等比較的砒素中毒症に特有な症状の有無軽重を考慮にいれる。

【治癒判定基準】

（1）必須条件

(イ)一般症状が完全に消失していること。(ロ)血液像が略正常に復していること。(ハ)肝臓が柔らかくなり大きさも二横指以下に縮小している事。

(2) 附帯条件

(イ)心電図が正常に復していない者は、以後の健康管理を要す。(ロ)眼症状が正常に復していない者は、以後の健康管理を要す。(ハ)色素沈着は多少残存していても顧慮するには及ばない。(ニ)中毒者で以上の基準外にあると思われる者は、専門的な検討により決定すること。

引用した「診断基準」について云えば、ヒ素中毒患者としての認定が厳密すぎることである。それに比べて「治癒判定基準」は逆にゆるやかなことである。診断基準であれほど厳密にとりあげていた「色素沈着」について、「多少残存していても顧慮するにおよばない」と一転放置してしまったのだ。入口（患者認定）を狭くして、出口（治癒判定）を広くした結果、殆どの患者を治癒させたことになる。これについて学者からの反論を引用する。

「森永ヒ素ミルクを飲用して『ヒ素』などが体内に入って健康を障害したという被害の事実を認定したのではなく、むしろ『ヒ素』が体内に入ってのち「診断基準」にあてはまる症状があるかないかという観点からの認定でした。ですから、西沢委員会の診断基準にあてまらないからといって、被害者名簿からはずし、森永の企業責任にもとづく補償の対象外としたのは誤りであったというべきです。」

（『森永ヒ素ミルク中毒事件―京都からの報告』１８１Ｐ）

次は昭和49年1月24日の民事裁判で原告側の証人として証言した日比逸郎の批判である。

辻　それでは診断基準自体に問題があったといわれる点はどういう点であったのですか。

日比　二つあると思います。その一つは、診断基準の最初のところを読むと、死亡者は昭和三十年八月二十四日以後に死亡した者に限るとあります。それ以前は認定しないということであります。これは、砒素を含有する森永ミルクが市場に売り出され、子供たちがそれを飲み、中毒症状が発生した時期がすでに四月、五月にさかのぼっていることを考えれば全くおかしいということ、これが第一であります。生存者についていうならば、この診断基準は色素沈着ということに固執して、それをあまりにも重要視して、他の症状というものを非常に軽視する結果になっているところに問題点があると思います。

さらに「一言でいいますと、非常に他の病気の混入を恐れた基準で、他の病気がまちがって砒素中毒だと診断されることを極端に神経質に拒否している基準です。」「診断基準の方で非常にきびしすぎる問い方をしている。治癒基準の方では非常にズサンな治癒判定をしている。その結果、被害が極端に実体以上に縮少されて出てくるという結果を招いております。今後はなおっていない患者までみんな治ってしまうようなズサンな診断で切り捨てられた、つまり被害者にとっては大変迷惑な診断基準と治癒基準の組合せだったと思います。」（『森永ミルク事件と裁判』２９３～２９４Ｐ）

（つづく）

（のせ　えいたろう）

e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か

――事件発生から60年 ◆4◆

能瀬　英太郎

十一、被災者同盟の解散

五人委員会の意見書が発表された昭和三十年十二月十五日、九府県の代表が集まって全協第七回代表者会議が大阪で開かれた。全協は声明を発表し、意見書には反対し森永乳業との再交渉の要求と、それに応じないなら不買運動を中心とする実力行使によって闘うことを宣言した。森永乳業は十二月十八日に会見することを約した。

十八日、森永乳業はあくまで五人委員会の結論を譲れないとしたので、徹夜の交渉になった。翌朝、全協は最後の決意として最終要求書を提示した。

1、死者弔慰金五十万円を支払え。
2、定期検診制度の確立。
3、今次砒素中毒症の研究機関の設立。
4、今後6年間必要な患者（重、中等症）に対し毎月二千円の体力回復・健康管理費の支払い。

これらの要求に対して二十六日の森永回答は「五人委員会の意見書は妥当と考えるので要求1、4には応じない。死亡者には一周忌香華料金一封と患者の健康管理のため、ベータドライミルク若干を差上げる。要求2は当局や医療機関と協議し具体策を作成したい。これ等の回答に不満で全協は不買運動に踏み切った。

不買運動の具体的成果としては、香川県の国鉄物資部は森永ドライミルクの扱いを中止し、高松市琴電百貨店は森永製品をボイコット、広島の国鉄物資部も森永ドライミルクの販売を中止した。しかし、一般市民への不買運動が浸透するまでにはいたらなかった。敗戦後十年しか経過しない時期では、まだ森永ミルク被害者の苦しみに共感する思想は国民の間に広がらなかった。

それとともに全協の要求を逆手にとった森永のポジティブキャンペーンが、巧妙に繰り広げられていたことも、不買運動の拡大を阻んだ。五人委員会へ被害者になりまして「森永の措置には十分満足している」、「森永に感謝している人がたくさんいる」さらに「騒いでいるのは一部の人だけである」などの声をよせた。また読売新聞の「気流」への投書「死者二五〇万円、重症者一〇〇万円（略）の補償金を要求しているようですが、洞爺丸や紫雲丸その他の事故の犠牲になられた人々でも、これほど多額の補償金を要求したことはありませんでした。（略）なんだか子供を金にかえるようで、かえって同情を失い、世人から変な目で見られることになりかねないと思います。」（昭和三十年九月十八日付け）

洞爺丸、紫雲丸の事故による補償額は、五人委員会の死亡者補償の参考事例として意見書の中に取り入れられている。この事故の補償額を詳しくしっているのは、普通の読者ではない。状況証拠から森永関係者の自作自演の疑いは拭えず、投書を利用し

て「被害者は子供を金にかえようとしている」とのキャンペーンをはったことは間違いない。この投書が被害者にはトラウマとなって、その後の補償金要求を拘束することになった。

事件から二年後に発行された『森永ミルク事件史』は、被災者同盟の結成から解散までの経緯を記述した唯一の書物である。この中では、加害企業森永がなりふりかまわず、組織を混乱させ弱体化に至らしめた経緯が書いてある。

「会社側は代表委員の前歴を調査し、盲点の発見に努力した。そして借財を有する者には金銭をちらつかせ、名声を欲する人には栄誉で誘惑した。弱い同盟では相手にもされなかった。だが今では、日に日に強大化する組織の陰に宴の音楽がひびき、陰謀が巡らされるようになった。」(『森永ミルク事件史』36P)

全協代表は十一月末に国会内で岡山県選出の中原健次衆議院議員、千葉県選出の吉川兼光議員と会談をしている。その折「云うも恥ずかしいことだがこの委員会(社会労働委員会)に列席している議員の中にすら、多数森永の手が回っている事実がある。余りといえば余りの事態である。被災者同盟の指導陣に対しても勿論森永は腐敗工作をなしている。」(前掲書63P)と嘆いている。

翌昭和三十一年になっても、全協は森永乳業と交渉を続けたが、七海重役の回答は「会社が何とかしてあげたいと思っているのは全国でも四、五十人、多くて二百人程。その他は砒素中毒と関係のない他の病気、五人委員会の線は絶対に崩せない。全協と同盟が解散すれば使った費用は返すが、それは多く見積もっても二百万円くらい」と二月二十七日にはいう始末だった。

三月二十二日から二十七日にかけて全協代表は森永、厚生省に対し会談や陳情を重ねた。その間国会議員にも側面援助を依頼した。その結果、厚生省は後遺症対策として関係都府県へ精密検診実施について通達(厚生省衛発第183号)をだした。それによれば対象者は①通入院等により現在治療中の患者。②回復者であっても予後後遺症につき不安を感じている者を、各科を具備した医療機関をあっせんし、中毒が原因と考えられれば治療を受けるよう指導する。その費用は森永が負担する、というものであった。

四月九日全協と森永乳業は、同盟解散金六百五十万円を出すことなどで妥協が成立して、覚書をかわした。四月十三日に岡山で全協代表者会議が開催され、北村藤一(大阪代表)から妥結案の説明がなされた。その中の重要点を抽出すると次のようになる。

A　覚書

1、森永乳業は厚生省衛発第183号の実施を積極的に誠意をもって努力する。

2、森永乳業は本中毒によって将来、医学的後遺症と認むべき事例が確認されたときには誠実にして妥当なる補償を行う。

3、全協は右二項の確認をもって結成の目的を達したものとして解散する。

4、森永乳業は解散に際し結成以来要した費用を解散後支払う。

B　世話人設置に関する件

1、府県が斡旋指定した総合医療機関で精密検診の結果、MF中毒、それに起因すると疑われる患者、特に考慮を要する患者と会社間の円滑を期す目的で、双方の信頼する人物を委嘱する。

C　治療票の件

1、衛発第183号による精密検診の結

果、引続き治療を要する患者には治療票を指定医療機関で交付する。これを提示すれば無料で治療を受けることができる。

2、3（略）

4、精密検診の為の交通費は会社が負担する。

D　一周忌香華料、研究機関等の件

1（略）

2、会社は研究助成の機関として公益財団法人を設立する。

十二、大量生産・大量消費
＝大量被害の必然性（1）

昭和三十年から日本経済は上昇に向かい、後年「神武景気」とよばれる期間に入った。大量生産された商品が国民所得の増加により大量消費されるようになり、「消費は美徳だ」との言葉が大手をふってまかり通った。戦争中は「贅沢は敵だ」という国の宣伝で「節約」が美徳とされていた国民の意識が、十年たってようやく変わりはじめた。それを扇動したのがマスコミによる広告宣伝で、中でも森永乳業は巧みな新聞広告を使って母親たちを洗脳し、結果的に被害を拡大する役目を果たした。

「一九五五年、森永乳業の粉ミルクを飲んだ一万三千人もの乳児がヒ素中毒にかかり、約百三十人が死亡するという事件が起こった。原因は、森永が粉ミルクに使用した添加物にヒ素が含まれていたためだった。

森永の粉ミルクを飲んだという共通点が明らかだったにもかかわらず、発生当初は奇病扱いされ、森永の責任が問われるどころか、因果関係も認めようとはとしなかった。そこに電通が深く関わっていたことが発覚し、世論から大きな非難を浴びることになるのだが、結局、森永が自社の粉ミルクに混入したヒ素が原因だと認めたのはなんと十五年後の一九七〇年。それまで森永は賠償どころか、事件を闇に葬ろうとする動きすら見せていたという。

しかも、ヒ素混入の事実とそれが原因で多数の死者が出たことは認めたが、納入業者の責任であり、自分たちには責任はないと主張した。

この事件で電通がまずやったとされるのが報道規制だ。もちろん、森永は多くのメディア（この時代は新聞が主流）にとって大スポンサーである。ということは、電通にとっても上得意様ということになる。森永を守ることで、通常の広告とは別に、森永から電通に工作費用が流れた可能性も否定できない。」（苫米地英人著『洗脳広告代理店電通』２０１３年5月11日発行１１７、１１８Ｐ）

この著書には事件について事実関係に間違いがあるものの、電通までからんで世論誘導をしたことが明らかにされている。

森永乳業が昭和二十八年八月から三十年八月まで、山陽新聞に掲載した広告について調べてみると、月平均二回は出している。それも三段から五段を使い、小さい時で半分だが大抵は通し広告である。二十九年、三十年の一月一日付けで全面広告を掲載している。森永製菓は乳業に倍して広告を頻繁に掲載している。当時の山陽新聞への広告で一番掲載回数、段数が多かったのは、森永グループで断然他を引き離している。

当時の山陽新聞を広げてみると、記事の下に三段くらいに何社かの広告が入り、単独でのものは少ない。森永乳業・森永製菓のように定期的にそれも頻繁に広告を提供されれば、「社の都合」で「森永粉乳」が「人工栄養」に変わることくらい朝飯前のことだろう。

新聞は十年前までは日常的に大本営発表

を垂れ流ししていたのだから、付け焼刃の「報道の自由」は唱えても、実質は何もかわっていなかったのだ。

昭和二十八年九月に岡山で初の民間ラジオ局「山陽放送」が開局した。すると早速、森永乳業は「母子歌くらべ」のスポンサーになっている。新聞広告ではそのことを宣伝し、ラジオ番組への母子の参加を呼びかけている。当時は娯楽が少なかったので、ラジオを聴くことは楽しみの一つだった。岡山ではNHKが独占だったところへ山陽放送が加わり、初めてコマーシャルが番組の間に流れ、聞く者に強い印象を与えた。

森永乳業の新聞広告は、対象を母親に絞った手法で、育児指導的な文章をイラストや写真と取り合わせて使っている。育児指導の文中に、数行ミルクの宣伝文を巧妙に挿入しているのだ。たとえば、昭和二十八年八月十一日と十六日には「栄養は消化のよいドライミルクで安心」。九月、十月は「母子歌くらべ」への参加をよびかけている。十一月一日には「冬に備えてこれだけは実行しましょう」との大文字に続けて●新鮮な空気を（説明は略）●日光浴の励行（略）●着替えの実行（略）●抵抗力をつけましょう「ビタミンやミネラルなど栄養を充分に補給して寒さにまけない抵抗力をつけましょう　これらの栄養がムラなく與えられるのがドライミルクの特徴です」と宣伝文をいれている。そして「ビタミン入り　完全な栄養で完全な育児森永ドライミルク」と大文字で続く。これが十一月三回、十二月一回と合計四回三段通し一回と、五段半分三回で目立っている。

昭和二十九年一月一日の山陽新聞六面全面広告で森永ドライミルクを宣伝している。現在では、一月元旦の新聞といえば分厚くて、広告ばかりが多くとても読む気にならないが、当時は現在の平日の新聞くらいの頁数であった。

「ボクちゃんいま生後五カ月　母乳不足で誕生間もなくドライにきりかえましたがこの寒さにも風邪ひとつひかない丈夫さです。体重も標準以上！　かわいゝおいたにご両親は目を細めてお喜びです」それに続いて「ボクちゃん」と男児平均、女児平均の体重増加グラフがあり、ミルクを飲んでいる「ボクちゃん」の成長が一番順調に伸びている。「あなたの赤ちゃんにも……今からでもおそくはありません　栄養豊富なドライミルクで寒さにまけない抵抗力を充分つけましょう」とある。

三月十四日三段通し広告では「ついに解かれた母乳の神秘！」「人工母乳を完成したβ乳糖とは」これは見出しで本文は「…しかし研究の結果　従来の砂糖や滋養糖の代わりにベータ乳糖を添加すれば　母乳と同じ生理効果が得られることが判り　当社では充分な研究と諸権威の臨床実験のご協力を頂き　先ず乳糖のベータ化の量産を完成し　最も科学的なロケット・プラント製法によつて　森永ベータドライミルクの生産に成功いたしました　これこそ日本で始めて完成された粉乳の母乳化・人工母乳の出現です　ベータドライミルクは　母乳児にしか見られないビヒズス菌を人工栄養児の腸内に育て便の色も母乳児と同じ黄金色とします　従つて栄養の消化吸収もよく下痢腸炎のおそれもなくなります　これこそ人工栄養児への福音です」以上は縦組み、下に横組みで「ビタミン入り森永ドライミルク」（注・MFミルクのこと）「溶かせば牛乳になる（無糖）森永ドライミルク」の文字もある。

これはベータドライミルクの宣伝であるが、森永粉乳全体の優秀さと安全、母乳とかわらないことを宣伝している。

四月一日付けの広告は五段通しで「みんなで参加しましょう！　第七回岡山県優良赤ちゃんコンクール」の広告である。主催は山陽新聞社、後援・岡山県、岡山大学医

学部、岡山赤十字病院　協賛・森永乳業株式会社である。四月十二日には岡山地区予選で選ばれた十人の赤ちゃんの顔写真と名前が載っている。十六日には津山地区、十八日には高梁地区、十九日には倉敷地区といずれも三段通し広告である。五月二十四日には「ベビー岡山　御入賞おめでとう！第七回岡山赤ちゃんコンクール」と題した五段通し広告に、地区予選より一回り大きな一、二、三位の赤ちゃんの写真と住所氏名、その下には「準ベビー岡山」五人の写真と住所氏名の掲載である。

どの赤ちゃんもふっくらとして健康そうにみえる。これらの赤ちゃんはいずれも粉ミルクで育った人たちだ。母乳で育った赤ちゃんはぷよぷよしていて、堅肥りの人工栄養児とはどことなく違う。身長体重もミルクで育てた赤ちゃんの方が大きいので、母親はどちらがいいのか迷う。その上母乳を飲ませると乳房の形が崩れるとか、ミルクで育てた方が頭はよくなるという風評が流されていたので（これは乳業メーカーが流したと云われている）母乳からミルクに変えた人もいる。

（つづく）

（のせ　えいたろう）
e-nose@taupe.plala.or.jp

海南島近現代史研究会　第15回定例研究会

76年前の1939年2月11日（「紀元節」当日）に、海南島の首都（海口）を占領しようとして、日本軍は、その前日未明に海南島北部に奇襲上陸しました。以後1941年8月中旬まで日本は海南島を占領し侵略犯罪をくりかえしました。1873年に設定された「紀元節」は、1948年にいったんは廃止されましたが、1967年に「建国記念の日」として復活し、現在に至っています。

海南島近現代史研究会が出発したのは、日本の海南島侵略開始68年半後の2007年8月5日でした。

それからこれまで7年半の間に、海南島近現代史研究会が、どこまで海南島における日本の侵略犯罪の実態を把握し、その歴史的責任を追及できたのかを検証し、今後の会の活動のなかみを具体的に確定していきたいと思います。みなさんの参加をお待ちしています。

と　き：2015年2月11日（水）　午後1時10分～午後5時（開場12時45分）
ところ：クレオ大阪西　研修室　（大阪市このはな区西九条6-1-20　☎06-6460-7800）
http://www.creo-osaka.or.jp/west/index.html　JR大阪環状線・阪神なんば線西九条駅下車　徒歩約3分
参加費：500円（会員は無料です）

主題：海南島近現代史研究会の7年半

■報告　証言を聞き、記録し、伝達してきた7年半の軌跡　佐藤正人
調査し、記録し、伝達しなければ、侵略犯罪の歴史は、消しさられていきます。会の歩みを報告します。

■報告　海南島近現代史研究会とわたし　中川清子
日本が侵略戦争と植民地支配の責任を放置してきたことに強く憤りを覚えます。オキナワ人として、海南島近現代史研究会とともに、日本が歴史的責任を果たすとはどういうことかを考えたいと思います。

■報告　海南島近現代史研究会と出会って　植本久司
海南島の歴史は、わたしが訪ねたパレスチナ、オキナワの歴史と重なっています。海南島近現代史研究会に参加して、考えさせられたこと、わたし自身がどのように関わっていくのかを報告します。

■報告　海南島における日本国家の侵略犯罪の証拠と証言　斉藤日出治
加害（虐殺、掠奪、文化破壊……）の歴史を否定する「歴史書き換え」に対決する民衆運動について。

■報告　八紘一宇をかかげる天皇制国家の海南島侵略　久保井規夫
「紀元節」での八紘一宇の「神勅」をかかげた日本軍による海南島侵略当初の実相を報告します。

■討論　海南島近現代史研究会のこれまで、そして、これから

■調査報告　第13回海南島「現地調査」（2014年秋）　金靜美
石馬村、鰲頭村、南文村、田頭老村、福羅村、渓西村、高金村、金花村、賜第村、昌文村、排田村、九尾村、大河村、南曲村、塔昌村……で聞かせていただいたことを報告します。

■2015年3月の海南島近現代史研究会の14回目の海南島「現地調査」について

■南海出版社との共同作業について　海南島近現代史研究会に関する書籍出版のことなど

海南島近現代史研究会　http://www.hainanshi.org/【事務局】　大阪産業大学経済学部　斉藤日出治研究室内

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か
――事件発生から60年 ◆5◆

能瀬　英太郎

十三、大量生産・大量消費＝大量被害の必然性（2）

被害者の中には赤ちゃんコンクールで優勝した者や、上位入賞した者がかなりいる。親はすこしでも大きく育って、頭がよいことを望むのが普通だ。生まれた時には五体満足であればいいと云っていても、丈夫で大きくなると、次には頭のいいことを望むようになるのが親心である。

そのような親心を利用したのが「赤ちゃんコンクール」である。主催したのが山陽新聞社で、後援したのは岡山県・岡山大学医学部で、民間の乳業会社のイベントに行政・大学・新聞社が絡み、それらが森永ヒ素ミルク事件の解決にブレーキをかけ、県民である被害者をほっておいて営利企業の味方になったのだから、言語道断である。

「…その次が藤本さん（注・事件当時の森永広報部長）の時代に起こったＭＦ事件で、普通の場合だったら、あれで会社はつぶれていましたよ。それが意外なくらい早く立ち直って回復し、あれだけの損害をうけながら、それを意としないぐらいな成長をとげた。これはもちろん、会社をあげての総力が、ああいう結果を生んだことは間違いないんですけど、やはりいま申し上げたふたつのことがいちばん大きな成果だとおもいます。」（『森永乳業50年史』４６７Ｐ）

前記発言者は新井静一郎で、元森永製菓コピーライターで座談会当時は電通常務取締役という肩書である。ここで話されていることは、事件で与えた被害よりは、受けた損害のほうにばかり目がむいている。被害者を「あまり意としない」ことをはっきりいっている。粉ミルクを売るために宣伝に力を入れて、宣伝力で赤ん坊の「命のカテ」を売ったことを得意気に告白している。宣伝の中身については「母親の愛情に森永の企業イメージをむすびつける」（同書４６７Ｐ）と述べているが冷酷無比な仕打ちをして、母親のイメージとはよく云ったものだ。

五月二十三日の山陽新聞四面の広告では森永ミルクの宣伝の片隅に「育児講演会」の広告が入っている。内容は「未熟児の養護について」恩賜財団母子愛育会研究所長・斎藤文雄博士、「粉乳の母乳化に就いて」森永乳業株式会社営業部長・神長基二氏となっている。主催は岡山県衛生部である。ここでも営利企業森永と岡山県の癒着を現わしている。これらのことが、被害の拡大につながったのである。そのことを証明するようなエピソードを紹介する。

森永乳業の「赤ちゃんコンクール」で娘が岡山県英田郡一位になった吉房亀子は、明治にしようか森永にしようかと迷っていたときに「保健婦さんやお医者さんが森永

ミルクを勧めるので、結局森永ミルクに決めた」（『砒素ミルク1』3P）と云っている。その結果娘はヒ素中毒にかかって苦労した。吉房は宣伝で有名人や大学の先生の推薦文を読んでいて、「森永でなくてはならないような錯覚をおこした」と云っている。

又大阪のAさんは母乳が出ているのに、前回保健所の育児指導で「森永ミルクを与えるよう」に云われた。次回に行くと与えていなかったので、保健婦よりひどく叱られた。反対する義母に内緒で与えていて、ヒ素中毒になった。保健所には森永ミルクのポスターまで貼ってあり、森永製品がたくさん陳列されていたそうである。

『森永乳業50年史』でそのことにふれた部分を紹介する。

「マスコミ宣伝も新聞、印刷物を主体として計画され、新聞には当時としては大きなスペースをさいて広告した。とくに赤ちゃんをモデルとした大型ポスターが製作されて非常な好評を博し、十年後までもこのポスターは販売店に飾られていたほどで、当時としてはずばぬけてよいポスターであった。」（237P）

「二十七年十一月には平塚工場にロケットミルクプラントが完成し、特約店、販売店、小児科医、保健婦、助産婦など多数を工場見学に招待して、新設備とビタミン入り森永ドライミルクの説明をした。」（240P）

「いっぽう、研究陣もたえず小児科学会との連絡を密にして臨床実験が継続されていた。」（241P）

「ビタミン入り森永ドライミルクの時代と比較すると時代のテンポは非常に早い。そこで、これに対応するため森永βドライミルクの拡売にあたっては販売店対策、愛用者対策、マスコミ対策が三本の柱になってきたのである。」（242P）

「またはじめて京阪神の各大学および有名病院の産婦人科医師に根強く働きかけたのもこの時期であった。」（244P）

昭和二十九年十月五日には明治乳業も「岡山県ベビーコンクール」の広告を同じ山陽新聞に掲載している。森永に遅れること三年で、明治も森永に奪われた市場を取り戻すべく動きはじめた。雪印の広告が目立ちはじめたのもこの頃である。

二十九年十月十三日の山陽新聞広告で森永は「双子もすこやかに」の見出しを使っている。この中で「森永ベータドライミルクは一分間に六十缶以上のスピードで生産されています。他の機械では二日がかりなのに僅か五十分十五秒で缶詰までできる超高速粉乳製造装置は　その速度といっさい人手にふれぬ清潔さによって細菌数は国際基準よりも少なく　配合されたビタミン・ミネラル・ベータ乳糖は新鮮な風味とともに保たれます　これこそ人工母乳！　安心してお与えください」とベータドライミルクとビタミン入り森永ドライミルクの宣伝をしている。

十一月四日の広告では「愛児の記録」として記録映画『赤ちゃん日記』が、岡山市内の映画館で『女人の館』と一緒に上映されることになった。その広告が五段通しで第六面に載っている。この頃の山陽新聞は八面建てで、それも読者が最初に読むという七面（社会面）と見開きの関係にある六面なので目につきやすい。

「愛児の記録」の広告は次のような文章で始まる。

「日本では一分間に四人の赤ちゃんが生まれ森永乳業では、この多くの赤ちゃんのお母さま方に正しい育児の知識をもっていただき、赤ちゃんのすこやかな成長を希って『赤ちゃん日記』を製作しました。（ここまでが太字）

この映画は昨年七月に生まれた東京都板橋区溝部政史ちゃんのお誕生から一年間の育児状態を忠実に収録した世界に類例のない育児映画です。政史ちゃんは母乳が足りなかったので、森永ベータドライで育ちま

したお誕生から一年間、病気一つしなかつた丈夫な赤ちゃんで、いつも標準以上のすばらしい発育ぶりは、御両親始め撮影関係者もみんな驚異の眼をみはり撮影も至極順調に進行しました。明るく元気な姿は映画を通して私達をほほえみと深い愛情の世界へ引き入れてくれます。政史ちゃんの一年間の発育記録とスナップをお眼にかけます。あなたの赤ちゃんも政史ちゃんに劣らない発育でありますように…」

この文章の左側に誕生一カ月から、十二カ月までの写真を並べ、それぞれの月の政史ちゃんの体重を標準体重と比較して表示している。政史ちゃんはいつも標準体重を上回っていて、森永粉ミルクの優秀性を母親に数字で暗示している。それぞれの月数で赤ちゃんの成長を計る「しぐさ」など（片言をしゃべる、這い這いをする、つかまり立ちをする）など記載している。

この広告の目的はなにかといえば、我が子と比較して母親を不安におとしいれるためにつくられているのだ。そして森永粉ミルクを飲ませる動機づけをする雰囲気を、映画と新聞広告で作っている。

十四、大量生産・大量消費
＝大量被害の必然性（3）

森永乳業の広告は母親を暗示にかけ、母乳より粉ミルクの方がいいと「悪魔のささやき」のように繰返し宣伝することで、信じこませることだった。昭和三十年一月元旦の山陽新聞第四面の全面広告では「ベビースター写真募集」と銘打って「この十人のスターによく似た満五歳以下の乳幼児の写真をお送り下さい」という企画を掲載した。スターとは当時人気のあった石浜朗、中村メイコ、別所毅彦、有馬稲子、吉葉山、伊東絹子、力道山、美空ひばり、中村錦之助、松島トモ子である。こうして母親たちの森永ミルクに対する関心を引き付け、イメージ向上をねらった。

二月二十六日の広告では「赤ちゃんにはよいミルクを！」と哺乳瓶を赤ちゃんにみたてたイラストを配し、「粉乳の見わけ方」を教えている。「○サラサラしていて、ぬるま湯や水にも簡単に溶けるものがよく、ツブツブやママコの出来るとけにくいものは一流品ではない。○ピーカーか哺乳びんにとかし、しばらくおいて下から見ると、赤いコゲや黒いゴミが沈んで見えるものは衛生管理の行届いていない製品です。○新鮮な粉乳は溶かして飲むと牛乳特有の香気と純良な甘みが感じられる。原料が古いのや製法の拙いものはコナ臭かったり変質臭加工臭がついています。」とまるで徳島工場を批判しているような言葉をつかっている。古くて腐敗寸前の牛乳を使っても、ごまかすことができる薬品が「第二リン酸ソーダ」だから、おそろしいことである。

このような、はっきりいって「ウソ」がまかり通り、この広告を信じて森永ミルクを買った母親がいることは間違いない。これは消費者をダマしている犯罪的な広告といえるのではなかろうか。ついでに「ヒ素ミルク」を見つける方法も書いておくべきだった。

三月二十七日の五段通し広告では「眼に見えぬ強敵細菌（バクテリア）とたたかう人々」と題して製造工場の写真を載せて、いかに安全に注意しているかをアピールしている。細菌培養検査、塵埃検査、ベックマン検定機、中央技術研究所、世界最高性能のロケットプラント、乳牛の検査などの写真を配置したレイアウトである。それぞれの写真にそえてある説明文を紹介する。

「ミルクはすぐれた食品だけに細菌たちも大好きです　森永ではこの細菌を征服するため　常に生産の衛生管理と迅速化を行っているが　その陰で人知れぬ苦労を続けて

いるのが酪農技術員です」

を並べ白衣の人間をあしらって、一般人を

りと与えましょう　夏の赤ちゃんは時に安

いるのが酪農技術員です」
「酪農指導員のしごと」（略）
「検査技術員のしごと」の見出しに続けて「森永では　全国三十一工場と中央技術研究所に百数十人の検査技術者を置いて　原料乳と製品の検査を厳重に行っています　中央技術研究所では　各工場の検査員を指揮するほか　中央の権威ある医院・衛生試験所及保健所と連絡を保ち　左の各種検査と臨床試験を行い　品質向上に役立つ研究をしています」
「細菌培養検査」の見出しに続けて「（略）このほか溶解検査では特殊な遠心分離機で粉乳の溶け方を測定し　塵埃検査ではミルクを標準ロ力紙を通して調べます　またガス分析では窒素充填の良否を検査して貴重なビタミン類を失わないように努め　保存試験では保存サンプルと店頭の品で栄養の保存を試験します　特に成分検査には国際的に権威あるペックマン・フォトメーターを使って　各成分毎に栄養の含有量を測定し製品の万全を期しています」

引用したような検査を本当にしていたのなら、完成した製品を出荷前になぜ検査しなかったのだろう。これらはコケオドシで専門知識がない者がみてもよくわからない。わからないことを知りながらただ機械を並べ白衣の人間をあしらって、一般人を「煙にまく」ことが目的ではなかったのだろうか。本当にこれだけの検査をやっているのだったら、ヒ素入りミルクがこれらの検査網からやすやすと抜け出て、赤ん坊の口に入ることはない。「おかしい」という連絡にも迅速に対応できたはずであるが、それらにも耳を傾けず、傲慢に無視する態度はこの会社の伝統かもしれない。

四月一日から三日に一度のペースで「赤ちゃんコンクール」の各地区の入賞者の写真が掲載された。五月六日には第八回岡山県赤ちゃんコンクールの入賞者が七段通しの広告で麗々しく発表された。

六月十七日と七月二十一日は同じ広告である。「人工栄養でも安心です」の見出しで「足りない母乳に代わって赤ちゃんをミルクで育てる『人工栄養』も　お母さま方の育児知識の向上と乳製品の進歩とで　近ごろは赤ちゃんコンクールでもすぐれた成績を示しています。（以下略）」

七月二十六日の広告では「お母さま　赤ちゃんのコトバをご存じ?」の見出しで「泣き声が赤ちゃんのコトバです　よく聞き分けてやりましょう」と太字で記し「眠いとき」「痛いとき」「怒ったとき」「お腹がすいたとき」の様子を説明している。続けて「信頼できるベータドライミルクをたっぷりと与えましょう　夏の赤ちゃんは特に安心」とつけくわえている。

ヒ素ミルク中毒にかかった時の様子を家族は「泣き続けて困った」と云っている。あまりにも激しく、昼夜を分かたず泣いたので、近所の人が通報でもしたのか、村の駐在所から巡査が来て「虐待しているのではないか」との疑いを持たれて取り調べを受けたという家族もいた。ちょうどこの広告が出た頃のことで、無責任でいい気なものである。

八月十四日の六面に出た森永乳業の広告。「疲れた母乳」の見出しで「六十年ぶりというこの夏の暑さでは　お母さまの体力が衰えて母乳も減ったりし勝ちです　こんな時ドライミルクの併用で赤ちゃんの栄養を補って下さい　またお母さまが飲まれても母乳の出がよくなります」この広告が最後となって八月二十四日の事件発表となる。ここに書かれているように、母親が飲んでヒ素中毒になったケースがあるが、森永は患者として認めようとはしなかった。

（第一章完／つづく）

（のせ　えいたろう）

e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か

——事件発生から60年 ◆6◆

能瀬　英太郎

第二章　孤立無援の中で

この章で取り上げるのは、孤立無援のなかでの被害者たちの苦しい闘いの様子である。一度はヒ素中毒の研究機関設立で合意した「研究助成機関」は、被害者の要望とは反対の小児科医に研究費を助成する機関として発足した。その資金としたのは、厚生省が一度は「廃棄処分」と決定したヒ素入りミルクを、育雛飼料として売却した代金である。

事件発生一年後に実施された精密検診では、ほぼ全ての患者が治癒したと判定された。同盟の後継組織守る会に参加した親たちは、医者が下した診断に納得せず、子供が健康を回復していないのはヒ素中毒の後遺症のせいだと信じて疑わなかった。

五人委員会の意見書が発表されてからというものは、報道機関も潮が引くように、ヒ素中毒に関する記事の掲載をひかえるようになった。森永乳業の七海重役が全協役員に向かって「あなた方がいくら騒動をおこしても、新聞には一行もでませんよ」と自信満々の表情でいったことが、森永の力を証明したかたちになった。

被災者同盟全国協議会を解散するに際して、森永乳業との間で妥協が成立した。解散するに当たっては、活動に要した費用六百五十万円が支払われることになった。岡山同盟では訴訟派と別組織を作って子供を守って行こうという派に分裂した。新しい組織は「岡山県森永ミルク中毒の子供を守る会」（以下単に守る会と略称する）であった。守る会は、全協解散の際に森永乳業と交わした覚書で設置が決まった世話人に綱島長吉を選んだ。

世話人は「精密検診の結果、MF中毒及びMF中毒に起因すると疑われる患者、並びに特に考慮を要する患者に対し、その取扱い上会社と患者間の円滑を期す目的をもって全国に世話人を置く。」と規定されているように、治療について患者と会社、治療をうける病院との間の架け橋となった。

守る会は同盟結成から解散に至る経緯を『森永ミルク事件史』にまとめて刊行した。森永はこの書籍の増刷と守る会の存続に反対し、守る会の解散を条件に印刷代の肩代わりを持ちかけてきたが、守る会は解散寸前で立ちどまった。

世論はもうヒ素ミルク事件を忘れてしまっていたが、守る会の二人の母親が日本母親大会に参加して、全国から集まった母親代表に後遺症の存在を訴えた。ほとんどの新聞は無反応であったが、週刊誌『アサヒ芸能』と『週刊福祉新聞』がとりあげて

報道した。『週刊朝日』は記者が岡山まで取材に来たが、掲載を見送った。

守る会の会員は年とともに減少し、設立十周年記念総会を解散総会にする予定だったが、会員の大多数の反対で存続が決まった。その二年後に岡山で薬害対策協議会が設立され、守る会が参加したことで自主検診への道が開かれた。三回にわたる自主検診でのデータが、二年後の「丸山報告」として再び社会へ浮上する基礎となった。

一、守る会の設立

全協解散は昭和三十一年四月二十三日であった。岡山同盟の解散に反対する人たちは、新しい組織をつくって子供を守って行こうという人たちと、森永との覚書に納得できず民事訴訟を提起しようとする二つのグループに分裂した。

六月二十四日設立の守る会には、二百三十四人が加盟し、訴訟グループは五十五人が総額千九百二十万円の慰謝料を要求して、四月二十三日岡山地方裁判所へ訴状を提出した。

【守る会の綱領】

一九五五年の全日本の不幸なるトップニュースは森永ドライミルク砒素中毒事件であった。各都府県の被災者は各都府県森永ミルク中毒被災者同盟に結集し、本事件の責任追及・被災乳児の救恤・人命尊重の社会正義の前進のため、与論の支援の下八カ月に亘る果敢にして苦難な斗いを継続したが、組織統制上の力の限度と社会の現機構の圧力下に、本年五月遂に斗いの幕を閉じ解散するの止むなきに至った。然し乍らその災害の深刻なる烙印は未だ私たちの子供の体内に印せられ、現に治療中の者は元より恢復した者と雖も、今後長きに亘る健康管理は一日もゆるがせには出来ず、親と本人の苦悩不安は底しれずして測り知れないものがある。斯かるが故に、六月三日の岡山同盟代表者会議は子供を守る新たなる組織を作り団結と相互扶助の精神に立脚して、愛情と正義の意志を貫くことを満場一致可決したのであった。被災者同盟はその職分と目的を果たして解散したとは云うものの、その子らが孤立して無援な状勢下に見棄てられることは私達親として誠に忍びざる所である。私達は六月三日の決議に従い且その意に沿わんがため、被災した子供達の今後の健康管理・看視或いは救済の諸措置の完遂・及び共に斗った同志の親睦融和を目的として、ここに岡山県森永ミルク中毒の子供を守る会を結成し子供達が普通の能力と健康とをもって社会生活を送ることが出来るように努力すると共に、私達が当初より抱き来たった社会正義の推進の為、広く社会有識者と提携してこの任務を発展させることを誓うものである。

会長　西崎訂敬　理事　岩月祝一（他八名）
事務局長　岡崎哲夫　顧問　綱島長吉
黒川克己

第一回の守る会総会は、一年前事件が発表された日と同じ八月二十四日に開催され、五十人が参加した。そこで森永へは「森永設立の研究機関はヒ素中毒の医学的研究、営利目的とせず情報公開」などを要望し、岡山県衛生部へは「森永設置計画中の研究機関は社会的監視のもとでの機関の設置」を要望することを決議した。今年の日本母親大会への代表参加については、被災児を抱えた母親が参加すれば、病状がより悪化するとの理由で取りやめた。

九月六日、岡山県衛生部へ「被災者の大多数の不安は将来の後遺症を懸念してい

る。精密検診では『心配ない』とされた子供が急死した。これらの不健康児に積極的手当が実施されていないので、被災家族の援助を求める」との要望書を送付した。

守る会は十月三十一日に「森永乳業が企図する公益財団法人の設立認可に関する請願書」を厚生大臣と厚生省公衆衛生局長に送り「イ、私達と会社の話合いの決着がつくまで認可保留。ロ、会社が反省するよう指導されたい。ハ、五人委の轍をふまないように」との請願をした。

十二月三日には「森永粉乳砒素中毒患者の予後並びに将来の不安に対する恒久的な診療・医療・研究の専門機関の指定に関する陳情書」を岡山県知事と衛生部長宛てに送った。これには「厚生省衛発第183号により実施された精密検診が、今回きりで打ち切られることに不安を抱いている家族、被災者がいるので、1・不安のある被災者には患者手帳の交付、2・手帳の提示で診察がうけられるようにする。3・系統的観察により必要治療受診は四年に二回くらいの検診実施し、経過観察で後遺症の早期発見」などを要望するものであった。

二、一年後の精密検診

昭和三十一年三月二十日厚生省公衆衛生局長からの「衛発第183号」通達で岡山県はヒ素中毒患者の精密検診を行った。六月十三日に県内の主な病院長が集まって、精密検診の要領を決めた。六月四日、次の実施要領により行うことになり、各病院長宛に依頼し検診を実施した。

1、精密検診実施要領

一、検診対象

(1) 原則として県衛生部長において受診月日、受診病院を指定した患者

(2) 他府県よりその県の衛生部長の証明書持参のもの

二、精密検診の基準

原則として次の3条件について検診する。

1、砒素中毒としての一般症状が消失しているかどうか。

2、血液像が正常に復しているかどうか。ザーリ 70%以上、赤血球 350万前後、白血球6000前後、三つが一応の基準

3、肝臓は柔らかく二横指以下に縮少しているかどうか。

なお、上記三条件以外の検診を必要とする症状が認められる場合は、その専門科へ廻診のこと。

また原則として右三条件について検診を行うが、砒素中毒患者としての症状が認められぬ場合、被災者側の不安がなくなり、保護者が納得すれば、2、3の検診は省略し得ること。

この精密検診は七月十六日から九月二十六日の間、県指定の十病院で行われた。受診者1337名のうち48名の要再精密検診の報告があり、関係者が協議した結果、33名の患者が岡大病院で再精密検診を受けた。その結果はほとんどの者が「…岡大附属病院からあなたのお子さんは現在のところ砒素中毒の影響と確認される病状は全くなく、又医療の継続を必要とすることもない旨の報告がありましたので御安心下さいますようお知らせいたします。」という県衛生部からの通知が十二月十五日に受診者宛てに送られてきた。

「上記1の一般的症状とはなにかということは、県衛生部すら判っていなかった。一応は外見的症状と解釈されたようだが、それさえ普通の状態になっていれば、親の納

得を得て2、3は省略していいとなる。しかし、保護者の納得を待たず2、3は省略してしまったのが実情だった。」（『砒素ミルク1』69P）

守る会では精密検診を受診した会員にアンケート調査を行った。

1、精密検診に不満と回答を寄せた者176人の内訳

イ、あまりにも簡単で「精密」の期待はずれ　23名

ロ、希望した眼科、血液検査、レントゲン検査は必要なしと断られた　4名

ハ、年2回の検診を、年間1～2回定期検診、10年間の定期検診希望　149名

2、精密検診で全快といわれたもの52名の回答

イ、全快と云われ安心、お医者様に感謝　11名

ロ、全快しているが、栄養不足といわれた　21名

ハ、全快といわれたが、現在種々の病気を持つ　20名

三、森永奉仕会（1）

昭和三十年八月二十八日の山陽新聞一面記事

「MF（有毒発見期間内分）を廃棄・厚生省」の見出しで「…同省木村次官、紅露政務次官、山口公衆衛生局長、楠本環境衛生局長らは同日午後の徳島工場にたいする行政問題を協議した結果同工場製品のうち、何月から何月までのものが有毒なのか、また調査の結果、これが同工場の過失か不可抗力かのいずれによるものかを判定したうえで、何らかの措置をとることにし、回収のMF製品のうち国立衛生研究所が有毒と認めた製造期間内のものに限って廃棄処分の手段をとることを決めた」との報道をしている。

翌三十一年三月十三日、回収中の森永ドライミルクの処分について、厚生省公衆衛生局長から通達がだされた。「かねてから検討中であったMFドライミルクは次の様な成績により育雛用飼料として有効に利用される事になったので、次の処へ廻送願いたい。なおその経費は森永乳業株式会社において負担する。」（「発生記録」297P）

「MF印ドライミルク鑵の終末処理（東京都より提供）」

「乳幼児の砒素中毒原因食となったMF印調製粉乳の食用外としての利用方法につき本年一月十四日、東京都庁において厚生、農林各省の主幹課長並びに学識経験者及び飼料関係専門者の意見を聴取した結果、鶏雛（けいすう）の成長促進用として配合飼料に混和したならば、利用出来る可能性があるとの結論を得たので、都当局は日本配合飼料株式会社研究場と共に飼養試験を実施した結果、前項の如き成績のとおり、筋肉、肝臓における砒素の蓄積量も少なく、大部分が排出される状況であり、更に雛の健康状態、活力等にも異常を認めない成績であるから、東京都庁として次の如き処分をした。（前掲書300P）

この事件になぜ東京都が出てくるのかわからないが、ヒ素入りミルク約50万缶は薄められて国民の口に入ったということである。この結果、飼料転用にした売上金が、森永奉仕会の設立資金の一部になった。ヒ素入り飼料については後日談がある。

（つづく）

（のせ　えいたろう）
e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か

——事件発生から60年 ◆7◆

能瀬　英太郎

岡山県勝田郡奈義町宮内の内藤勝野さんのお宅では昭和三十一年から三十二年にかけて、奈義町農協から育雛用の飼料を買ってニワトリを育てていましたが、飼っていた二十羽が全部死んでしまいました。近所にもそういう家が多かったということです。死んだニワトリは、肝臓が異常に肥大しているなど、砒素ミルクの被害児の症状によく似ていたが、当時、砒素ミルクがニワトリの飼料になったことなど全く知らず、不審には思ったが天候のせいにして片付けた。

最近になって、料理講習会があったとき、その講師が毎日新聞の「黒いミルク」記事を引用して「森永はひどい。毒ミルクを養鶏のエサにした」と云ったことから、当時の記憶がよみがえってきました。

三十二年～三十六年当時、奈義町農協の組合長をしていた船曳澄衛さんの話によると、その飼料は全購連からかったということです。正確に調べれば他地区でも同様の事例は見つかるはずだ。（「森永告発」第6号、1971年10月1日発行）

『森永乳業50年史』では482頁に「財団法人森永奉仕会とその事業」が掲載されている。この豪華本の社史が発行されたのは、昭和42年9月30日となっている。この頃守る会は存在していたが、活動しているのはほんの一握りの人たちであった。森永乳業は被害者運動を力で「ねじ伏せた」という自信があったようだ。この社史の各所からそういう奢り昂った姿がうかがわれる。

社長の大野勇の自信にみちた写真が表紙をめくると、最初の頁に現れ、右側の序文と見開きの関係になっている。それに続き、創業者森永太一郎の肖像画、初代社長松崎半三郎の肖像画、次いで会長森永太平、前社長大串松次とある。順序から考えると大野の写真は森永太平の次、大串との間にあるのが普通だ。それを最初にもってきたのはそれなりの自負心が大野勇にあったのだろう。自負心とはなにか、それはヒ素ミルク事件の被害者を屈服させ、事業を事件以前より発展させたという気持ちであろう。

序文では「…森永乳業50年史は、あくまで記録よりも精神を伝えることを目標とし、過ぎ去った年月への回顧よりも、次の50年に向かって前進するための社史として思想を貫いた。（後略）」この序文にはヒ素ミルク事件に対する言及はひとこともない。「次の50年」といいながら、自社製品で多くの命を奪ったことへの謝罪なくしては、次の50年には進めないのではなかろうか。森永奉仕会の評議員として委嘱した主

要大学の小児科教授、医学部教授、厚生省の高級官僚、研究奨励金などの資金を小児科学会にばらまいて、砒素中毒症の防護壁を完全に築いたことを誇りたかったのかもしれない。

四、森永奉仕会（2）

『森永乳業50年史』から森永奉仕会設立に至る説明と、関係事項のみ引用する。

昭和31年春、森永乳業株式会社はMF事件を契機に、将来この種の不祥事の発生を防ぎ、乳幼児の栄養の向上を図るための研究機関の設置を意図した。ひとまず、社外の学識経験者に発起人を委嘱して検討した結果、同年8月、財団法人森永奉仕会を設立して、これに3000万円を寄付することを決定し、翌32年2月20日、厚生大臣の設立認可を得、爾（じ）来同社から毎年寄付がつづけられて、昭和41年度には基本金は当初の1億円に達した。

1、趣旨　乳幼児の栄養、とくに牛乳、乳製品ならびにこれに関する育児栄養品の品質改善に関する調査、研究の進歩を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

2、役員　理事長・**小山武夫**（東京済生会中央病院院長）
常務理事・中村文弥（元慶応大学医学部教授）、理事・服部峻治郎（京都大学名誉教授）、阿部勝馬（慶応大学名誉教授）、宮脇冨（元北海道大学教授）、大野勇（森永乳業社長）、監事・**山崎佐**（元日弁連会長）、**内海丁三**（NHK解説委員）、顧問・栗山重信（東京大学名誉教授・小児科）、評議員・磯田仙三郎（東京女子医大教授）、石館守三（国立衛生試験所長）、**浜本英次**（岡山大学医学部小児科教授）、**西沢義人**（大阪大学名誉教授・小児科）、堀田正之（鳥取大学医学部教授）、越智雄一（日本獣医学会会長）、太田敬三（東京医科歯科大学教授）、尾村偉久（国立小児病院院長）、奥田六郎（京都大学医学部教授）、蒲生逸夫（大阪大学医学部教授）、高津忠夫（東京大学医学部教授）、館林宣夫（厚生省環境衛生局長）、曽田宗長（国立衛生院長）、中原竜之介（厚生省公衆衛生局長）、永山徳郎（九州大学医学部教授）、七海久（森永乳業専務取締役）、楠本正康（元厚生省環境衛生部長）、久慈直太郎（愛育会母性保健部会会長）、山田尚達（北海道大学医学部教授）、小林彰（前東京都衛生局長）、渥美節夫（厚生省児童局長）、荒川雅男（東北大学医学部教授）、斎藤潔（前公衆衛生院院長）、佐川一郎（金沢大学医学部教授）、桜井芳人（日本乳業技術協会理事長）、貴田丈夫（熊本大学医学部教授）、目黒勝郎（東京都衛生局長）（注・太字は5人委員会委員、6人委員会委員）

3、事業（1）各個研究奨励金

日本小児科学会	199件	1858万円
日本畜産学会	56件	4765万円
日本獣医学会	52件	3625万円
日本農芸化学会	53件	4655万円
日本家政学会	14件	84万円
日本食品衛生学会	4件	35万円
日本ビタミン学会	19件	170万円
日本栄養食糧学会	2件	175万円
（追　加）	14件	135万円
計	413件	3604万円

年度	学会別	研究機関	氏名	件数	金額
31	日本小児科学会	長崎大学	和泉成之介外	4	600
32	〃	三井厚生病院	加藤英夫外	16	1,250
33	〃	岡山大学	**浜本英次**外	19	1,530
34	〃	慶応大学	糸賀宣三外	21	1,665
35	〃	信州大学	諸橋健雄外	17	1,425
36	〃	徳島大学	宮尾益英外	16	1,660
37	〃	金沢大学	佐川一郎外	22	2,160
38	〃	札幌医大	加藤寿一外	23	2,000
39	〃	大阪大学	蒲生逸夫外	17	1,840
40	〃	京都府立大学	**中村恒男**外	18	2,200
41	〃	東京大学	大部芳郎外	15	2,250

（2）総合研究奨励金　内訳　（千円）

39 年度	日本小児科学会	東京大学　高津忠夫	乳児栄養における蛋白代謝に関する総合研究	500
40 年度		神戸大学　**平田美穂**		500
41 年度		岡山大学　**浜本英次**		500
			計	1,500

（3）森永奉仕会賞　10万円（日本小児科学会関係のみ）

34年	日本小児科学会	大阪立大	高井俊夫
37年	日本小児科学会	千葉大学	吉田亮
38年	日本小児科学会	京都大学	永井秀夫
38年	日本小児科学会	岡山大学	松本寿夫
39年	日本小児科学会	大阪大学	**西沢義人**
39年	日本小児科学会	東京大学	高津忠夫
40年	日本小児科学会	東京医科歯科大学	真弓定夫
40年	日本小児科学会	神戸大学	**平田美穂**
41年	日本小児科学会	金沢大学	佐藤保
41年	日本小児科学会	北海道大学	石橋岩雄

以上紹介した森永奉仕会の役員の顔ぶれと、森永奉仕会の研究助成金など受賞者の名前には五人委員会委員と六人委員会委員の名前が頻繁に登場する。ヒ素ミルクを製造して多くの乳児を死亡させ、あるいは被害に苦しむ姿を、小児科医としては日常の診療で眼にしているはずである。その会社が作った財団法人から、後遺症隠しとも思える金を受け取ることに、医者は心の痛みがなかったのだろうか。

被害者と加害企業との間にたって賠償についての斡旋案を作成した委員が、森永奉仕会の役員になることは、「公正中立」ではなかったことを裏付けているとは思わなかったのだろうか。考えようによっては、森永乳業に有利な斡旋案を作った論功行賞ともいえよう。こともあろうに、現役の厚生省幹部職員が公務員でありながら、食品公害発生企業の設立した、財団法人の役員に就任している無節操さは問題である。これこそ産官学の癒着の証明といえよう。

全協解散の条件の一つが「ヒ素中毒の後遺症研究機関」設立であった。それについては、全協と守る会が森永、岡山県衛生部、厚生省へ何回もくどいくらい、後遺症の研究機関の設立を要請をしている。しかし、

いざ全協が解散してしまうと約束をホゴにして、それとはまったく違った目的の組織を作った。

森永奉仕会は「研究奨励金」や「森永奉仕会賞」の名目で、全国有名大学小児科にまんべんなく金をばらまいたのである。このように「ヒ素中毒包囲網」をしいておけば、森永のいう「権威ある病院」からはヒ素中毒患者がでないことになる。守る会が「丸山報告」以後に日本小児科学会に会員として参加をもとめたことがあったが、拒否された。森永乳業は団体会員として、参加をゆるされていたのだ。営利企業の森永乳業が、小児科学会の会員として参加を許されるのは、学問の向上のためではなく、その金力をアテにされているためだろう。だから小児科学会では「ヒ素中毒」は禁句であったことが首肯できよう。

五、『森永ミルク事件史』の刊行

守る会設立後、事務局長に選任された岡崎哲夫は、被災者同盟結成を最初に呼びかけた人だ。その後被災者同盟の全国組織「全協」の委員長にも就任している。彼は同盟の設立から解散までのウラも表も知り尽くしている。「腐敗買収の裏面工作が激化し、名誉や金銭のみにくくもからまる分裂・乗っ取り運動が絶え間なく浮沈して、斗争の一日一日がまさに危機の連続であった。」（『森永ミルク事件史』23P）という森永側の汚いやり口にもかかわらず、「絶えざる陰謀、あらゆる非難、骨身を削る生活の苦境、降りかかる絶望的危機等に抗して、その高く掲げる人道主義の大旆と人命尊重の旗印とを遂に引下げることなく被災者の主体性をあくまでも貫き通し非妥協的に斗った少数の指導者は高貴な志操を失うことがなかった。」（前掲書24P）人々のことを書き残す義務を感じていた。

さらに「私達に残されている手段は、苦しみ悩める被災者がともに団結し、事態を全国民に訴えるという方法しかないのである。私達は膨大な資料を整理圧縮し、厳密な検討を経て事実を公表し、良識ある世論の支援をお願いして被災乳児の窮極的救済運動に挺身したいと思うのである。」（前掲書163P）

この計画には綱島長吉も賛同し、訴訟グループとして袂を分かった歯科医の平田孝雄も加わって推進していくことになった。初版見積り、B6版9ポイント～8ポイント活字使用200頁、上質紙使用の場合500部1冊単価200円、計10万円かかる。1千部単価120円だと計12万円。2千部にすれば単価85円で計17万円。対森永闘争の一環ならせめて1千部くらいは発行しなくては、効果が期待できない。しかし発足したばかりの守る会の会計では、そんな余裕はなかった。

この本が発行されたのち、闘いの基本資料とするため、守る会会員には一冊ずつ配布することにした。全協の旧役員にも販売協力を依頼することにし、訴訟派にも会員と同じく一冊ずつ配布することにした。この計画は守る会の公式文書「岡子守会発第76号」で会員にはしらされ、原稿の募集もした。

昭和三十二年五月二十四日、初版1千部を発行して、関係者へ送ったところ大きな反響があったので、ガリ版刷りの反響集をだした。

（つづく）

（のせ　えいたろう）
e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か

――事件発生から60年 ◆8◆

能瀬　英太郎

交渉で効果が今後でてくることもお含み置きを。この際なんでもお願いするという態度を示すことが（注・守る会が森永に対して）万事得策と思うので、共に感情にとらわれずにお願いします。これは私の考えを述べたので極秘にお願いします。綱島氏にも申してありますので万事ご配慮を。」と岡崎に頼む一方で、今後の交渉への影響を匂わせている。守る会は運営資金の枯渇で印刷代の支払いに苦慮していた。

岡崎は同じ日に梅原に返事を書いている。「事件史については、内容的に不満であり、増補改訂の上、反響集をも収録し、残り4千部を発行するのが本心だ。平田、綱島両氏が費用を負担し、回収した本代は県庁への座り込み、東京行動準備費に流用し、印刷元への支払いに窮しているが、会社へ本件の配慮を頼むのはおかしく、後の四千部を発行して利益を得て、穴埋めするのが正道だ。会社も我々も主張する筋を一本抜いて、円満解決がつくなら出版取止めも覚悟をしている。」と表面上は強気を装っている。

九月十六日に森永渉外部の松本鷹知課長が、来岡して岡崎、綱島と会談をして森永側の要望を出してきた。「①事件史は増刷しない、②守る会を解散する」これをうけいれれば、事件史の費用負担を含めて、一切の懸案

社会党衆議院議員吉川兼光は「…早速バラバラとめくって拾い読みいたしました。大変正確にそしてよくできていると思います。茲に深く労を多といたします。この問題が、このままにすまされるなどとは、私は納得が行きません。いずれ、国会で良い機会に、もっと取り上げねばと思っていますが、何分にも国会の委員会にも問題が多すぎるのと、私共にも雑用が堆積していまして、思うようにまいらず、全く汗顔にたえません。」と最後は自己弁護になっているが、問題提起をしたことは確かであった。

さらにパリ大学に留学中で綱島長吉の同窓生藤原留造博士は「…非常に興味深く、むしろ感激をもって読みました。非人間的な独占資本の横暴に対抗するには、理性的な組織活動以外にないことを事件の経過が如実に物語っています。結末が少し長引くとすぐに人情論に傾いて足をすくわれてしまう結果となる経過が見事に描きだされています。あたかも日本の政治、社会の縮図のようです。」と書いて寄こしている。

反響が大きければ大きいほど、森永乳業は神経をとがらさずにはいなかった。森永渉外部の梅原睦は三十二年九月十日の岡崎への手紙で「事件史問題（増刷）解決については、会の名称綱領等ともお考え頂きたい。出来れば委託販売（注・『森永ミルク事件史』の販売を他県の旧全協役員に依頼）の依頼先へ不要の挨拶状をだしていただくように。この

に充分配慮することを約束する。段階的にやるという条件ならば本社へつたえるが、約束実行の保障はできない。これにたいして守る会は「①は翌朝印刷所へ連絡して解版（注・活字組みをばらして、印刷不能にする）する。②守る会解散はできない。」と回答した。

岡崎はこれらの交渉結果を「岡子守会発第170号」で「守る会の顧問、事務局長など生活を犠牲にして守る会の運営を継続していくことは困難だ。森永との和解とそれに引き換え事件史印刷代の負担という協定の実現を願いたい。事件史の増刷を印刷所と約束しているが、解約すれば違約金が必要だ。その問題について森永が交渉を持ちかけてきたので、増刷はしないことにした。守る会の解散は漸進的にその方向へもっていくと低姿勢で申し入れた。しかし九月二十八日の森永回答書では「①②とセットでないと話合いの余地は無し」であった。

結局守る会に『森永ミルク事件史』の増刷をあきらめさせておいて、あとは知らぬ顔ということになった。

六、日本母親大会（1）

森永ヒ素ミルク中毒事件は、五人委員会の意見書がでると、マスコミの間では「一件落着」になってしまった。意見書の内容に問題があっても、あえてそれを批判する論調は見られなかった。しかし、患者を抱える親たちの間では、治癒と判定されても後遺症の不安はますます重くのしかかっていた。五人委員会意見書、第六章第一節総論3の「後遺症については、前記の如くこの際基準はきめないが、本件中毒に起因して、別の疾患にかかったことが明らかに診断された場合は、森永は治療その他につき本件患者に準じ配慮すべきものと思料する。但し将来医学上後遺症と認むべき事例が確認されたときには別の補償方法につき考慮されることであろう。」との記述に守る会は着目し、会員宛てに通告を発した。

「砒素中毒以後の余病発症に就き殆どの人が自己負担医療費、交通費等の損失を森永より清算されたが、今後将来に備え指定病院設置に会社も承諾したが、県衛生部は気乗り薄。昨年の精密検診の決定を覆す砒素中毒関連の証明書に県も苦慮している。多くの医師による証明書を本会へ送付してほしい。1、公立私立を問わない。2、砒素中毒の影響との証明書が望ましい。3、事実証明でもよい。」

掛り付けの医師は、患者を赤ちゃんの時から診察しているので、成長過程をよく知っている。森永ミルクを飲んで中毒に罹った時も、最初に診察をうけたのは掛り付けの医師だった。これらの医師は「ヒ素中毒との関連あり」との診断書を書いてくれた。森永乳業は「権威ある医師」の診断書を要求したので、守る会と対立した。

そのような折り「第3回日本母親大会で訴えをしたら」どうかという知らせがあった。岡崎は経費節約のため、東京の知人に代表者が1週間ほど宿泊できる部屋の斡旋を依頼している。また母親大会で発表する「全国民の皆さま、東京都の皆さま、私達の立場を御理解下さい」というアピール文まで作った。

「交渉結果、東京行動停止に関する御報告」（岡子守会発第156号・昭和三十二年八月五日）ではそのへんの事情が会員に報告されている。「六月十七日より二十日にいたる間、病児を背負った父母たちが決起して、県衛生部に押しかけ座り込みをした。東京行動を決議してより森永は決起者を個別訪問して説得したが、意思堅固な為方針転換し、世話人との話合いを申入れてきた。徹夜、徹夜の折衝の結果、八月一日に妥結した。八月二十四日に岡山県遺族会館で本協定の説明会を開く。」とこの間の経緯を説明することになった。

八月一日に妥結した森永の覚書は「一、既往のMF中毒患者にして今後中毒に起因すると心配される症状が発生した場合、患者は各

自が信頼する任意の医師の診定をうけ、その結果ＭＦ中毒との関連性が無いと診定された時には、これに要した費用は自己負担であるが、関連性について疑いがあると診断された者に限り次の各項の取扱いとする。」というものであり、治療費、交通費を森永が負担することになり「権威ある医師」を取り下げた。

このことは、守る会会員だけではなく、岡山の訴訟派や大阪の被害者へも伝えられた。大阪では守る会の設立準備会までひらかれたが、結局それより発展しなかった。中心的な働きを期待されていた北村藤一が、全協時代の激しい森永側の切崩しや仲間同士の裏切りに嫌気がさして、腰を上げなかったからである。守る会は会員の治療費などの森永負担が決まったことで、日本母親大会への参加を取りやめることにした。しかしこの協定は恒久的なものではなく、今後もそのことが問題として再燃する。

九月三日に守る会役員は上京して、森永乳業七海重役と会見した。その時のやりとりを会員に報告している。「会社側に二つの意見がある。一つは新協定を柔軟的に運用する。二つ目は守る会は不逞なる企図をもっているので、無条件降伏するまで信用できないというものだ。これは渉外課主流の意見のようである。」これを裏付けるように、これから後にも森永渉外部職員は、守る会の解散を再三要求してきた。

大阪からは母親大会への不参加に対して、「母親大会出席は貫遂されるべきであった。それの交換条件に被災児の面倒を見るか見ないかは別問題である。個々の問題に対する交渉での勝利、屈服の段階ではなく、被災児の健康回復の運動を展開し、地味な長期活動で我々を連帯づけるものは、森永に対する憎しみと悲しみからくる同志愛だ。会の名称変更とか廃止に至っては、主張と運動の主体性を失ったものとしか思えない。堂々と進まれんことを祈る。」との批判と励ましの手紙が届いた。

七、日本母親大会（2）

守る会総会への会員参加は年とともに先細りになってきた。マスコミからは無視され、事件はもう過去のものとなってしまったような状況だった。それでも重症の被害児を抱える親達は、子供が健康を回復しない限り、自分が毒ミルクを飲ませたという罪悪感から解放されることはなかった。

第六回日本母親大会は、昭和三十五年八月二十三日から東京で開かれた。この大会へ出席してヒ素中毒の後遺症を訴えるため、数日間家族に預けておいても心配がない年頃に被害児は達していた。岡山からは吉房亀子と双子の被害児を持つ浅野幸子ら四人が参加したが、守る会は資金不足で、片道の汽車賃とテント、米四升に飯盒を持参した。最悪の場合は公園でのテント生活を覚悟していた。

吉房と浅野が参加したのは、八月二十三日の第五分科会「からだの不自由な子ども」で、法政大学が会場であった。予定通りに議事が進行し、司会者が会場からの発言を求めた時、岡山からの二人が手を上げ指名されると二人が同時に壇上に上がった。一人が発言中には、もう一人が守る会の旗を後ろで持って立った。発言時間は五分であったが、吉房と浅野はその三倍の十五分も喋った。

「二人が演壇を降りると、会場全体は異常な反応に包まれていた。人々はもう砒素中毒事件は終わってしまったとばかり思っていたのに後遺症で苦しんでいる人がいることをあらためて知らされたからである。しかし会場の反応とは裏腹にマスコミの反応は全くなかった。」（『砒素ミルク1』１１１Ｐ）

翌二十四日は森永社長大野勇宅に行き、留守だったので夫人に伝言を託し、その足で田

町の森永乳業本社へ行くも社長とは面接できず、代理の者と話をした。その時昼飯として出されたのが久しぶりの米の飯だった。

八月十九日に上京して以来、経費節約のため毎食パンと牛乳で過ごしていた。午後は高田なほ子議員の紹介で、厚生省へ陳情に行き中山マサ大臣と約一時間話をし、記念写真を撮った。二十六日に東京を離れ帰岡したが、吉房は東京での無理がたたって病床に伏した。十月二十二日の吉房から岡崎への手紙によると、「九月六日より寝込み、十一月一杯療養すれば外を歩けるようになるだろう」と書いている。

日本母親大会で吉房、浅野の訴えを聞き、岡山まで来て取材をして報道したのは、『アサヒ芸能』（十月二日号）の「ヒ素ミルク事件は終わってはいない」という記事と、『週刊福祉新聞』十月十日号での「ミルク中毒事件に後遺症」の二社だけであった。

『アサヒ芸能』の栃窪宏男記者は九月二十五日付の手紙で、取材のお礼状を岡崎にだしている。

前略　先日、突然取材にあがりお世話になりました。帰京後早速森永本社を訪ね、総務部長と話合いました。原稿提出後にかなり圧力がかかって驚きましたが、一応三ページを割くことができました。お礼を申し上げます。なお私事に亘りますが、この事件の顛末には大変興味を感じましたので、あなたの保存資料など改めてお借りできたらと思っています。後便にてお願いします。

また『週刊福祉新聞』の記者森鉄雄は「…私は取材後、レストランに招待されてご馳走になり、その帰りには、固辞したにもかかわらず土産品まで押しつけられてしまった。」（『森永砒素ミルク闘争20年史』217P）と書いている。

日本母親大会での吉房、浅野の訴えを聞いて、『週刊朝日』からも角川和男記者が岡山へ取材に訪れている。十月十日には病床の吉房を取材しているし、十月十五日にはハガキで岡崎に「一応岡山での取材を終わり今夜大阪へ発ちます。さてお願いですが、岡崎、綱島両人の写真が欲しいのですが、朝日本社の私宛にお送りください。」と連絡している。十一月一日には岡崎宛てに二百字詰め原稿用紙二十枚にまとめた原稿のコピーが送られてきた。

この原稿が掲載されなかったのは「数人の医者などに取材した情報」の結果だとしている。それなら両方からの取材結果を掲載すればいいと思うが、それをやらずにおいて、原稿のコピーを送ってきて、「外部へ発表しないでくれ」との断り書きをしている。

十一月八日の綱島長吉からの岡崎宛書簡。「①森永七海氏が三回に亘り同編集部を訪問し、手きびしい態度で接されたので、掲載されるとたたかれるかも。②角川氏も七海氏を取材している。③七海氏は別方面で掲載禁止の手段は可能であったが、取材現場の空気悪化を憂慮して成行きにまかせたと私に話した。④赤松部長（注・岡山県教組婦人部長）が直接吉房、浅野を訪問しているのは火消しを意味している。⑤磯部君（注・森永渉外部）が突然岡山へ来たのは朝日不掲載が連絡され、母親大会事務局の態度だけが問題になり、県衛生部を通じて赤松氏へ働きかけをする任務か。吉房、浅野の説得方法を打診するためか。」

綱島の手紙では、森永七海から直接聞いたようにもとれる。岡山県教組はこれ以後県衛生部と一緒になって森永側に加担する。翌三十六年二月六日の赤松から守る会宛文書では「森永ミルク中毒の子供を守る会についての話合いで、森永ミルク中毒の被災児としての諸運動に対しては、当組合は関係しません」と守る会へ絶縁状ともとれる文書を送って来た。

（つづく）（のせ　えいたろう）

✉ e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か

――事件発生から60年 ◆9◆

能瀬　英太郎

八、森永乳業の驕り

『森永乳業50年史』の巻頭を飾る「序文」を大野勇が執筆していて「記録よりも精神」を強調していることは、既に書いた。巻末の「後記」は森永乳業創立50周年記念事業計画委員会委員長として七海久が「序文」と呼応するような形で書いている。

「…会社の事業に生きた経営者、従業員の間に脈々と流れる『企業の魂』を、出来る限り多く伝えることを基本方針とし、（略）森永乳業株式会社の経営理念が、これを読む人たちの理解を得られ、またこの企業に従事する人々に正しく継承されるなら、本史編纂の目的は達せられたといえよう。（略）」

精神といい魂といい、それらが現れるのは実際行動においてである。だから、これまで私が書いてきたなかに、森永の精神が具体的に現れていると思う。これ以上明確な「森永精神なり森永魂」はありようがない。森永精神、それを端的にいうと「儲けのためには手段を選ばず」である。

事件発覚後の九月七日付山陽新聞には「人体には無害だが、食品衛生法で禁止されている過酸化水素を防腐剤として使用していたことを本社側も認めた」ことを報じている。過酸化水素は漂白剤として使うことは許可されていたが、牛乳中の乳酸菌発育抑制のために防腐剤として使うことは、法律で禁止されていた。それを乳児の食品に平気で使う無神経さは、工業用第二リン酸ソーダを使う素地がすでに、森永精神の中に存在していたことを示している。

事件を報道した翌日の昭和三十年八月二十五日に、森永乳業は広告で「森永ドライミルク御愛用の皆さまへ　お詫びとお願い」、「缶記号ＭＦにご注意下さい」の見出しで「…尚金線入りベータドライミルクは松本、平塚両工場のみで製造しており岡山で検査の結果此種の御心配はございません」と書いている。その後、森永乳業はこの中毒事件を「ＭＦドライミルク事件」と一貫して呼んでいる。

徳島工場製の「ＭＦ印」だけが問題であって、ヒ素が混入していたのは「ＭＦ印」のみに限定し、他のＭＬ（松本工場製）とＭＣ（平塚工場製）は安全なようにみせかけている。昭和三十年十月五日には「神戸ベータドライミルク被害者同盟結成」から結成発会式開催、同八日には結成挨拶などの文書が岡山同盟に届いた。十四日には神戸医大での診察の結果「十中八九ヒ素中毒とい

われた」との報告があった。その手紙の中で「同盟参加は暫く待ちたい、現在神戸同盟は十八人だが、すでに森永からの切崩し工作あり」を最後に連絡がとれなくなった。ベータドライミルクは平塚工場製であり、缶記号は「MC印」である。

「この問題を精力的に取材していた読売新聞の記者は『森永があらゆる所へ手を廻して証拠固めが難しくなった。森永の七海氏が読売新聞本社重役に、これ以上ベータの件を追い廻すなら一切広告を出さないと脅迫した』」(『森永ヒ素ミルク中毒事件50年目の課題』98P)

被害者の多くは1年後の精密検診で治癒判定をうけたのちも、健康が優れなかった。守る会はこれをヒ素中毒による後遺症のためだと、掛り付け医から「ヒ素中毒と関係あり」との診断書を集めることにする作戦を立てた。そのことについては既に書いた。岡崎たちはその診断書をもって、森永渉外部課長の松本鷹知や梅原睦らと治療費の森永負担について交渉を重ねた。

三十二年九月十六日の松本課長と綱島の会談の結果、守る会は翌日『森永ミルク事件史』の解版を印刷所へ申し入れた。その後「梅原氏は松本に『辞を低くして』お願いするように云ってくれと申入れてきた。そこで『辞を低くして』お願いしたら、守る会の解散を要求。会社の意を受けて会員を説得せよ、強引に押し切れとの要求は極めて不徳義で耐えられない。」これは綱島から岡崎に宛てた会談の様子を報告した手紙だ。

さらに「一、松本課長の申入れ、A・守る会解散なら『森永ミルク事件史』の負債等も解散名目で支払う。その件について黒川氏との相談結果を知らせよ。B・解散無理ならその他の条件に応じない。(略)今度は梅原書簡の意を体して卑屈なくらい低く出た。松本氏は自殺を強いるような高踏的態度であった。」と綱島は翌十七日の手紙で岡崎に報告している。このことは温厚な綱島でも、余程頭にきたものと思える。

森永乳業は自社が犯したヒ素ミルク中毒事件で、多数の患者と死者を出しながら、その被害者に向かって「辞を低くして」治療費を出してくれるようにお願いしろとは「頭を下げるものを踏みつける行為」といみじくも役員の一人が形容している通りである。

MC問題はうやむやのまま、時間は経過していくが、その後被害者救済機関「ひかり協会」が昭和四十八年に設立されてから、今度は「未確認患者」の確認問題として姿を現わす。昭和五十九年二月に守る会広島県本部とひかり協会事務局長大槻、常務理事阪本との会談でMC患者もヒ素中毒被害者として認定していることを、大槻が認める発言をしている。

そのことは、当時森永はMF印だけの問題として、MC患者を切り捨てることに懸命であったことが見てとれる。MF患者に加えてMC患者まで認めれば、森永乳業の経営は困難をきわめることは明白であった。そのため何がなんでもMC飲用者を患者から排除することにしたのだ。それにしても、責任が問われるのは厚生省であり、積極的にMC問題の解明に努力せず、終始傍観者的立場にいた。

守る会の役員はすべてボランティアで動きまわっていた。運動に割く時間は、仕事時間や睡眠時間を削る以外になかった。そのしわ寄せを一番かぶったのは岡崎と綱島であった。岡崎は自営の商店が立ちいかなくなった。幸い岡山市社会福祉協議会へ世

話をしてくれる人があって、そこに職を得た。綱島は岡山市外で醤油店を経営していたが、経営の悪化で店を妻にまかせて、外に職を求めた。名古屋高商の同級生が副社長をつとめる、日本水産八王子工場の舎監として、寮管理をまかされることになった。

しかし、元森永重役の社長から横やりが入って「森永事件関係者で同業食品界に打撃を与えた張本人を如何なる名目でも留まらせることは同業の交誼に反する」として採用は拒否された。「盗人猛々しい」とはこのことか。それでも副社長が「自分が同じ立場になれば、綱島氏と同様の行動をとるだろう」と言明してくれたのが、せめてもの救いであった。この経緯について綱島は、三十七年八月十五日の岡崎への書簡で明らかにしているのでそれを引用した。

九、刑事裁判第一審判決
・森永無罪の影響

昭和三十八年十月二十五日に徳島地方裁判所で、森永無罪の判決が下された。この裁判について大深忠延が『森永砒素ミルク闘争二十年史』の中で述べていることを要約する。

審理の過程を総括すれば、被害者をなおざりにし、なおざりにした被害者不在の裁判、いわゆる訴因論争に終始された不毛な科学論争と、世論の冷却を待つ徹底した裁判引き延ばしということに尽きよう。これは検察官も裁判官も森永乳業の戦略にうまくはめられた結果という他ない。

弁護側は本件の原因となったいわゆる「工業用第二リン酸ソーダ」として取引された薬剤について、何十回にわたる徹底した釈明論争、科学論争、訴因論争をし、さらに該薬剤の入手経路について主導権を握りそれを首尾よく成功させ、海野晋吉主任弁護人は、前記公判期日の最終弁論において、「もしそれ、今後検察官が主張される各被害者と目せられる人々について証拠調べを行うとすれば、今後尚十年以上の歳月を要することは明らかであります。」と裁判所を牽制した。

本件の原因となったいわゆる工業用第二リン酸ソーダをめぐる訴因論争については、つぎのようにいえる。第一審の裁判は被害者不在で訴因論争に終始したが、重要なことは実のところいわゆる訴因論争とはうらはらの部分にあった、ということができるのである。被害がどうであったかというより、本件原因物質は何であったかということに視点がそらされたからである。

第一審審理の経過をみると森永側のペースで審理が展開され、検察官は終始、守勢に立たされていたとの印象をぬぐいえない。森永乳業側から検察官の起訴時における弱点・誤りを鋭くつかれたのである。検察官の最初の起訴状が、すでに理論難点を含んでいたことがわかる。

「工業用第二リン酸ソーダは砒素を含有し、而も往々にして砒素を多量に含有する粗悪品もある場合もある」としていることでもわかるが、検察官は工業用第二リン酸ソーダそのものが、砒素を含有する有毒物であり、本件の原因をなしたのはその粗悪品であるとの認識をもっていたこと、それを使用するときの化学的検査義務のみ主張し、規格品発注義務違反は直接行為者としてなのか、それとも監督者としてのものなのか明確にされていなかったのである。これが、論争、森永側の格好の攻撃材料となり（釈明訴因論争）、事件をもつれさす原

因となった。

森永側では、検察官に先がけて本件原因物質（松野製剤）が化学的意味では第二リン酸ソーダでないこと、本件有害物質の入手経路を自ら解明をなすなどし、裁判所に対し検察官への求釈明という手段を用いて執拗に其の確認をせまった。（前掲書３００Ｐ～３０４Ｐ）

以上のような経過をたどって、検察側の求刑もおこなわれず、被害者の証拠調べもなく結審した。原因物質とされたいわゆる「第二リン酸ソーダ」やこの薬剤の入手経路については、昭和三十年十二月十五日に発表された五人委員会意見書ですでに調査結果が明らかにされていたのに、検察側が知らなかったとすればそれは職務怠慢である。原因物質について「森永でも、前記の如く（第一章、第2節、第2、E記載）検察官が証拠品として押収している問題の薬物の分與を受けて、国立衛生試験所、東大木村研修室、財團法人工業振興会に、品質試験を依頼したところ、この三つの試験の結果は、この品本体は『第三リン酸ソーダ及び砒酸ソーダその他の混合物』とのことであった」（「五人委員会意見書」11Ｐ）とある。

この無罪判決が被害者に与えた影響ははかり知れない。もともとヒ素中毒による後遺症の存在を否定し続けてきた森永乳業に、格好の言い逃れの口実を与えてしまった。第一審で森永有罪の判決が出されていたら、森永はなんらかの後遺症対策を実行しなくてはならなかったであろう。そうなれば、後遺症で苦しむ被害者の人数も減っていたことが考えられる。国家の機関である厚生省は森永寄りの対策をとり、同じく国家機関である裁判所まで、被害者に背を向けた判決を出したのだから、被害者はすくわれないのは当然である。

十、守る会、薬害対策協議会へ参加する

徳島地方裁判所で審理中の刑事裁判で、森永無罪の判決がでると、守る会運動にも無力感が広がった。岡山地方裁判所へ損害賠償を求めて提訴していた、岡山の被害者五十五人も昭和三十九年四月、和解金一人三万円で訴えを取下げた。森永ヒ素ミルク中毒事件を久しぶりに伝えた新聞記事の見出しは「五十五人訴訟取下げ　森永粉乳禍に終止符」（四月二日読売新聞）、「損害賠償取下げ　森永ミルク中毒事件　九年ぶりに解決」（四月二日毎日新聞）と事件そのものが終わったような書きぶりだった。

同年の第九回守る会総会は、無罪判決をうけたこともあってか、わずか親子十四人が参加して岡崎宅でさびしく開催された。森永乳業と守る会の交渉も一方的に拒否されて、取りつく島もない状態であった。

（つづく）

（のせ　えいたろう）
e-nose@taupe.plala.or.jp

お詫びと訂正

５３１号（２０１５年４号）で誤りがありました。45ページ3段目「3、事業（1）各個研究奨励金」の金額です。

日本畜産学会（誤）４７６５万円→（正）４７６・５万円
日本獣医学会（誤）３６２５万円→（正）３６２・５万円
日本農芸化学会（誤）４６５５万円→（正）４６５・５万円
日本栄養食糧学会（誤）１７５万円→（正）１７・５万円

能瀬英太郎さんはじめ、関係者、読者の皆さまにご迷惑おかけしましたことを、お詫びいたします。

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か
――事件発生から60年 ◆10◆

能瀬　英太郎

総会の報告書を書いた事務局長の岡崎は「1、経過報告…徳島刑事裁判における検察側の敗訴。徳島裁判の不当性に対する我が会の声明発表。控訴に我が会の支持表明。岡山民事訴訟の和解は事実上の無条件降伏。2、状況報告…親たちの報告と子供の健康状態報告。3、今後の方針について…関係者が年に一度歓談する貴重な機会で将来も記念日である八月二十四日に近い日曜日に定期総会を開く」

○森永ドライミルク砒素中毒第十周年記念集会開催について…せめて年に一度は会って親子そろって歓談することを提案している。

翌年、七月二十二日に守る会会員宛に送られた案内状。

①本年度定期総会は十周年記念事業に替える。②十周年記念打合せの会議に代えて、この報告書ですます。③最終同盟員と訴訟者にアンケート調査をした結果、開催することに賛成者が多かった。④開催要項・一、日時…八月二十二日、一時～三時。二、場所…岡山労働会館二階。

アンケート結果についての報告。発送総数256通。回答89、回答なし133、返戻数34。回答内容①十周年記念総会開催賛成86、反対2、無回答1、合計89。②集会に参加する63、しない22、不明4、合計89。③被災児の健康状態・良好39、病身43、不明7、合計89。子供の病気はミルク中毒と関連あると思う47、ないと思う11、不明31、合計89。

十周年記念総会に参加した時の様子を、岡崎夫人の幸子は次のように書いている。

定刻前より次々と入場して来る子供達の姿は、年齢より身長も小さく、弱々しく曲がった背骨、細い手足、うつろな眼、どす黒い皮膚、どの子も一様に痛ましかった。また、子供達の手を引く親達の寂しげな、諦めた表情から察し、私は「これこそ丸十年の歳月が作りあげた砒素ミルク後遺症の悲惨な集会だ。そして守る会は絶対に続くだろう」と思った。（『森永砒素ミルク闘争二十年史』中「守る会・ひかりを求めて二十年」31P）

八月二十二日の総会では、ヒ素ミルク事件後ただ一回だけ行われた一斉精密検診は、不満足なものであり、今後十年間に及ぶ定期検診を要求するという決議を採択した。

翌二十三日の中国新聞では「森永ミルク

事件から十周年　ヒ素中毒に後遺症？　子どもを守る会難聴など訴える」との見出しで総会の記事を掲載した。岡崎は新聞記事の切り抜きの余白に「朝日、毎日、読売、山陽いずれも取材し乍ら、記事をオミットしている。知れるかぎり、ＮＨＫ総合ＴＶの八月二十二日夜七時～七時半のニュース報道と、中国新聞のみ報道せり」と怒りをこめて書いている。

十周年記念総会では守る会解散も議題になったが、圧倒的多数の反対で否決された。守る会が解散することに期待を抱いて、記念品をもって参加した森永渉外部の磯部克己から、岡崎へ九月九日に届いた手紙では「八月二十二日の結果があのようになり小生ガッカリした事は想像して頂けるでしょうね…」と述べている。

総会後に「岡山県薬害対策協議会設立総会参加について」（森子守会発第２９８号）と題して守る会会員に送られた文書で「1、私達は薬害、食品禍の被害者の先輩であり、これら人災根絶に協力し、指導の義務あり。2、今回設立の協議会は、社会各層の有識者を結集し被災児救済方法の発見に期待。（良心的医師による精密検診施行計画あり）。3、協議会に参加は我らの非力を打破し、強化するにあり。設立総会（11月26日）には万障繰り合わせの上、我が会員こぞって参加を願う」とある。

薬害対策協議会の設立総会が岡山県農業会館で開かれ、守る会会員も参加した。会長遠迫克美先生、講師大平昌彦岡大教授、議長を主人が務めた。この会はサリドマイド児、森永ミルク中毒被害者の救済を主に活動した。（略）遠迫先生は熱心なクリスチャンで、被害児たちが何とか救われねばと奔走され、昭和四十二年になって守る会悲願の精密検診を水島協同病院で受けられるようにお世話くださった。（同書32、33Ｐ）と書いている。

薬害対策協議会への参加が、その後の自主検診につながり、「丸山報告」をデータで支えることになる。大平昌彦は岡大医学部衛生学教室の教授であり、翌年から守る会と連絡を密にして運動をバックアップすることになる。

十一、自主検診で分かった後遺症

薬害対策協議会が設立されてから、自主検診実施まで事態は早急に進展した。翌年二月二十日に「森永ミルク中毒被災児の精密検診実施について」のハガキを岡崎は会員に発送した。「岡山県薬害対策協議会の事業の一環として、良心的検診が実施されることになりました。出来るだけ多数のこどもさんの受診により、貴重なデータをつくりたいので、ふるって参加をお申込みください。とき…三月二十六日、申込…事務局宛て、受診希望の有無を八ガキでご一報ください」

昭和四十二年六月二十日に岡山市内で検診結果の報告があり、十八人受診して十二人に何らかの異常があったことが報告された。第二回目の検診は、八月八日の午後一時三十分から水島協同病院で行われた。検診部位は骨、内臓、血液、尿等で検診料は千円だった。二度にわたる精密検診を終えて、八月十日に守る会第十二回定期総会の開催通知を岡崎は会員に送った。

「昨年結成されました、岡山県薬害対策協議会との密接な協力とその御援助によ

り、本年初めから薬対協主催の『森永ミルク中毒被災児の精密検診』が二回に亘って施行されました。その結果は『後遺症』の問題が一部の重症被害者のみでないことが分かりました。この重大な時点で本会第十二回定期総会を開催して、今後の精密検診の施行とその結果明確にされた症候に対し如何に対処すべきか協議するため積極的な参加をお願いします」

八月二十日の定期総会で報告されたのは①発育の遅れが目立つ、②肝臓が悪い、③精神薄弱、知能低下、④視力不良、⑤血液異常であった。決議として「一、精密検診を多くの被災者に受診させる。二、県衛生部に県下一斉の無料精密検診の実施を陳情する。三、そのため署名運動を行う。四、明年の日本母親大会への出席」などを決めた。

岡山県への陳情書には次のように書かれている。

去る昭和三十年夏突発しました森永ドライミルク砒素中毒事件は、その規模、内容ともに世界最大のものとして各方面から注目され、特に後遺症の問題が大きくとりあげられましたことは、ご高承のことと存じます。

全国の関係者、被害者の強い要望により、翌三十一年夏、全国一斉に精密検診が実施され、一部の被害者は引きつづいて再検診をうけ、または治療を受けました。しかしながら、検診全体について云えることは、それが「精密」検診の名に価しない形式的一斉検診であったとの批判が多く、第一次検診者においても、第二次検診者においても、中毒以来引きつづいて種々の続発症に苦しんでおります。それらについて、事件最大の責任者森永乳業株式会社は、何ら誠意ある措置を講じておりません。

全国民を震撼させ、全国民の注目の的となりました、森永ドライミルク事件の被害児が十二年間もなおこのような不幸な状況下に呻吟し、かつ、社会的な何らの救済措置も講ぜられないでいることは、文明社会の一大恥辱であります。

また、他に食餌をとることのできない乳児の唯一の生命の源であった調整粉乳に混じていた砒素の大量摂取によって重大な中毒症状に陥った一万人に及ぶ乳児たちが、今日いかなる成長過程を辿っているかを追跡し、調査することは、人権尊重を第一義とする民主国家の重要な務めであることは論をまたないところであります。

私達は、今日まで、毎年のように全国一斉精密検診を要求して参りましたが、今日の時点において、まず、事件発祥地、岡山県内の被災児の一斉精密検診を県当局において実施され、被災児の心身の現状態を明らかにし、総合的な救済体制を確立され、もって県民の期待にこたえられますよう要望いたす次第であります。上記陳情いたします。

守る会の第三次精密検診は九月三十日（土）一時三十分から、これまでと同じ水島協同病院で実施された。その結果は翌四十三年四月十三日に岡崎宅で説明会が開催された。説明者として遠迫克美医師が当たった。検診に参加したのは全部で十七名の被害児であった。

「この検診結果が手に届いた時、主人は「これが森永砒素中毒の後遺症でなく何だと云うんだ」と吐き捨てるように云った。私も何回も見直した。皮膚、眼、耳、歯、肝臓、腎臓、知能、発育、骨、血液等にみ

な異常があり、一人の子供が必ず何か所かの病気を持っていた。可愛そうに何とかならないものかと主人と歯ガミした。内臓に異常なしは娘（注・長女ゆり子）の外に一人、たった二人だけであった。」（同書33P）と書いている。

岡山県はまたも守る会の陳情を無視した。それはそうだろう、岡崎は三十二年に県が発行した『岡山県における粉乳砒素中毒症発生記録』を一部分けてくれと衛生部へ頼んだ。そうしたら「闘いをやめれば贈る」という回答がかえってくるくらいだから。

十二、十四年目の報道解禁

昭和四十一年三月三十一日、高松高等裁判所は第一審の森永無罪判決を破棄して、徳島地方裁判所へ差し戻す判決を下した。「森永ドライミルク中毒無罪を破棄・差し戻す　注意義務を怠る　高松高裁　一審は事実誤認」の見出しで朝日新聞は四月一日に報じている。

岡崎は、この判決に余程感激したのであろう。三月三十一日の夜のＮＨＫ・ＴＶ画面をカメラで写し、ニュースの音声を録音している。写真1、2は当時の森永乳業徳島工場、3は高松高裁第1法廷、4は被告側、5は判決、6は高松高等検察庁、7は森永七海常務、8は岡崎自身のインタビュー画面である。森永乳業は、高松高裁の判決を不服として最高裁へ上告していたが、四十四年二月二十七日に上告棄却徳島地裁へ差し戻すという判決があった。

昭和四十四年春、四国森永乳業販売株式会社取締役に昇進していた磯部克己（元森永渉外部）が、守る会事務局である岡崎宅を訪れた。突然のことで岡崎は驚いたが、磯部は大阪転勤の挨拶だと云った。

守る会十周年記念総会が解散総会だと聞き、喜んで記念品をもって来たのが磯部だった。あれから四年、周囲の状況は僅かだが、動きはじめていた。

そのころ大阪では大阪大学丸山教授を中心として、被害児の訪問調査が行われていることは、岡崎の耳にも入ってきていた。磯部は大阪の情報や岡山でも自主検診が行われていることを、どこかで聞き、それを探りに来たのだろうと岡崎は思った。

十四年前に森永ミルクからヒ素が検出され、「奇病」の原因が森永ミルクにあることが発表されたのが、八月二十四日であった。今年の守る会総会は、その日が日曜日となり、奇しくも発表と同じ日に開かれた。第十四回定期総会の報告書が、守る会理事長岩月祝一の名で会員に送られた。その要点を記す。

「委任状による参加者を含めて出席者は26名。1、森永ミルク事件のカラースライド上映、2、黒川氏の2カ月に亘るアメリカ視察旅行の8ミリカラー上映、3、議事…こども達の現状報告―A、皮膚の色が異様に黒い。B、結膜炎の子が多い。C、肩こり、疲れやすい。D、ものを云わない、発育不良。E、その他」とある。（つづく）

（のせ　えいたろう）

✉ e-nose@taupe.plala.or.jp

お詫びと訂正

533号（2015年6号）で誤りがありました。
47ページ1段目後ろから7行目
E記載（誤）→（正）F記載
おなじく後ろから4行目
研修室（誤）→（正）研究室
能瀬英太郎さんはじめ、関係者、読者の皆さまにご迷惑おかけしましたことを、お詫びいたします。

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か

――事件発生から60年 ◆11◆

能瀬　英太郎

実は十月十八日に大阪大学で丸山教授が記者会見で発表したことを報道したのは、朝日新聞だけで他社は無視した。取材に岡崎宅を訪れた記者とのやりとりを、岡崎は次のように書いている。

朝日　十四年目の訪問と題する丸山教授の報告ができた。事実とすれば、日本のマスコミは十四年間森永の被害者を裏切ってきたわけである。各社とも全く歯牙にもかけていないが、私達は人道と良心にかけて事実を公表する義務があると深く心に決している。私達は、その確証と信念を得たいのだ。

岡崎　確証は貴下方が事実をみられればすぐ分かるはずだ。私達は十四年間訴えつづけた。しかし、政府も医者も、そして貴下方の朝日新聞を含む全マスコミが、全く私達の声を黙殺して来た。マスコミにも医者にも裏切られつづけた私達は、だから、初対面で相手の心がすぐ見抜けるようになった。（『森永砒素ミルク闘争二十年史』117、118P）

黒川は日本通運労働組合の専従で、守る会解散に賛成するただ一人の会員であった。労働組合の東京本部に勤務していたので、彼は守る会の窓口的存在で森永との折衝を引き受けており、森永渉外部長七海重役の信望が厚かった。そのこともあって、綱島は黒川を警戒するようにという手紙を岡崎に送っていた。

十月十八日、岡崎は大阪の北村雅俊（藤一）に手紙（森子守会発第316号）を送っている。「大阪大学医学部における森永被災児の後遺症追跡調査については既に昨年頃から通報をうけていたが、いよいよ学会で正式発表される由、関係者としては大変注目される所であります。昨夜朝日新聞大阪本社社会部の為田英一郎記者から電話があり、大阪方面のことや当時の全協のことは貴兄に尋ねられるよう紹介申上げ、同氏も北村さんから明確なご説明を得て感銘したと申していた。本件の特集が二十日頃朝日新聞に掲載予定ですが、良心的医学者の取り組みと世論の再喚起による全国一斉精密検診の再施行が被災児の最終的救済になる」

昭和四十六年に発行された『私の公害闘争』の「まえがき」で宇井純は「大学に起こったこの数年の紛争は、たとえ強圧を以って『正常化』されたにしても、一つの有益な結果を残した。それは近代社会を通じてゆるぎなき存在であるかのように見えた科学技術への信仰に、相当なひびわれを作ったことである。科学の中立性、技術の進歩性として我々が信じこまされていたものの大部分は、実は金力と権力に飼いならされた幻想にすぎないことが、たくさんの事実であきらかにされた。権威の上に安住した大学教授たちは、ほとんどが専門馬鹿どころか、専門も馬鹿にすぎないことが発覚した。この事実は、手詰まりのうちに激化をつづける一方であった公害問題にもプラスに作用する可能性を生んだ。（後略）」と書いている。

このことは森永ヒ素ミルク中毒事件にも、そのままあてはまるのではなかろうか。昭和四十四年十月十九日付けの朝日新聞が「十四年目の訪問」として、第一面全体と社会面を使ってこの事件を報道したことは、宇井の指摘を間接的に裏付けている。公害問題ではいつも現実が先行し、その意味を把握できぬままに、マスコミは一周遅れで現実の後を追っていたのだ。朝日新聞の記事に一日遅れて、他紙も森永ヒ素ミルク中毒事件の報道を解禁した。ここでも日本のマスコミの大勢順応主義がよくあらわれている。みんなでやれば、スポンサーも怖くないということか。

十三、守る会全国組織となる

朝日新聞の報道にあわてて他社も追随したので、マスコミの注目は森永ヒ素ミルク中毒事件に集中した。毎日どこかの新聞で、この事件のことが報道された。岡崎は守る会の存在にふれないように朝日の記者には頼んだが、早晩分かることに、ある危惧を感じていた。その危惧とは、全国の被害者が大挙して、守る会への加入を申し込んでくることだった。そうなると被災者同盟と同じように、統制のとれない団体になってしまう。十四年前の混乱はどうしてもさけなければならない、と思っていた。

大阪大学丸山教授の報告をサポートしたのは、岡大医学部衛生学教室であった。当時の状況について太田武夫講師は次のように書いている。

「昭和四十四年の春、東京の国立公衆衛生院と丸山教授のもとをたずねて、その取り組み方の相談を行った。丸山教授はその年の母親大会と秋の日本公衆衛生学会に発表するから、岡山大学でも同時に発表するよう私に要請をした。その時、丸山報告はおそらく大変重要な問題提起となり、医学会でも大きな反響を呼び、おそらくこれまでの経過から考えて小児科学会等からの反発をまねき、長い論争の時代に入るであろうから、私共は丸山報告を受けてたつことのできる体制を準備しましょうと答えた。（『森永砒素ミルク闘争二十年史』「瀬野川町における疫学調査」252P）

太田武夫から岡崎に、十月三十日岡山市で開催される日本公衆衛生学会で「十四年目の訪問」（丸山報告）を発表するため丸山が来岡する機会に、前日の二十九日に守る会会員との会見を準備したいと云う連絡があった。

岡崎は日本公衆衛生学会が開催されるまでに、今後の方針を決めることが、守る会の運命を左右すると踏んでいた。それには岡山の会員を中心にして、被災者同盟時代に闘って気心の分かった元同志を指導部へ加えることだった。

新聞発表があって以来、岡崎は岡山市社会福祉協議会へ昼間は勤め、それが終わると岡大衛生学教室での今後の打合せ、家にかえるとひっきりなしにやってくる新聞記者の取材、被害者からの電話と毎日分刻みの生活を送っていた。来客が絶えた深夜には守る会への加入希望者に対する連絡文書作成など、睡眠時間を切り詰めた生活を続けていた。

「丸山教授を囲む会」は岡崎宅で開催され、報道陣をくわえると百人近くが集まった。全国各地から駆けつけた親たちが話す被害児の話を、丸山は熱心に聞いた。一通り聞き終わって席を立つときに「医学界の反省の上にたって全力を尽くす」といった。次いで、親たちはＮＨＫテレビの「時の動き」に出演のため岡山放送局へ行き、その後帰宅して、明日の第27回日本公衆衛生学会にどう対処するかの会議を開いた。それが終わると午前一時になっていたので、岡崎幸子は家にあるだけの布団を敷いて、遅くなって帰宅できない会員の寝床を作った。

しかし部屋の隅にはまだ一人の新聞記者がいて、明日の学会に西沢教授が後遺症否定のためにやってくる、という情報をもたらした。敷かれた布団を片付けて、岡崎たちは西沢教授対策を練った。考えだしたのが「西沢教授よ!!　再び森永の手先になるのか!!　森永ミルク中毒被害者一同」という大きなプラカードをつくり、学会会場に掲げることであった。

西沢は六人委員会で被害者切り捨ての基準づくりをし、五人委員会では後遺症の心配はないとの証言をした。その上『森永乳業50年史』でも「50年にわたる森永乳業の輝かしい社史に大きな汚点を印したというよりは、最大の社難として記録されるのがいわゆるＭＦドライミルク砒素中毒事件である。（略）ところでこの重大な事態を引き起こした当の責任者である森永乳業にも、全然失態はなく同社こそ悪徳業者の詐欺にかかった第２の被害者である。（略）森永乳業が、その責任を悪徳業者に転嫁して責任回避を図らなかった態度は好感がもてる。（略）被災者の今後の大きな不安は、後遺症にあると思うが、私の手がけた数百例から判断してその心配はない。（略）一例の後遺症も出さなかったことは不幸中の幸いであった。その間、森永乳業は終始誠意をもって処理したことを特筆大書したい」（同書１５８、１５９Ｐ）と書いている。

翌日開かれた学会で西沢は発言を求め「これだけ重要な発表をまとめた研究にただ一人の医師も入っていないのは問題だ」といった。

「この結果だけで後遺症とは断定できな

いが、少なくとも今回の調査でわかったことは、被害者の中に正常でない者が多いことだ」と二年前に薬害対策協議会を設立し、自主検診の機会をつくった遠迫医師は発言し、続けて集団検診の必要性を訴えた。

「今まで森永ヒ素中毒事件について関係することが、医者の間ではいかにタブーになっていたか皆さん知っていたでしょう。どこの医者がこの問題解決に協力したか」と丸山は追跡調査をした養護教諭や保健婦の仕事を評価した。

議論が白熱すれば、制限時間内に終わることは難しいと思って、岡大衛生学教室の太田講師は別会場を用意していた。会場を移して議論は継続されることになったが、西沢は姿を現わさなかった。

十一月十四日発行の『週刊朝日』は「森永ヒ素ミルク事件　十四年目に明るみにでた〝後遺症〟との見出しで三ページを使って記事を掲載した。記事の特徴の一つは、森永の言い分を一行も入れていないことであった。九年前同誌の記者として岡山へ取材に来たが、結局不掲載になった原稿を書いた角川記者は、その後同誌の編集長になった。「十四年目に明るみにでた」という見出しに違和感はなかったのだろうか、と余計なことを思わずにはいられない。

十一月三十日守る会第一回全国総会が、岡山市において開催された。全国から被害者百五十人と、協力医療陣も多数参加した。全国の被害者は守る会本部に個人加盟し、必要に応じて各都府県支部を結成することになった。本部の指導と統制に服するものとし、全国単一組織の原則を決議した。そして四つのスローガンを採択した。

1、全国の被害者はこの会に結集し、一致団結して要求貫徹のためにたたかおう。
2、人道的医療陣の協力で後遺症を究明しよう。
3、完全治療、完全養護を要求してこどもを元に返してもらおう。
4、世論を動員して森永の企業責任を追及しよう。

各県支部（その後各県本部と改称）結成が、徳島（11月16日）、大阪（11月23日）、四十五年・奈良（1月18日）、広島（2月8日）、香川（2月15日）、京都（8月9日）、兵庫（9月6日）、四十六年・九州（4月4日）、山口（9月12日）、愛媛（12月12日）、四十七年・大分（3月20日）、和歌山（6月25日）、島根、高知（8月20日）、東京（9月10日）、四十八年・滋賀（1月21日）と続いた。

機関紙「ひかり」は四十四年十二月二十六日に第一号を発行して以来月一回発行され、平成二十五年十月現在534号を数えている。十号までは岡崎が編集謄写印刷して、家族ぐるみで発送作業をしていた。その後は活版印刷になり、発送はボランティアが引き受けていたが、ひかり協会設立後、暫くしてからは業者が行っている。

（つづく）

（のせ　えいたろう）

e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か

——事件発生から60年 ◆12◆

能瀬　英太郎

十四、森永が費用を負担した官製検診

森永乳業は「森永ヒ素ミルク中毒患者に後遺症」との丸山報告がでると、すぐに厚生省（現厚労省）へ調査・検診の「お願い」をした。

厚生省は十一月二十六日に六人委員会のメンバーを集めて協議させ、「後遺症は有り得ないが、不安に思っている親たちを安心させるために地域を限って一斉検診をする必要がある」との結論をださせた。

その地域が岡山県であった。

官製検診開始までの経緯をまとめると次のようになる。

・44年10月22日・斎藤厚生大臣「日本公衆衛生学会で正式発表のデータを充分検討して対策を考える」と福井県で発言。

・11月27日・斎藤厚生大臣は日本公衆衛生学会の染谷理事長に対し「来月研究班を組織し、来年早々岡山県で一斉検診をする」。（六人委員会の意見を入れ）

・12月23日・守る会から岡山県へ申入れ「①厚生省へ諮問した委員のうち西沢、浜本を除外し、青山（岡大医学部衛生学教室助教授）、丸山を加えよ。②検診実施は守る会と協議すること。③病院選択の自由を認めよ」。

・45年1月11日・森永砒素ミルク中毒児後遺症研究班（守る会の協力医療陣）の申入れ事項（予算措置などについて）に対する岡山県衛生部長の回答・「厚生省と相談する」。

・1月20日・厚生省鶚淵食品衛生課長「ヒ素ミルクが原因の後遺症かどうか、岡山県をモデル県として3月ころから国の費用で調査する。構成メンバーは14、15人になる。守る会の陳情「①協力医の自主検診の経費を負担してもらいたい。②森永に対し、事件当時の資料を公開させよ、患者が支払った治療、養護などの費用負担を森永に指示してほしい。（2月20日回答・国は払わず、森永にも指示しない）

・2月26日・県衛生部長から守る会に対し「県内10ヵ所の設備の整った総合病院で精密検診、検診費用の関係で検診は4月

以後になる。守る会の申し出による統一カルテ（研究班作成・親からの聞取り調査あり）については、尊重するが臨床的な調査を重視したいので、疫学調査の部分は省きたい。守る会の自主検診の費用を県で予算化してほしいとの要求は、県独自ではできない」。

・3月28日・岡山県衛生部「県内の医者、学者を招いて調査委員会準備会を開き、4月20日ごろ正式に委員会を発足させる」。

・4月9日・県衛生部と守る会の会見

問　調査会は後遺症について臨床的に調査するというが、15年間の空白を埋めるには社会学的な調査が必要ではないか。

答　（簡野県衛生部長）厚生省の意図は後遺症の有無判定ではなく15年後の被災児の健康状態を臨床的に調べるのが目的だが、疫学調査も考慮している。

問　①11総合病院に検診実施を限定するな。②調査委員に自主検診医（協力医師）と守る会を加えよ。③委員予定者15人中6人は事件直後の後遺症なしとした医師であり納得できない。

答　①の要望を入れるように努力する。②、③についても検討する。

・8月7日・岡山県議会厚生委員会で簡野衛生部長答弁　アンケート調査でも八割までが受診希望している。調査会公開については、調査会医師の中には非公開でないと困るという医師がいるので、十分話合い結論をだしたい。

・県衛生部長　検診を守る会の被害者を含めて一本化したい。検診病院を特定しない。調査委員会に調査研究班の医師、学者をいれる。人数については村上岡大名誉教授と相談してきめる。

・9月19日・岡山県庁で鶚淵厚生省食品衛生課長と対策会議（守る会の支援組織）が会う。鶚淵課長の話①検診は原則として総合病院、被害者の希望で病、医院でも止むを得ない。②費用は国が支出、治療費も必要なら出す。

・9月25日・岡山県議会で加藤知事答弁「①検診の指定病院の是非、②判定会議の公開、非公開などの話合いがつかないため検診が遅れている。①は設備が必要なので11か所を指定したい。②は医師の名誉のため非公開がよい。しかしいつまでも引き延ばすわけに行かないので少々筋の通らないことでも妥協し、早期検診をしたい」。

・岡山県衛生部長と対策会議会見・青山（岡大衛生学教室助教授）、高尾（小児科医）、藤本（医師・社会党県議）の三委員の追加を要求したが、県が拒否した。

・10月17日・臨床だけでは不十分と大平岡大衛生学教室教授が調査会委員を辞退する。

とにかく県庁というものは自治体ではない、中央の出先機関であるということがはっきりするような行政を、この三島・沼津コンビナート反対運動に対しては一貫してとっています。

実は昔、中国語学の講義を聴いていたときに、県という文字は、その来歴が自立できない自治体という意味からきた、という話を聞いたことがあります。県↑懸。これ

は洒落じゃないんでして、ほんとうに自立できないから人にぶらさがっている自治体ですね。（宇井純『公害原論Ⅱ』１５３Ｐ）

岡山県衛生部は、守る会や対策会議との間で取り交わしていた確認事項を、調査会発足段階で白紙にもどしたと言明し、大和委員長（岡山済生会病院長）に運営の責任一切を任せてしまった。このように調査会は、守る会の意向と真っ向から対立する形で、一部守る会の協力医療陣を委員に加えて、昭和四十五年十月二十一日から正式に発足した。

守る会の協力医療陣のメンバーの一人である三村啓爾の回想。

四十七年十二月十四日の最終回まで、すべての調査会、所属する専門委員会等に参加したが、調査会の性格は、一口で表現すると、個性豊かな大和委員長の強引な会運営にひっぱられて、民医連が行った自主検診（注・昭和42年守る会が水島協同病院で行った検診を指す）を名実ともにぶちこわすということに終始したと断定できる。砒素中毒児の健康障害が「当時の残像と思われる皮膚の色素沈着を除けば特徴的な共通点は指摘できなかった」と述べ「当時の患児達は特に憂慮すべき経過を辿っているとは考えられず、遺伝と環境の交錯した思春期にある一団の健康構造を示している」と結論づけている。

大和委員長は、中毒後遺症そのものが民医連・協力医療陣のデッチあげであったとの見解に立って後遺症否定の主張を貫いた。

（『森永砒素ミルク闘争20年史』「岡山県粉乳砒素中毒調査委員会批判」２６５Ｐ）

また次のような批判もある。

このような厚生省・行政と医師会、そして「権威ある専門家」とがお互いに協力しあって作り上げた官製検診の最終報告は国会答弁の中で厚生大臣自らが「加害企業森永から経済的援助を受けていたことは遺憾である」と言明せざるを得なくなり、公判（注・徳島地裁で審理中の刑事裁判）の中でも、原告たる国が証拠物件として裁判所に提出することさえ出来ない内容のものでしかなかった。その上この検診結果について、一度も科学的な討議を受けるべく関連学会に公表されたこともなければ、これら官製検診実施者の裁判への証人出席も一人もなかった。」（同書・青山英康「森永砒素ミルク事件、その医学史」２４５Ｐ）

この検診費用は国が百三十万円を支出し、残りの千五百万円は森永が負担した。官製検診の経過を特に載せたのは、ヒ素ミルク事件が発生してからというものは、行政は常に加害企業に加担して行動していたことを述べたかったからである。

十五、守る会と森永の本部交渉開始

丸山報告から約一年後には、守る会の会員は八百名を越していた。組織強化も軌道にのり、役員の間では被害者救済について、そろそろ森永乳業と交渉を始めてもいいの

ではないか、との声が上がりはじめていた。

昭和四十五年十一月二十七日、第二回総評公害対策全国連絡会議が開催され、守る会も招かれて上京した。大会二日目には「公害企業との交渉」というスケジュールで、守る会は森永本社へ出向いた。その時も「総評の顔を立てるために来ただけで、交渉はしない」ことを言明した。森永乳業では渉外本部を設けて守る会から交渉申し入れが来るのを待っていた。守る会が云いださないので、森永乳業から交渉をもちだした。守る会は交渉開始の条件として、守る会の指定する場所と日時に森永乳業が出向くことを要求し、森永はそれを受け入れた。

守る会は四十五年十二月六日の全国理事会で、対森永交渉を十二月十二日の日曜日岡山市で開くことを決定し、森永へも通知した。交渉の前日十二月十一日になって、森永から岡崎のところへ電話があり、事前に是非会いたいとの申し入れがあった。岡崎は一人で会うことの危険を感じ、役員の一人に同行をたのみ、岡山市役所二階のロビーで、森永側と会った。

森永の提案は、明日の交渉では双方信頼できる議長を置き、双方紳士的態度を保つ、交渉出席者は双方同数、傍聴者はマスコミに限るというものであった。岡崎は、それを明日の議題にすればいい、即答を要求するなら「ノー」だ。これが気に入らなければ会社は交渉を拒否し、欠席すればいい、それらは森永の自由だと答えた。森永は「ボス交渉」「密室取引」で組織の上部をコントロールするという、同盟時代の再現をねらっていたものと思われる。

第一回の本部交渉で守る会は次の要求をした。

A　全被害者の当面の要求として会社側に申し入れる事項

1、緊急に介護を要する症状重篤な被害者に対し直ちに救済措置を取られたい。

2、死亡した被害児の遺族の嘆き悲しみにこたえる誠意ある措置を取られたい。

3、被害者の負担している自主検診諸経費を、即時無条件に弁済されたい。

4、協力医療陣の負担されている研究、調査、検診等諸経費を即時無条件に弁済されたい。

5、今後、全被害者が、安心して検診、治療、養護などが受けられるような恒久的措置を確立されたい。

B　右記のことを速やかに解決し、全被害者およびその家族の一生の不安をなくすため、「守る会」の提案する事項。

1、今後の話合いは、「本部交渉」と「現地交渉」の二本立て制をもって鋭意続行することとする。

2、「本部交渉」は原則として毎月一回定期的に開催し、その日時、場所の決定については「守る会」側の都合を優先することとする。

3、「現地交渉」は「守る会」各都府県支部と会社側の間で必要に応じて開催する。話合いを能率的に進めるため会社は前述の現地に責任をもった「交渉窓口」を開くこと。

（つづく）

（のせ　えいたろう）

e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か

——事件発生から60年 ◆13◆

能瀬　英太郎

本部交渉は毎月一回のペースで開催されていたが、四十六年七月十一日の第八回目になって森永は本部交渉中断を通告した。

その理由は、厚生省が岡山県に委託して始めていた検診結果が出てから、守る会の各要求に答えたいというものであった。しかし、守る会や世論の反発が強く、四カ月後の十一月から再開され、結局四十七年十二月三日まで十五回開催された。十五回目は守る会の要求した森永大野社長が出席せず、中止となった。守る会は急遽第二回全国集会に切り替え、今後は交渉打ち切り民事訴訟と不買運動にふみきることを決議した。

本部交渉は十五回で打ち切られたが、現地交渉は続けられた。本部交渉で合意した内容を、現地交渉では被害者個人個人にどう適用させるか、という具体的な問題が話し合われた。治療費、介護費などの支給について森永の現地窓口担当者が、それぞれ被害者について個別に回答した。

私は十五回行われた本部交渉すべてを傍聴して、特徴的に感じたことを若干記述する。交渉は全部公開で開催され、傍聴には制限がなかったので、守る会会員や報道機関、支援者などで毎回満員になった。森永は守る会の要求をかわすことに全精力を使い、時には詭弁を弄し、時には時間稼ぎをして、都合の悪い質問には沈黙した。

この様子を直接目撃した者は、守る会の支援者になり、森永は企業イメージの低下を余儀なくさせた。

森永は本部交渉中一貫して、ヒ素ミルク中毒事件発生の企業責任を認めず、治療費などの支出の名目は「お得意さんが弊社のミルクを飲み病気になったことに対する、健康回復のお手伝い」をするというものであった。第三回交渉で森永が「会社の立場とはなにか」についてした回答では「厚生省の監督を受けている弊社といたしましては、一存で事を処理することは許されず、すべて岡山県を通じてことを運ばなくてはなりません」と述べた。岡山県は「厚生省の指示でことを運ぶ」のだから、一から十まで森永は厚生省の指図に従っていたことを、図らずも自白したことになった。

第一回交渉で守る会が要求したA・3、4項の自主検診費用の支払い要求については「岡山県以外は、厚生省からご指示をうけておりませんので、弊社が厚生省をさしお

いて直接交渉（守る会と）をすることはいたしかねます」と答えている。一私企業の行動について、厚生省がそこまで口出しするのか、それとも森永がそれを口実にしているのかわからないが、両者の癒着ぶりを現わしている。

第八回の交渉中断の理由は既述したように「厚生省が岡山県に委託して始めた検診の結果が出てから、各要求に答えたい」というものだった。本部交渉について守る会の目的は、もちろん要求を勝ち取ることではあったが、それ以上に公害企業の正体を暴くことにもあった。森永が交渉中断すれば、守る会会員をはじめ支援者の森永攻撃は盛んになり、交渉を開けば開いたで、責任回避の回答で傍聴者の怒りを増幅させた。

本部交渉中断後、森永は世論の反発をうけて、守る会に再開を要請してきた。再開に応じる条件として守る会があげたのは、森永がどのような方法で被害児を救おうとしているのか、「恒久措置案」を提示せよというものであった。

森永は「恒久措置案」を四十六年十二月十九日に提示したが、内容は空疎で守る会は「恒久抹殺案」として受け入れを拒否した。森永案の冒頭に掲げた「趣旨」に、そのことがよく現れているので紹介する。

趣旨　粉乳中毒事件に際して、会社は国及び府県の方針に従って措置いたしましたが、当時の患者で今後、健康がすぐれずお困りの方に対し、因果関係を問わず、道義的責任を全うするため下記の事業を行いたいと存じます。

これは国や府県に、後遺症に対する責任を転嫁している。事件後の処置については、それはそれで事実であろうが、事故発生の責任は森永にあることを忘れている。困っている人を会社が「おなさけ」で助けようという「趣旨」であることが露骨にあらわれている。

十六、民事訴訟と不買運動の展開

第十五回本部交渉では、出席を約束していた森永・大野社長の姿はなく、常務が「十五億円の枠内で被害者救済の実質的発展をはかるため、少数委員交渉で実のある話合いを進めたい。ご諒解が得られねば退席する」との書面を読み上げて会場から姿を消した。そこで守る会は、その場で全国集会を開き、民事訴訟と森永製品の不買運動を起こすことにした。

守る会が民事訴訟を提起した目的には、次のような意味が込められていた。

1、恒久対策案実現を目的とする。
2、守る会全体の代表訴訟である。
3、森永のみならず国も被告として国の毒・劇物取締及び食品添加物行政の欠点と事件後18年間も被害者を圧殺・放置し続けた責任を追及し、再び本件のような食品公害を繰返させぬよう国の法的責任を明確にする。
4、訴訟と不買の運動をしながらも、森永・国との直接交渉は中止することなく継続し、訴訟と不買を車の両輪として運動を進め、恒久対策案実現の可能性を追求する。

まず第1波訴訟として昭和四十八年四月十日、近畿ブロック（大阪、京都、滋賀、奈良、和歌山）の被害者と遺族36人が原告となり、森永及び国を被告として、大阪地方裁判所に訴えを提起した。

第2波は八月二十四日、岡山県の被害者8人が原告となって岡山地方裁判所に訴えを提起した。

第3波は十一月二十四日、四国ブロックの被害者11人が原告となって高松地方裁判所へ訴えを提起した。

不買運動について守る会が主体的にその旗を掲げることは、この時期まで控えていた。事件発生後の昭和三十年十二月に、被災者同盟として不買運動に取り組んだことがあったが、それは森永に打撃を与えることなく、不発に終わった苦い経験があったからである。その経験から手軽に不買運動を始めると、味方も傷つくことを身にしみていたのだ。

後から考えれば、時期的にも悪かった。敗戦後十年しか経ておらず、市民は自分の生活維持が精一杯で他人の痛みに共感して、不買運動に積極的に協力しようという気持ちまで持てなかった。

守る会が二度目の森永製品不買運動を社会に呼びかけた時期には、公害反対運動、学生運動の高まりがあった。森永ヒ素ミルク中毒事件が発生してから十八年の歳月の経過は、日本国民の市民意識にも変化が生じていた。

約二年前の昭和四十六年四月に結成された市民組織「砒素ミルク製造会社「森永」とその犯罪を支えた一切を告発する会」（略称・森永告発）は、先行する水俣告発に触発されて結成されたものであった。結成当初から森永製品の不買売を運動の目標に掲げていた。

その他運動に参加した市民が、この事件に傍観的態度で被害者を孤立させてきた、自己をも告発することを運動の推進力とした。この事件の発生原因から五人委員会の不当な斡旋案実行、それ以後十六年間におよぶ、被害者と家族の後遺症との闘いなどを社会へ訴えることにした。そのため市民に分かり易く事件とその後の経過を理解してもらうため、冊子を発行することが求められていた。私と谷川正彦はそのころ岡山の小説同人誌に所属していたこともあって、森永告発設立準備会で事件史の作成を依頼された。四十五年の年末にそれが決まり、翌年四月の森永告発設立総会までに発行する予定であった。設立総会には間に合わなかったが『砒素ミルク1』は六月十日に、初版1万部を発行した。

森永ヒ素ミルク中毒事件については、「カラスが鳴かぬ日はあっても、事件のことがマスコミに取り上げられぬ日はない」というくらい新聞各社が競って報道した。岡山は事件の中心地で、守る会の全国本部の所在地であり、毎週のように開催される会議の内容などが詳しく報道された。そのような状況のなかでの『砒素ミルク1』の発行であったから、チョッとした話題になった。発行することを聞きつけた新聞記者から、私は生まれて初めてのインタビューを受ける羽目になった。記者の質問はどこも似たようなものだったが、朝日新聞だけが風変わりなものだった。

『砒素ミルク1』が印刷されたら、「製本する前に見せてほしい」というものだった。その理由を尋ねると「大学の教授にみせて

意見をきく」というのである。著者である私の職業は牛乳屋で、谷川は岡山駅近くの岡ビル百貨店（個人商店の集合ビル）で、荒物屋を営んでいる。どちらもインテリとは縁遠い職業で生活しているので、そんな「どこの馬の骨とも分からないヤカラ」が書いたものは信用できない、とエリートの朝日新聞記者が思ったのも当然だろう。

それまで大学教授などのエリートは、森永ヒ素ミルク中毒事件のことなど誰も見向きもしなかったのだから、どこの大学教授にも『砒素ミルク1』を正しく評価する能力があるはずはないのだ。しかし私は、新聞記事になるまでには、こんなに慎重に調査をしてやるのだな、と逆に感心してしまい、製本前の仮綴じしたものを朝日の記者に渡した。『砒素ミルクⅠ』は森永ヒ素ミルク中毒事件関係の資料難から売れ行きがよく、その後再版を三千部増刷した。

守る会設立後の三十二年に発行した『森永ミルク事件史』は、1千部で増刷するまでには至らなかった。両方の出版物の売れ方にも、市民の意識の変化が読み取れる。森永告発は続いて、『森永ミルク事件史』を復刻し、守る会発文書目録などを一緒に収録した、『砒素ミルクⅡ』を3千5百部発行したが、これも短期間で売り切れた。

不買運動を広げるために、森永告発岡山は不買シール、森永製品ボイコットステッカーなどいち早く作成したが、全国組織にひろがった森永告発運動は各地で独自の不買シール、不買マッチなどを作り、森永製品の不買売を呼びかけた。

文化祭で森永ヒ素ミルク中毒事件を取り上げる大学、高校が相次ぎ、そのことが森永製品の不買売につながり、多くの大学生協から森永製品が姿を消した。守る会の呼びかけで、労働組合から次々と森永製品の不買売を決議した報告が守る会事務局に届き、事務局長の岡崎は毎日それに対してお礼状の送付に追われた。

この事は「育児用粉乳の経年的、銘柄別普及状態（全国14新聞市場調査研究会）の発表した統計にも表れている。昭和四十年にはサンプル17500の調査で、粉乳使用者数は17・8%、そのうち森永は7%で他社をリードしていた。昭和四十八年の調査ではサンプル16703のうち、粉乳使用者12・7%、雪印5・3%、明治4・8%、森永は1・4%に激減している。

森永乳業顧問の菊池孝生は『諸君』2002年5月号で、弁護士中坊公平と対談して「…不買同盟の運動もボディーブローのように効いてきました。そこで、むしろ直接交渉で『守る会』のご要望を聞けるところは聞いて、解決策を見つけようという方向に変わっていったんです」と述べている。この対談の中での中坊公平の発言については後述するが、彼の事件について書いた著書には資料的価値が疑わしいものが多い。

以上のように公害企業に対する市民の眼は、以前に比べずっと厳しくなっていることが分かる。それは明日は我が身という市民の切実な気持ちの表れと、「儲けのためには手段を選ばぬ」企業の存続は許さないという、当時の若者の正義感の表明でもあった。

（つづく）

（のせ　えいたろう）
e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か

――事件発生から60年 ◆14◆

能瀬　英太郎

第三章　歪められた被害者運動

昭和四十七年十二月三日の第十五回本部交渉に森永大野勇社長が欠席したことで、守る会はこの場を第二回全国集会の場に変え、民事訴訟提起と森永製品の不買運動推進を決議した。民事訴訟は、守る会作成の「森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案」（以下単に恒久対策案と略称する）実現が主な目的であった。恒久対策案は八月二十日の全国総会で決定されたもので、不買運動を国民の理解で推進するために、「恒久対策案実現のために!!」をスローガンに運動への協力を呼びかけた。

恒久対策案に盛られた内容とはどのようなものか、この章ではそのことについても述べる。翌年の四十八年十一月二十八日に徳島地方裁判所で審理されていた差し戻し裁判で、「森永有罪」の判決がだされ、国と森永は控訴を取止め判決が確定した。この判決が及ぼした影響により、森永は進行中の民事裁判とは別に守る会、国との三者による話合いのテーブルについた。同年十二月二十六日の第五回目の三者会談で三者は合意して確認書にサインした。この「第五回三者会談確認書」が、その後の被害者救済の方向をきめることになった。元厚生省山口敏夫政務次官の言によると、厚生省では「国家的実験事業」と位置付けているということである。

第五回三者会談確認書では三者そろって「恒久対策案の実現」について努力することを確認している。恒久対策案の実施機関として設立されたのが、「財団法人ひかり協会」である。

ひかり協会は「寄付行為」によって事業目的等が規定されているが、運営の主導権や人事決定権は守る会が握っている。ひかり協会は、守る会が作成した恒久対策案の実施が設立目的でありながら、「恒久対策案が実行されていない」という不満が、会員の間から噴出している。恒久対策案実施の障碍はなにか、救済事業はどのように変貌したのか、この章ではそのことを明らかにしたい。

一、恒久対策案の作成

森永作成の「恒久措置案」を昭和四十七年二月に「断固全面拒否」した守る会は、「1同案を今後交渉の素材にしない、させない闘いを行う。2会社側に基本的に撤回させ

る。3森永に１００％の企業責任があり、厚生省には１００％の行政責任があることを明らかにする。4被害者の被害者による恒久対策案をつくる」などを決定した。

前記4の検討材料としては、四十六年五月に岡大衛生学教室の青山助教授が「森永ヒ素ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する試案」（青山試案）を発表していた。その後、青山試案は日本小児科学会森永ヒ素ミルク調査委員会で検討された。それを一部補強の上、同年十二月調査委員会案に採択されていた。京都府森永ヒ素ミルク中毒追跡調査委員会も、一年二カ月にわたって実態調査・研究をしていた。その作業の結論を「医療、教育、就労、指導」等の各分野から、被害者救済の社会的態勢の確立の提言として発表していた。

これら専門家の案を参考にしながら、一人一人の親たちが自分の子供の状態に即した、救済案を作成することになった。それらを支部に持ち寄って討議して、支部案としてまとめ、各都府県本部へ提出した。これらを全国本部へ集めて、項目ごとに整理編集して、第一次案を作成した。この中心になったのが、岡山の守る会だった。

第一次案は印刷して、全会員に配布され再度検討の材料にされた。

対策案は多岐にわたっていたが、それらを一つ一つ検討するという作業を四回繰り返した。対策案は全国本部→末端支部会員→各都府県本部→全国本部間を往復して、そのたびに姿を整えていった。

四十七年七月の時点で、恒久対策案の討議はすでに八カ月に及んでいた。守る会全国本部に「恒久対策案作成小委員会」を設置して、総仕上げをおこなった。八月初めには事実上の最終案が全会員に配布され、八月二十日の第四回全国総会において「森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案（恒久対策案）」が可決された。

岡崎は「マスコミ全部から『画期的なもの』と評価され、また幾人かの大学教授が『現下の日本において考えられる、公害被害者、障害者等の福祉の理想像を示すもの』との評価をあたえられた。（略）これは森永ミルク中毒被害者とその親達にとっての、事件発生以来十八年間の悲願の結晶であり、守る会の新しい憲法となった。」と書いている。（『森永砒素ミルク闘争20年史』１４７Ｐ）

守る会の闘争は訴訟と不買運動の貫徹を第五回全国総会で決定し、「すべての力を恒久対策案実現のために」（総会スローガン）に向かって進んでいくことを確認した。それでは恒久対策案はどのような構成であるかを要約すると、A、B、C、Dの四部からなっている。

「A、はじめに」の主要点は以下の記述にある。

――森永ミルク中毒事件が経済の高度成長初期における典型的な食品公害であり、被害者圧殺という面でも、その後の公害の原型となったものと考え、あらゆる公害の加害企業が果たされねばならない社会的責任を明らかにし全国の公害被害者救済のための新しいパターンを提示しようとするものであり、かつ貧困な福祉政策のもとに充分な救済を講じられていない一般の障害者の利益にも貢献しうるものと信じ、さらにかわいい子供たちが健康を回復維持し、憲法の定める基本的人権を保障された幸福な生活を送りうるようにとの願いをこめて、ここに恒久的救済対策案を発表するしだいである。

「B、恒久的救済対策の前提となる原則」については「(1)救済対象は全被害者、(2)森永の責任、(3)国および地方自治体の責任、(4)被害者の実態究明、(5)恒久的対策案の内容」を取り上げている。

(1)では、守る会会員だけの救済を求めていないことを明示している。

(2)「森永の責任」では(イ)第二リン酸ソーダ使用についての注意義務と(ロ)事件発生当時森永の自己利益のみを考え、権威者と一体になって被害者を圧殺したこと。(ハ)患者に対する諸対策を怠ったこと。(ニ)被害者の苦痛、悩み、不安はすべて事件に起因すること。

(3)「国および地方自治体の責任」(イ)事件発生前の責任では、第二リン酸ソーダの使用における厚生省の取締責任をあげている。(ロ)事件発生後の責任では、被害者の実態把握と健康管理を怠ったこと。広報活動の不足で未確認被害者を発生させたこと。五人委員会、六人委員会をつくり「後遺症なし」の判断を導き、精密検診と称して患者圧殺を行ったこと。国の末端機関の自治体はその厚生省の手足の役割を果たしたこと。

「C、恒久的救済の具体的対策」についてはI、具体的対策実施に際して考慮すべき問題点として次の諸点をあげている。

(1)森永ミルク中毒の医学的特徴(イ)医学的に未経験の中毒。(ロ)中枢神経系症状の多発。(ハ)17年間の空白の影響。(ニ)現在の科学レベルで把握出来ない症状。

(2)具体的対策についての原則的諸問題。(イ)継続的健康管理。(ロ)実態把握とその態勢。(ハ)治療、養護の内容。(ニ)各種対策の一貫性。(ホ)救済責任と救済体制。

II、具体的対策

(1)健康管理、追跡調査
(2)治療
(3)健康手帳
(4)家族に対する保障
(5)保護育成とその施設
(6)生活権の回復
(7)研究機構、研究施設
(8)森永ミルク中毒被害者救済対策委員会

III、死者に対する補償及び生存者の過去の損害に対する補償

IV、将来の要求

「D、むすび」

以上が、恒久対策案の大まかな見出し項目であるが、「II具体的対策」で求めているのは、全部で30項目ほどある。例えば(6)の生活権の回復では重症者には「年金」を支払うことなどである。

二、三者会談

森永製品不買売運動は、反消費者企業に対する懲罰的意味をもった、日本では最初の組織的運動としての成功例といえよう。このことを象徴的に示すのは、両論併記の記事掲載が、あたかも公正中立報道を担保する唯一の手段として手放さなかった記者たちが、守る会の不買運動に全面的協力をしたことでもわかる。

昭和30年夏、いわゆる森永ミルク中毒事件が起こって以来すでに18年が経過しています。そして、この18年という長い年月、青春を奪われた被害者、被害者の家族が苦難の中に放置されて来たのを見る時、私達は、貴社がこれまでとって来た態度に激しい怒りを感じずにはいられません。私達は、

貴社が人間の生命に深く関わる食品企業としての責任を自覚し、被害者とその家族の要求に応えて一日も早く被害者への補償と、恒久的救済案を実施することを望みます。

これは岡山県マスコミ共闘会議議長日報労岡山分会沖野皓一から、森永乳業本社へ昭和48年9月28日に出されたものである。

このまま森永製品の不買運動が継続されれば、森永は経営不振に陥ることは明白であった。日に陰に森永を支えてきた厚生省は、裁判とは別に守る会との話合いを勧める以外に、森永を救う道がないことを悟ったのである。

さきに厚生大臣は森永乳業株式会社に対し森永ミルク中毒被害者が18年間の経過の今日、進学・就職等々、人生環境の変化にともなう、極めて大切な時期において被害者救済のため基金設立を含め、恒久対策確立のため、厚生省斡旋のもとに話合いに応ずるよう要望したところであるがその際、厚生大臣の真意にそって、慎重に検討したい旨の回答を得た。被害者の現在を考える時、速やかにその解決に当たらなければならないことは充分認識しておるところと考えるのでこの際、森永ミルク中毒のこどもを守る会の恒久対策案を包括的に認める立場にたって、今後誠意をもって、一刻も早く話合いの場に臨むよう努力されることを期待します。

森永乳業株式会社取締役社長　大野勇殿

厚生政務次官　山口敏夫

この書簡は、昭和四十八年九月二十二日届けられたものである。これに対して森永大野社長は「会社がつぶれるまでやる」といって企業責任を認めて、守る会との会談に臨む気持ちを山口政務次官に披歴したのである。

三者会談開始をとりまとめた、この時の山口政務次官の状況認識は、後日の回顧談風な「挨拶」で次のように述べられている。以下は「第7回三者会談救済対策推進委員会（昭和五十二年十一月三十日）の「議事録」から引用した。

事件解決のために厚生省が乗り出してから既に局長は4代目を迎えた。基本的には、国民の命と健康を守る立場にたって進められてきたと思うが、関係者が一つのテーブルについてやってゆけるようになったのには、守る会の役員の皆さんの献身的なこどもに対する愛情と団体に対する奉仕の精神があってのことで、局長はじめ皆さんにこのことを十分理解してほしい。大変むずかしい事案で皆さんの努力がなければ、いつ行きつまるかわからない……三者会談に参加の皆さんの熱意と努力が特に必要である。守る会の皆さんは報われることのない献身だとは思うがライフワークとしてとりくんでいただきたい。森永乳業は構造不況の中で苦しいだろうが、経営責任をもっている立場の方が頑張ってほしい。大野さんが…「会社がつぶれるまでやる」…といったので、守る会の皆さんに会わしたわけだが、今後もそのつもりでやってほしい。**厚生省としても国の実験的事業として必ず成功させねばならない事業である。**……大所高所にたってやっていただきたい。（注・太ゴシック字は筆者）

（つづく）

（のせ　えいたろう）

e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か
——事件発生から60年 ◆15◆

能瀬　英太郎

時間を元に戻して昭和四十八年九月三十日の第34回全国理事会で検討の結果、山口政務次官の提案に対する回答を決定した。

1、厚生省は、森永の約束の保証人となり、かつ恒久対策案実現のために行政協力を行うこと。
2、守る会が中心となり、森永と国がそれぞれの立場で責任を果たしていくこと。
—以上の主体的、協力的立場を確認したうえで恒久対策案を実現するために、守る会は話合いの場に就くことを承認する。
但し、民事訴訟の追行と、不買運動についての方針は些かも変更せず、守る会が目的を完全に果たしたと判断する時点まで、それは継続されるものであることを申し添える。

これらを国、森永も承認して三者会談は開始された。第一回は昭和四十八年十月十二日、午後3時～5時30分まで、場所は厚生大臣室、厚生政務次官室であった。会談ではその都度確認事項が作成された。そのおもなものは

1、厚生省は被害者の立場に立つ
2、未確認問題の処理
3、救済基金は森永が拠出する
4、守る会の恒久対策案構想を尊重する

第二回は同年十月二十一日、大阪空港内東亜国内航空会議室。主な確認事項

1、三者会談担当者の決定
2、未確認問題
3、守る会作成の恒久対策案の尊重を再度確認する

第三回は十一月十七日、岡山県中央開拓会館。確認事項は

1、未確認問題
2、法人設立について
3、徳島で被害者の自殺あり、このようなことを二度とださない
4、未確認被害者の確認作業を促進する

第四回は十二月十一日、大阪市新阪急ホテル。

第五回は十二月二十三日、厚生政務次官室。確認事項

1、未確認飲用者の確認作業の促進
2、法人化問題
3、未確認被害者の救済拡大

三、第五回三者会談確認事項

三者会談が開始され、第三回と第四回の間の十一月二十八日に徳島地裁で審理されていた、差し戻し裁判で森永有罪の判決がだされた。この判決で、森永の企業責任が認められた。森永は三者会談でも企業責任をみとめざるを得ない状況に追い込まれた。会談に出席した岡崎は、徳島裁判の判決が「直接的に投影した」ことを認めている。第五回三者会談確認書は、被害者救済の道筋をつけた重要文書である。国が森永を説得して、政治決着を図ったことは否めない。厚生省は、三者会談開始時に守る会が求めた「森永の保証人」になって、森永の約束履行を監視する役目を負わされている。

確認書

厚生省、森永ミルク中毒のこどもを守る会（以下「守る会」という）及び森永乳業株式会社（以下「森永」という）は、昭和30年に発生した森永ミルク中毒事件の全被害者を恒久的に救済するため、昭和48年10月12日を第一回として五回にわたり、三者による会談（以下「三者会談」という）を続けてきたところ、今日までに下記の条項について、互いに合意に達したので、ここに、そのことを明らかにするためにこの確認書を作成する。

記

1、「森永」は森永ミルク中毒事件について、企業の責任を全面的に認め心から謝罪するとともに、今後、被害者救済のために一切の義務を負担することを確約する。

2、「森永」は被害者の対策について、「守る会」の提唱する、森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案（以下「恒久対策案」という。）を尊重し、すべての対策について同案に基づいて設置される救済対策委員会の判断並びに決定に従うことを確約する。

3、「森永」は前2項の立場にたって救済対策委員会の指示を忠実に実行するとともに同委員会が必要とする費用の一切を負担することを確約する。

4、厚生省は被害者対策について「守る会」の提唱する「恒久対策案」の実現のために積極的に援助し、かつ、救済対策委員会が行政上の措置を依頼したときは、これに協力することを確約する。

5、この確認書は、被害者救済のための第一歩であって、今後、厚生省、「守る会」及び、「森永」は、それぞれの立場と責任において、被害者救済のために協力することを確認し、問題が全面的に解決するまで「三者会談」を継続し、「恒久対策案」実現のために努力することを確約する。

なお、このために必要な措置として、「三者会談」の中に、「救済対策推進委員会」を設置する。

昭和四十八年十二月二十三日

厚生大臣　斎藤　邦吉　印

森永ミルク中毒のこどもを守る会理事長　岩月　祝一　印

森永乳業株式会社社長　大野　勇　印

前記「確認書」の2、3、4に「救済対策委員会」とあるのが、救済事業実行機関として発足した「財団法人ひかり協会」であ

る。

忘れてならないのは、三者が確認書の中で恒久対策案実現のために努力することを確約していることである。恒久対策案実現とは「案」に書かれていることを実行することであり、実現されなければ「案」は「絵に描いた餅」であり実現のために努力したことにはならない。

後日、守る会の中で恒久対策案を完全に実行することは、森永の経営を圧迫するという反対意見が現れはじめた。しかし、この確認書が合意される以前に、守る会の恒久対策案は既に発表になっていた。森永は恒久対策案を完全に実施すれば、どれくらいの資金が必要であるかの、計算もしないで確認書にハンコをつくはずがない。

四、財団法人ひかり協会の設立

ひかり協会は、恒久対策案を実現するために設立された法人である。ひかり協会の目的と行う事業は「ひかり協会寄附行為」で定められている。なぜひかり協会を設立したかについては「ひかり協会設立趣意書」がある。さらに「ひかり協会設立発起人会議議事録」には、この法人にこめる守る会の期待と願いが込められている。

「ひかり協会設立趣意書」では、これまでの事件発生から守る会の設立、民事訴訟、三者会談等に至る経過を述べている。その結論では次のようにある。

「…この法人は、三者会談における検討の結果による合意を基盤とし『森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案』の精神を生かし、そこに盛られている各種の事業を実施するとともに、今日及び将来にわたって全被害者の救済を図るために設立されたものであります。すなわち、この法人は、被害者の継続的健康管理、治療養護、生活保障、保護育成に関する事業を実施することによって全ての被害者の救済を図り、被害者の福祉の向上を図るとともに、これに関連する調査研究を行い、ひいてはわが国の公衆衛生の向上及び福祉の増進に寄与することを目的とするものであります」とある。

次は「ひかり協会寄附行為」のうち役員と意思決定に関する重要規定である。

第3条（目的）この法人は、森永ミルク中毒に起因する被害の救済のための事業及びこれに関する調査、研究その他の事業を行い、被害者等の福祉の増進を図り、もって公衆衛生及び社会福祉の向上に資することを目的とする。

第5条（役員の定数）この法人に次の役員を置く。

（1）理事15名以上20名以内。

（2）監事2名。

2、理事のうち一名は理事の互選により、理事長となる。

3、理事長のみが、この法人を代表する。

4、理事長のほか理事の互選により、副理事長3名以内、専務理事1名、常務理事2名及び常任理事若干名を選任する。

5、副理事長は、理事長の職務を補佐する。

6、専務理事は、理事長の命を受け、日常の業務のうち、主として連絡調整に関する業務を処理する。

7、常務理事は、理事長の命を受け、日常の業務のうち、主として管理・運営に関する業務を処理する。

第6条（理事会）この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、この寄附行為に別段の定めがある場合及び理事会において特に定める場合を除き、常任理事会の決定をもって理事会の決定とすることができる。

第7条（常任理事会）常任理事会は、理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって組織する。

以上が問題となるひかり協会寄附行為の条文であるが、これを引用した理由は、守る会の少数の役員が運営の主導権を握り、守る会とひかり協会を自由にコントロールできることを証明するためであるが、それについては後述する。

さらに寄附行為の条文にはなくて、ひかり協会の寄附行為を空文化してしまうような「内規」が水面下に存在している。それは「常務会」という少数で法人を支配できる機関のことである。

「常務会」は昭和五十年十二月からひそかに設置されている。この会の構成人員は専務理事2名と常務理事がそれぞれの職務分担事項について、日常連絡調整をはかる場として毎週開催されている。十二月には細川常任理事が、昭和五十二年十一月から大槻常任理事が参加したと記載されている。

『ひかり協会30年の歩み』中の「『事務局体制の改革構想』の具体化について―ブロック制実施要綱」から主要部分を抽出する。

（2）常務会の運営

①常務会の任務

現在常務会は理事長専決事項を処理し理事長の職務を補佐している。

②制度的な角度からの見直し

一つは制度的な角度からの見直しである。金銭支給・貸付・助成の基準の中に「理事長がとくに認めた場合」という条項が少なくない。之が日常的に常務会で処理されている。

また理事長専決事項には「事業計画書に基づく事業計画に関する事項」のように包括的な条項がある。このため扱いによっては、事業実施について相当な幅が生まれる。

これらの結果、常務会判断が「基準的扱い」となったり、「判例的」な役割をもつことになっている。このことは、理事会決議が形骸化する傾向を生むことが懸念される。

常務会は理事会決議により設置し協会の初期より大きな役割を果たし現在もその位置にある。しかし、常務会は議題の設定や議事録の作成に定めはない。

『ひかり協会10年の歩み』と『ひかり協会30年の歩み』の年表もこの重要決定が記載されていない。さらに事務局体制については「事務局体制についても、守る会の役員が協会事務局長、現地事務所長を担当し、さらに都府県段階の守る会役員が相談補助員、相談窓口となり組織的な協力体制がとれるよう守る会と協議をすすめて来た」「事務局長は、理事会の決定に従い業務を実施し、本部事務所長、現地事務所長、資料室長を指揮している」（『ひかり協会10年の歩み』129～130P）と書いているのに、肝心の「常務会」ついては一言も言及していない。

（つづく）

（のせ　えいたろう）
e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か

――事件発生から60年 ◆16◆

能瀬　英太郎

エンゼル・マークをボイコットしよう！
森永不買

事会で別段の定めや、特に定める場合」を除き、「常任理事会の決定をもって理事会の決定とすることができる」とある。この条文を適用すれば「常任理事会」を制すれば、理事会は無用の存在になるおそれがある。

第7条では「常任理事会は、理事長、副理事長、専務理事、常務理事をもって組織する」とあるので、このポストの役員次第ではひかり協会の事業決定権は守る会の意のままになる。

ひかり協会第1期（1974年4月17日～1975年3月31日）の常任理事会を構成する名簿は次のようになっている。

理事長・曽田長宗、副理事長・**渡辺祝一**、常務理事・阪本欣三郎、常任理事・伊部秀男、同・**北村藤一**、同・**黒川克己**。（太字は守る会会員。推薦されてひかり協会理事に就任、以下同じ）これでみると可否同数になった場合、3対3で理事長が決することになるが、理事長は非常勤でお飾り的存在のため、守る会の理事の意見がとおることになりやすい。

さらに常任理事会をも無力化するのが、

五、守る会とひかり協会（1）

「守る会は『恒久対策案』を作成する段階では、協力専門家のみによる救済対策委員会の構成を考えていた。それはできるだけ客観的に被害者のニードを把握して公平な救済を実施するためと、また、金銭を扱うことになる救済機関に守る会役員が入ることによって、無用の組織的混乱を招きかねないという事件発生後の「全協」の運動からの配慮であった。」（『守る会の歴史から「三者会談方式」を学ぶ』79P）

守る会は協会の理事を出さず、理事長も出さないことを申し合わせていた。しかし「ひかり協会設立発起人会議事録」にあるように、守る会から5名の理事と1名の監事を推薦することになった。厚生省は推薦する学識経験者4名の加入を要求し、その他学識経験者10名を加え、合計19名が協会発足時の理事の人数だった。

ひかり協会発足から30年間で理事会128回開催、常任理事会は258回開かれているので、理事会は年約4回、常任理事会は約年8回開かれている計算になる。「ひかり協会寄附行為」第6条では「…理

寄附行為の規定にない「常務会」の存在である。これで理事会の有名無実化に拍車がかかる。常務会の構成は専務理事と常務理事2名で構成することになっている。公式に専務理事が設けられたのは、第3期（1977年～1979）からで、『ひかり協会10年の歩み』では第1期から**細川一真**が参加し、第3期から**大槻高**が加わったとあるが、寄附行為にない機関をつくりそこでの決定が効力をもつとしたら、守る会による私物化といえる。この二人とも守る会の役員であるから、ひかり協会は公益法人の衣をかぶった、本当は私益法人である。

第3期　理事長・曽田長宗、副理事長・**渡辺祝一**、専務理事・**北村藤一**、常務理事・阪本欣三郎、同・**黒川克己**。

専務理事・**北村藤一**、常務理事・阪本欣三郎、同・**黒川克己**という役員構成は以後第4期、5期、6期とつづいている。これに**細川一真**が1、2期には加わり3期から**大槻高**が加わったのだから、守る会以外の理事は阪本だけになる。

この項の初めに『守る会歴史から「三者会談方式」を学ぶ』から引用した「客観的」とか「公平」、「全協の運動からの配慮」は、初めから破られていたのだ。この本が出版されたのは1991年（平成3年）であるから、すでに「常務会」は機能していたのである。

常務会という外部理事一人と守る会出身者3人から4人が「理事長の専権事項の処理」をしていた。さらに「議題の設定や議事録の作成」が定められていないのだから、議論の経過も責任の所在もあいまいになってしまう。ひかり協会運営の主導権は、当初は常務会にあったが、その後は事務局に移行した。それは「事務局体制の改革構想」によって権限の拡大強化がなされたことによる。

六、守る会とひかり協会（2）

ひかり協会設立当時、守る会全国本部役員は次の通りである。

理事長・岩月（渡辺）祝一、副理事長・北村藤一、同・黒川克己、同・内田順一、事務局長・岡崎哲夫、常任理事・細川一真、同・山田一之、同・坂本秋澄、同・高橋郁郎、同・大槻高で、この体制は昭和五十四年まで継続する。

ひかり協会寄附行為第12条に専門委員会の規定があり、各種の専門委員会、部会ごとに例えば医療健康なら医師や学者など、教育福祉ならその道の専門家が委員に委嘱された。この人選は守る会が推薦して、ひかり協会理事長が委嘱する。また第22条の地域救済対策委員会の委員も守る会が推薦して理事長が委嘱する。

各都府県本部の下部組織である地域の支部には、ひかり協会の相談窓口がおかれ、相談員と相談補助員も守る会の県本部が推薦し、ひかり協会理事長が委嘱する。これらは守る会会員で運動歴の長い人からえらばれる。このように救済事業に必要な人材は、ひかり協会の職員を除きすべて守る会の協力なしでは、成り立っていかないのである。これら本来ならばひかり協会がやるべきことを、守る会がやっているので、業務委託費を守る会本部で受け取っていた。

ひかり協会設立から十年余までは、各都府県に置かれたひかり協会現地事務所の長は、守る会の都府県本部委員長または、そ

れに近い役員から選ばれていた。都府県本部から推薦されて、全国本部理事会が承認をすれば、ひかり協会理事長に推薦し、理事長は機械的に委嘱状を発していた。守る会選出のひかり協会理事についても、守る会理事会で承認し、推薦されて選ばれるという手順を踏んだ。

ひかり協会現地事務所長も守る会の多数派に属さないと、2年の任期を過ぎると次期所長に推薦されなくなるおそれがあった。推薦されなければ、所長にはなれず高待遇の所長職を手放さなければならない。ひかり協会設立後に各地所長の親睦団体「清風会」が結成されたが、ひかり協会事務局長ににらまれて半年後には解散した。

守る会はひかり協会に従属した組織ではないが、実質的にはそれに近い存在になっている。守る会会員であって昭和31年以後に死亡した被害者について「墓石料」名目の慰謝料額の仲介もその一つである。死亡者に対する慰謝料は、守る会会員以外には支払われないということである。同じヒ素ミルク中毒の死亡者でありながら、非会員であれば差別的待遇を受けるということである。これが決められたのは、昭和五十一年四月七日の森永と守る会の第一回弔問打合せ会からである。この文書にはマル秘とされている。

「守る会発第1549号文書」の別紙「確認書（案）」（1）弔問の基本的原則　イ、弔問は権利ではなく会社の友誼である（守る会会員に限定）。ロ、公ではなく秘かに弔意を払い、遺族を慰めるもので、公開、公表はしない。ハ、ひかり協会の事業としての弔慰の措置の終わった方、問題処理の終わった方から実施する。ニ、問題を起こす場合はしない。ホ、年一回、命日に行い、会社の代表と守る会の役員が同行する。ヘ、三年間行い結果を見て相談する。

この案は森永乳業社長に「死亡被害者とその遺族の弔問について」としてすでに三月十九日に申し入れてあった。第二回弔問打合せ会（五十一年四月十四日）には守る会から北村藤一、岡崎哲夫の二人、森永からは渉外部長の古田盛三が出席している。この会議の議事録は第一回の確認書（案）がそのまま承認されて、森永と守る会の正式の「確認書」になった。

守る会会員で死亡被害者の親池内汲が、守る会に相談なく個人的に時効成立前に森永相手に、損害賠償を求めて提訴した。この裁判は他の死亡者遺族に与えた影響が大きかった。結局、池内は森永と和解したが、新聞が和解金額千九百万円と報道したので数人の親が守る会の提示した金額（約百万円～三百万円）に納得せず、遺族会を結成した。池内はその後守る会から退会勧告を申し渡された。

森永、ヒ素ミルク児遺族に　一九〇〇万円払っていた　表向きは二九五万円　直接交渉し示談で　徳島の訴訟に影響も
（五十三年十月二十五日　毎日新聞見出し）

守る会の方針では都府県本部委員長クラスの役員が、死亡者家族と話合い、墓石料の名目で補償額の交渉をする。守る会は運動論上、森永に死亡者補償金を求めないことにしているので、それらを説明して遺族の了解を求める。事件発生当時250万円の補償金を森永に求めて、世論の反発を招

いたこと、事件から20年を経過して損害賠償を請求するには時効が成立していて無理なことなどを説明して遺族を説得する。これは「確認書ニ」を恐れての事前交渉であるが、れっきとした森永の代行である。

高知県委員長西川好寛は「申出書」の報告で次のように書く。

県下三名の死亡者中二名の申出書を同封しますので審議をお願いします。最終的には私に任せるとのことですが、私の意見として両申出者ともくわしく事情を聞きましたが、当時の治療費の証明となるものがなく、不十分な点多々ありますので、布氏の申出、当時の金で70～80万少しひっかかる点あり、両氏とも１２０万位なら話はつくと考えます。後一名下元氏については中学入学するまで闘病の連続で今のところ折衝の見透したたず難航しそうです。（注・五十一年九月三十日付の報告、文中の布氏の申出を次に記す）

私の二女美紀は昭和三十年一月二十三日生、三十三年一月三十一日死亡。森永からは一万円の見舞金を貰い其の後問題が表面化してから高松の森永から香典として一万円か二万円位もらいました。当時の家計簿に全部記録していましたが、主人の死亡後一切焼却しましたので証拠となるものはない。少なくとも一五〇万円くらいはお願いしたい。

森永は、「五人委員会意見書」の25万円さえも払わず、ハシタ金でごまかそうとした。それにしても守る会の役員が遺族との間にたって、僅か１５０万円の金をさらに値切って、１２０万円でカタをつけようとしている。遺族のなんとつつましい要求かと、あわれな気持ちさえする。水俣病の裁判では（第一次訴訟）昭和三十四年の患者互助会とチッソとの見舞金契約は、患者の無知につけこんだ不法な契約で公序良俗に反するもので無効となった。右の件についても、そう言えるのではないだろうか。それを守る会役員がやるのだから、救いようがない。まるで加害者の手先きではないか。

役員の説得で、死亡者家族が納得すれば、守る会役員でひかり協会専務理事の北村藤一が、会員宅を墓石料名目の補償金を持って訪問する。それら一連の儀式が終了すると、守る会役員と森永現地駐在の渉外部員が、「弔問」と称して（確認書ハのこと）ひかり協会が定めた「香華料」40万円を持参する。その時の様子を記録したのが毎月森永現地渉外部から守る会へ提出される「弔問記録」である。

死亡者家族は、事件発生からこれまでの経過の中で森永に対する「恨みツラミ」を胸に抱いている者が多い。しかし守る会役員が一緒に弔問に訪れているので、その手前もあって感情を押し殺している。そして誠実に対応していることが、「弔問記録」を読むと伝わってくる。同行した守る会役員のほとんどの者が「感謝された」「よろこばれた」と一応のタテマエを記述している。森永渉外部員の記入欄にも、守る会役員と同様な記述がある。ホンネの例として福岡県在住の、弔問を受けた元教師と、同行した守る会役員の証言を次に掲げる。

（つづく）

（のせ　えいたろう）
e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か

――事件発生から60年 ◆17◆

能瀬　英太郎

のホンネを書いている守る会役員もいる。この役員はその後「委員長不適格」の烙印を押されて他の人と交代した。死亡被害者への慰謝料支払いは、どのような取り決めで実施しているかといえば、ひかり協会は「予算外の事業」として、森永と守る会の個人が契約を結んでやっているという。

死亡被害者の遺族の援助については、守る会の要請により三者会談の中に設置した死亡者特別委員会の判定に従い、森永乳業が負担することになった。しかし実務上の扱いは協会で行うことになりこのため、黒川常務理事と森永乳業の間で契約を結び（昭51・4・8）協会は「予算外の事業」の扱いとした。（『ひかり協会10年の歩み』91P）

この「予算外の事業」を担当したのが、ひかり協会専務理事北村藤一であった。遺族に支払われた金額については、受け取った側も担当した北村も沈黙を守ったので、外部へは一切もれず、それがいろいろな憶測をよんだ。北村は当時個人で事業を経営

私は何千万円も呉れと言ってはいない。会社の誠意を言っている。生徒にも「公害と誠意」ということを教育している。ひかり協会が発足して少しは心の固まりが楽になった。しかし、協会は会報の通り実施されていない。家族援助（注・生活困窮者と特別委員会が認めた遺族に、毎月3万円の援助金を親が死亡するまで支払われる）のことで、子供の被害で親が受けた精神的苦痛は同じだ。生活環境で区別するのはおかしい。私が勤めていたので親戚の者に13年余看護してもらった。こんなことも考えるべきだ。（中川美津子）

同行者（注・守る会役員）の言

弔問の趣旨が森永の謝罪の意志で行われているのか、只形式的に私を同行させて何を意図しているのか真意を知りたい。森永が謝罪の意志で行なっているならば、当然加害者であることを認めた上でなければ、何の意味もない。悲惨な障害の因果関係を「医学的に立証されぬ」と全面的に否定しながらの弔問は納得できない。謝罪なら担当重役が行くべきだ。（信田良男）

少数だが、中には右のように遺族と自分

していたので、妥結金額の秘密をいいことに、ピンハネをした金を経営不振の事業へ、つぎ込んでいるとの噂が流れた。真偽のほどはわからないが。

七、ひかり協会の事業（1）

ひかり協会がなすべき事業については、恒久対策案に示されている「Ⅱ具体的対策」を実施することである。その項目は約30にのぼり、協会設立後すべてに道筋をつけることは困難であった。まず最初になされたことは、金銭支給についての基準策定と実行である。これから私が説明しようとするのは、数値的に比較が可能な金銭的支給が、恒久対策案にそってなされているかどうかに重点を置き、述べることにする。

具体的対策は多岐にわたっているので、例えば重症被害者の授産施設などは、おいそれと直ぐに作るわけにはいかない。守る会がいうように、事業開始については、「やれるものから先にやる」という方針であった。まず発足2年目に当たる昭和五十年の事業について下に一覧表を示す。

第２表　給付内容一覧表（昭和５０年度の予算額は第３表）　（単位･円）

項　目	名　目	条　件	金　額
1　健康管理	検診費	全額	
	交通費	市電、バス等一般交通機関の実費	
	宿泊費	旅館の場合一泊	4,000
		知人親戚の場合	2,000
	食事費		400
2　医療	医療費	協会指定疾病以外の治療は保険自己負担分、高額療養費が適用の場合	30,000
	交通費	市電、バス等一般交通機関の実費	
	宿泊費	健康管理の場合と同じ	
	入院付添費	看護人を雇った時・実費、家族別に決める	
	鍼灸マッサージ	健険適用がされた自己負担分（実費）	
	入院差額	必要と認められる範囲の額	
	入院雑費	一日	500
	在宅重症者雑費	おしめ、パウダー、床ずれ防止薬等実費	
	眼鏡費	要処方箋、二重給付不可、耐用年数４年	
	栄養指導	漢方薬、治療器具、実費	
3　介護	介護手当	月額	50,000
	特別介護手当	介護手当受給者で特別配慮を要する場合	20,000
4　生活保障	調整手当　Ａランク	１、２級の身体障害者手帳を持つ者他	50,000
	Ｂランク	３級の身体障害者手帳を持つ者他	45,000
	Ｃランク	日常生活に制限を受ける者他	20,000
5　グループ対策		調整手当対象者を除く、相談、金銭給付等	
6　教育奨学金		短大、大学、高専他	6,000
	特別貸与		5,000
	給付	小中高各種学校	6,000
7　施設入所者			
	調整手当	社会福祉施設に収容	20,000
	面会等交通費	実費	
	帰宅時介護手当	常時介護を要する者帰宅日額	1,000
	措置費自己負担分	自己負担分相当額、ただし上限あり	

第３表　ひかり協会発足から10年間の予算額の推移　（単位・千円）

年度（昭和）	予算総額	管理費	構成比％	事業費	構成比％	その他	構成比％
49	384,955	101,759	29	242,152	69	5,044	1.4
50	489,288	137,294	28	351,994	72	——	
51	553,229	155,999	28	387,230	70	10,000	1.8
52	643,630	50,372	7.8	574,938	89.3	18,320	2.8
53	702,039	58,769	8.4	621,244	88.5	22,080	3.1
54	787,707	68,552	8.7	698,340	88.7	20,815	2.6
55	878,858	74,861	8.5	771,166	87.8	32,872	3.7
56	927,622	83,037	8.9	802,495	86.5	42,090	4.5
57	937,466	80,375	8.3	858,984	88.2	34,125	3.5
58	1,083,922	90,274	8.4	951,667	87.8	41,981	3.9

ひかり協会予算で注意をひくのは管理費が五十二年度から急激に減少していることである。管理費とは人件費などのことを指しているが、本部管理費と現地管理費に分けられている。ひかり協会設立後に問題になり、その後も常に問題とされるのは職員給与の高額なことであった。そこで、被害者に公表する予算額については、現地事務所の管理費を別にする方法をとった。現地事務所の管理費は被害者救済のために使われているのだから、事業費に組み込むことにしたようである。事業費が五十二年度から前年にくらべて約20％増えているのは、現地管理費分が上乗せされているためで、被害者救済がそれだけ手厚くなったわけではないのだ。

恒久対策案では「年金」について次のように書かれている。「自ら収入をえることができない被害者には国家公務員一般行政職の給与相当分を基準として、年金を終身支給する」とある。それが前掲した第二表「給付内容一覧表」の「4生活保障」のうちの「調整手当」である。ひかり協会発足時から暫定措置としてAランクは月額4万円、Bランクは3万5千円から、翌四十九年十月に改正されて前掲の金額になった。そのことについて次のように説明している。

第2次暫定措置では、第1次の調整手当を在宅調整手当とし、額を改定した（Aランク。4万円→5万円、Bランク3万5千円→4万5千円）。額の設定は、重度障害であるAランク受給者の場合障害福祉年金（1級11、300円）と併せて、国家公務員給与相当額になることを考慮した。この金額改定は、四十九年八月の人事院勧告に基づく公務員給与の引き上げを見込んだものであった。（『ひかり協会10年の歩み』80P）

調整手当受給者は、初年度200人から次第に増加して、昭和五十六年度から三年間は横ばい状態のまま600人くらいで推移している。右の説明によれば、恒久対策案の「年金」規定を忠実に実行していこうとする意識があったことが分かる。

八、ひかり協会の事業（2）

調整手当は恒久対策案の中の「Ⅱ、具体的対策（6）生活権の回復（イ）年金」の別名であって、当初から11年間は暫定措置として実施されていた。ひかり協会設立後暫くしてから、調整手当の増額要求が受給者や守る会会員の間からも出ていたが、暫定措置などを理由に以後昭和六十一年まで金額は据置きのままであった。その間に職員給与は、毎年春闘のベースアップを基準として上昇した。

前掲した第三表ひかり協会の予算額をみると、発足時から10年間で約3倍に増加している。調整手当受給者は五十三年に５００人に達してから、五十八年までに約１００人増加している。それらの増加人数を仮にAランク受給者として計算すると、年間6千万円の増加である。それに医療費などを見込んでも、せいぜい1億円増加とみれば足りるのではないかと思うが、五十三年に比べて五十八年度予算額は約3億円増加している。これらがすべて職員のベースアップに充てられているとは思わないが、五十二年から会計基準の変更を考えれば、相当分が給与に充てられていると思わざるを得ない。それにしても、こんなに都合よく会計基準が変えられるものならば、財団法人とはボロイ商売で役人の天下りが増えるわけだ。

次に引用するのは「マル秘」として、ひかり協会黒川常務理事から岡崎に送られた「職員給与額」の試案である。「1水準額イ、総理府統計局の家計調査、昭和46年の標準世帯（四人家族）の年収は２４２万円。ロ、75年（昭和50年）春闘約13％アップで約２７３万円が昭和50年度の年収と推計。ハ、協会の現給与規定は一時金（春夏暮れ）で年間5・2カ月とすると、月収平均16万円で平均月収となる。これを最高ランクとする」。（昭和50年7月30日）

守る会会員から、ひかり協会職員の高給が問題になっていたので、それを是正する意味から黒川試案がだされたものと思われる。同年七月一日付けで一部職員の給与を「マル秘」として黒川から岡崎に「現状はこうだ、どうしていいか助けてくれ」と云ってきているので、守る会役員が知らぬ間にお手盛りで高給を食んでいたことが判明したらしい。それによれば「寒川２１３、９６０円、坂本２１０、３９０円、榎本２０６、４１０円、吉川１８６、３９０円」となっている。この月給にプラス一時金が支給されているのだから、被害者救済事業か、職員救済事業かわからない。

恒久対策案の中には救済対策委員会（ひかり協会）職員の給与について、被害者救済資金の中から支出するという規定はない。「Ⅱ具体的対策（8）森永ミルク中毒被害者救済対策委員会の（ハ）費用」では「救済対策委員会の決定に従い、森永は必要なすべての経費を負担する。」とある。これは第5回三者会談確認書にある救済費用を指しているので、職員給与までが含まれるかどうかは疑問がある。

いずれにしても、救済すべき被害者に支払われる諸手当、中でも重症者への調整手当は10年間据置きながら、職員の給与は毎年の春闘獲得額に合わせて昇給させていることは、本末転倒の感がある。（つづく）

（のせ　えいたろう）
e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か

――事件発生から60年 ◆18◆

能瀬　英太郎

の総会報告書（7月26日）、また第10回四国ブロック会議（12月13日）などで調整手当増額要求が出されている。

昭和五十七年度協会事業計画・予算に対する守る会の意見・要望では、本部交流会で（11月22日）、各ブロック会議の意見集約をして、手当のあり方検討要望が出された。第15回全国総会（58年7月18日）では大阪府代表、兵庫県代表、岡山県代表がそれぞれ調整手当の増額を要求している。

九、事件発生から30年

「ひかり協会は、昭和五十八年度事業計画書で30歳代の被害者救済事業のあり方について検討することを決定した。協会理事会は、直ちに検討委員会を設置して問題点を整理し、昭和五十八年十月専門委員会に諮問すると同時に守る会、太陽の会（注・被害者自身の会）の意見を求めてきた。以来、守る会、太陽の会、協会は、昭和五十九年一月より六回にわたり協議し、同年十月十日、30歳代を迎えての被害者救済事業の基本的事項（以下「30歳代」と略称する）について、次のとおり意見の一致をみた。

黒川試案が出されても、お手盛り給与の是正には歯止めがかからなかった。一度上昇した給与を引き下げることは無理で、ひかり協会の職員給与が公表されることが無いのをいいことに、毎年ベースアップは続けられた。ベースアップは管理者であるひかり協会事務局長が、職員労働組合を不平会員の監視役に使うことに利用した。

次ページの全職員の給与合計は157、440、701円になる。中途退職者（名前のあとに●）7名分を引くと149、028、219円で、平均給与261万余円である。中途採用、臨時雇用者は不明。実質的にはこれより多額と推測する。（被害者の親は名前のあとに＊）

被害者家族が調整手当の増額要求を、ひかり協会設立3年目ころから出し始めていることは既に述べた。ひかり協会が増額を認めないのは、暫定措置であること、被害者の自立をさまたげること、金銭支給に代わり機能回復事業を行っていることなどの理由であった。しかし、重症被害者は症状が固定して、機能の回復が見られた者はほとんどいなかった。調整手当の増額要求は、会議のたびごとに繰り返された。

昭和五十六年度「ひかり協会事業計画・予算」に対する守る会ブロック会議の意見、要望事項の中で（1月25日）、大阪府本部

第４表　　昭和五十六年度全職員及び中途退職者給与表　　（単位・円）

氏　名	総年俸額	一時金	氏名	総年俸額	一時金
大槻高＊	5,345,370	1,564,600	白田　保＊	3,082,040	706,720
岡田信次＊	4,031,240	1,196,000	安川元子	2,501,679	709,200
真下芳夫＊	3,903,550	1,163,500	水野謙二	2,508,367	704,200
平松邦夫	2,423,880	714,450	白田きみ子＊	2,360,681	692,450
手島辰夫	3,227,940	735,420	浜川雅夫	503,847	—
丹波清忠＊	4,908,728	1,285,820	山口喜録＊	715,536	210,000
平松正夫	2,413,452	686,000	西村ヤス子＊	1,070,000	245,000
宮田真紗子	3,245,131	912,600	奥平喜久子＊	1,380,000	315,000
渡部友好＊	3,026,500	689,500	岡スミ子＊	1,349,000	308,000
中沢道成	2,603,127	734,350	山本あや子	1,383,417	315,000
西川好寛＊	2,856,520	650,440	右田恵一•	264,323	—
飛騨実治	2,949,789	817,050	山口陽子	3,828,844	1,036,600
麻田宏明	2,506,574	717,400	松浦知子	2,948,005	826,200
阿部哲雄	2,700,380	734,200	伊藤則男	2,725,573	784,000
平松幸子	1,372,769	412,128	曺貞姫	1,738,960	543,312
青谷久美子	2,447,545	726,150	大川益美	941,580	287,712
向原千尋	1,973,166	571,650	内田順一＊	1,143,360	428,760
山崎祐子	2,001,209	555,000	吉田尚子	2,920,880	871,400
大月美千代	2,409,953	675,000	高城佳代子	3,022,033	826,200
仙波ヒサ子	1,858,792	540,000	山田一之＊	3,161,040	720,720
寒川利朗•	258,160	—	加原和茂	2,841,941	820,000
高橋郁郎＊•	1,174,594	180,900	宮田重任＊	2,770,108	579,942
赤嶺勝	2,756,809	789,250	宇田節子＊	2,507,924	712,500
小池利明	3,424,754	931,200	柳瀬満夫	1,359,098	308,000
吉川薫雄＊	4,989,110	1,481,900	加藤真知子＊	1,349,000	308,000
矢野利夫＊	4,242,525	1,130,000	足達千鶴子＊	1,140,122	294,000
馬場安子	2,770,740	815,000	白井千代＊	798,426	176,000
細身龍夫	2,636,007	750,800	榎本隆雄＊	578,824	120,000
坂本秋澄＊	3,243,440	738,920	岡崎哲夫＊•	3,128,440	706,720
安食久美子	2,915,383	793,800	石野トミ•	1,091,781	250,960
岩佐義明＊	3,002,200	673,200	富田四郎＊•	1,805,500	315,180
岡　政雄＊	3,764,420	1,121,300	山本真知子•	689,684	63,086
			給与合計		**157,440,701**

みた。」

右は「30歳代を迎えて被害者救済事業の基本的確認事項」(『ひかり協会30年の歩み』301P)の冒頭部分の文章である。この確認事項には、被害者の今後について決定的な役割を果たす内容が盛られている。しかし守る会では、前記引用したような「確認事項」を検討した形跡はない。反対にそれを否定する文書は存在している。

まず森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会(注・58年6月より改名)岡山県本部が発表した「昭和60年度協会事業計画・予算に対する守る会の意見・要望」を紹介する。

守る会・太陽の会・協会の昭和59年10月10日付「三者確認」は、(守る会に関する限り)機関決定無視、会員に全く知らせぬ、一部執行部の独走文書であり、正統性も民主性も欠ける無効文書である。これに立つ総論・各論ともに正統性に欠ける。「勤労者の賃金の60%」は守る会の恒久対策案を故意に風化させ、国際障害者年の精神を踏みにじり、被害者を差別し、将来の協会像を完膚なく変質させるもの。上記すべて撤回を求める。

さらに守る会の「昭和五十九年度運動方針案」(機関紙「ひかり」第183号・昭和五十九年六月二十日発行)の「昭和五十八年度の活動の反省にたって」からの引用。

「1、この一年間、多くの時間と経費をかけていわゆる「組織問題」の議論にあけくれました。ひかり173号(58、8、20)の記事が会員をはじめ、協会関係者の中にも不安と憂慮を与えて以来全国総会で決定した守る会の名称、会員資格の規約改正事項への反対、全国単一組織の原則をみだす言動、「合同慰霊碑の建立」等の諸問題、さらには「守る会再建を願う有志のつどいの結成」や守る会本部を抜きに直接森永乳業への申し入れ活動が行われる等、組織問題は単なる意見のちがいにとどまらず、組織的な行動にも及びました。(略)この結果、会員への不安をひき起こし、救済事業の推進に責任をもつ守る会の任務の遂行、当面さし迫っている「30歳台の救済事業のあり方」の検討作業が大きくたちおくれ、会員関係者から深い憂慮が寄せられてきました。」

と書いているように岡山県本部の主張を裏付けている。以上の経過を念頭に入れ、「30歳代」において調整手当はどのように書かれているか、その問題点を考えてみる。

「3、生活保障・援助　30歳といえば、社会的にも、精神的にも社会の進歩を担う中堅として自立した生活を営む年代である。生活保障の内容は、経済的基盤の確立が基本であるが、金銭給付に限定したせまいとらえ方をするのではなく、健康で文化的な日常生活を営むことを保障するため、福祉、医療、教育など総合的にとらえなければならない。障害者の中には障害・症状が重度であるために、なお自立が困難な者が数多くいることは周知の事実である。こうした被害者に対して、その生活保障をするための救済対策は、今後とも重点課題として進めなければならない。そのため重度被害者に対する生活保障事業としての手当の内容は、公的給付とあわせて、国民的合意が得られるものとする。本人の所得保障

の水準額は、30歳の勤労者の賃金の60％とする。算定方式とスライド方式はできるだけ効率的で安定した制度とする。」

この文章の特徴はすっきりした筋が通っていないことだ。「健康で文化的な日常生活を営むことを保障するため」になぜ「30歳の勤労者の賃金の60％」になるのか、その理由を説明していない。「自立した生活を営む年代」だが「自立が困難な者」に生活できるギリギリの金額を支給することで「国民的合意」がえられるとでも思っているのだろうか。ここで忘れてならないことは、被害者は森永のミルクを飲んで障害者となったことで、年金はその「つぐない」の意味も含まれているのである。ただ生活ができる最低限の金額を支払っているのだから、それでいいではないかではすまされない。

公的給付とは障害年金のことで、これは国民の税金が当てられている。営利活動のせいで障害を背負った、公害被害者の年金の埋め合わせに、国民の税金を使うことに「国民的合意」がえられるはずがない。税金で賄われた年金とひかり協会の手当を合算して「生活保障事業」というのは、サギ的表現である。ひかり協会が、あたかも公的給付まで負担しているような言い草である。ひかり協会が負担する金額だけを表示すれば事足りるのに、手当がすくないことを隠すために公的給付（税金）を使って「上げ底」にする意図がミエミエである。悪質な土産物で良く使う過剰包装のたぐいである。

被害者が30歳に到達した年に「30歳の勤労者の賃金」を基準にするといえば、35歳になれば「35歳の勤労者の賃金」が基準として支給されると被害者は思っても当然だと思う。「30歳の勤労者の賃金」を基準としたままで、40歳になっても、50歳になってもそれが続くとは、正直な人間は思わないだろう。それが現在60歳に手が届くようになっても「30歳の勤労者の賃金」を基準としているのは、あくどいサギ師でも思いつかない手口である。こんな残酷なことを、平気でやっていて「救済機関」だとか、公益法人だとかいう資格が本当にあるのだろうか。

さらに恒久対策案と「30歳代」の関係についての説明がないことである。第五回三者会談で合意した確認書にある「2では森永が恒久対策案を尊重し」、「4では厚生省が恒久対策案の実現のために積極的に援助し」となっているし、「5では三者が恒久対策案実現のために努力することを確約」している。

三者合意に基づいて、恒久対策案実現の目的でひかり協会が設立され、事業が実施されている。恒久対策案の「年金」の規定と、「30歳代」にある「3生活保障・援助」では基準に大きな乖離があるが、その説明が全くされていない。これでは「第五回三者会談合意書」にある「尊重」も「援助」も「確約」もホゴにしたことになる。

そもそも恒久対策案の規定を存続するのか廃棄するのか、その議論がなされた形跡すらない。それでいて、守る会発行の『守る会の歴史から「三者会談方式」を学ぶ』にも、ひかり協会発行の『ひかり協会10年の歩み』や『ひかり協会30年の歩み』にも恒久対策案の全文を掲載している。このようないい加減なことで、山口政務次官のいう「国の実験的事業」が実行できるのかどうか疑問である。（つづく）

（のせ　えいたろう）
e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か

――事件発生から60年 ◆19◆

能瀬　英太郎

エンゼル・マークをボイコットしよう!!
森永不買

十、羊頭をかかげて狗肉をうる

守る会の機関紙「ひかり」第191号（昭和六十年二月二十日発行）の二面に「救済事業のあり方（案）継続討議で三者が合意」との見出しの記事が掲載されている。延期理由として「（1）総論的には三者の合意を得ているが、なお、夫々の組織において「救済」についての基本的な考え方を含めて、討議を深める必要があること。（2）国の年金制度に不確定部分が残されている。（3）生活保障における、公的制度対象者以外の者の取扱いについて。（4）現在でも40～50名の有資格者で障害福祉年金未受給者が居り、今後の認定が困難になる虞があること。この問題は早急に解決しなければならない。（5）金銭給付額が60年度には増え、61年度には減る問題に対し対応困難。（6）財源問題と将来の見通し」をあげている。

（1）においては岡山県本部の「要望」を既述したように「全員に全く知らせぬ、一部執行部の独走文書」であることをみとめているのだ。（2）については、ひかり協会の調整手当の問題であり、国の年金制度とは無関係であるはずだが、「公的制度＋調整手当」という「他人のフンドシ」をあてにしていることが、丸見えである。（3）も（4）も延期の理由にはならない、事業実施後にでもやればいいことである。（5）は「30歳代」を実施すればAランクの調整手当は減り、Bランクのそれはふえることを指しているが、困難を克服していない。（6）は森永の財政問題についての心配をしている。

一年延期の理由は（2）の問題が主なもので、それが（5）に絡んでいるのである。「ウィキペディア」に掲載されている「国民年金の中の障害福祉年金」から以下を引用する。

国民皆保険を実現するため、被用者年金制度（厚生年金保険および共済年金）の適用されない20歳以上60歳未満の自営業者等を対象として1959年に制定された国民年金法によって創設され、無拠出制（全額国庫負担）の福祉年金は同年11月、一定期間の加入を条件とする拠出制年金は61年4月に実施された。その後85年改正による基礎年金の導入と、2階建て年金への再編成により、86年4月か

ら全国民を対象とする年金制度となり、2階建て年金の1階部分（基礎年金）の役割を担っている。

これまで重症被害者は、ひかり協会から支給される調整手当と障害福祉年金をうけていたが、昭和六十一（86）年四月から障害年金に改正され、金額もふえることになった。（第五表参照）ひかり協会はその時期をねらって、「30歳代」実施を一年延期して討議することにしたというが、討議はほとんどされず、何ら変更もされなかった。

「30歳代」が実施されるようになって調整手当は名称が「生活手当」に変わった。いままでAランクの調整手当を受給していたものは、5万円と付加手当4万円が支給されていた。それが45183円に引き下げられ、付加手当は介護料と名前を変えて親に支給されることになった。生活手当が増えたのはBランクの受給者であり、障害年金と合計すればABランクとも同額になるように設定されている。これはひかり協会へ、被害者から寄せられる不満の分散政策であることが窺われる。症状が重いから1級に認定されているのに、今までの認定は何のためにあったのか、ということになる。

このように従来の暫定措置として調整手当は基礎手当に、介護手当は付加手当に変わり、総称として新しい調整手当になった。その特徴は、「障害の程度だけでなく、介護や家庭の生活条件を加味した総合的要素によって、個別的な対応の幅をもたせる内容として改善」をはかったことにある。この趣旨から、金額にかかわる改訂は付加手当を対象に行った。介護料は3つの級を設け、対象拡大を図りつつ介護度の高い層の引き上げを行

第五表　障害年金と生活手当の推移

年号	障害年金1	障害年金2	生活手当A	生活手当B
1979(S54)	30,000	20,000	50,000	45,000
1980(S55)	33,800	22,500	50,000	45,000
1981(S56)	36,000	24,000	50,000	45,000
1982(S57)	37,700	25,100	50,000	45,000
1983(S58)	37,700	25,100	50,000	45,000
1984(S59)	38,400	25,600	50,000	45,000
1985(S60)	38,800	26,500	50,000	45,000
1986(S61)	64,817	51,900	45,183	58,100
1987(S62)	65,258	52,208	45,467	58,517
1988(S63)	65,333	52,267	48,567	59,633
1989(H1)	69,375	55,500	48,425	62,300
1990(H2)	70,967	56,775	49,533	63,725

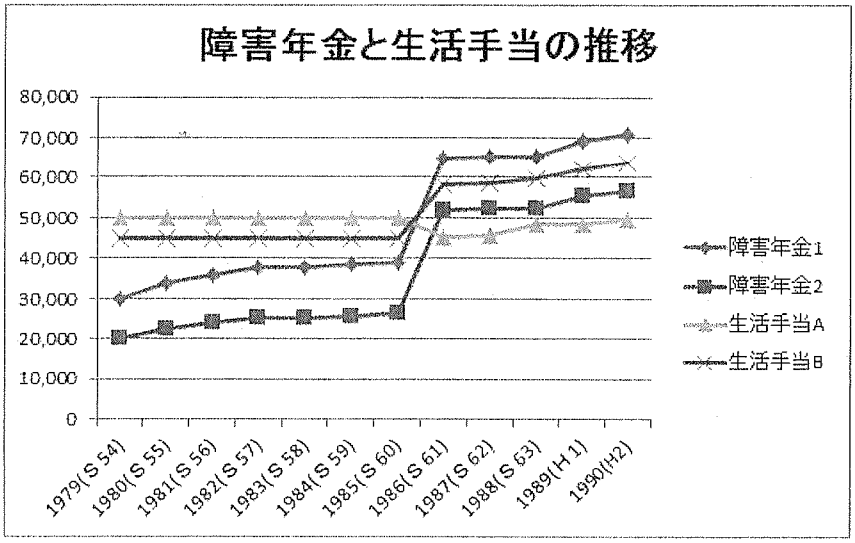

い、加算金も5万円を限度に、個別性をもった運用を可能とした。これによって、暫定措置の調整手当と介護手当の組合せと、新しい調整手当とを比較すれば、金額で前者は2万円～10万円の幅で形式的には9通りの支給形態がありえたが、後者では2万円～14万円の幅で倍以上の支給形態がとれ、より高い水準まで実態に即し、きめ細かい個別対応が可能となった。(『ひかり協会10年の歩み』84P)

「30歳代」の制定で右の決定がまた変わり、付加手当がなくなり介護料が1級から3級まで設定される。介護料は親に支払われるもので、「生活手当」の実質的引下げである。右の文章のもう一つの意味は、恒久対策案の「年金」が意識されて金額に反映されていることを忘れてはならない。そのことは次の記述にも現れている。

協会は、53年度事業計画において「協会事業は『恒久的救済対策案の精神を生かし』『全被害者の救済をはかる』協会設立の原点に立ち、被害者の社会的自立と全面発達の保障をめざす、相談事業を中心とした、総合的援助事業である。そのためには、機械的な措置ではなく、個々の被害者の実態・家庭及び生活環境等を加味した、個別対応が生きた救済となる。この救済のあり方を確立し、事業の充実、改善をはかる」ことを決定した。(同前82P)

だが「30歳代」制定から恒久対策案の中の「年金」は、実態をかくすために『精神』だけを利用し、金額には反映されなくなる。

国の障害年金は1級と2級との間に1万3千円余の差額を設けているが、ひかり協会の「生活手当」は、逆に1級より2級の金額が多いのである。障害年金の差額分が、ひかり協会ではそのまま2級の方に多くなる設定にしているのである。障害年金の1級のプラス分が、生活手当ではそのまま同額を2級にプラスしているのである。

とはいうものの、重症者のほとんどは精神障害や知的障害をもつものであるため、被害者本人からの不満はよせられないのが実情である。親は高齢であり、そんなカラクリに関心をよせるより、総額で受け取る額が増えれば、その出所がどこであれ文句はないのかもしれない。

十一、国民的合意というゴマカシ

「30歳代」の「3、生活保障・援助」に書いている「国民的合意の得られるものとする」の中の「国民的合意」とはいかなるものか、定義を下したのは「ひかり協会」ではなく守る会の機関紙『ひかり』である。この言葉は使うものにとっては、都合のいいものであり、読むものにとっては「つかみどころのない」迷惑なものである。

「ひかり第451号」(2006年11月20日)では2頁にわたって「国民的合意」について定義づけをしている。この言葉の守る会における歴史的経過として、事件発生後に被害者側が死亡者賠償金として、250万円を要求したことを取り上げている。以下「ひかり第451号」を簡単に要約する。

…その金額が「死者への慰謝料として

破格の額であった。…森永乳業と国が仕組んだ巧妙な宣伝があったとはいえ、多額の慰謝料要求は国民の支持がえられなかった原因だとしている。それで運動が孤立無援の状態になり「敗北」したというのだ。それだから、守る会運動は「国民から支持を得られる方針を掲げなければならない」という結論が「国民的合意」重視の起源だという。この解釈は他にある「敗北」の原因を全て切り捨てて、金額だけの問題にすり替えている。これでは「五人委員会意見書」を認める立場に陥る危険性があるが、それには今は触れない。

次いで「30歳代」の国民的合意にふれ「被害者への給付額を抑えようとするために出してきた言葉ではないのか」という会員の声もあるが、「会員は正しく理解して協会と守る会、被害者の会は合意した」と『ひかり』ではいう。前記の会員の意見について、他の会員はどのように「正しく理解」したのか、それは書いていない。「国民的合意」について正確に定義しようと思えば、ものの10行もあれば事足る。タブロイド版2ページも使わなくては定義できないということは、それだけでマヤカシだと断定できる。続いて述べていることが、守る会のホンネだと思うので、退屈だが引用する。

…多くの被害者は障害の有無にかかわらず自分の条件を最大限に生かして働き、それによって得た賃金や報酬で自立した生活を送っている。たとえ低賃金であっても自活することの誇りと喜びは大きいものがあり、協会はそのことを励ましこそすれ挫（くじ）くようなことをしてはならない。協会が障害のある被害者に給付する手当の額は、そういう自活している被害者の労働意欲をそぐような多額なものになってはならない。だから被害者一人の生活をまかなうことができる額を設定するべきだと結論づけた。それが今日までも続く、公的給付と合わせての生活保障水準額（２００６年度は14万円）である。

低額給付は、ひかり協会の本心を隠した「親ごころ」だとでも言いたげであるが、被害者にとっては差別以外のなにものでもない。こんなことが平気でいえる団体が「被害者を守る会」とは「ほんとかいナ」と聞き返したい。

ちなみに生活手当１、２級を受給している被害者は、ほとんど働いていない、働けないくらいに症状が重いのである。もし中に働ける人がいても「高額な手当」を支給すれば働く意欲を失うので、最低生活の営めるギリギリの額でいいということのようだ。

さらに引用すれば「…『国民的合意』とは、被害者以外の広く国民一般だけでなく、支援してくれている専門家、三者関係者、そして親族と被害者にも支持され共感されるということである」ことになり、この文脈からすれば日本国民全部の支持を意味していることになる。もし支持しないといえば「非国民」とでもいうのだろう。これは守る会役員の勝手な「思い込み」だと思えばわかりやすい。驚くなかれ、これら『ひかり』の記事を書いたのは、高給を食んでいるひかり協会職員の被害者である。

（つづく）

（のせ　えいたろう）
✉ e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か

――事件発生から60年 ◆20◆

能瀬　英太郎

エンゼル・マークをボイコットしよう！
森永不買

「…そして、結果として重度の障害のある被害者にはより濃密な救済事業が行われるのである。そのような重度被害者の救済を最も重視する守る会や協会であったからこそ、他の多くの人々から支持されたと云っても過言ではない。」（『ひかり』451号）

ヒトリヨガリもここまでくれば「ヤマイコウモウ」だ。実態を知らない人は、重度障害者はどのような手厚い「濃密」な救済を受けているのかと思うだろう。本当はなにもやらないで、紙の上だけで言うことを「紙上の空論」という。会員の批判は封じ、知らない人に対してはウソを言い、それでもばれる心配がないので気は楽だ。

「重度被害者の救済を最も重視」した結果が、生活できるギリギリの生活保障水準額となり、自立して生活する意欲を失わないような低額に抑えることが、被害者のタメになるということを、国民の多くが本気で支持するとでも思っているのだろうか。

「国民的合意」の説明に、2頁も使うことからしておかしい。常識はずれの低額に抑えるための理由づけに、多弁を弄している。常識的、世間並みの金額を支給すれば、簡単な説明ですむし分かり易い。それを意図的に分かり難くしているのだから、よけいタチが悪い。

次ページ第六表、森永被害者の支給額の説明。生活手当は障害者年金受給者、調整手当と健康管理手当はそれ以下の者。森永以外の場合も「国民的合意」の一つの結果であり、「国民的合意」はどのような場合でも使えるのである。よりによって「国民的合意の結果」など、大げさな言葉を大上段に振りかざした説明を聞く場合には、眉にツバでも付けて聞いたほうがいい。「30歳代」は密室協議で決定したもので、会員の多くが反対している。記者会見でも行って、内容を説明したならまだしも、合意形成はヤミの中で行われた。

十二、守る会と ひかり協会の問題点（1）

「30歳代」の実施までに「討議を深める必要があった」ことを、1年間延期の理由としているが、それがウソであったことはさきに述べた。守る会岡山県本部はその間に討議した結果として「勤労者の賃金の60％には反対」の要望書を提出したが、採用されなかった。討議のための延期なら、討議

森永ヒ素ミルク事件と他の公害被害者支給金の比較（２００２年調べ）　第六表

■森永ひ素ミルク被害者			■医薬品の副作用による被害者		
支給手当名	等　級	月額	支給手当	条　　件	月額
生活手当	１級	58,425	医療手当	通院の場合	34,030
	２級	75,830		入院の場合	34,030
調整手当	１級	71,100		入院と通院	36,030
	２級	64,000	障害年金	１級年額 2,737,200	228,100
	３級	28,690		２級年額 1,900,000	182,500
介護手当	A	85,200	障害児養育年金	１級年額　855,600	71,300
	B	68,160		２級年額　685,200	57,100
	C	51,120	遺族年金	年額　2,394,000	
健康管理手当	１級	20,000	遺族一時金	7,182,000	
	２級	10,000	葬祭料	189,000	
遺族年金	会員生活困窮者３万		（厚労省のホームページから引用）		
遺族一時金		0			
葬祭料		400,000			

■水俣病		■スモン		
慰謝料　ランク	年金月額	手当		月額
Ａランク.1,800 万円	60,000	健康管理	全員	42,700
Ｂランク.1,700 万円	30,000	介護費用		
Ｃランク.1,600 万円	20,000	重症者	健康管理手当 +48,130	42,700
葬祭料	20 万円	超重症者	〃　92,800	42,700
未認定患者（１）四肢末梢優位の		超々重症者	〃　154,400	42,700
感覚障害がある人に一時金（２）		和解金（１）	約１千万円以上	
一時金には該当しないが症状あ		（２）	約２千万円以上	
る人に医療費補助、（３）５団体に		（３）	約４千万円以上	
６千万から３８億団体加算金		（４）	約６千万円以上	
（熊本日日新聞ＨＰから引用）		和解金は様々で個々の症状や条件による		
■公害健康被害補償法よる補償		（岡山スモンの会から聞取り）		
年金月額（森永患者と同年令）		■公害健康被害補償法による補償　月額		

2002 年度	男　子	女　子	2013 年度	男　子	女　子
	358,6800	204,100		332,300	198,500
遺族年金	男　子	女　子	遺族年金	男　子	女　子
	312,200	178,600		250,800	173,700

した結果反対があれば変更もされることも含まれていなければ意味がない。ところが、一年後に加えられたのは次の「付記」だけであった。

「生活保障・援助」の項の「本人の所得保障額の水準額は、30歳の勤労者の賃金の60％とする」について趣旨を正確に理解するため、次のとおり付記する。本文章について、三者が合意した趣旨は、救済事業の対象が被害者本人であることから、生活保障事業の金銭給付の内容は、本人の生活費を賄うことができるような所得保障額を設定すべきであると述べたものである。従って「30歳の勤労者の賃金の60％」の表現は、この考え方を勤労者の賃金にてらしてあらわしているものである。

この付記の文章はいかにも歯切れが悪く、持って回った云い方で意味がつかみにくい。悪文の見本のような文章で、これを付記したことにより余計に分かりづらいものになっている。なぜ分かりづらいかというと、本心を隠して、会員をごまかそうとしているからである。端的にいえば「本人一人の生活費はこれくらいあれば十分」だといいたいのである。ということは、生活手当を受給している被害者は、結婚しないことを前提に作られたことを意味している。

「30歳代」は三者（守る会、ひかり協会、被害者の会＝太陽の会）で合意し確認事項として発表された。守る会も太陽の会もこれまで「公害健康被害補償制度」に反対をしている。昭和四十八年九月十八日には、太陽の会は「加害者救済制度を許さない」といって抗議集会に参加している。ところがひかり協会の支給額に比べ、「公害健康被害補償法」の規定の方が、支給される年金月額等すべての給付額でまさっている。そのことは、第六表に示した金額をみてもらえば分かってもらえるだろう。

調整手当の増額要求に熱心だったのは、岡山県本部と広島県本部、それに大阪府本部の一部支部であった。それらの本部支部には重症者の親会員が多く、その影響もあったと思う。

ひかり協会へ守る会から推薦されて理事等に就任している人は、守る会の役員でもある。両方の役員をつとめるのは、それだけ「有能な人」だからである。だから両方の組織は別だといっても、タテマエとしては別でも、実質的には一体だとみていい。縄に例えると、ひかり協会と守る会が絡み合って一本の縄になっているので、どちらがなくても一本の縄にはならない。ひかり協会は守る会を写す鏡でもあり、それは守る会にもあてはまる。ひかり協会を牛耳る人が、守る会をも牛耳っている。守る会もひかり協会も、一つの考えに支配されていることを意味している。守る会から排除される人は、ひかり協会の役員からも排除される。そのことが露骨に現れだしたのが、昭和五十三年ころからであった。

すこし遡るが昭和五十年八月の守る会全国総会で「守る会20年史」（以下20年史と略称する）の刊行が決議された。九月に編集委員五人の顔ぶれが決まって、私は外部からただ一人の委員として委嘱された。企画の提出をもとめられたので、企画書と収録項目、執筆候補者等の内容を作った。守る会のこれまでの歴史といっても、15年間はほとんど岡崎家と、少数の会員の奮闘の歴

史だった。

残る最近5年間の出来事については、主要役員を執筆者として選んだ。守る会の理事会でこれらの企画書、執筆者等の選定については、誰一人反対するものもなく承認された。五十年の暮れごろから私と岡崎が執筆依頼者にテーマについての執筆を打診して、一人の辞退もなく全員から承諾を得た。

ところが、編集委員の岡崎を除いたほとんどの役員が、締め切り日をすぎても原稿をよせないのであった。しかたなく、守る会役員に割り振っていた項目の執筆は、私と岡崎の二人が負担することとなった。外部の研究者や、民事裁判の弁護士に依頼した原稿は締め切り日までに、ほとんど集まった。

20年史の内容についての企画段階では、執筆者などの選定には異論が出ず賛成した役員が、計画が進行していくうちに、「U（宇井純か）は守る会20年史にはふさわしくない執筆者だ」と云ったり、「岡崎のための20年史だ」と云う噂も聞こえてきた。中止は外部の執筆者に失礼だから、『守る会20年史』ではなく、『森永砒素ミルク闘争20年史』として昭和五十二年二月二十八日に刊行された。

岡崎哲夫が守る会事務局長を辞任する羽目になったのは、昭和五十三年のことであった。毎日新聞（6月19日付）の「お寒い〝福祉ニッポン〟ヒ素ミルク世界へ訴え　守る会国際消費者機構舞台に」という5段見出しの記事が原因だった。

これは「第9回国際消費者機構大会、テーマは危機にある世界と消費者の対応」（イギリス・ロンドンで昭和五十三年七月開催）へ参加する日本消費者連盟から、守る会宛てにメッセージを求められたので、それに応じて岡崎が書いたものであった。その要請文「…守る会のアピールを頂ければ幸いです。参加者は50カ国250～300人くらいだと聞いています。もしいただければ、責任をもって大会に届け、参加者に配布し、できましたら、会場で読み上げるチャンスをつくりたいと思っております。ご検討下さいますようよろしくお願いします。日本消費者連盟安藤栄雄」とある。

岡崎はこの要請に応え、代表の安藤栄雄に託したものであった。これまで岡崎は大学生協、労働組合などへ送るメッセージを、百を超すほど書いてきた。これらは守る会事務局長の専権事項で、内容まで会議に諮ることはなかったので、自分の考えを書いたのだ。

内容のあらすじを紹介すると、ヒ素ミルク被害者がこれまでたどった経緯を書き、このような日本の食品公害の歴史から、教訓を学びとってもらいたいというものである。

その中で守る会の一部役員が問題とした個所は、森永の企業責任追及に続き「…一万数千人の被害者の生涯救済という困難な事業を一企業の負担能力の限度内に封じ込めようとする隠然たる傾向とは不断に闘っていかねばならない。（略）世界の経済大国と称せられる日本国の政治に内在する、民主主義の低度、人道主義の薄弱、及び国民福祉の貧困」と書き森永と国を批判しているところである。

（つづく）

（のせ　えいたろう）

e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か
——事件発生から60年 ◆21◆

能瀬　英太郎

岡崎から安藤へだされた「白紙還元について」の要点は「6月24日の本会常任理事会で検討しました結果、本文書を撤回することの決定をみました…」とある。その場で岡崎は責任を追及され、自ら事務局長を辞任することにしたのである。

このことは岡崎を排除しようとする勢力が、守る会の一部にあり具体的に動きだしたことでもあった。岡崎は全国総会（八月）で後任が決まるまでの残任期間は、事務局長を続けることになった。この時期に事務局長を辞任すれば、排除しようとする勢力のオモウツボに落ち込むことになる。戦略家の岡崎にそういう懸念がなかったのだろうかと、あとから考えると思われてしかたがない。

この事件の数年前に全国理事会が岡山市で開催されたときのことだった。傍聴は自由だったので、数名の新聞記者とともに私は会議の様子をみていたとき、岡崎の提案が反対多数で否決されたのだ。岡崎は突然立ち上がって、自分の机の上にある資料を鞄に押し込んだ。表情には怒りの色が現れて「もう、分からず屋どもとはやっていられない」という調子で、会議の席を蹴って退席した。それが、ショック療法ともなって、次の会議では岡崎案が通った。

その場面と「辞任劇」が私には重なって映る。この時にはまだ岡崎抜きには守る会は動かなかった。北村も黒川も十四年間岡崎に、守る会を任せきりだったという引け目があった。

ひかり協会が設立されてからは、守る会における岡崎の影響力は、以前に比べて下がっていた。自身にそれが分かっていたら、事務局長職をこんなにあっさりと手放すことは想像できない。辞任に至る彼の心情をこのように推測するのは、下種の勘ぐりかもしれぬ。彼は独特の個性の持主だからこそ、十四年間も守る会を引っ張って来られた、と云えないこともない。

岡崎が孤立する前兆はすでに『森永砒素ミルク闘争20年史』刊行の際にもあったことは前述した通りだが、そのほかにも現れていた。守る会の専従職員となった岡崎への給料遅配問題がそれであった。守る会の予算には計上されているのに（事務局長岡崎と理事長岩月の給与は、ひかり協会からの補助金として守る会へ入金）4カ月分が理由も告げられず遅配になっていた。

このことを岡崎夫人の幸子は、守る会の会計責任者である荒木敏夫に請求した。荒

木は「黒川さんが、金がないから森永から取って来なければならない、今日北村が来ておったら取らせるつもりだったが、来ておらんから此の件はオレに任せてくれ」と云ったというのである。（五十二年六月六日の守る会常任理事会宛て岡崎夫人の質問状から）これが本当なら予算を他に流用したか、森永は二人のいうままに金をだしたのか……。五年後に次のようなことがあった。

五十七年六月に、名古屋の被害者が農薬自殺をした。その母親が死者の供養等を求める趣旨の署名運動を、死んだ息子の同窓生を頼って始めた。集まった一万名余の署名簿を、ひかり協会と森永乳業に提出した。このことが毎日新聞の八月二十日号に掲載された。これを知った北村は、母親と数回意見を交わしているうちに、「慰霊碑」建立の必要性を認め、組織とは関係なく一人で建立運動を始めた。北村は森永へこの話を持っていって、運動資金（四千万円ともいわれている）を出させたようだ。そのことを知った守る会は、理事長岸元春雄名で六十年三月二日、森永乳業社長宛てに「『慰霊碑建立』について」という文書を送った。その肝心なところを左に記す。

……（財）ひかり協会理事会に、北村専務理事より提起されたが、合意を得ることができなかった経緯をもっている。（略）引き続き検討することとしてきた。

2・ところが、今回貴社の説明によれば、この問個人的な対応にとどまらず、会社として対処し多額の金品の出損が、守る会との話し合いもなく行われてきている。

国際消費者機構大会へのメッセージ問題で、岡崎追及の口火をきったのは、北村と大槻だったと岡崎自身が書いている。守る会は岡崎辞任後の五十五年八月の第12回全国総会で、規約の改正を行った。愛媛新聞と徳島新聞（8月25日付）は「行政・企業の追及削除　規約改正案に被害者反発」との見出しで共同通信の配信記事を報じている。守る会は加害者森永と協調路線に舵を切ることを、すでに決めていたのに、岡崎一人がカヤノソトにいたというわけではないのである。

十三、守る会と　ひかり協会の問題点（2）

ひかり協会設立前の、守る会と森永の本部交渉や守る会全国総会、全国理事会はすべて公開されていた。支援者や新聞記者の傍聴は自由で、部外者が周りにいて討論を公開でることは、無責任な発言の抑止力にもなっていた。ひかり協会の設立へ導いた三者会談からは、許可された者以外の部外者は傍聴禁止になった。それにつれて閉鎖的密室会議となっていった。

岡崎の責任追及がなされた国際消費者機構大会メッセージ問題にしても、討論が公開されていれば辞任劇にまで発展しなかったろうと思われる。メッセージの内容はごく常識的なもので、その責任を問うとなると、追及者の良識が疑われるからである。

公開されることは、討論から結論にいたるまでの経過を、部外者をも納得させるものでなくてはならないという、暗黙の力が働くからである。密室会議では力関係で強いものの主張に無理があっても、ボスの歓心を買おうとして引きずられていく。密室

ならば部外者の監視がないのをいいことに、どのようにでも正当化できる。

密室会議での決定は、どのような討論経過を経てきたかも不明で、結論だけを示して、例えば「国民的合意を得られるもの」といわれても、国民投票にでもかけないかぎり首肯できない。岡山県本部の会員さえも納得させられない三者合意を、あたかも国民的合意を得たようにいうのは、どだい無理がある。そのようにして成立した「30歳代」を公益法人が無理やり実行したのは、「法的拘束力がない」（平成25年岡山地裁で審理中の裁判の判決）といわれるのは、当然のことである。

岡崎の事務局長辞任の後を引き継いだのは、黒川克己だ。守る会が出版した『守る会の歴史から「三者会談方式」を学ぶ』（1991年6月23日発行）の中の「歴代役員名簿」にはその後二年間（54と55年）も岡崎が担当したことになっている。

黒川が事務局長になってから劇的ともいえる変化は、森永との親密度が深まったことであろう。これまで年間一回だった森永との「連絡会議」が毎月開催されるようになった。

徳島県の死亡被害者の親である萩原キミ子は、森永を相手どって徳島地方裁判所に損害賠償の訴えを起こしていた。守る会はこの裁判では原告の萩原を支持しないことを決めていた。黒川は森永側の証人として、昭和五十六年の六月十日と七月八日に出廷することが、守る会第四回常任理事会で報告されている。

黒川と岡崎の間が険悪になったその他の理由は、同年九月十三日開催の第二回常任理事会へ提出した岡崎の提案「守る会のモラルと常識性の修復のために」と題する文書も関係する。内容をかいつまんで紹介すると、内部において人を呼ぶには様「さん」君「くん」の敬称つけるのが「民主的モラル」だと言っているのだ。これが誰のことを指しているのかということは、具体的に名前をあげてはいないが、黒川のことだとすぐ分かる。

黒川を私が初めて知ったのは、森永告発が結成された四十六年四月ころからだが、もうその時から守る会会員や学生を「呼び捨て」にしていた。彼は事件発生当時から、日本通運労働組合の専従職員だったから、こういう言葉づかいを普段からやっていたことは想像できる。悪く言えば「オオヘイな、人を人とも思わない」、又よくいえば「ざっくばらんな」性格だった。私がこの文書を最初に見たのは、岡崎死後のことだが、問題にした時期を知り「なぜこの時期になって」と不思議におもった。岡崎のことだから、単なる「呼び捨て」を問題にしたのではなく、もっと他に被害者運動としての「モラル」に関する公表できない真相（関係者には想像できる）が隠されていたのだろう。だんだんと被害者運動が路線を逸脱して行くのを、見かねたことによった発言と推測するしかない。

裁判に関して「守る会文書」を森永へ見せるよう、同年十月十九日に黒川から岡崎へ電話があった。「訴訟追行上、森永側弁護士に見させる都合があり、番号入りの森永ミルク中毒のこどもを守る会文書（正本）一切と、他団体との間に交わされた協定書の正本一切を岡山事務所の守る会全国本部書庫に移されたい。特に告発（注・市民組織「森永告発」）団体との関係あった昭和

四十五年以降四十七年乃至五十三年ごろまでのものを急ぐので、今月末までに頼みたい」との「黒川の要請」を、黒川への回答書「資料の引渡し、引継ぎについて」の中で、岡崎は再確認の意味をこめて復誦している。

十一月十五日に開催された「第四回常任理事会経過」の中の「5報告事項（2）」では「10月15日の森永との定期協議において、萩原訴訟対策のため、必要な守る会文書の閲覧をしたい旨の申し入れがあったことについて閲覧を認めることを確認する。このためにも文書の引継ぎを急ぐこと。（5）守る会文書の引継ぎについて（提案者・黒川）1981（56）年11月12日付、事務局長黒川克己宛て常任理事岡崎哲夫の『資料の引渡し、引継ぎについて』を協議した結果、次のことを確認する。①立会人はいらない。どうしても必要なら、監事か、黒川より上司の者とする。②守る会文書については、直ちに一括して守る会に返還すること。」と守る会教宣部長の吉川薫雄の経過報告に書いてある。

守る会文書の保管管理は、事務局長に課せられた義務ではなかった。同じ文書はすべての役員に配布されたもので、黒川も厳重に保管していれば、岡崎が所持しているものと同じものは手元にはあるはずである。だから岡崎が保管している文書が守る会に属するとはいえないので、「返還すること」に応じる義務はないともいえる。

それにしても守る会の「内部文書」を加害企業の森永に閲覧させる意味を、組織全体で認識してないことの方に驚く。萩原訴訟はヒ素中毒で死亡した娘の補償を、森永に求めた裁判である（森永告発は支援）。守る会が会員の萩原を支援しないことを決定したのは、組織としての方針だとしても、内部文書まで見せて森永側に味方することには問題があるのではなかろうか。森永側に渡れば、受け取った資料を必要個所だけ使用するはずはない。すべてをコピーして保存することが推測でき、別の用途に利用することは目にみえている。その後、守る会文書の引き渡しを求めて岡崎家に押し掛けたのは、ひかり協会職員労働組合員と森永乳業渉外部岡山事務所職員だったという。労働組合員が加害企業森永に加担して、守る会文書を腕ずくで奪おうとしたのである。他の公害事件では聞いたことがない。

結局この騒動は岡崎の強硬な反対により、守る会文書はこの時森永に渡ることはなかったようだ。見せないという岡崎の主張を覆すだけの、理論的反論をだれも展開できなかった。表面的には派手な論争を展開したが、守る会役員はだれも搦め手から岡崎に迫ることをしなかった。これをやったのは、森永渉外部高松事務所長の有田栄治だ。五十七年十月二十三日に、守る会文書10冊の受領書を名刺の裏に書き、岡崎から借り出している。

以後、岡崎追放の動きは加速する。第四回常任理事会で大槻ひかり協会事務局長（守る会常任理事）による岡崎非難発言で、岡崎のひかり協会岡山事務所長推薦取り消しまでが決定する。同会で大槻が早口に岡崎非難を述べたものが録音され、その録音テープ起こしを、黒川が森永乳業岡山事務所の職員に依頼する。文章化されたものが守る会役員に配布されて、問題を大きくした。

（つづく）

（のせ　えいたろう）
e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か

——事件発生から60年 ◆22◆

能瀬　英太郎

エンゼル・マークをボイコットしよう!!
森永不買

文章化されたものには「あんたが今日生きていられるのは主人のおかげだと奥さん（岡崎夫人）に云われた。そのことが岡山事務所（ひかり協会）の女性職員が退職した原因である」ということが入っていたのである。

この文章化については、別の問題も含んでいた。黒川が守る会事務局長在任中、テープ起こしをしたのと同一の筆跡が、守る会文書としてしばしば現れだしたことである。黒川は自分の作った守る会文書を、同じ職員に清書させていたようである。とすれば守る会の情報が、森永に筒抜けになっていたことは想像にかたくない。黒川が事務局長を退任してからは、この筆跡は現れなくなった。

岡崎夫人が「云ってもない」ことを「云った」と、大槻が常任理事会で発言したものだから、退職した本人に糺すのが真相解明の道だと岡崎夫人が思うのは当然のことだ。これに対して、ひかり協会職員労働組合（統一労組懇系）が介入してきた。岡崎夫人が退職職員に手紙や電話で連絡をとるのは、本人を苦しめるので人権侵害だと、五十六年十二月十七日にひかり協会理事長に指導を要請し、同じ日に岡崎に団体交渉の申し入れをしている。

この場合、労働組合としてなすべきことは、退職職員から真相を聞き出すことではないかと思う。その上で大槻発言が真実であることが分かって、はじめて岡崎夫人の暴言についての責任追及ができる。それをやらずして、大槻発言を「鵜呑み」にし岡崎夫人の責任追及にのみ急であれば、その意図するところはどこか別のところにあると考えられる。労働組合が大槻ひかり協会事務局長の手先として、岡崎追放の片棒を担いでいる疑いは益々強くなる。退職職員がウソをいっているか、正確にはそのような意味で云っていない可能性だってある。労働組合は退職職員の人権を守ると同様に、岡崎夫妻の人権についても配慮しなくてはならないはずだ。

その後、岡崎に対する「大槻発言」が間違いであったことが、昭和五十九年一月十二日付の二つの「念書」によって確認された。その一つは守る会理事長岩月祝一のもので「…貴殿夫妻に対する批判・中傷は、全く根拠なきものであったことを明確にし、そのことを関係方面に伝達し、それによって貴殿ご夫妻の名誉を回復する措置を講じます」というものであった。

もう一つは守る会常任理事・ひかり協会事務局長大槻高のもので、要点は「昭和五十六年十一月十五日の『提案』を白紙撤回し、その旨を全国本部機関紙に明確に伝えます」というものである。守る会第四回常任理事会で大槻が「岡崎夫人が云ったという内容」は、虚偽であったことを自ら認めたものである。

しかし、その後岡崎の名誉回復についての具体的措置はとられてない。それとともに、虚偽の内容を文書にして配布し、常任理事会でひかり協会岡山事務所長の推薦取消しにまでに発展した問題の責任を、大槻も労働組合もとっていない。守る会常任理事会も、虚偽の事実でもって「提案」した大槻の責任を不問にふしている。

十四、ヒサシを借りて母屋をとる

「分派活動」をしたとして、岡崎は昭和六十一年六月一日をもって守る会から除名されるのであるが、その年の総会（六月二十二日）で代読してもらう予定で書いた原稿があるので、すこし先き回わりしてそれを紹介しよう。これを読むと彼がこれまで一連の経過を、どのように認識していたかがよくわかる。

…私は、執行部の一部より根拠ない中傷をされ大きな損害を受けました。執行部は、その誤りを認めながら、加害行為の誠実な処理を回避しています。恒久対策案を骨抜きにし、被害者主権をふみにじり、真の救済でなく、規定を優先させる官僚主義に固まっています。（略）なぜ、このような末期的現象が起きたのか？　体質的に独裁的で、自己の特定党派支配に都合の悪い意見や行動を一切排除する「有能」な政党員と、保身第一にそれに追従する、ほんの一握りの勢力が、権力と金力と結合して猛威をふるっているから、ではないでしょうか。（略）特定政党員の支配、弾圧のもとに、言論・行動の自由が一切ないところでの現状改革は不可能です。（例えば、私に対する批判中傷記事は機関紙「ひかり」に何面にも亘って特集するが、私の意見は一行も載せない。どこかの国そっくりの体制！　本来なら、私の意見を全部「ひかり」に掲載・公表させ、全会員の意見を結集して、決めるべき処分があれば決めるべきである。それをしない所が、特定政党員の「有能」なる理由です。）（略）

ひさしを貸したばかりに奪われたおもやを取りかえし、自由と友愛の中で活躍できた、昔日の森永ミルク中毒のこどもを守る会が再建されました。この明るさと民主性に我慢ならない党派人は、救済とは別の本命を持つ異質の人です。（後略）

この原稿は岡山県本部代表に託されていたが、「反論権を認める」と除名通告には書かれながら、代読する時間はあたえられなかった。この中で岡崎が「ひさしを貸した」という語句をつかっているが、これはどこのことを指しているか、以下で説明する。

第二章十一で記述したように、守る会が薬害対策協議会へ参加したことによって自主検診への道が開かれた。自主検診を引き受けてくれたのが、岡山県倉敷市の水島協同病院で、民医連に属していた。当時は「藁にもすがりたい」状況のなかにあったので、病院を選ぶ余裕などなかった。岡崎は自主

検診実施を常に恩義に感じていたので、守る会事務局長として書いた民医連大会へのメッセージに、毎回それにふれている。

「…丸山報告以前の暗黒と苦難の状況の中に貴連合会が組織を挙げてお取組みいただき、それ以後、今日の状勢を作り出す闘いにおいて、先駆的役割をはたされましたことを、私達は永く忘れぬところとして、深く心に蔵しております。（略）」（岡山県民主医療機関連合会第13回定期総会へのメッセージ――1976年）

昭和四十九年ひかり協会が設立され、守る会各県本部の中にひかり協会現地事務所が開設された。その際に急を要したのは、事務所職員の確保であった。岡山事務所では急遽民医連加盟の岡山協立病院へ職員の出向を要請した。派遣されてきたKは、夫人も同病院職員で岡山市議会議員（共産党）をつとめていた。その後K夫人は岡山県議会議員に鞍替えして当選している。Kと入れ代りに、協立病院から派遣されて来たのは現所長のAであった。

ひかり協会岡山事務所の一般職員は、採用されても長続きせず、その理由として守る会会員の間では「共産党への入党を迫られてそれが嫌でやめる」のだろうと噂されていた。私はその真偽を確かめる意味をこめて、日本共産党本部へEメールで問合せた。「このような噂があるが、それほど影響力があるならもっと被害者側に立った施策を協会に求めてもらいた」と云った意味のことを書いた。それに対する回答では、入党勧誘について特に否定はしなかった。

他府県においても、ひかり協会職員の確保は岡山県と同じようなものであった。所長は非常勤（その後常勤になる）で守る会各県本部の役員が就任していたが、職員は民医連から派遣してもらうことが多かった。そのことで思わぬトラブルも発生した。

ひかり協会愛媛事務所でも、民医連から職員に推薦された人を不採用にしたところ、四国民主医療機関愛媛ブロック会議議長から抗議文が届いた。昭和五十一年五月六日付けで守る会理事長とひかり協会理事長宛てに、「申入書」として不適格の理由を知らせるようにという、きつい文面であった。結局愛媛事務所が採用することで、事態を収拾することになった。

広島県事務所では愛媛とは逆のケースがあった。守る会広島県本部が職員として推薦したのに採用されず、ひかり協会本部が広島県事務所の職員から推薦のあった人を採用したというものである。この職員を不適当とした守る会広島県本部は、ひかり協会本部に再三抗議をしたが受け入れられなかった。

前述したように、大概の意向を受けて守る会役員をひかり協会職員が見張り、岡崎追放劇にも加担した。ひかり協会運営の主導権を特定党派が握ったことを「ひさしを貸して母屋をとられた」と表現したのだ。

十五、森永乳業と生協

森永乳業と守る会の交渉が昭和四十七年十二月、第15回目で決裂して、守る会は訴訟と森永製品不買運動を二本柱として闘いを勧めることになったことは、既に書いた。守る会が積極的に不買運動を進めることを表明したのは、この時が初めてだった。支

援団体の「森永告発」は四十六年結成当時から、森永製品の不買運動を進めていて、百貨店やスーパーなどに協力要請をしていた。各地の生協では、率先して不買運動に取り組み、とくに大学生協では森永製品が売店から消えるまでにそれほど時間がかからなかった。

日本一の規模を持つ灘生協にも不買運動への取り組みを要請したが、なかなか賛成はしてもらえなかった。生協運動設立のいきさつから、当然協力してもらえると思っていたが、そうではなかった。そのことについて宇井純は次のように述べている。

…あるいは生協連と組んでのコープ製品に森永が乗ったというのも、苦しまぎれのダンピングの一種なのかもしれない。日本のどの公害でも、大きな組織は建前の如何を問わず、被害者の追いつめられた運動に対しては冷淡だった。組織をあげて支援するというときでも、やれ機関を通して申し入れしてくれとか、話の順序がちがってはこまるとか、役所の窓口よりも厄介なように被害者には感じられた。だからむしろ生協連が森永不買運動に対して、正規の機関を通しての要請があれば応じ、その要請が取下げられれば不買を止めて、むしろ営業利益の面の立場から森永と組むというのは、ごくありふれたことにはちがいないのだが、それにしても自主性のない話に感じられた。(略)ただ生協はその時はもう協同組合運動ではなく、巨大な流通企業になったのだと承知するだけしか道はない。(『森永砒素ミルク闘争20年史』202P)

またもう一方の医療生協である民医連でも事情はよくにている。守る会が不買運動を展開している時期に、水島協同病院では新生児に森永乳業と水島協同病院の名前の入ったアルバムを配っていた。先に引用した宇井純の指摘と同じく、次の岡大青山英康助教授の指摘もそれに呼応している。

…財政的にも、これら民医連は「守る会」とは独立して、加害企業森永に検診費用を要求し、交通事故なみに一点単価十五円で検診費用を受け取り、検診費用を負担していた患者には一点十円を払い戻しているのに対して一方のグループは、全くの手弁当での参加を終始一貫守り通した。(『森永砒素ミルク闘争20年史』245P)

右の指摘を裏付けるため昭和四十六年四月十六日に結ばれた森永と民医連の確認議事録を紹介しよう。民医連代表佐藤義詮と森永代表古田盛三が合意を確認している。この中で「会社側は合計478件8,796,551円の検診費用について検討したうえこの額及び内容で決定されれば、各院所の取引銀行にこの額を振り込むことになると答え、民医連の側はこれを了承した」そのほか「引きつづき話合いをもつことを双方同意した」とあるが、検診費用をうけとったあとで、引続きどんなことを話合うのか、気になるところである。表向きは「大企業」を敵の様に非難するのが民医連の常であるが、裏では結構な商売をやっているのである。

(つづく)

(のせ えいたろう)

e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か
――事件発生から60年 ◆23◆

能瀬　英太郎

エンゼル・マークをボイコットしよう
森永不買

青山のいう「もう一方のグループ」とは岡山大学医学部衛生学教室のことである。森永から受け取った検診費用はすべて守る会へ寄付したのである。その上広島県瀬野川町において森永ヒ素ミルク中毒事件では最初で最後の本格的「疫学調査」を実施した。「結論として、砒素ミルク飲用者に統計的に明らかな差が認められる項目として、発育・発達上の遅延、学業成績や疫病罹患率への影響、皮膚異常、視力低下、脳波異常等十項目と、看過ごすことの出来ない問題点として十一項目が上げられている。」（『森永砒素ミルク闘争20年史』太田武夫「瀬野川町における疫学調査」255P）

この調査では岡大医学部の他の教室からの協力は得られず、広大と茨城大学の協力で実施された。この疫学調査で費用を使いすぎたため、以後三年間の教室への予算配分停止という結果になった。

森永も生協連との関係が大事だとみえて、守る会との交渉経過をその都度報告していたようだ。昭和四十七年十月二十四日には日本生活協同組合連合会長理事中林貞男宛てに森永社長大野勇から「…さて森永ミルク中毒のこどもを守る会と弊社の交渉につきましては、これまでも担当の者から貴会へご説明申し上げてまいりましたが、先の九月二十四日の本部交渉におきまして、弊社は今後の交渉を円滑かつ速やかに進めるため、これまでの因果関係不明の立場を離れて、個々の問題についての法的関係は別として因果関係を認める立場にたって、現在実施中の暫定措置に代わる措置の作成、実施についてのお話合いをさせていただきたいと御提案申上げましたが、守る会の納得されるところとなりませんでした」と述べている。

しかし、この日の交渉について新聞各紙では「森永、企業責任を拒否」（朝日）、「大野社長初めて出席、法的因果関係ない　森永あいまいな回答」（中国）、などと報道されていて、森永社長の生協連への報告が事実とはかけ離れた自己弁護であることが明らかにされている。当時はまだスーパーマーケットは小規模で、生協といえば巨大な流通企業であり、生協の論理より流通業の論理で動いていた側面の方が顕著であった。

ひかり協会設立後の話だが、どういう理由か知らないが第7期以後（昭和60年）になると、日本生活協同組合の役員が理事の

一人として加わることになった。

十六、太陽の村

十四、十五と時間を遡ったのは、世間で思われている以上に、大企業と生活協同組合（特定党派）の関係が案外親密であり、それが運動の方向を歪めたという岡崎の指摘を、裏付けるためであった。

守る会はひかり協会を設立し、これまでの対森永闘争から被害者救済事業実施へと方針を転換した。その中心になるのは、恒久対策案をどのように実施するかという問題であった。これまでの被害者の要求は、すべて恒久対策案に盛られている。これをどう具体化するかで、これまでの被害者運動の成果が試されることになった。

しかし恒久対策案の具体的対策に示されている項目は約30もある。初年度から全部にとりかかるのは不可能だし、「やれることからやる」ことにして滑り出した。もっとも手っ取り早くやれるのは金銭的支給である。初年度から実施されたのは、治療費の支給、重症者への調整手当の支給等であった。ひかり協会設立当初は守る会会員も救済内容実施について大目に見ていても、数年たつと不満が出始めた。それまでの敵であった森永乳業が眼の前から消えてしまうと、不満の矛先はひかり協会に向けられるようになった。

守る会岡山県本部では恒久対策案の「具体的対策（5）の（ト）収容施設」の候補地を探していた。手ごろな土地が岡山市内北部の岡山大学近くの吉田地区で見つかった。同所に住む守る会機関紙『ひかり』の印刷工場経営者が、後継者難で耕作放棄地となっていた谷間の約30アールの近所の農地を紹介し、持ち主も運動に賛成して昭和五十一年二月に、ひかり協会との間で借地契約が成立した。

守る会岡山県本部ではこの土地を「太陽の村」と命名して太陽の村建設運動を展開して、全国の会員、支援者に資金カンパを呼びかけた。知的障害者や身体的障害者の作業施設としてプレハブ2棟がその年に完成し、その後陶工設備の導入や進入道路の拡幅、浴場、宿泊施設等が建設された。この間に守る会会員や支援者から集まったカンパの金額は約二百三十万円にのぼった。

この施設は農地に果樹園が付属しており、郊外の閑静な場所で障害者の授産、教育には最適の土地と思われていた。市内中心地からの送迎のためマイクロバスを購入したが、これは会員からのカンパ運動で集めた金を充てる予定にしていたが、購入後の守る会岡山県本部の備品台帳にはマイクロバスは掲載されていない。

会員の噂によると「黒川氏が森永から取って来た」ということだった。このような手腕については、ことの善し悪しが論じられることはなく、「やり手」との評価につながるからおかしなものである。

昭和五十三年十二月には黒川の提案で太陽の村は守る会岡山県本部から、ひかり協会へ移管（寄付）されることになった。これは施設の整備などに多くの資金を要することとも関係があっただろう。

守る会全国本部や、被害者の会など宿泊をともなう会議は、宿泊施設の完成により「太陽の村」で開催されることが多くなった。昭和五十四年九月にから五十八年十月までの宿泊利用者は四千四百人に上っている。

太陽の村の経営をめぐって、ひかり協会には確たる方針もなく、恒久対策案の「収容施設」建設には否定的な意見が支配的になり、自前の施設より公的施設を利用する方向に傾いた。一時は太陽の村を法人化する意見もあったが、それには資金として二億円が必要とされ、この負担が重荷になって沙汰やみになった。太陽の村は守る会岡山県本部の主導的取り組みで、県内の重症被害者の「親なき後」の施設として希望に満ちた出発をしたが、約10年間の試行錯誤の末に廃村に至った。その経過については『守る会の歴史から「三者会談方式」を学ぶ』（1991年6月23日守る会発行）では次の様にまとめている。

その一つは、協会が施設建設に明確な方針を持つことなく、建設委員を派遣し資金援助を継続したことは関係者に期待のみ与える結果となった。その二は、建設の途上関係者の意見を聞くことなく、守る会理事会が太陽の村の資産の管理運営を協会に移譲し、建設委員会を解散し、運動を摘み取る結果となったこと。その三は、折角つくられた太陽の村共同作業所を、太陽の村に定着できる努力と条件整備ができなかったことが考えられる。（前掲書96、97P）

太陽の村建設運動に最も積極的に動いたのは、岡崎であった。土地所有者との交渉や、農地委員会への提出書類の作成など煩雑な事務を一人で引き受け、重症被害者の教育と授産施設作りに奔走した。それと同時に、建設資金のカンパを会員と支援団体に呼び掛けた。短期間で当時としては多額の資金が集まったのは、太陽の村にかける期待の大きさをあらわしている。

ひかり協会が太陽の村を廃村にしたことには、隠れた大きな意味がある。恒久対策案の中には多額の費用を要する病院や研究施設建設などがあり、太陽の村に多額の費用を使えば、他の施設建設にも弾みがつくことをおそれたのである。「収容施設」の建設の中止は、森永乳業の負担を軽減し、恒久対策案の空洞化をはかるという真の意図が隠されている。

太陽の村で共同作業所を指導していた被害者の浜川（旧姓石川）雅夫は、一部の入所者をつれて他の場所へ移転した。重症者の教育のため開設された「わかば教室」にかよっていた生徒は行き場をうしなってしまった。このことも太陽の村廃村の理由とされている。指導者の浜川は、岡崎ゆり子らと一緒に昭和四十七年一月に、「森永ミルク中毒被害者の会」（被害者本人の会・後に太陽の会）を設立した中心人物であった。その後被害者の会の事務局長などを歴任したが、大学卒業後はひかり協会岡山事務所の職員になっていた。

前掲書には共同作業所の必要を認めながら「その中心となる代表者の出現が困難な状態」であった。浜川はそれを知りつつ、太陽の村を棄てたのである。『森永砒素ミルク闘争二十年史』に、太陽の会として20年後の構想を、浜川事務局長は『太陽の村・一九九五年』に纏めたが、壮大なホラ話に終わった。

太陽の村から離れ「つだか作業所」を運営していた浜川は、その後民医連の遠迫克美が経営する障害者施設の責任者になり、黒川はその法人の理事に収まった。

十七、亀裂

恒久対策案に基づいた救済事業が始まって、最初から問題になったのは救済理念で、恒久対策案をどのように実施するかはなおざりにされた。守る会では理念について愛媛県松山市で昭和五十年五月四、五日に合宿して意思統一をはかったが、この内容が抽象的であったため、その後は恣意的に利用されるもととなった。これは第41回拡大常任理事会の統一見解といわれ、結論として大略次のようなことがきまった。

①…森永からひかり協会に支出される金銭は、明らかに賠償金の性格のものであるが、それが協会の資金となった時点で、それは協会の事業資金の性格となるものである。従って、協会事業には賠償金支払いは含まれない。

②…守る会は（いかなる重篤の者であっても）被害者の自立は可能であるとの前提に立ち、あらゆる努力を注いで行くことを目的とするものである。自立を不可能とする前提に立って、年金の多額をのみ期待したり、それを権利として固定化していこうとするものとは無関係である。（略）

③…「一律、平等、無差別に、何らかのプラス・アルファーを」という主張は、現状において、被害者の真の救済にプラスにならないとの観点を明らかにする。

守る会は「日本のどの公害事件にも例のない『恒久対策案』という世界に誇るべきもの作った」（常にこう自慢している）といいながら、一方ではその案を縛るような、ガイドラインも作ったのである。

右の見解をもってすれば、恒久対策案の実施について、どのような要求をしても退けられる「魔法の杖」のようなものである。魔法の杖（前記①～③）のおかげで、守る会会員からの要求をひかり協会は無難に乗り切ってきた。

岡山県本部の行ったひかり協会事業計画に対する会員へのアンケート調査でも、恒久対策案の完全実施への要求は多数に上った。それらのことに危機感をもった岡崎が中心となって「現状を憂い、真に正しい『守る会』の再建を願う有志の集い（略称『つどい』）の結成についての訴え」を昭和五十八年十二月二十五日に発表し、綱領として次の3つをあげている。

1、都府県本部の主体性（自主、民主、独立性、不可侵性）の確立と、他府県との同志的友誼と連帯の強化！

2、信頼と道義（モラル）、友愛と明朗性、伝統を守る正統性と明確な長期展望を堅持する、正しい「守る会」の回復と再建！

3、ひかり協会の抜本的改造による救済事業の体制と質量の大転換をはかり、被害者、同親の主権を取り返し、確立する。

岡崎や白川岡山県本部委員長がひかり協会や守る会の現状に危機感をもったのは、北村からもたらされた報告（昭和五十八年九月二日付「守る会三役と協会常務会との懇談について」の影響もあろう。この件については、あとで詳しくのべる。

（つづく）

（のせ　えいたろう）

e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か
――事件発生から60年 ◆24◆

能瀬　英太郎

十八、岡崎孤立する

翌年二月十二日の第8回岡山県本部委員会における決定事項の一つとして、ひかり協会予算決算分析作業委員会つくり、守る会推薦の協会監事に管理費、人件費等の疑問について報告を要求し、総合的グラフを作成して会員に報告することを決めた。これに対して、昭和五十九年三月十二日、守る会は理事長名文書「守る会第14号」で、岡山県本部委員長白川重志宛てに「要望書」を発した。

第8回常任理事会（59・3・3）に於いて、岡山県本部における「つどい」の結成及び森永乳業株式会社渉外本部長宛て申し入れ書は、守る会規約、運動方針及び正常な組織運営を阻害するもので重大な誤りであるとの多数の意見のもとに次のとおり確認された。

1「つどい」の結成及び森永乳業株式会社宛申入れ書は、重大な誤りである。したがって岡山県本部は自らの責任において解決すること。

2正常懇（注・岡崎のひかり協会岡山所長解任問題撤回を討議する）の再開は岡山県本部の解決を前提として検討する。

3森永乳業株式会社宛申し入れ書は、森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会の意志でない、申し入れをする。（以下略）

右に出てくる「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」（以下「砒素会」と略称）は「森永ミルク中毒のこどもを守る会」（以下「守る会」と略称）の後継組織である。昭和五十八年六月までは親中心の組織であったが、父母の高齢化にともない、被害者の会（太陽の会）会員の参加を認め、会員資格を「親族及び被害者」としたのである。

表面的にみればそのように云えるが、会の名称まで変更する必要があるのかどうかが議論された。三者会談に署名したのは「守る会」であり、名称変更で対外的に交わした契約などの変更をせまられる必要があった。その他、事件発生から一年後に設立されて、苦難の歴史を歩んできた由緒ある「守る会」を残すことが、歴史の継承につながるという意見も多くあった。しかし第15回全国総会（昭和五十八年）では多数決で「砒素会」が採用されることになった。苦難の歴史を「守る会」の旗のもとに耐え忍んで歩んできたのは、岡山県の少数の家族だけであり、他の都府県の会員には岡山県の会員ほどの「守る会」ノスタルジーがなかったのだろう。それとともに、名称変更は名付け親である岡崎色を組織から一掃するねらいもあったといえよう。

十八、岡崎孤立する

岡山県本部委員長の白川重志は、検査のため入院していた東京の病院で、昭和五十九年十月二十八日急逝した。白川委員長、岡崎事務局長で岡山県本部をけん引してきたこともあって、岡崎の落胆は計り知れないものであった。十一月五日には「私は白川委員長の人格識見に敬意をいだいてきました。同氏の力量を発揮して頂けることを念願して県本部事務局長を引き受けました。委員長が不慮の不幸で痛恨の結果になったので、人心一新のため職を辞したい。」という「辞任届」を委員長代理の鎌田浩に提出した。

附帯条件として「新委員長の要請があり、三役・委員各位の賛同があれば引続き引き受ける。」しかし①故白川委員長の遺鉢をつぐもの　②岡山県本部の「再生」が「本物」であるとの実証を内外に示すに足る人物　③不正・不義「こどもを守る」の原点を貫徹し、決断力のある人　④人情の機微に通じ信望ある人

の四つをあげている。岡崎のあげた条件に合う会員は岡山にはおりそうもなく、当分現体制のまま運営することになった。

岡崎がこのような条件を出した意図は、このところの全国本部の動きをみていると、相当な覚悟をもった人物を岡山県委員長に据えないことには、恒久対策案を実施することが難しいと察したからに相違ない。白川が入院してから、「つどい」の活動も停滞しているし、岡崎のひかり協会岡山事務所長解任事件の解明と、組織を正常化する意味で発足した「正常懇」も開店休業状態だった。

昭和五十九年十月七日開催の全国委員会に出席していた岡山県本部の浜崎磯次、岡崎哲夫の報告書（五十九年十月十日）にはつぎのようにある。

…3守る会救済事業検討委員会の中の「被害者の生活保障の水準」について原案の「国家公務員一般行政職の基本給の60％が、望ましい。また、最低賃金法や生活保護法等を基準とすることも考えられる」について「わが子の価値を公務員の半分以下に自ら値切るものであり、かつ守る会の恒久対策案を自ら風化させるものである。この案は絶対認められない」と追及。この項は「同年代の国家公務員行政職の給与表を保障の水準とする」と決められました。

「礎素会」の規定によると決議機関については「第20条　全国委員会は、全国総会につぐ決議機関で、全国委員および役員で構成し、理事長が招集する」とある。

白川が入院中の十月十日に発表された「30歳代」では、十月七日の全国委員会の決定にも拘わらず、それがまったく反映されていなかったのだ。もっとも反対が強かった「国家公務員一般行政職の給与の60％」が「公的給付と合わせて、30歳の勤労者の賃金の60％とする」とより後退していたのである。

翌六十年七月三十一日の岡山県第一回常任委員会へ、岡崎は「私見及び提案」をだした。これは自身に対する他の役員の信任投票を求めたものにほかならない。その要旨を左に掲げる。

…3、本日の会議の主たる議案は三者基

本的確認事項（S59・10・10）（注・「30歳代」のこと）に関する問題だとおもう。これにつき7月16日の懇談会で「全国の確認を岡山が認めないでは作業が進まない」いわれたが、所長としての木村氏の答えを聞きたい。「県本部が三者確認を認めない限り、協会岡山事務所は守る会県本部との間で、見直し案の検討を続けることはできないのか、否なのか？」

4、前記「三者確認の案が第5回全国委員会に提案され修正決議された経緯は「守る会岡山84―24号」に報告されている。にもかかわらず、当時の執行部は、十月十日に、彼らの原案の字句を適当に修正し、全国委員会決議を無視して調印してしまった。

5、県本部は、第5回委員会で修正を決議し同附属別紙でブロック会議等に申し入れたが、既成事実化強行戦術を執る執行部の反省はえられなかった。

6、以上の経緯に立って「良識を期待されるのは岡山県の会員諸氏のみ」との思いで提案した。私はその理論構成の上からも、これを修正する意志を有せず、これこそ故白川委員長の遺志を継ぐものと思っています。

7、賛成多数の場合は、①岡山県本部として三者確認の訂正を要求し、県出身全国役員はそのため闘って下さること。

岡山県の常任委員五人（鎌田、浜崎、小松原、木村、吉田）の投票の結果、否認の数が多かったので、岡崎は岡山県本部事務局長を辞任することになった。出席した委員は全国の状況から考えて、多数派を相手に闘うのはしんどい、「長いものにはまかれろ」でやって行く楽な道を選択したのである。「理は当方にあり」と岡崎はいうものの、「理」より今後の「利」を選んだといえる。

余談になるが、この会議に出席していたHは四月に次男が結婚式をあげたばかりだった。長男は重症被害児で、長らく施設にあずけられていた。太陽の村が開設されてから「わかば教室」に喜んで通っていた。岡崎も招かれて披露宴に出席したが、彼のメモには森永乳業社員二名も招待者として載っている。重症被害者の長男は森永の製品で知的障害を負い、将来このような晴れがましい舞台とは無縁だろうという感慨は、H家も森永社員も抱いたことであろう。普通の人ならそう思い、招待もしないし出席もしないだろう。

岡崎夫人の手記によると、太陽の村の指導責任者であった浜川も結婚式には森永社員を招待したというし、黒川はヨーロッパ旅行にカバン持ちとして、森永社員を同行させたという。

十九、守る会分裂

「砒素会」から岡崎への「除名処分の通告」は、理事長岸元春雄名をもって昭和六十一年六月一日付で送られてきた。

昨年8月24日付「守る会復興、再建に関する宣言」の文書配布に始った貴殿の分裂活動に対し、常任理事会は、重大な規約違反にかかわらず処分を先行させる態度を戒め、慎重かつ穏便な解決を求める態度で臨んできた。（略）勧告の趣旨に沿った解決を期待して、岡山県本部と協議しつつ同志的な援助を行ってきた。しかし、貴殿は何ら反省の態度が見られないばかりか、4月21

日付で慰霊碑の建立を党派的謀略と描き、再び「守る会全国本部」と詐称する文章を組織内外に配布し、守る会と勧告文に挑戦行為を行ってきた。（略）規約第29条の定めにより除名処分の決定を通告し、併せて処分に対する弁明の機会を第18回全国総会で与えることを通知する。

この通告に対して岡崎は六月十八日付で「私に対する貴会の全国本部（執行部）の処分に釈明および貴会会員に対する挨拶を文書で提出し、鎌田浩氏に私に替って代読してもらうこととすることにより私の権利を行使します。」との申入書を岸元へ送り、鎌田へは代読の要請状を送っている。それが十四で引用した岡崎の挨拶状であるが、代読は許されなかったようだ。

七月五日に福山市で「森永ミルク中毒のこどもを守る会」は再建集会を開いた。翌日の新聞では「父母ら別組織結成　森永ヒ素ミルク中毒被害者　独自の救済活動へ」（中国新聞3段）、「森永ヒ素ミルク中毒被害者守る会分裂」（読売新聞2段）、「『守る会』が分裂　中国地区被害者で新組織」（サンケイ3段）などの見出しで岡崎たちの行動を報じた。

「守る会」へ参加したのは福山地区の「砒素会」会員5人、と岡崎、広島県本部委員長の経歴がある山田一之の全部で七人であった。岡山県からの参加者は一人もなかった。福山市で「守る会」設立について中心的な活動をしたのは、岩本節雄であった。彼は全国本部の役員の経験もなく、これまで岡崎との交流もほとんどなかった。岡崎の残した資料の中にも岩本から来た文書は、この時期までみあたらない。その他のメンバーも岩本同様に、これまで岡崎との交流はほとんどない。

福山市の「砒素会」会員5人を岩本がまとめ、岩本と岡崎の間をとりもったのは山田のようである。三月二十一日付岡崎から山田宛ての手紙にも、そのように受け取れる記述がみえる。「…砒素会とひかり協会をめぐる流れを変えていく必要があります。来る5月から本格的に動きだそうと計画中です。それには、1貴殿が守る会の代表理事の一員として旗印を明示されること。2福山支部の同志を固く結集して『守る会広島県本部』を設立すること、が当面必要と考えます。折角ご努力賜りたく存じます。最低限の組織基盤がととのえば、その後の行動や宣伝活動がやりやすく、また効果も大です。大規の弾劾、山口氏以下への意志表示、事件記念碑の建立、協会との団交、森永との交渉等たくさん予定を有しています。」

再建総会スローガンは次のようなものだった。

1、「福山守る会」を モデルにして、全国各地で守る会を再建し、一致団結して恒久対策案を守り抜こう。

2、ひかり協会の体質の抜本的改革を求め、被害者のための、被害者による、被害者の救済（被害者主権）をかちとろう。

3、京都・井上裁判判決を支持し、協会の認定作業の見直しを行わせるとともに、救済事業の職業化をきびしく監視・追及しよう。

4、森永の誠意と責任を明らかにし、その真にあるべき姿勢をはっきりさせよう。

（つづく）（のせえいたろう）

✉ e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か
——事件発生から60年 ◆25◆

能瀬　英太郎

「守る会」の役員は理事長に山田一之、事務局長に岡崎哲夫、渉外本部長に岩本節夫を決定した。七月十四日にはひかり協会理事長、「砒素会」理事長、森永乳業社長宛てに「ご挨拶およびお申し入れ書」を山田一之理事長名で送付した。

なかでも「砒素会」に送った文書は融和的で下手に出ている。「…守る会と貴会の競争的共存共栄の道を見出し、また、双方の会員に所属組織の選択の自由を保障してあげるのが、真のフェアープレイと信じます。2、私達が金もない苦しい時期に造った『森子守会印』『理事長印』や『ひかり基金』等、本来守る会の一切の資産を速やかに、私達守る会に返還して下さい。（後略）」

昭和三十一年六月に「守る会」の設立総会を開き、正式に発足した際には資金不足であった。本来なら「森永ミルク中毒のこどもを守る会」と入れるべきところを、少しでも安上がりに製作するため、「森子守会印」としたのだった。そのような事情があっただけに、「砒素会」にとっては不要となった会印の返還を求めたのであった。

森永乳業からの回答は、八月五日に菊地渉外部長名で、山田一之様という個人名で届いた。それによると「…会社としては救済事業については協会（注・ひかり協会）を通すこと以外考えられないことは、過去の事情にお詳しい山田様はよくご存じのことと存じます…　この事件にかかわる事柄は総て、渉外部長である私の全所轄となっておりますので渉外部長名でお返事をさせていただきました。」と個別には相手にしないことを、暗に示唆した返事であった。この返事について岡崎の分析（山田宛て八月十二日）は、「…森永は協会をかくれみのにしているとの世評どおりである。また、三者会談（必ず社長が出席している）や、砒素会との二者協議（注・森永と砒素会）をしばしばおこなっている事実をどう説明するのか?。世上うわさされる○共と森永の秘密協定を裏付けるものではないか。

価してもらいたという潔い姿勢がみて

秘密協定を裏付けるものではないか。（略）」という。

しかし「砒素会」からは回答はなく、機関紙「ひかり」２１０号（９月20日発行）では「分派行動批判」一色で、機関紙ではその後も分派行動批判が続くことになる。それとともに「守る会」会員に対する切崩し工作の様子が岡崎に報告されている。「守る会」再建総会から半年後の３月には「K復帰の方向」と早くも崩壊が始まった。

残されている岡崎のメモには「守る会」のことより、彼が保管している資料の保存をどうするかという記述の方が多い。３月17日のメモには「山田一之、岩本節雄両氏来宅、昼食を共にする。資料室一～二階を案内説明。その後第７回役員会」とある。役員会で話された内容の（１）は森永ミルク中毒資料館の件となっていて、それに関する資料として「岡崎住宅平面図」「周辺地図」「説明資料」などで、他の議案は簡単に記されている。彼の描く資料館像とは

２．資料館による公開。私は昭和五十四年に別紙の通り資料館を建設したことを公表して今日に及んでいる。公開し、永久保存され、全社会のものとし活用されるべきだと考える。公共的所有形態・管理態勢が要求される。富山のイタイイタイ病被害者の作った『資料・記念館』が一つの参考になる。財団法人の『資料・記念館』をこの際、決断すべきだと思う。（『資料館』についての基本的諸問題　三月十七日）

岡崎が資料保存に対して、並々ならぬ情熱をもっていたことは、「守る会文書」として残されている文書綴り53巻と別冊５巻をみれば分かる。守る会発文書と守る会宛てに来た文書、あるいは手紙類など関係するものは総て保存している。たとえば、残すことで岡崎自身の評価が低下するおそれがあるものまでも、保存している。これらの文書すべてに目を通した上で、自分を評価してもらいたいという潔い姿勢がみてとれる。これは、守る会運動に対する彼の自負心の現れかもしれない。

当日集まった役員の年齢は岡崎66歳、山田70歳、岩本は不明だが二人とあまり差はなかろう。「守る会」を再建して「砒素会」に対抗する会員を集めるための、オルグ活動を展開するには失礼だが歳を取り過ぎている。会を再建すれば、自動的に会員が集まってくるなどという甘い考えは、長年被害者運動を引っ張ってきた岡崎にもなかったろう。

岡山県は守る会発祥の地であり、「丸山報告」まで岡崎を中心にして被害者たちが肩を寄せ合うようにして、闘いの火を絶やさずにつないで来た。岡崎が「分派活動」という名目で「砒素会」を除名になり、あらたに「守る会」再建に参加したときに、岡山県から誰も除名に抗議したことを聞かない。かといって岡崎と行動を共にしようとした一人の会員もいなかったことの理由が分からない。それを解くカギの一つに、

次の事例はなるかもしれない。

…守る会理事長・岩月祝一氏が21年前の被災者同盟解散時に、被害者家族の組織を長く維持すべきことを主張し、その主張を忠実に守り抜いて、暗黒と世間の白眼視の中に14年間、守る会代表者として節を曲げなかったことは知る者は知るところです。丸山報告以後、きびしい闘いの中、寧日なく東奔西走、ひかり協会を設立し今日に及んだことは、正に全国民がしるところです。従って、同氏の健康、生活、能力が許せば、何らかのポストについて専従して貰い、十分の報酬を贈って、その功と労にむくいるのが市民のモラルというものであります。（略）守る会としては、岩月氏に負う所も大きく（極端にいえば、同氏と同氏の名を使えるだけ使って来たわけで）（以下略）

と岡崎は五十二年六月十一日の「守る会第八十回常任理事会への提案事項」で岩月に月額十万円の理事長行動費を支給するように提案している。右の文章には岩月に対する少しのオセジも含むが、妥当な評価ではないかと理事会では反対もなく認められた。それから六年後になって、守る会の役員は推薦制から選挙制になった。守る会理事長の座をめぐって、こともあろうに岡崎と岩月が争った。

岩月は文章を書くのが苦手か、彼が書いた物を私は一つも見たことが無い。『後援会報』によれば、岩月は岡崎排除派に担がれて立候補したとある。『後援会報』は、岡山県を中心に反大槻派が岡崎を理事長に、木村美佐雄を事務局長にしようという運動のために創刊した機関紙である。木村の対立候補は内田順一で、現事務局長で知名度の点では木村より上である。しかし内田攻撃はそれほどではなく、もっぱら岩月攻撃が目立つ。選挙であるから、相手を非難攻撃するのはお互い様だが、それにしてもすこし度がすぎるように思える。

…岩月氏が長い間理事長であったことは認めても、守る会の先頭に立って努力したといわれて素直に納得できるでしょうか。―おそらく自分の意志は何一つ持たず、何ごともおみこしかつぎの連中の意志のままになるという意味では、極めて便利な理事長でしょう。（『後援会報』第2号）

…ご本人の希む所とは別次元で、単なる象徴との配慮からその手腕・力量の及ばない所はすべて、有能な事務局長、副理事長でカバーすることが習慣として定着して来ていたことも明らかな事実です。（同第3号）

…岡崎氏が書いた挨拶状を朗読し、岡崎氏が書いた文章があなたの名で本になって、あなたの名は高まり、ひかり協会副理事長にまでなられました。あなたが口ボットでおれば、あなたの

名で自分達の思惑を実現できる京都一派（注・大槻派）、協会事務局、職員労組、があなたを当選さすべく必死になってくれます。（同第3号）

岩月さんは、危機の局面にある現在の守る会の理事長として決して適任者ではありません。それは、暴風雨に翻ろうされて沈没しそうな船の船長の資質がないということです。その資質のないことを、誰よりも、本人が一番よく知っているはずです。（同第5号）

…岩月氏が二十数年も牛のヨダレみたいに理事長を独占して今日の無節操・無気力の状況を生み出した以上もはや、その功よりも罪を問われる所に来ています。（同第7号）

これらは『後援会報』に掲載された岩月批判で、無記名で書いた人は誰かわからない。第八十回常任理事会で、岩月の功績を称える提案をした岡崎な ら、書いた人に自制を促すほどの度量を示すべきではないかと思う。結果は僅差で岩月が理事長になり、事務局長には全国的には無名の木村が当選した。選挙結果をみると、岡崎当選を願って書いた記事が「ヒイキノヒキタオシ」に作用したと考えられる。

岩月は弁が立つ人ではないし、好々爺然とした朴訥な人柄で、会議の初めと終わりに挨拶に立つ以外に議論に加わって、自説を熱心に述べるわけでもない。彼が言った言葉で後々までも使われているのは「一人はみんなのために、みんなは一人のために」というのがある。岩月の代名詞のようになったこの言葉が、いってみれば彼の思想を集約しているのかもしれない。だから、彼の人柄を反転させて、すこし悪意で味付けすると前記の批判のようになる。彼を悪役にするには個性にアクの強さが足りない。だから、選挙で批判されると「判官びいき」で票が岩月に集まったともいえる。

この選挙で岡崎派後援会長浜崎は、選挙後も大槻らと守る会の副理事長を継続して勤めている。事務局長になった木村は能力が伴わず、一期で交代したがひかり協会岡山事務所長になり、所長退任後は長く砒素会の顧問をつとめた。

この期を最後として岩月は理事長を辞め、次期（五十九年）から岸元春雄が就任する。岡崎が除名になるのは六十一年で、その年に岩月祝一は死去する。岡崎と同様に岩月も半生を守る会運動に傾注したわけである。かれらの後を継いだ岸元（国労）と大槻（自治労）は、どちらも労働組合の幹部の経験がある。主導権は市民派から労働組合経験者に移っていくことになる。

（つづく）

（のせ　えいたろう）

e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か

――事件発生から60年 ◆26◆

能瀬　英太郎

二十、終局

ひかり協会作成の「山田氏の主な経過」（昭和57年12月～平成3年3月）という文書がある。これは約十年間にわたる山田の監視記録で、約90余項目に及ぶ尾行まじきのものもみえる。最初の記録は57年12月「山田氏が、所長有志に、呼びかける、所長会結成」と一行にまとめている。

これでみると、山田がひかり協会広島所長に就任して、所長親睦団体として「清風会」結成を呼びかけたのを機会に、マークされはじめたものとみえる。中には「読売新聞社へ資料持ち込む、その他毎日・朝日。ＲＳＫにも」というのもある。どのような資料かわからないが、これは報道機関から連絡があったということだろう。「ニュース源の秘匿」とマスコミは重大事件に関しては口を閉じるが、無名人の名前は吹けば飛ぶようなものだ。

この文書の中に「62・8・26、福山5人衆、守る会の、脱会届け取り下げ」と記録。「12・8、福山五人衆、守る会に、復帰」とあり、裏ではひそかに岡崎と山田を残して「守る会」は壊滅に向かっていたことがわかる。その後の「砒素会」の記録では「岡崎を分派活動で除名」したと公言するが、岡崎を巧妙な「分派活動」の仕掛けに陥れた、ともいえよう。事件発生直後から活動を共にした北村、黒川、岩月は岡崎除名と相前後して運動からはなれることになった。

歴史に「もし～たら」は禁物だが、岡山県だけに「守る会」が存続していなかったら自主検診もせず、丸山教授の「十四年目の報告」が出されても、その場限りになっていただろう。その受け皿としての被害者運動が芽生えても、森永は容易に潰しただろう。岡山県での「守る会」運動は、森永のヤリクチを身にしみて経験しているので、森永の攻撃をはねかえすだけの力を蓄積していた。

徳島地裁での差し戻し裁判で「森永有罪」の判決が出ても、市民運動の盛り上がりがなければ、森永は懲りずに上訴して争い、引き延ばし作戦を展開したことは容易に想像できる。被害者の後遺症の訴えがあっても無視して、無視しなくて

第７表　　**恒久対策案の実施状況**

Ⅲ具体的対策から(実施○、不実施●、一部実施△)

1		健康管理・追跡調査	△
	イ	定期検診　毎年１回以上の定期的精密健康診断を行う	●
		各医療機関による実態の究明等独自の活動を尊重する	●
	ロ	不定期健康診断、健康相談　必要に応じて随時診察相談を受ける	△
	ハ	管理登録センター　追跡調査のためこの機関を設置し医師の協力で運営する	●
2	イ	受診　治療内容にはいかなる制限も加えず和・漢・洋一切の療法を含む	△
	ロ	医療費の他諸雑費も補償し、交通費、休業損害も補償する	●
		自宅療養のための諸設備を必要とする時は費用を補償する	△
	ハ	医療チームの編成　被害者の要望で編成するのが望ましい	●
	ニ	相談判定　被害者の相談について窓口を設ける	○
3	イ	健康手帳　継続的健康管理のため手帳を発行し被害者に交付する	○
4	イ	家族に対する補償　介護人の必要性を認め、段階に応じ介護料を支払う	△
	ロ	家族の健康の保障　看護により誘発された疾病に医療、医療費を保障する	●
	ハ	家族の生活の保障　看護のため収入減、廃業等の場合は生活費を保障する	●
5	ハ	教育　義務教育終了後も社会生活不適応の者に実生活に即した訓練をする	●
		身体的欠陥がある者に専門的教育がプラスになる場合は援助する	●
	ニ	訓練には公共の職業訓練所の他に理解ある受入れ事業所に依頼する	○
		職業訓練施設を設置する	●
	ホ	保護雇用事業所を設置し同年齢の社会人と同様の収入を保障する	●
	ヘ	協力事業所　被害者の就職、職業訓練を依頼し収入減少は保障する	△
	ト	収容施設　自立生活ができず家庭での看護不能者を収容する施設をつくる	●
		収容施設には保護者の宿泊施設も設置する	●
	チ	医療センター　通院、入院も可能な規模、内容とし研究機関の機能を有する	●
	リ	保護育成事業と施設の運営　これら諸施設は同一施設内に併存が望ましい	●
6	イ	生活権の回復　年金　自ら収入をえることができない被害者には国家公務員一般行政職の給与相当額を基準として、年金を終身支給する	△
	ロ	収入差額の保障　能力不足で標準的な収入がない場合は、その差額を保障する	△
	ハ	結婚不成立に対する慰藉　被害者であることによる場合、妥当な措置をする	●
	ニ	生活上の損害　この事件によっておきた生活上の損害に適切な措置をする	●
7	イ	研究機構、研究費　医学的に未知な分野が多く、これら研究に要する費用は支弁する	○
	ロ	研究施設は治療・保護育成施設に併置するのが望ましい	●
Ⅲ	1	死者に対する補償　死亡に伴って生じた損害について補償する	●
	2	生存者の過去の損害についても森永は補償の責任を有する	●
Ⅳ		この恒久対策案は被害者自身の要求を拘束するものではない	●

も僅かな「健康回復のお手伝い」程度のことはしたかもしれない。その程度のことでお茶を濁すことを厚生省も認めただろう、と私は推測する。

「守る会」は会員減少にも耐えて、森永の解散要求に応じずに岡崎や綱島、岩月、吉房らを中心に十四年間闘ってきた。それが、恒久対策案作成の原動力になったことを疑う人はいないだろう。結果的には現在、完全実施ではなく部分的実施とはいえ、森永から賠償を勝ち取ることができた。それまで森永は事件発生の企業責任を認めず、後遺症対策を怠ってきた。十四年間の空白がなければ、後遺症の進行が止められたことは想像にかたくない。森永側は「守る会」設立直後から、運動の中心人物たちを「不逞のヤカラ」と呼んできた。その流れから言うと岡崎の「砒素会」除名の理由には、森永の意向がないとは言い切れない。長年にわたる森永の「岡崎憎悪」を利用しながら、大槻はひかり協会も操縦した。ひかり協会の専務理事であった北村藤一は、58年9月2日に内情について便箋7枚に綴って、岡崎に送っている。その手紙の重要

部分を引用する。

……西尾（注・当時副理事長、理事長は病気療養中、理事長死亡後第七期昭和60年から3期6年間理事長）を操っているのは大槻であり、大槻（注・ひかり協会事務局長）は党こそすべてと盲信しているコチコチの○共である。（略）暖かい人間的心情を無視し親の願いよりは、科学者、専門家の考えを中心にして進めていくことになる。親は話にならんので、被害者に焦点をあてて、被害者の願いということで、自分達の路線の正当性を主張。被害者の中でも意見の相違がある。所詮○共を中心に革新的民主主義という路線の強化。それらの考え、思想が優れたものとの妄想にとりつかれた連中が狂気のように邁進しているのが協会の状態。要するに彼らは彼らの狙う「ひかり協会王国」は○共の優れたドル箱になるだろう。（後略）

ひかり協会設立に際して、被害者主導を排するため「守る会から理事長はださない」という申合せ事項を決めた。それを無視して、大槻は平成9年から4期8年間連続で就任している。

太陽の村がかつて存在していた場所は、埋め立てられて別の建物が建ち、以前の面影はない。村の入り口付近に岡崎

銀河に悼む

安西　冬衛

何びとが　黒い想像
あの青い悪魔のすがたを
蝋引きの天使の翅のかげに
　　読みとって
ダムダム弾よりも酷い
　　死の手に抗い得たであろう

ああ　砒素粉乳の悲劇
　　『幼児殺戮』
それは中世の陰惨な宗教画ではない
残忍な現世の地獄図なのだ
性こりもない人間の　偽りの粉飾が
またしても犯した
　　大量殺戮の悪業――粉乳禍

さもあればあれ　罪なき魂は
あわれ今宵もマンナを求めて
　　天上を彷いつづけているであろう
されば　この秋の銀河は
われらの頭上に悔恨の色
　　ひときわ濃く冴えわたる

せめて　幼きものの霊よ
ゆきて　かのミルキー・ウェイの岸に
こんこんと尽きぬ天の乳を
　　汲むがよい

一九五五年九月

太陽の村跡に建つ安西冬衛詩碑

が購入した土地があり、そこに石碑が二基建立されている。一つは森永ヒ素ミルク事件死亡者の鎮魂碑と、安西冬衛の詩碑である。安西冬衛は事件発生後「銀河に悼む」を発表した。

この詩の存在を岡崎は知らなかったが、北村からの情報で初めて知った。『森永ミルク事件史』（昭和32年8月）の発行に際して、是非この詩を使わせてもらいたいと、安西の承諾を得ようと手を尽くして住所を探したがわからず、出版後に事後承認を得たようだ。岡崎の知人からの報告があったのが6月4日で、すぐに『森永ミルク事件史』を送ったようだ。安西からの返事は6月10日着になっている。その中に何がしかのカンパまで同封してあった。同書の発行日は8月24日となっているが、実際はもっと早く出版され、ヒ素中毒と判明した記念日を奥付に印刷したものとみえる。

岡崎除名後は、恒久対策案の実施状況にも、砒素会の運営についても批判が絶えたようだ。機関紙『ひかり』には事前検閲で批判記事は掲載されなくなったためだ。せめて小声でささやく程度以上にはならなかった。参考までに恒久対策案の実施状況を表にして掲載するが、これでみると森永が本部交渉で提出し、守る会が拒否した「森永措置案」（No.13を参照）と同等の水準を出ていない。

（注・以後は「砒素会」に対立する「守る会」が消滅したので。「守る会」に一本化して表示する）

（つづく）

（のせ　えいたろう）

e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か
――事件発生から60年 ◆27◆

能瀬　英太郎

エンゼル・マークをボイコットしよう!!
森永不買

第四章　森永ヒ素ミルク中毒事件と私

森永告発代表の谷川正彦が発行している、『岡山草の根市民センターニュース』2000（平成12）年末発行の八十七号に掲載された、被害者岡崎ゆり子の訃報は私を驚かせた。記事には本年7月、四十五歳の若さでの死亡とあった。彼女は重症者ではなかった。岡山大学教育学部を卒業したのち、念願の小学校教員として活躍していると聞いていたので、私はそれを信じていた。

続いて2001年2月発行の八十八号に掲載された岡崎哲夫の訃報（前年12月15日死去）は、更に衝撃であった。相次いで襲った岡崎家の不幸に、私は無関心ではいられなかった。岡崎の訃報は商業新聞にも掲載されなかった。丸山報告から数年間は、毎日のように彼の名前が新聞紙上に登場していた。新聞社の訃報記事の掲載基準を私は知らないが、報道されないのを不思議に思った。

「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」は除名した岡崎に対して、機関紙『ひかり』に追悼記事を掲載する度量すら失っていることを知り、唖然とし怒る気にもならなかった。ひかり協会の会報『ふれあい』も、岡崎の死を無視した。これら二つの組織に、常識を求める方が無理なのだが、これほど腐蝕しているとは想像外だった。

『ふれあい』一面には、救済事業の恩恵を語る被害者の記事を、毎号写真付きで掲載する。その多くが精神障害者や知的障害者であり、編集者の誘導でひかり協会讃美の大合唱に加わっている。こんな自我自賛記事は載せても、設立に深くかかわった功労者の死は報道しない。否、岡崎を救済事業の歴史から抹殺する作業が進行中だ。

2月9日に、岡崎夫人へお悔やみの手紙を送った。当時、朝日新聞岡山版に、「つれづれ」という読者の投稿欄があった。2001年4月24日に、私の投稿した追悼文「岡崎哲夫さんの死　森永との闘い半生を傾注」が掲載された。「つれづれ」を読んだ岡崎夫人から一度会いたいとの電話があり、私も二人の霊前に手を合わしたい気持ちがあったので、数日後に岡

崎家を訪問した。私と岡崎家との関係が疎遠になってから、すでに20年以上すぎていた。

二人の闘病の様子などを聴き、守る会文書が収蔵されている土蔵を初めて見せてもらった。三坪ほどの土蔵の中には、一階と二階に整理された文書が、岡崎の性格を表すように分類され、保存してあった。この土蔵は、一年前に発生した鳥取県西部地震の被害で屋根の一部が壊れて、シートで応急措置をしているということであった。

保存されている資料をみて、岡崎の守る会関係文書を後世に残したいという執念に、私は感動を覚えた。私情はどうあれ、岡崎の業績を客観的に評価しなければならないと思った。

なるべく多くの人に知ってもらうには、それなりの発行部数のある雑誌に掲載される必要があった。かといって、無名の私が書いた原稿を、無条件に採用してくれる週刊誌も、月刊雑誌もあろうはずがない。私は『週刊金曜日』を創刊以来購読していた。確かルポルタージュ大賞の作品を、年二回募集する社告が載っていたことを覚えていた。これまで私は応募する意志がなかったので、詳しく募集要領も読んでいなかった。これに応募しようという気持ちとともに、題名がとっさに浮かんだ『紙のいしぶみ』である。締め切りの6月30日までの約二カ月間で、50枚の原稿をやっと書き上げた。これを機会に、森永ヒ素ミルク中毒事件との関係が復活するとは考えてもいなかった。

一、『紙のいしぶみ』発表とその余波

第10回「週刊金曜日ルポルタージュ大賞」の審査結果は9月28日号で発表され、大賞は「該当者はなし」だったが、報告文学賞（賞金30万円）に『紙のいしぶみ――公害企業に立ち向かった、ある個人の軌跡』が選ばれた。賞と名のつくものを貰うのは、小学4年生の時の皆勤賞以来のことだった。

選評で佐高信は「森永乳業という会社はまだある。あれだけの事件を起こしながら、存在しているのである。先ごろ、雪印乳業の中毒事件が起こったが、比べものにならないほどひどい砒素ミルク事件を起こした森永が、雪印の事件によって、さらに浮上しようとしている。どうしてこうなるのか。「紙のいしぶみ」はそれに怒りをもって挑んだ闘いの記録である。（後略）」と述べているが、これは作品評というより、岡崎の闘いに対する共感であろう。

本多勝一は「市民運動として森永告発にかかわってきただけあって、強い説得力がある。今の裁判のバカバカしい正体を暴くとともに、この市民運動を支えきれなかったマスコミの責任も浮きぼりにしている。また県庁の役人が企業よりなことも大問題だが、この背景はもっと突込んでほしかった。（後略）」文中「この市民運動」とは森永ミルク中毒のこどもを守る会の活動を指している。

募集原稿は、規程どおり四百字詰め原稿用紙50枚書いたが、掲載の都合で30枚に圧縮した。この作品が発表されたのは、10月19日号であった。『週刊金曜日』を持って岡崎家を訪ねると、岡崎夫人は哲夫とゆり子の骨壺の前に供えて、「お父

さん、あなたのことを能瀬さんが書いてくれましたよ」と灯明をあげて話しかけた。私は賞金の内十万円を、屋根の修理費の一部に、と寄付した。

丸山報告後に岡山支局に配属され、ヒ素ミルク事件の取材でよく顔を合わせていた二人の新聞記者へも『紙のいしぶみ』掲載誌をおくった。最初に中国新聞岡山支局から、取材申し込みがあった。私が掲載誌を送った青木暢之は、広島本社の取締役編集本部長になっていることを取材に来た記者から聞いた。読売新聞の岸田庄司は大阪本社の事業部勤務になり、取材現場からはなれていた。それらのことは、お互いに同じ対象に向かって動いていた時期が、望遠鏡を逆さに覗くような、遥かな過去になったことを物語っていた。

中国新聞は11月15日に「特報2001」で八段を使って大きく報道した。見出しは「森永ヒ素ミルク救済運動故岡崎さんの記録のこる　公害の記憶風化させまい　岡山の元支援者ら保存を訴え　資料館があれば」との見出しをつけた。

読売新聞岡山版では、11月21日付けで「ヒ素ミルク風化させぬ　能瀬さん（岡山）ルポ発表　被害者団体事務局長の足跡描く　資料の散逸ふせぎたい」と六段のスペースを使って報じた。どちらも内容は同じようなものだった。

中国新聞の記事を読んで、広島に住む被害者の親山田一之が電話をかけてきたのは、新聞掲載日から数日後のことだった。「岡崎さんの一周忌に岡崎家へいくので、その時に会いたい」というので、当日私も岡崎家へ出かけていった。山田の他に元の守る会会員は誰も来てはいなかった。共に苦労をして運動を続けてきたのに、「去る者日々に疎し」ということを強く感じた。

山田が私に話したのは、被害者の将来を保障するために作った恒久対策案は、ほとんど実行されてないというショッキングなことだった。そのために、山田はひかり協会理事長に毎年一度、四年つづけて手紙を送っていたが、理事長から一度も返事をもらったことがない、というのである。

私は兄弟五人の上から二番目に生まれた。小学二年の時、米軍による岡山空襲で家は丸焼けになり、高等学校へは奨学金を借りて進学した。卒業後は就職して家を助けるのが当然の成り行きだった。継ぐべき遺産もない貧乏な家で、丈夫な体だけが取り柄であった。

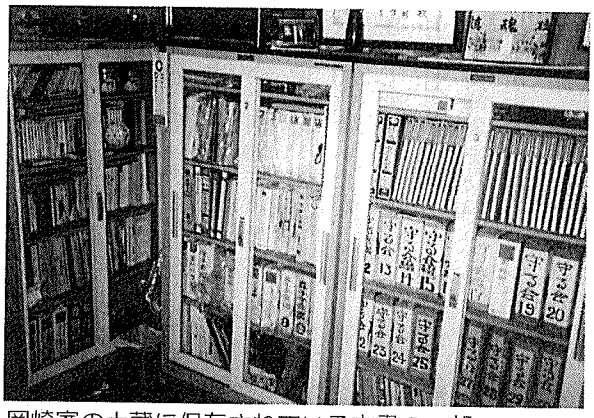
岡崎家の土蔵に保存されている文書の一部

ひかり協会が設立されてから数年後、私は森永告発の運動から距離をおき、一家の生活を守るため懸命になって二十年余り働いてきた。二人の子供を大学にやるためには、牛乳屋の収入だけでは足りず、新聞販売店へチラシ広告を配達するアルバイトをやり、その上夏と冬には中

元、歳暮の宅配までやっていた。ようやく子供が独立してアルバイトから解放されたとたんに、「待っていた」とばかりに森永ヒ素ミルク中毒事件が追いかけてきた。

山田はひかり協会の救済の現状を書いてくれ、と私にいうのであった。私が書いたものが、すぐにでもどこかの雑誌に掲載されるとでも思っているようだったので、私にはそんな力はないことを説明しても納得しなかった。話だけ聞いたのでは、本当のことが分からないので裏付けとなる資料を求めた。山田がウソを言っているとは思えないが、資料を読んで見ないとなんとも判断できなかった。

山田を岡崎家から岡山駅まで私の車で送ったが、途中にある黒川克己宅に行きたいというので立ち寄ることにした。「体の調子がよくない」と家人が話していたが、黒川は出てきて山田の持ってきた手土産を「ひったくる」ようにして中へ入った。一言の「ありがとう」とも「元気でやっとるか」の言葉もなく、「わし、このごろ調子がわるいんじゃ」とだけ言って中に消えた。

二、『後退する被害者救済』

山田からは一週間に一度くらいの割合で、数十枚単位で資料が届いた。一切の説明と時系列を無視して、ときには同じものが何度もコピーされて来た。コピー用紙を節約するために、折り込み広告の裏白を利用したり、不要紙の裏を利用したものが多かった。もうその時に彼は八十歳を過ぎていたので、整理して送ってくることを期待する方が、無理というものかもしれない。山田の一番訴えたいことは、ひかり協会理事長宛てに四度も手紙で直訴したのに、本人からは一度も返事がないということのようであった。

山田の娘N子は重症の被害者であったため、これまで就学猶予で学校へ通ったこともなく、障害者施設で面倒を見て貰っていた。N子が養護学校へ通うようになったのは、1979年養護学校設置義務が法律で定められ、翌年広島市でも開校になったからである。

二十六歳のN子さんも小学部の六年生に入学した。その年齢になって初めて「教育」を受けることになった。しかし最初は通学ではなく、週二回のそれも午前中だけの訪問教育であった。その後「通学可能者には毎日の通学を」という要望がいれられ、N子さんも以後八年間、スクールバスで中学部、高等部へと片道四十五分の通学生活をすることになる。(『週刊金曜日』№422号22P)

しかしいままで、学校という集団教育とは縁がなかったN子は、戸惑いの連続だった。山田夫妻は自分たちの死後のことを思うと、いずれはN子も一人で生きていかなければならなくなり、自立の可能性がある若い時に教育をしてやりたいとの願いがあった。養護学校の先生の勧めもあって、日曜祭日の学校が休みの日にも、専門家に訪問教育をしてもらいたいと、ひかり協会広島事務所へ申請書をだしだ。それは1985年8月のことであったが、ひかり協会設置の「地域救済対策委員会」は協議のすえ却下した。

(つづく)

(のせ　えいたろう)
e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か

――事件発生から60年 ◆28◆

能瀬　英太郎

エンゼル・マークをボイコットしよう!!
森永不買

の過程で生じた行き違いを「指導員を派遣」することによって、「すべて水に流す」ことを守る会とひかり協会、森永の幹部が山田に求めていた。92年5月6日に岡山のホテルで開催された「第六回広島事務所救済懇談会議事録」によると、この会への出席者は山田、浜崎（森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会副理事長）、桑田（同）、大槻（ひかり協会常務理事）、古賀（同理事）、小池（同事務局長）、槙本（同広島事務所長）、小林（同職員）、菊地（森永乳業常務取締役）、町田（同渉外部長のち社長）とある。

議事録によれば、これまで山田からの手紙は「…理事長だけでなく理事会に経過を逐一報告し了解してもらっている。理事長も積極的に話し合いで解決してほしいという考え方である」と大槻が答えている。それでいて一度も返事をださないのだから、なんのための救済機関だかわからない。「今後定期的に会合を行うこと。会合は関係者間では公式だが、内容はマル秘とする。そのことができれば、いままでの山田氏の一切の文書はないことにする。空白問題も水に流す」ことを山田に強要した桑田、大槻、菊地の発言が記録されている。これまでひ

申請却下の理由が知りたくて、山田はひかり協会理事長宛てに手紙を出したが、返事はこなかった。翌年もひかり協会広島事務所と理事長に再度「休祭日に指導員の派遣要請」を申請した。このようなことを四年連続で繰り返した。1990年10月になってひかり協会幹部の吉川薫雄が広島までやってきて、「やりましょう」という一声で指導員の派遣が決まった。山田の粘りが効を奏したのだが、多くの親は四年間も訴え続けることはしないだろう。

申請から実施までの空白の間に、N子は三十五歳になっていた。専門家によれば、障害者にとっては三十代が最後の発達期で、四十代になるとむしろ老化に向かうと言われていた。森永ヒ素ミルク中毒による障害者は、単なる知的障害者とは違って他にも障害をかかえていた。四年半にもわたる空白は、最後の発達期を救済機関の官僚的対応によって、むざむざ逃がしたと山田は言っている。

山田資料によると、ひかり協会との交渉

かり協会へ送ったすべての文書は、ひかり協会本部から広島事務所へ送り、山田へ返すことになった。

定期的に会合をもつことで、一切をチャラにするとは、定期的会合で山田の不満を聴くことでガス抜きしようという魂胆である。会合よりも問題は、N子の発達にひかり協会がどのような救済策を考えるかである。定期的に会合して、そのあと解散というわけにはいかないだろうし、森永の負担で飲み会でもやったのであろう。そうでも考えないと、森永がこの会合に出てくる意味がわからない。ひかり協会職員の出張旅費は、新幹線のグリーン車料金が支払われるが、山田はこの後の会合でその見直しをも要求している。

山田資料から分かったことは、その他にも恒久対策案の規定にある重症被害者に支給されている年金月額が、「国家公務員一般行政職の給与を基準としていない」ということである。既述した「生活手当」の支給額が低額のままだということを、私は山田資料で知り救済事業に疑問を持ちだした。文書だけでは理解できないことを、山田に電話で尋ねても、納得できる答えは得られなかった。そこで結局は広島市の家まで出向いて、直接山田に尋ねる以外になかった。

山田から届いた資料等について、裏付けを取るため岡山のひかり協会東中国センター事務所センター長の平松邦夫からも取材をした。それらをまとめて、「後退する被害者救済」を内容とする原稿を書いた。私が守る会と疎遠になっている間に、恒久対策案は前26回で表示した部分実施のていたらくとなっていた。

私の書いた原稿をどこも掲載してくれるところはない、と山田には言っておいたが、一縷の望みはあった。『週刊金曜日』から報告文学賞を貰っているのだから、そのほとぼりの冷めぬうちに、掲載を頼めばムゲには断らないだろう、という虫のいい思惑があった。

私の原稿が『週刊金曜日』に掲載されたのは、２００２年の8月2日号であった。ひかり協会の救済事業が空洞化したことが、山田に対する対応となって現れ、また生活手当などの金銭支給が、恒久対策案と著しくかけはなれていることを私は批判した。特に病院建設、ヒ素中毒の研究施設等資金を多く必要とする事業は放置され、それに対する釈明もされていない。端的にいえば、ひかり協会は、手当てを支給するだけの機関となっていることをあげた。

私の批判に対して、ひかり協会には当然反論があることは予想できたので、平松邦夫宛に『週刊金曜日』8月2日号をおくって、反論を求めた。反論があれば『週刊金曜日』に送れば掲載してくれる旨の、手紙を同封しておいた。

ひかり協会に対する批判を書いたのに、反論を寄せたのは前野直道（森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会理事長）からであった。『手当て支給だけが「ひかり協会」の仕事ではない』（11月8日）がそれである。反論の中で繰り返されているのは「能瀬は知らない」「能瀬は詳しくなく不確かだ」ということであり、私が「知らない」ことや「不確か」なことを具体的にあげて反論することはしていないのである。山田の件については「…山田氏も含めて合意に達したすでに解決済みのことである」というにとどまっている。また「生活手当」については「…完全実施をしないからけしからん、というのはそもそも恒久対策案の精

神ともちがうのである」というのである。

「協会を支える守る会も、社会から支持が得られる救済事業となるよう心がけてきた。それゆえ事業の実施にあたっては、公的施設や社会資源の活用を優先することとした」と述べている。

ひかり協会の事業は、加害者森永乳業の費用負担で行われている。「生活手当」支給額が恒久対策案の約一割でしかない言い訳として、「公的施設や社会資源の活用を優先する」ことで、森永負担を軽くし、国民の税金で作った施設などを利用することが、「社会から支持が得られる」と主張する。それはチョット待ってくれ、考え方が逆ではないか。いつから被害者が加害企業を擁護する考えになったのか、これなら「加害企業森永を守る会」ではないかと思った。

前野の反論に対して、私は『加害企業「森永」の防波堤になりさがった「ひかり協会」』を12月13日付『週刊金曜日』の「論争」欄に書いたが、それに対して前野は再反論をしなかった。

三、後退、さらに後退

岡崎が理事長に、木村は事務局長に立候補したことは既述したが、それは山田の資料や、その後に入手した資料を読むまで、私は知らなかった。なぜ木村が一期だけ事務局長を務めたのか私には謎で、そのことを山田に聞いても、明確な答えはなかった。本人の木村に聞けば、理由がわかるだろうと、山田に紹介を頼んだ。木村が会ってもいいと言ったと、山田から連絡があり、私は木村に電話して落ち合う場所を決めた。

木村が指定したのは、同じ被害者の親で看板屋を経営している、榎原伊織宅であった。JR倉敷駅近くの旧国道沿いに榎原の店はあり、分かり易い場所だった。榎原は家業を長男に譲り、悠々自適の生活を送っていたが、重症被害者の長女R子のことが気掛かりだった。木村も同じく重症被害児がいて、養護施設にあずけ、月一回は面会に通っていると言っていた。

木村に事務局長就任の経緯について尋ねたが、説明より森永から優遇された自慢話のほうが多かった。榎原は暇にまかせて、『守る会運動の歴史から「三者会談方式」を学ぶ』を読んで勉強をしていると言っていた。私は木村とは以前会った記憶があるが、榎原とは初対面だった。榎原は「いままでは仕事も順調で、娘がひかり協会の世話にならんでも、自分の力でなんとか治療してやろうと思っていたが、仕事も減ってきたので、そうも行かんようになった」ので、恒久対策案を読んで勉強していると言っていた。

「あんた、なんでこの事件を調べるようになったんだ」と被害者でもない私が、首を突っ込んでいることを榎原は突いてきた。

「簡単には説明できんから、これでも読んでみて」と言って、私は持ってきた「後退する被害者救済」が掲載された『週刊金曜日』と、それに反論した「手当て支給だけが『ひかり協会』の仕事ではない」という前野の文章のコピーを渡した。

数日後に榎原から電話があり、私の文章と前野が書いたものを比べて読んだといった。前野は間違っていることを書いているので、内容証明郵便を送って抗議をしたという。木村が榎原のことを「ぼくより過激な人」と言ったのがこういう意味で、直情

径行の人だということが理解できた。そのうち一週間に一、二度私の家にやってきて、守る会の会合での様子などについて話し、ひかり協会の救済についての批判を毎回繰り返した。

榎原は被害者救済について、ひかり協会理事全員に質問状を送りたいので、その文章を書いてくれと言ってきた。私は「公開質問状」として十項目の質問を作って、2002年12月18日に榎原にファックスで送信した。要約すると次のようなものだ。

1、守る会からひかり協会理事長を出さない、との申合せ事項があるのに出しているのはなぜか。
2、ひかり協会の寄附行為に被害者救済のため、調査、研究をするとあるが守られていると思うか。
3、恒久対策案にある健康管理、追跡調査は行われているか。
4、家族の健康保障、家族の生活保障はどうなっているか。
5、職業訓練およびその施設は
6、雇用事業所、収容施設、医療センターは
7、被害者の収入の差額の保障、結婚不成立に対する慰藉は
8、研究機構、研究施設は
9、死亡者の補償は僅か40万円でその他の項目も無視だが意見は
10、現在の救済は「森永措置案」を出ないが感想は、など

この公開質問状に対する回答は無かった。私が作成してファックスで榎原に送った文書を、ご丁寧にも送信者である私の名前と日付けを入れたままコピーして、ひかり協会理事全員に送付したことを私は知らなかった。その後守る会は、「榎原は能瀬に扇動されて動いている」という非難攻撃を繰り返した。ついには機関紙『ひかり』460号（2007年8月20日）の一面全部を使って、「被害者運動の変質と救済事業の破壊をねらう能瀬英太郎氏（元「森永告発」）の動き」との大見出しで報じられるまでになった。その後この記事が事実無根であることを理由に、私は岡山地裁に名誉棄損で提訴したのだが、被告が出してきた書証（09年10月20日）にこの公開質問状があるのを見て驚いた。

名誉棄損裁判については後述するが、榎原の性格をよく知らずに引き受けた、自分のミスだと思って納得するしかなかった。しかし、その事実が分かるまでの八年間、求められれば彼の代筆をしていた自分のウカツさ加減は、人のせいにするわけにはいかず、私が引き受けるべき債務であった。

私は長い間森永ヒ素ミルク中毒事件から離れていたので、何か文章を書く段になると、これまでの資料を読み直さなくてはならなかった。『森永ミルク中毒事件と裁判』には、ひかり協会設立後に開かれた座談会が収録されている。これを読んで、あらためて気が付くことがあった。出席者は、民事訴訟の弁護をした弁護士十四人と被害者の母親、学者、保健婦、ひかり協会理事（守る会役員）である。弁護士の中には今後の課題として、恒久対策案の空洞化について、当時すでに今日を予想しているような個所がかなりあった。一例として被害者の「8割休業保障」についての発言を、次回に引用する。

（つづく）

（のせ　えいたろう）
e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か
――事件発生から60年 ◆29◆

能瀬　英太郎

エンゼル・マークをボイコットしよう!!
森永不買

田中　厚生省関係はそういった点は強くだして来ますね。法律上休業保障は六割ですね、損害賠償と考えると一〇割ですね。その中間をとって八割という考え方が厚生省の中であると思うんで、その点が問題です。（『森永ミルク中毒事件と裁判』４４１Ｐ、肩書は筆者付）

恒久対策案には「休業損害を保障する」とあるが、ひかり協会は数年間試みて実施を中止した。そのことについてひかり協会の公式見解は、次のように書いてある。

…49年10月の第3次暫定措置によって実施して来た休業保障は廃止した。その内容は、治療・検診・病気・疲労等でやむなく休業し、また失業・就職不可能等による賃金の減額分を、その賃金の8割の水準で補うというもので、実務的には複雑であったが、単なる賃金補填の域を出ず、より自立のための根本的な対応としてのDグループ対策へと制度的に、とってかわるべき問題をもっていた。（『ひかり協会10年の歩み』82Ｐ）

島川（弁護士）　休業保障について質問いたします。給付基準が賃金日額、掛ける症病日数掛ける〇・八ということになっているわけですが、この〇・八という基準はどこから出されたのでしょうか。

田中（京都大学助教授）　健康保険制度からです。

司会（伊多波弁護士）　…公務員災害補償などでおおむね〇・六から〇・八までで、これは高いのじゃないかな。

田中　ここで問題点は、賃金の中には本俸だけを使っていてボーナスとか諸手当を含めていないということですね。そのために実際の六割位で計算していくことになるわけですね。その問題がありますし、それを前提として〇・八にしていいかという問題もあるわけです。

島川　後からのテーマに関連するんですが、公害健康被害補償法の場合にも平均賃金の八割ということになっているので、どういうことでこの数が出てきたのか知りたかったもので、今質問したわけです。

田中　ここで問題点は、賃金の中には本俸かったもので、今質問したわけです。

健康保険制度に範をとって、恒久対策案に取り入れたことをひかり協会は実施せず、以上のような釈明で何かやっているような印象をあたえているだけだ。その他この座談会で中村弁護士は

「…資金的にも守る会やひかり協会の内部でも、無制限に森永が負担するという原則はいつのまにか消えてしまっている感じがする。資金の枠の中で救済するということになると、社会保険の制度とか、他の救済制度があるとかいってチェックする方向になってくる。そうすればこの画期的な救済機関として作りあげた意義がなくなってしまうと思います。」（『森永ミルク中毒事件と裁判』４５０Ｐ）という。

ひかり協会設立後に森永告発の中にも多くの者がおなじような危惧を抱き、強く主張したため守る会と対立した。その結果「『森永告発』に対する守る会の態度」（１９７５年11月19日・拡大常任理事会）で森永告発は「破壊団体」の烙印をおされて、絶縁されることになった。その後も森永告発は不買運動を継続していたが、守る会はひかり協会設立と同時にその旗を降ろした。意見の相違が露わとなると、もう利用価値がないと守る会は判断したのだ。

私がこの座談会に出席していた弁護士十四人に宛てて、２００２年2月5日に出した手紙の内容は「…私は最近、１９７５年発行の森永ミルク中毒被害者弁護団編『森永ミルク中毒事件と裁判』を読み返しました。（略）とくに多くのことを座談会「訴訟の終結と被害者の今後の救済をめぐって」の中から教えられました。当時危惧されていたことが現在ではすべて現実のものとなっていることで、先生方の炯眼には敬服いたしました。（略）民事訴訟に傾注されました先生がたの情熱は、ただ単に弁護士としての「仕事」だけではなかったと私たちは信じています。（略）いま被害者とその親たちは頼るべき「守る会＝ひかり協会」からは要求を無視され、孤立しています。ひかり協会の改革について、お知恵がありましたらご教示くださいますようお願いいたします。」と書いたが、一人も返事をくれなかった。無理もない、彼らの多くはひかり協会の運営に参加しているのだ。

座談会では被害者の行く末について、心配そうなことを発言しても二十数年たてば、言ったことの責任を問われる筋合いはないというものだろう。彼らは「仕事」として弁護を引き受けたのだから、私が「思想的共感」をもってボランティアでやったのだろうと、勝手に想像したりすることは、メイワクというものだ。「仕事」としての報酬八千百万円は、ちゃんと森永からふんだくっている。全部をフトコロにいれるのは気が引けたのか、そのうち二千万円は守る会へ回わした。守る会はその配分として、原告一人当たり二十万円、証人一人当たり十万円を配った。訴訟費用として集めたカンパ額と同額を各県本部に返還し、残りは「ひかり基金」に繰り入れた。

弁護士は弱い者の味方だという先入観が間違いなのだ。弱くて貧乏人ばかりお得意様にしていたら、アゴが干上がってしまう。弱い者の味方など世間にはいない、ということを肝に銘じていないととんだ目にあう。座談会に出席していた中坊公平も、正義の味方のような顔をして一時マスコミでもてはやされていたが、正体は金持ちの味方だった。

関西テレビ製作の『ザ・ドキュメント「恩

譽の彼方」』（2007年11月27日放映）は森永擁護の番組である。出演した中坊は「結局、裁判としては、訴えは取下げにおわっているのです。判決を貰っていないのです。ひかり協会ができたから、それは内容をつめるということで、裁判は終わっている」と述べている。前半は事実だが、「内容をつめる」などとはどこにも書いていない。三者会談の確認書では「恒久対策案の実現に努力する」と国も森永も約束している。この後、恒久対策案とは違うと追及されると、「裁判で決まったわけではない」とひかり協会と守る会は開き直る。その先鞭を中坊がつけた。この番組では、加害者森永と被害者の和解をすすめる意図が、露骨に現れている。中坊は死ぬまで、番組の意図を体して守る会の「広告塔」の役目を果たし続けた。

四、中坊公平ブームの大罪

　瀬戸内海にある小豆島は、壷井栄作『二十四の瞳』の舞台として有名である。小豆島は香川県と岡山県の間にあり牛の形をして、鼻の延長線上に岡山県玉野市が位置し、玉野と小豆島の間に豊島がある。この豊島に大量の産業廃棄物が投棄され、問題化したのは2000年の兵庫県警の摘発によってであった。それまでに香川県は産廃の不法投棄を知りながら、島民の撤去要望を無視してきた。

　時効直前になって公害調停申請を住民会議が選択して、代理人として中坊弁護士ら五名が弁護団を結成した。第一回の公害調停は1994（平成6）年3月から始まり、2000年の三十六回の最終合意までに中坊の活躍がテレビや新聞で派手に報道された。

　中坊を取り上げた報道の特徴は「正義の味方」という色合いの濃いもので、これまでの経歴を紹介する中で、森永ヒ素ミルク中毒事件が登場することになった。マスコミの好きな「正義の味方」の枠内で報道するとなれば、中坊はいつも主役でなくてはならない。森永ヒ素ミルク中毒事件でも彼が主役で民事訴訟をやり、不買運動をやり、ひかり協会の設立まで持っていったというストーリーに沿った、筋書きに仕組まれている。

　バブル経済が崩壊して住専は不良債権を多く抱えた。住専七社の債権債務の処理をする機関として、96（平成8）年に住宅金融債権管理機構が設立され社長に就任したのが中坊だった。中坊の知名度が上がると、その余波を受けて森永ヒ素ミルク中毒事件が、刺身のツマのように知られるようになった。それはあくまで、中坊を「正義の味方」として引き立てる小道具にしかすぎなかった。テレビの人気番組「鬼平犯科帳」にちなんで「平成の鬼平」というのが、中坊の代名詞になった。

　「平成の鬼平」として人気者になると、中坊にまつわる著書が急増した。97年から2002年までに出版されたもので、主なものを上げると二十冊近くになる。出版年度順に私の眼にふれたものを次に示す。文中の順序は書名、発行年月、（対）は対談、著者名とする。

　『日本復活』97・7（対）。『野戦の指揮官中坊公平』97・11　今井彰、首藤圭子著。『裁かれるのは誰か』97・12（対）。『住専を忘れるな』97・12　中坊公平著。『人間力』98・3（対）。『突破力』99・7（対）。『僕らは出来が悪かった』00・6（対）。『中坊公平・私の事件簿』00・11　中坊公平

著。『文庫版野戦の指揮官中坊公平』01・

る。時流に乗って中坊を褒めておけば、内容を精読しなくても原稿料が入るとした

　中坊本の氾濫で迷惑を被っているのが「森永ヒ素ミルク中毒事件」である。はっ

著。『文庫版野戦の指揮官中坊公平』01・1。『中坊公平の闘い』01・2　藤井良広著。『道理に生きる』01・5、語録。『罪なくして罰せず』01・6（対）。『改めるべきは誰か』01・6　中坊公平著。『いのちの対話』01・9（対）。『金ではなく鉄として』02・2　聞書き。『中坊公平としての現場』02・3（対）。『徳と正義』02・5（対）。『徹してこそ人生』02・11（対）。

以上列挙した中で、一番よく売れたのは『中坊公平・私の事件簿』ではなかろうか。出版から二カ月後の01年1月21日付朝日新聞読書面の「ベストセラー快読」欄で紹介されている。その折すでに八刷り23万3千部発行され、出版社の担当者は「…市井の小さな事件も大事にする著者の態度がすがすがしく映るのでは」とコメントしている。

この書評を書いたのが、評論家の芹沢俊介で、書き出しはこうだ。「中坊公平は正真正銘の現代のヒーローである。」本全体は二百ページのうち森永ヒ素ミルク中毒事件に言及した部分は三十五ページである。書評のほとんどは、森永ヒ素ミルク中毒事件について書かれている。勘ぐれは、その部分だけを読んで、原稿料を稼いだと思える。時流に乗って中坊を褒めておけば、内容を精読しなくても原稿料が入るとしたら、書評なんてお手軽なものだ。私はこの書評にだまされて本を買ったので、これ以後朝日新聞の書評を読まなくなった。それにしてもこんなお粗末な書評を載せる、朝日も朝日だ。

最近は本をつくっても売れなくなったと言われている。それはそうだろう。前述した中坊本のリストをみると、対談が多いのに気がつくだろう。「正義の味方」中坊のシャベリを中心に有名な相手が聞き役にまわり、テープ起こしをして本にすれば、苦労して年月をかけて書きあげた本よりコストは安い。対談からひと月も経たないうちに店頭にならぶ。資本主義の世の中、長年月をかけ苦心して原稿を書いても、売れなければ見向きもされぬ。「正義」だとか「徳」だとか、一見ありがたそうな内容をタレナガシて、お手軽本で儲かれば、そっちに出版社の眼は向くというものだ。よってたかってウマイ汁が吸えれば、世間が食傷するまで作り続ける。そのようなツケが廻ってきたのが、現今の出版不況ではないのだろうか。

中坊本の氾濫で迷惑を被っているのが「森永ヒ素ミルク中毒事件」である。はっきりいって、中坊はこの事件のことについて、薄っぺらな知識しかもっていない。基本的な間違いをいくつも侵している。

『中坊公平・私の事件簿』の52頁『同年（注・69年）10月19日の朝日新聞で報じられたことが契機となり、「森永ミルク中毒の子供を守る会」が結成され、森永乳業と交渉が重ねられるようになった』とある。正確には56年である。「第二章一、守る会の設立」で私が述べた通りだ。

「…伊多波重義弁護士ら若手の弁護士たちは、69年ころからいち早くこの事件にとりくんでいました。彼らは皆、当時、保守派から左翼集団と言われていた青年法律家協会（青法協）に在籍しており、伊多波さんは大阪支部の事務局長でした。73年の1月、その伊多波さんが私のところへ来られたのです。『四年間自分たちでやって来たけど、裁判を起こすことになったので弁護団に入ってくれないか』と言われました。」（53P）　（つづく）

（のせ　えいたろう）
e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か
――事件発生から60年 ◆30◆

能瀬　英太郎

エンゼル・マークをボイコットしよう!!
森永不買

ク中毒事件と裁判』の座談会で、弁護団の中村（弁護団事務局長）が次のような苦情を、守る会細川にもらしている。

中村　…運動面（注・守る会の）がまったくわからないまま裁判をすすめていくという事は実質的に不可能なんですね。だから先程の考え方は裁判と運動を切り離した考えになっている。（略）

細川　おっしゃる通りで、この時期に弁護団全体に御相談しなかった点は、守る会としては全く申しわけないと思っています。（442P）

私たち森永告発は71年4月の結成以来不買運動を呼びかけ続け、ひかり協会が設立された後も中止はしていない。弁護団が不買運動にかかわったということは、まったく知らない。三者会談をするようになったのが中坊の策というのは、事実に反することが細川と中村の発言で分かる。しかし同じ頁に、よく読めば矛盾することを平気で書いている無神経さがわからない。

「守る会」の一部幹部は、弁護団は救済の

この箇所で「69年ころからいち早く」とか「73年の1月」に「四年間自分たちでやってきた」といえば伊多波たちは、69年1月ころから被害者支援をやってきたことになる。それが本当なら、69年10月18日、事件後初めて公に後遺症の存在を新聞発表した丸山報告以前から、すでに後遺症の存在を知って活動していたことを意味する。

弁護士グループも含めた大阪府対策会議（「森永ミルク中毒事件懇談会」13団体代表33名）が発足したのが70年5月21日、結成総会が開かれたのは、71年2月13日だから、中坊の書いていることはツジツマがあわない。

「そんな小さい事にメクジラをたてるな」というなら次のことはどうだろう。「私は裁判と並行して不買（売）運動を進めたりしながら、国（厚生省）、森永、被害者の三者会談を重ねるという策をとりました。」（同前57P）これでは守る会も支援団体も含めて、総ての指揮を中坊が取り仕切ったことを意味する。前に引用した『森永ミル

ためではなく主義主張のために裁判をやっている、裁判に固執せずに三者会談で合意した策で救済を始めるべきだと主張する。弁護団と「守る会」の間に入った私は、正直申し上げてかなり苦しんでおりました。（『中坊公平・私の事件簿』57P）

七三年も押し詰まった十二月二十三日になって、よもやの事態が起きた。

「森永ミルク中毒のこどもを守る会」、森永乳業、厚生大臣によるこの日の第五回三者会談で、「確認書」が作られ、即日、守る会理事長、森永乳業社長、厚生大臣が調印したというのだ。そして守る会執行部は、提訴取り下げの方針を原告団に通告してきた。

もとより、この訴訟の実質的な原告は守る会であり、原告団のメンバーは多くの被害者の代表として立てられていたのだが、それにしても、前面で行動してきた彼らにも、私たち弁護団にとっても、寝耳に水の急展開だった。（『金ではなく鉄として』211P）

自分が総指揮官として、守る会や弁護団、その他支援団体を束ねたように書きながら、板挟みで「苦しんでおり」、次ページでは「自殺も考えた」というのだから、ウソを矛盾なく書くことはむつかしいものだ。事件のことを書くのだったら、せめて自分たち弁護団の編集した『森永ミルク中毒事件と裁判』中の座談会くらい読んで、事実を正確に把握した上で書くべきではないだろうか。

前述した中坊関係本の中で、NHK出版が発行した『野戦の指揮官中坊公平』も事実誤認の多いことでは『中坊公平・私の事件簿』に劣らない。私はそのことを出版社に抗議して訂正をもとめたが、著者といわれる二人からは、まったく返事がなく出版部長から一箇所だけ数字の訂正を受け入れる返事をもらった。以上述べたように中坊公平が有名になり、その引き立て役として森永ミルク中毒事件が使われたことは、歪曲された事実が社会に拡散することを意味する。一旦出版されたものは、内容にいくら間違いがあっても、回収されることはない。それは決して、被害者にとってプラスになることではなかった。もう少し例をあげよう。

私は原告弁護団長を引き受けて以来、数多くの被害者のお宅を一軒一軒訪問して回りました。そして、そこで多くの母親たちに面会しました。その母親たちが私に一番強く訴えたことは、それは意外にも被告森永に対する怒りではありませんでした。その怒りより前に「われのわが手で自分の子に毒物を飲ませたという自責の叫び」でございました。（『中坊公平・私の事件簿』59・60P）

これも誤解を生む表現である。本当にそうなのか、なぜそうなったのかを考えずに、単純にこのように書くと読者は信じてしまう。事件発生から十五年もたっていることを考えずに、その間の母親たちの心の変わり様を無視して、なぜそこに至ったかを中坊は考慮の外に置いている。事件後森永を擁護した厚生省、五人委員会。医者に行けばヒ素中毒を否定される、報道機関は後遺症の存在を知りながらひたすら沈黙する。これらの状況の中で、自分を納得させるには「飲ませた自分が悪かった」と罪を己が引き受けないと、生きてはいかれなかった

ことを中坊は理解しようともしない。

２００２年に文芸春秋社発行の雑誌『諸君』５月号で、中坊は森永乳業顧問菊地孝生と対談をしている。タイトルは「危機に立つ社長の一言　森永ヒ素ミルク事件から半世紀　雪印は森永から何を学んだか」というものである。菊地は被害者の後遺症を見逃した責任を中間管理職にあると言って、社長の大野勇を庇っている。

実は、森永の場合、昭和三十年に事件がおきてから裁判になるまで、十四年間に段ボール三箱分の苦情が届いていたんですよ。つまり、事件は「十四年目の訪問」（注・別名丸山報告ともいう）で再燃したのではなく、ずっと続いていたんですよ。それを中間管理職が、社内の思惑で止めていた。（『諸君』１６２Ｐ）

事件の被害者はすべて乳幼児だった。当時、早々と「五人委員会」や小児科医が「後遺症の心配はない」との判断をくだした。しかし加害者として正常な神経の持ち主であれば、常に「あの時の子供たちはどうなっただろうか」と思いやる気持ちを持つのが当たりまえだ。大野にはその当たり前の人間らしさのカケラもなかったようだ。それじゃあ、中間管理職は大野に内緒で、治療費の負担を提案する勇気があったかといえば、それすらなく放置していた。自分たちにも同じ年頃の子供がいただろうに、上が上なら下も下だ。

岡山で設立された守る会が、検診を求めて森永と交渉していたことや、日本母親大会に出席して訴えたとき、七海常務らが新聞社に圧力をかけ報道を控えさせたことを、私は第二章で述べた。常務取締役といえば、中間管理職とはいえないだろう。この発言に至るまでに、中坊が大野勇を美化することを述べている。その流れから菊地の大野勇社長擁護が触発されたようだ。

中坊　そのとき、大野さんのご遺族が、お香典を全部被害者の救済資金として寄付されたこともあって、ひかり協会が主催して大野社長に感謝する会を開いたんです。十五年前には死刑にしても気がすまないほど憎んでいた、直接交渉の場ではつるし上げに近いほど責め立てていた大野社長に対して、そういう会を開こうという話を「守る会」から伺ったとき、私は決してセンチメンタルな気持ちではなく、「あぁ、こんな気持ちに変わられましたか」と思いました。（同書１５７・１５８Ｐ）

母親が、森永への怒りではなく「自責の叫び」を中坊に強く訴えたことを先に引用し、その表現は誤解を生むと私は批判した。その気持ちと右の「死刑にしても気が済まないほど憎む」気持ちもあったことは事実であり、片方だけを強調するとおかしなことになる。

私は大野社長に感謝する会があったのかどうか調べるため、守る会文書、機関紙『ひかり』、ひかり協会会報『ふれあい』などをさがしたが、確認できなかった。いくら守る会でも「殺してくれてありがとう」とは、多額の香典を寄附して貰ったところで、言わないだろう。守る会文書のなかには、大野死去に対して弔電を打った記録はあった。「感謝する会」を開いたのであれば、その文書がどこかに残っているはずだ。以上「中坊本」の一部を紹介したが、取り上げればきりがないのでやめる。

恒久対策案を評価する人たちは、「案」

だけを取り上げても、実際にこれが実施されているかどうかには、てんで関心がないのだ。中坊もその一人なのである。

五、頼りにならない、弁護士会の人権擁護委員会

山田に頼まれて、私が『週刊金曜日』に記事をかいたくらいでは、状況が変わるはずはない。その後、榎原がひかり協会理事に公開質問状を出し、守る会の岡山県本部会員にひかり協会批判の文書を配布する。私が大阪民事訴訟弁護団メンバー十四人に手紙を出す、それくらいなチャチなことでは、救済事業を恒久対策案に近づけることはできなかった。それでは他に、どのようないい手立てがあるか、榎原と私は相談したがなかなか思いつかなかった。

事態を変えるには、多くの被害者に恒久対策案が実施されていないことを知ってもらうことだが、「障害のない被害者」は無関心だった。本当に恒久対策案が実施されないと困るのは、重症被害者とその親たちであった。実際に支援を必要とする重症者といわれるのは、知的障害者や精神障害者で、その人たちが現状を理解して立ち上がることは困難であった。それでは親はどうかといえば、半分以上が他界し生存者も加齢により理解力行動力は減退していた。

生存する親の中で榎原は最も若く、長女が重症の被害者であったので気力も衰えてはいなかった。苦労を重ねて事業に成功しただけあって、進取の気質をもった一種の「新しがり屋」であった。ホームページを作ったらどうかと提案したのは彼だった。榎原は、製作会社に依頼して作ってもらった。03年5月に立ちあげたホームページに掲載するため、私は以前に書いたひかり協会批判の文章を提供した。掲示版を設けてそこへ私と榎原が、随時ひかり協会批判を実名で投稿した。

03年6月22日、神戸市「のじぎく会館」で開催された、守る会第35回全国総会に出席して発言しようとした榎原は、直前になって出席を拒否された。その対策として会場入り口近くの道路際フェンスに、警察の許可を得て抗議の横断幕を掲示した。この抗議行動には、榎原の長男夫妻と、被害者の親である岡山市の横田忠雄も参加した。榎原は会場入り口付近で、出席者にホームページのアドレスを書いた名刺を配った。配られた名刺は会場内で役員により取り上げられたが、総会を境としてホームページへのアクセスが多くなった。

榎原は6月24日には岡山弁護士会に人権救済の申立てをした。申立ての内容の第一は、生活手当についてであった。恒久対策案には「国家公務員一般行政職の給与相当額を基準として」とあるのに実際の支給額は、30歳の勤労者の賃金の60％とすると「30歳を迎えての被害者救済事業の基本的確認事項」で決まり、実行されていた。それも障害年金とひかり協会の生活手当を合算して、その合計が、30歳の勤労者の賃金の60％で、31歳になっても32歳になって変わらないのは不合理だとした。「30歳の勤労者の賃金」をどのような統計から取るかによっても、金額は変わることになるので、基準額の出典を明示するべきだがされていなかった。

第二は死亡者に支払われる葬祭料が、何十年も40万円に据え置かれているのは、時代に合わない金額である、とした。

（つづく）（のせ　えいたろう）

✉ e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か
――事件発生から60年 ◆31◆

能瀬　英太郎

エンゼル・マークをボイコットしよう!!
森永不買

第三に全国総会の開催要綱が記載された『ひかり』が配達されたのは、代議員として発言をする申込期限（03年5月31日）を過ぎた6月2日であり、意図的に自分の発言を阻止しようとしたものであると榎原は判断した。そのことを担当者に抗議すると「なんとかなる」といったので、6月9日に発言要旨を書いて守る会へ提出した。しかし6月17日に真野勉岡山県本部委員長から送られて来た文書によると、発言はおろか傍聴することさえ拒絶されていた。

以上の三点を人権侵害として、救済を求めて申立てたのである。

同年7月10日に、山田一之は広島弁護士会へ申立書を提出した。

内容は一と二は榎原と同じであったが、三に休祭日に訪問指導員の派遣要請を無視されたことをいれた。四に「山田氏の主な経過」という山田の1982年12月から91年3月までの行動記録（約90項目並べた一覧表）の流布であった。これらを人権侵害として申立てたのであった。

横田忠雄の娘K子は両下肢麻痺で二度手術をしたが成功せず、歩くのが不自由で、家の中でも壁伝いでないと移動することができない状態だった。23歳の時にひかり協会岡山事務所へ呼び出されていった時に、職員が吐いた暴言の影響ですっかり外出嫌いになっていた。その後も家にくる協会のヘルパーから差別的発言を度々うけた。

K子はそれらをメモにとっておいたので、父親はヘルパーを責めて「詫び状」を書かせた。メモと「詫び状」を申立書に添付書類として7月15日に人権擁護委員会へ申立てをした。榎原の申立書の一と二は、横田も同じように利用して、三はひかり協会職員からうけた差別的発言のことを書いた。

人権擁護委員会とはどのようなものか、私たちにはその知識がなかったが、インターネットで検索したもので大体のイメージを描いていた。参考にした兵庫県弁護士会の説明では、次のように書いてあった。五項目にわたるが、四と五のみ引用する。

4、人権侵害救済の申立ては、各分野に及んでおり、最近では年間40件ほどの申立てがあります。内容をみますと、逮捕・拘禁された際の暴行ですとか、刑務所内部での処遇の問題のほか、学校の髪型制限や体罰および校則に関する申立て、宗教の自由に

関する申立て、セクハラに関する申立てや阪神・淡路大震災後の雇用問題に関する申立てなど、そのときどきの社会的な世相を反映した申立ても少なくありません。皆さんご自身はもとより、周りの方で人権が侵害されていると思われる事案があれば、積極的に人権擁護委員会へ救済の申立てをするようにしてください。

5、人権擁護委員会および弁護士会のこのような活動は、法的には強制力のあるものではありませんが、私たちの判断を、マスコミなどを通じて広く社会に訴えることにより、人権が侵害されている市民の方の権利回復に貢献できるものと考えています。その意味でも、多くの市民の方に私たちを支持していただくことが必要不可欠です。是非、皆さんのご理解を賜りたいと思っています。

その他にもインターネットで検索した結果、早く結論が出る、申立ては無料であるなどのことが分かった。これらのことから人権擁護委員会へ三人が相次いで申立てをした。

榎原が申立てをした際には、読売新聞岡山版で「森永ヒ素ミルク事件　被害者対策が不十分　父親が人権救済申し立て」と三段見出しで報じた。山陽新聞も「ヒ素ミルク事件大会　出席許可されず　救済申立て　倉敷の男性」と一段見出しで報じた。

兵庫県弁護士会のホームページを読むと、とても親しみやすくソフトな印象を受ける。普段相手が「弁護士」と聞くと、こっちのほうで「えっ」と身構えてしまうが、それを取り除く努力のあとがみえる。しかし、実際はそれとはだいぶ違うことを私は経験した。

広島弁護士会へ山田が申立てをした後に、人権擁護委員の弁護士から私に電話が掛ってきた。普通の人間なら電話を掛けた側が自分から名乗り、要件を切り出してくる。ところが調査委員の今枝仁は、電話がつながるなり、「あんた、ウソを書いたら名誉毀損になるのを知っとるじゃろうな」と恫喝まがいの言葉をはいた。詳しく聞くと広島弁護士会の人間だとわかった。

私は山田から聞いたままに「回答は一度もなくすべて『なしのつぶて』でありました。」と書いた。そのことを言っているのである。弁護士から「名誉毀損になる」と聞いて私は思わず「どきっ」とした。今枝は法律に詳しいことをカサにきて、素人を脅しても手柄になる話ではないのに、それがわからないらしい。人権擁護委員ともあろう者が、人権擁護どころか私の人権を無視する発言を平気でしたのである。HPでのソフトな印象もケシ飛んだ。

榎原に対する岡山弁護士会からの通知書は、2004年4月27日に送られてきた。主文は「本件申立について、不処置とする。」であった。理由は「恒久対策案の完全実施がなされていないからといって、直ちに貴殿の守る会会員としての人権が侵害されているものではない。」というものであった。また守る会総会出席、傍聴については「部分社会の法理」の適用で「当委員会がその決定の当不当を判断することは、団体の自治権を侵すおそれがあり相当ではないと考えます。」とあった。横田に対する通知書は本人が私たちに公開することを拒んだので、内容については分からない。

広島弁護士会は05年3月の決定では「1、次の申立てについては更に調査を続行する。金銭的給付については、（財）ひかり協会の示した『公的給付と合わせ、国民的

合意が得られるものとする。』という趣旨を満たす金額に到底達していない。」と生活手当について述べていた。だが07年2月2日の結論では「本調査の結果、なんらかの処置をしなければならない程度に人権侵犯の事実を認めることはできなかった」ということになった。これだけのことを調べるのに3年半もかかった。結局期待だけ抱かせて、被害者救済にはなんら役に立たなかったといえる。

六、ヒ素ミルク中毒事件発生から50年

守る会は、榎原の作ったホームページが余程シャクにさわるとみえて、ことあるごとに閉鎖を迫って来た。04年の全国総会に出席は認めたものの、榎原の周りに3人の見張りをつけた。彼の一挙手一投足に注意を払い、トイレまでついてきたという。

翌05年の全国総会はホームページの閉鎖と引き換えに、総会出席と発言を許可するといってきた。その条件を榎原が受け入れたので総会での発言が許された。しかし閉会間際のあわただしい時間を僅かしか与えられず、質問に対する回答は無く、言いわけ程度のものだった。

2005年は事件発生から50年目にあたった。森永ヒ素ミルク中毒事件といっても、世間のほとんどの人の記憶からは抜けおちていた。「中坊ブーム」で初めて知ったという若い人は「あの中坊さんが解決した」という形でしか覚えていなかった。マスコミも節目の年には、事件の紹介程度の記事を書いても、本気で被害者救済に関心を払わなかったし、踏みこんだ記事も書かなかった。

私も他人の無関心を批判することはできない、岡崎の死去を知るまで無関心でいたのだから。山田資料を読み解き、榎原や横田の話を聞いて、実態がおぼろげながら分かってきた程度だった。被害者も恒久対策案がどのようなものか、自分のことながら読んだことがない人も多くいる。守る会会員も、親から被害者自身へと世代交代が進んでいた。その中で声をあげている親が山田と榎原で、彼らから内情を聴くことで被害者の動向を知る他なかった。

救済事業を詳しく点検しなくては、批判はできないと思っていたので、私は守る会機関紙『ひかり』、ひかり協会会報『ふれあい』その他のひかり協会出版物に目を通すことで、現在の救済事業の実態を把握しようとした。それらの学習の成果として、A4版62ページの『森永ヒ素ミルク中毒事件発生から50年――被害者救済事業の実施状況』という小冊子を、2005年1月に2百部作成した。ワープロで印字したものをコピーして、手作業で製本した安上がりの本であった。費用七万円は私と榎原が折半した。これまで同類のものがなかったので、ほとんど手許に残らなかった。この冊子を榎原は岡山県の会員に無料で配布した。

私のものを含めて「50年」を意識したものが他に二つ出ている。その一つは『森永ひ素ミルク中毒事件――事件発生以来50年の闘いと救済の軌跡――』（A5版202ページ・発行05年8月24日）森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会機関紙「ひかり」編集委員会・発行となっている。内容は三章に分かれていて第1章はこれまでの歴史に約50ページ、資料に8ページをあて、第2章はインタビューに約100ページ、第3章救済事業に14ページ、残りは略年表と参考文献である。

顕著な特徴は守る会の歴史から、岡崎の名前を消していることだ。それでも歴史の始まり1955年事件発生後、岡山日赤病院で被災者同盟結成の発起人を別人にはできず「岡崎哲夫氏が発起人となって」と書く。第2章のインタビューで北村、松岡、細川の発言に出てきたものはカットせずそのまま載せている。略年表には「1986年岡崎哲夫氏除名承認」と岡崎の名前はこれを含め五回登場する。

資料として収録しているのは、第五回三者会談確認書、財団法人ひかり協会設立趣意書、「森永告発」に対する守る会の態度、第四十一回拡大常任理事会（「松山合宿」）の統一見解この四本である。

第2章「事件と闘いと救済を語る」に登場するのは北村藤一（守る会）、松岡健一（水島協同病院医師）、大塚睦子（養護教諭）、中坊公平（弁護士）、菊地孝生（森永乳業特別顧問）、三浦大助（元厚生省食品衛生課長）、細川一真（守る会）、小池年郎（ひかり協会）、大槻高（ひかり協会理事長）、丸山博（大阪大学教授・死亡、インタビューなし）。＝肩書きはいずれも当時のもの。

第3章「救済事業の実際」としてあげているのが、1、被害者自身が救済事業に取り組む活動（1）救済事業協力員活動とその具体例である。四国ブロック、熊本県、自主的グループ活動の三例。2、救済事業一覧（1）相談などの事業、（2）給付（支給・貸付・助成）などの事業。それらを列挙しているだけで、具体的説明はない。

参考文献七編は以下に記す。▽森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会編『守る会運動の歴史学習版』、▽ひかり協会『ひかり協会十年の歩み』、『恒久救済』、『会報・ふれあい』、▽森永ミルク中毒被害者弁護団編『森永ミルク中毒事件と裁判』、▽森永ミルク中毒事後調査の会編『復刻版・十四年目の訪問』、▽丸山博『保健婦とともに』、『死児をして叫ばしめよ』、『食品公害とたたかう』、▽第二十四回自治体に働く保健婦のつどい実行委員会編『私憤から公憤への軌跡に学ぶ』、▽大塚睦子『漁火』。

この本を発行した目的は拙著『森永ヒ素ミルク中毒事件から50年』に対抗するために、大急ぎで作成されたものと推測できる。資料として収録している中に「『森永告発』に対する守る会の態度」を入れているのは、いささか奇異である。他の資料がひかり協会設立や救済事業に関するものであるのに、森永告発への縁切り状をいれたのは、元会員である私を「破壊団体」の一員とするためである。

参考文献も、自分たち「仲間内」で発行されたものだけとしているのは、この団体の常套手段だ。視野がせまく独特の歴史観からしかものを見ない特徴がよく出ていて、他の多くの資料には目もくれない。

もう一編の「50年」関係のものは、社会技術研究論文集Vol.3、90～101、Nov.2005中島貴子『森永ヒ素ミルク中毒事件50年目の課題』である。中島は論文の「はじめ」で「本稿の目的は事件の真相を解明することではなく、事件史から引き出しうる教訓の一例を示すことにおく。そしてこの事件を一過性の悲劇として風化させることなく、多種多様な教訓の宝庫として、事件を知らない新しい世代が学習するために、事件に関連する一次資料の徹底的な収集・整理保存を提案する。」と書いている。

（つづく）

（のせ　えいたろう）

e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か

――事件発生から60年 ◆32◆

能瀬　英太郎

エンゼル・マークをボイコットしよう!!
森永不買

本部に電話を掛けて会わせてもらえないかと、ダメモトで頼んだ。するとあっさりと承知してくれた。備前市から帰りの午後5時過ぎに岡山県本部に立ち寄り、新幹線発車までの30分くらい時間待ちをするので、その間に会うことを許可してくれた。

私は榎原と連れ立って社民党岡山県本部へ行き、福島党首の帰りをまった。約束より少し遅れて福島は岡山県本部に着き、すぐに私たちに会ってくれた。私が要件を話すと、彼女は義母の体験だといって次の話をした。「自分の連れ合いもその年に生まれ、森永ミルクを飲んでいたが、母親が一口飲んで異常を感じて吐きだして被害を免れた」と言った。榎原は福島に要望書と拙著『森永ヒ素ミルク中毒事件から50年』を新幹線の中ででも読んでくれと手渡した。帰り際、事務員が私たちと福島を並べて記念写真に撮った。（次ページ写真）その後半年たっても音沙汰はなかった。

同年の10月、私が購読している『週刊金曜日』の「市民運動案内版」に、辻元清美講演会が大阪府交野市で開かれるとあった。開催日時と共に主催者の連絡先が書いてあったので、私は辻元議員に訴えたいこと、中島は、現在入手可能な森永ヒ素ミルク中毒事件に関する資料のほとんどに、時間をかけて目を通し、被害者や親からも聞取り調査をしている。この卓越した論文は、リスク評価の視点から書かれたものとしては、事件後最初のものである。

七、森永ヒ素ミルク中毒事件と政党（1）社民党

局面を打開して、どうにか被害者救済を恒久対策案にのっとったものにしたいと、重症被害者の親なら思わないものはいない。しかし親は年々歳を取っていくと、意欲もそれに従い減退する。山田も歩行に困難をきたし、その上難聴になって救済改革を諦めることをもらすようになった。山田に比べて10歳以上若い榎原は、人権擁護委員会の決定にもくじけなかった。国会審議で社民党の辻元清美が鈴木宗男を追及する様子を見て、あんな人が味方になってくれればいいが、と政治家に解決を託すことを私に持ちかけてきた。

２００５年の5月29日に、岡山県備前市で社民党党首の福島瑞穂が講演することをポスターで私は知った。社民党の岡山県

とがあるので、当日会う事はできないかと電話で相談すると「なんとか都合をつける」といってくれた。

10月23日、私は榎原とともに交野市の会場へ出かけていった。当日、主催者からスケジュールの関係で会えそうにない、と言われたので辻元の講演中に、私は秘書の藤田泰代に資料を渡し、被害者の現状と救済の不十分さを話して、辻元議員への伝言を依頼した。

06年になっても辻元事務所から返事がないので、1月26日に藤田宛てにファックスで催促した。藤田から電話があり「あの時はただ聞きおくだけでいいのかと思った。正式に頼むのなら社民党宛ての要望書をだせ」と言われた。

3月7日に要望書の形式を問うファックスを送る。返事がないので数日後に電話を掛ける。藤田は家族に不幸があり帰郷中とのことで、代わりに対応した大塚秘書は「決まった形式はないが、岡山の社民党を通じて出されると気を遣うので、直接出してくれ」と言われる。

3月22日に社民党宛ての要望書に添付資料10点を加えて、辻元事務所の藤田秘書宛てに郵送する。その後連絡がないので、問い合わせのファックスを7月22日に送る。

8月7日に辻元事務所から電話があり、藤田は別の事務所へ出向になったので、引継ぎをうけた大塚照代が今後は対応すると知らされる。要望書に対する回答は夏休みが終わるまで待ってくれという。要望書への回答は電話でなく、書面でくれるよう私は頼んだ。

11月1日に辻元事務所から来たファックスの要旨を次に書く。

左から能瀬、福島党首、榎原

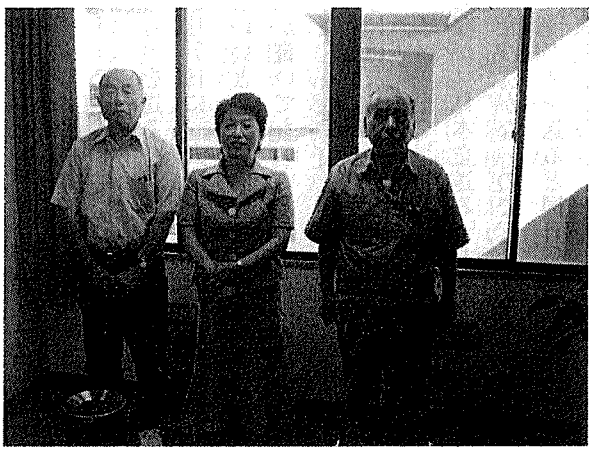

……手応え（注・厚労省へ問い合わせた）としては、カネミ油症や水俣病の救済と比較しての回答であり、森永ヒ素ミルクの中毒事件の被害者の方への救済は問題がないといったような回答でした。また、党としてもこれまで特にこの問題への取り組みを続けていません。（略）ご存知のように社民党は小さい党となってしまいましたのでお力になれることも大変限られておりまず。そういったことを前提にですが、例えば、厚生労働省への要請書をお出しする窓口になるなどについては個別の議員からできます。（略）社民党はどんな問題にもできるだけ誠実に対応させていただくよう努力させていただいておりますことをどうぞご理解ください。

辻元事務所からのファックスに対して、重症被害者の現状を説明し、質問主意書を出してもらえないかという依頼文を、11月16日ファックスで送信する。年が変わってからも返事がないので、2月5日社民党岡山県本部の定政職員に頼んで、直接辻元事務所へ電話で問い合わせてもらう。

翌日、大塚から電話があり、前年11月16日私が送ったファックスを無くして読んでいないので、再度送信してくれというので、同じものを送る。

2月7日に、大塚から質問主意書をだしてもいいという電話があった。見本があれば私が書いてもいいと言うと、大塚は「百項目にもなると困る」と言ったので、「そんなにはならない」と答えた。大塚は「後日、見本を送る」ことを約した。

大塚が「見本を送る」といって半年待ったが音沙汰がないので、8月7日に催促のファックスを送ると同日質問主意書の見本が届く。表紙には「平成19年8月8日提出質問15号『介護保険制度等に関する質問主意書』提出者山井和則」とあった。民主党の山井議員の出したものを見本として送ってきたのである。

送ってもらった質問主意書を参考にして、被害者の親等の意見を聞いて『森永ヒ素ミルク中毒事件被害者の救済に関する質問主意書』を17項目にまとめて、9月21日に辻元事務所へ郵送した。

9月24日に大塚から電話があった。国会へ質問主意書を出す場合、データも一緒に提出することになっているので、パソコンで作成してCDに入れて送ってくれと言われた。私はワープロ専門なので、息子に頼んで作ったパソコンのデータを同月27日に送った。

10月17日、私は先に送った質問主意書を一箇所訂正したい旨、ファックスを送る。

10月22日、大塚からファックスが届く。質問主意書の内容を大塚が10項目に整理して、こちらの意見を求めてきたのだ。

10月23日、10項目に絞ったことについて異存はないと回答。

11月9日、大塚より封書が届き、手紙とデータ入力のCDが返送されてきた。質問主意書は出せない、といってきたのである。

お元気でいらっしゃいますか。ご存知のように突然に政局が動くかのような事態が発生したり「テロ特」などの審議があり議員の判断をもらうまでに長い期間を要してしまいました。申しわけありません。

結論としては自分がこれから関わりを持つことが責任をもってできないものは質問主意書であってもだせないと言うことです。厚生労働委員であるとか何らかの場を持ちうることが困難だという判断となりました。

がっかりされるかとは存じますがこれが最終的な結論となります。議員活動の限界でもありますのでどうぞご了承下さいますようお願い申し上げます。

私の力不足をおわび申し上げます。

2007年11月9日

辻元清美事務所　大塚

11月14日、手紙の内容に納得がいかないので再考を促すファックスを送る。

11月24日、返事がないので催促の電話をする。大塚から近日中にファックスを送るという。

12月12日、大塚よりファックスが届く。

お電話をいただきありがとうございました。また、お返事がおそくなりましたことをお侘び申し上げます。

先日のお手紙で申し上げました以上に申し上げることはございません。他の社民党の議員室にも相談いたしましたができるという返事はありませんでした。質問主意書は各議員が個別に判断されるものなので、

直接にご依頼されたらいかがかと存じます。

やはり力不足としか言いようがなくお詫び申し上げます。

12月14日、大塚の返事は私の質問に答えていないので、「木で鼻を括ったような回答である」と電話で抗議した。しかし、私の意見を十分に聞かず、大塚は途中で一方的に電話を切ってしまった。すぐに私は電話をしたが、今度は別人が出て「大塚さんは事務所にはいない」というので、それ以上は話せなかった。

辻元清美事務所と私の二年間にわたるやりとりを整理してみて、相手は嫌々ながらやっていることが感じられる。引き延ばし、引き延ばして私がいい加減に諦めるように仕向けているようだ。社民党が一時の勢いを無くして、もう存在さえ危うくなっているが、右のことを検証すると当然のようでもある。そんな中にあって、辻元清美議員は身を処すのが上手だと見えて、ドロ舟からいち早く脱出し民主党に移ったのはサスガだ。宇井純は政党に対して覚めた目で見ているのには感心する。

その点で、西欧の科学者たちは、むしろ社会主義政党に対して絶望的な感想をもっているように見受けられた。もちろん、政党の役割について、それを過大評価していけないことは、われわれが日本で住民運動の中でしばしば経験することであって、むしろ、政党は公害反対運動を党勢拡張の機会としてしか理解せず、その基盤にある住民の願いや社会の矛盾についてはあまりにも無神経な行動をとるのがつねであることは、私たちも十分知っている。(『私の公害闘争』147P)

榎原と私が福島党首に会ったときに、「何人くらいでやっているの」と最初に聞いてきたので、二人とも厭な予感をもった。こちらの人数が少ないと味方にはなれないと婉曲に断ったのか、と思わないでもなかった。

八、森永ヒ素ミルク中毒事件と政党(2) 民主党

市議会議員の選挙ともなれば、労組をバックに立候補でもしない限り、地縁血縁を手繰って投票を依頼するのが一般的だ。岡山市議会議員の羽場頼三郎は、市民派の議員であった。私の妻と同じ県北の中学校を卒業していることを頼って、支持を求めてきて以来彼に投票してきた。06年の秋になってから、私は辻元事務所に頼りなさを感じ始めたので、羽場に森永ヒ素ミルク中毒事件のことを知って貰おうと事務所を訪ねた。翌07年は統一地方選挙の年で、これを利用していい方向に事態を進展させようと図った。

狭い事務所の資料を並べた本箱に、『月刊地域闘争』があるのを見て、この雑誌は公害や住民運動に関心がある者しか読まないので、期待をもって話を切り出した。羽場が卒業した大学(早稲田大学政経学部)の同級生には、現役の国会議員が二人いるので、質問主意書の提出を頼んであげてもいいといった。彼はかなり熱心に私の話を聞き、詳しい資料を読みたいといった。私は数日後、羽場事務所へ拙著「紙のいしぶみ」掲載の『週刊金曜日』と『森永ヒ素ミルク中毒事件発生から50年』の二冊を届けた。

(つづく)

(のせ えいたろう)
e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か
——事件発生から60年 ◆33◆

能瀬　英太郎

エンゼル・マークをボイコットしよう!!
森永不買

辻元は、自分の選挙区民でもない者へは、理不尽な対応をしても、投票に響かないとタカをくくった私への接し方だった。それに比べ羽場の選挙区民である私は、対応次第では支持をやめるので、彼も本気でやってくれるだろうと思っていた。07年になっても何の連絡もなく、そのうち統一地方選挙の時期がやってきた。

岡山市議会議員の選挙が公示され、羽場も立候補した。07年3月13日、事務所から選挙連絡用の郵便が届き、私の友人知人に羽場を推薦するための、ハガキの必要枚数を知らせるようにとのことが書いてあった。私は電話で「羽場氏は私との約束を守らないので、今回は支持しない」と事務所へ伝えた。

翌日、私の不在中に柚木衆議院議員から電話があり、「質問主意書を出すことにしている」と妻に言った。柚木は羽場の友人の息子だということを、以前に聞いたことがあった。帰宅後、妻からそのことを聞いて、私は内容を確かめるために倉敷の柚木事務所へ電話した。電話へ出たのは柚木の秘書戸次であり「質問主意書をだす準備をしている」というので、「依頼人に無断でだされても困る」と言った。質問主意書を作成したら、その内容を是非見せてほしいと戸次にいって電話を切った。

3月15日に羽場宛てにファックスを送り、「約束を守らないから支持しない」という失礼な電話をかけたことを撤回し、友人、知人を紹介するハガキ10枚を引き受けることを伝えた。この選挙で羽場は当選し、すぐにでも柚木から質問主意書の内容を知らせてくるかと思っていたが、なかなか来なかった。

6月中旬になって電話をすると、「以前にひかり協会を評価するような質問を、別の議員が参議院でしているので、救済後退の責任を追及するような質問主意書はだせない」と戸次はいった。それでは、その質問内容が掲載してあるものを見せてほしい、と私がいうと6月21日に『官報』号外(平成十六年十一月十日)が送られてきた。第百六十一回国会参議院会議録第五号(その一)と第百六十四回国会参議院予算委員会会議録第十六号(平成十八年三月二十四日)の二つが掲載されていた。前者は民主党の前川清成が質問しているのである。質問では第一に司法改革のことを取り上げ、次い

で森永ヒ素ミルク中毒事件に及ぶ。

被害者は二度殺されると、森永砒素ミルク事件の原告弁護団長を務めた中坊公平氏は嘆息いたしました。

昭和三十年六月、森永乳業徳島工場で製造された粉ミルクの中に砒素が混入しました。その結果、当時の厚生省の発表でも一万二千百三十一名の赤ちゃんが砒素中毒にかかり、そのうち百三十人が亡くなりました。

ところが、森永の陳情をうけて厚生省が設置したいわゆる五人委員会は、約半年後の十二月十五日に補償金額を死者は二十五万円、患者は一万円と決定し、森永はこれを盾にして被害者救済を拒み続けました。

被害者が森永と国の責任を追及するために大阪地裁に提訴したのは昭和四十八年であり、被害発生から十八年が経過していました。

すなわち、森永砒素ミルク事件の被害者らは、一度目は、赤ちゃんが飲むものであり、だれもが絶対に安全だと信じている粉ミルクによって殺され、傷付きました。さらには、これに引き続いて、本来は被害者を守ってくれるであろう厚生省が設置した機関の和解仲介によって十八年間泣き寝入りを強いられたのです。

私は、被害に遭った方々や紛争に巻き込まれた市民がADRによって二度殺されてしまうことを何より危惧いたします。

第一章九、第三者委員会（1）五人委員会で既述したように、「和解仲介」を厚生省がしたというのは間違いである。被害者側はこの委員会設立に反対を表明しているのだから、これをADRと見ることはできない。その上この質問は、ひかり協会を評価しているものではない。

もう一つは平成十八（2006）年3月24日、犬塚直史の質問である。食中毒事件の診断基準について川崎二郎厚生労働大臣の答弁と犬塚の発言を関係部分のみ記す。

…もう一つは、食中毒事件について、こういうケースは過去になかったのかと申されると、昭和三十年に森永砒素ミルク事件で診断基準を作成しております。これも法的に基づいたものではございません。それから、最近では平成十二年六月、雪印食中毒事件で、たしか大阪府において診断基準を示しております。（略）委員御指摘のとおり、常に法的なものによってやってきたわけではないということについては御理解を賜りたいと思います。

○犬塚直史君　今大臣が例に出された森永砒素ミルクの件、これも確かに法的な基準ではなかったんですけれども、関係者の本当に大変な努力によってひかり財団というものをつくって恒久的なこの救済を行ったんですよ。これ、すばらしいケースなんですね。

診断基準を作成した「六人委員会」については、「五人委員会」の次に私は問題にしている。半端な知識丸出しで、質問の途中で突然ひかり協会礼賛を持ち出す。どこが「すばらしいケース」なのか内容も精査しないでよく言えたものだ。無知によって高い評価をしたのなら、正確な救済状況を知ることによって、訂正したらよいのでは

ないか。一度評価したら、それが間違いであっても変更しないというなら、まったく進歩なんてない。

私は戸次に質問者二人の住所を教えてくれたら、この質問の誤りを指摘した手紙を送りたいと申し出た。戸次は「……能瀬様のご指摘は本質をついたものと存じますが、他の被害者の方の声やとりまとめをされている弁護士の方のお話を聞いたところ、能瀬様とはまた別のご意見を伺いました。能瀬様のご意見のみ伺っていた時点では能瀬様の意見にそって質問主意書を出したいと考えておりましたが、様々なご意見を伺ったところ、ひとつの意見に沿った質問主意書ではなく、様々なご意見を受けて何らかの他の方法で取り組むことと致しました。」という返事を受け取った。戸次は柚木の秘書であるから、これまでの私に対する回答は柚木の意図を体現したものであることには間違いない。

これで、柚木は初めから質問主意書を出すつもりがなかったことがよくわかった。ただ羽場の選挙対策として、いかにも熱心に私の要望に応えているかのポーズをみせたかっただけのことであった。質問主意書について出さない理由が、二転三転したのはそのせいだった。民主党が一度握った政権から、転がり落ちたのも無理はない、国民との約束なんかへとも思わない議員がいるのだから。

九、守る会の「悲劇」と「喜劇」

榎原が自身の作ったホームページで、ひかり協会批判を繰り広げたことを理由に、総会への出席を拒否されたことは先に書いた。その他あらゆる手段を使って、閉鎖するよう圧力をかけた。書かれている内容が、核心をついた批判であることがこれでわかる。

その後、榎原が報復的とも思える「過払い金返還請求」を受けたのは05年の12月12日のことであった。過払い金というのは、娘のR子に支給している「生活手当」を規定より多く支給したという意味だ。実際に支給された額が、本来支給される額より186万円弱も多かったので返せというのだ。

ひかり協会の支給する重症被害者への年金「生活手当」は、一級より二級の方が高額なのである。国の障害年金は二級より障害が重い一級の方が多いので、両方を合算すれば同額となるようひかり協会は設定している。国の年金とは逆に一級の「生活手当」を低額にするという矛盾の理由は、被害者対策のためだ。

二度目の請求は09年で、総額が280万円弱と、約百万円も増額されていた。障害年金一級のR子に二級分を支給したひかり協会の誤処理の責任を、榎原の申請ミスに転嫁した。これは榎原のひかり協会批判開始と同時に、急に浮上した報復案のようだ。その後榎原が返還に応じず、ひかり協会も請求を放棄した。推測するに守る会の方針に従順か否かが「誤処理」発生の基準とみえる。

事件発生から50年目の2005年のことであるが、普段は見向きもしない新聞社も、節目の年には思い出したように報道した。岡山の山陽新聞社が5月9日に「森永ヒ素ミルク事件50年　消えぬ心身の後遺症　被害者の五割単身生活困難　保護者高齢化、

将来に不安」との四段見出しで被害者の現状を報道した。この記事は七段組みで最後に私のコメントを載せていた。

するとこの記事が「気に入らないと」というクレームが、守る会から山陽新聞社へ電話で寄せられ、山陽新聞の不買運動までチラつかせたというのであるから、怖いはなしだ。記事を書いたN記者は大阪の守る会本部へ呼び出され、理事長前野直道と事務局長の平松正夫の二人から、二時間にわたって糾弾された。その上前野とのインタビューを掲載するよう迫られた。6月9日、即ち守る会が問題にした記事と一月遅れの同じ日に、同じスペースで「森永ヒ素ミルク事件から50年　守る会前野理事長に聞く　将来設計実現へ援助　自主的な健康づくり必要」の見出しで掲載された。

05年11月に発表された中島貴子の『森永ヒ素ミルク中毒事件50年目の課題』も守る会からクレームの標的にされた。06年1月24日付の『研究論文「森永ヒ素ミルク中毒事件50年目の課題」について』という守る会理事長小畑芳三からの抗議文がそれである。その中の主な主張の要旨を次に示す。

論文は、被害者の現状について「本稿ではこの点は扱わない」と論文の範囲を限定しながら、救済事業の基本に対する誤った一部の者の言動だけは冒頭で扱っています。

一つは、事件の当事者でもなく、現在の被害者救済事業や守る会運動に何ら責任を持たず、むしろ事業や運動に敵対している能瀬英太郎氏の主張を引用していることです。（略）

二つ目は、岡山・広島両弁護士会への申立てをしているケースがあると述べるにとどまっている問題です。（略）

さらに、インターネットに載っている貴職の論文の内容を危惧する被害者からの連絡もあります。

守る会が「範囲の限定」以外のことを書いたとして上げているのが、拙著『森永ヒ素ミルク中毒事件から50年』からの引用を指している。第一はたとえ引用でも、「守る会やひかり協会への批判は許されない」という。守る会は批判＝攻撃との認識だから、褒める以外の救済への言及はすべて攻撃、敵対と受け止めている。

二つ目は、人権擁護委員会への申し立てに対して、岡山は決定が出ているのに、その結果を書いていないのはけしからんといいたいのだ。このクレームを送った時点では、広島はまだ結果が出ていなかった。だから中島は事実の記述だけにして、それ以外のことは書いていない。それが気に入らないというのだ。

インターネットに載っている論文の「内容を危惧」するなら、どのような点を危惧しているのか、具体的に書くべきだと思うが、それすらしない。

これは中島に直接届いた抗議文だが、この論文を掲載した独立行政法人科学技術振興機構社会技術研究開発センター長の市川惇信宛てにも「研究論文『森永ヒ素ミルク中毒事件50年目の課題』（非常勤研究員・中島貴子氏作成）について（要請）」を、2006（平成18年）3月31日付けで理事長小畑芳三が送っている。

（つづく）（のせ　えいたろう）

✉ e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か
——事件発生から60年 ◆34◆

能瀬 英太郎

エンゼル・マークをボイコットしよう!! 森永不買

……論文内容には、恒久救済事業の根幹にかかわる事実関係の認識に誤りがあり、社会的にも大きな誤解を与える内容が含まれていたため、当会の見解として同氏に別紙の書簡を送りました。しかし、残念ながら同氏から届いた別紙の回答を見た限りでは、研究者としての真摯な理解は得られなかったと受けとめざるを得ませんでした。(略)当会は研究者の自由な研究活動を拘束するつもりは毛頭ありませんが、すでに同氏の論文は一人歩きし、残念ながら、当会の指摘した部分によって一部関係者に事実誤認が発生するなど、マイナスの影響も出ています。(略)今後は事実関係の正確な把握に立脚した、意義ある研究が行われることを要請するものです。

これに対するセンター長市川惇信の、同年6月1日「研究論文『森永ヒ素ミルク中毒事件50年目の課題』(著者・元非常勤研究員・中島貴子氏)について(回答)」の重要部分を記す。

……投稿者の悪意あるいは過失による誤りをもつ論文が学術論文誌に掲載される可能性があり、それが場合によっては社会からの指摘で訂正されるということは、ホアン・ウソク教授の論文の例にみられることです。

学術論文誌は、このような場合への対処の方策として「Letter to the Editor(編集者への手紙)」を用意しており、この手紙およびそれへの著者の反論などを学術誌上に掲載して公開の場で論議するシステムを設けています。

今回のご指摘が「学術研究の推進における事実誤認」という性格のものであるとすれば、「編集者への手紙」を下記論文審査委員長宛にお送り頂き、学術論文誌という公開の場において論議をして頂くことがもっとも適切な方法であると考えます。(略)

守る会がいう事実誤認が本当にあったのなら、当然この提案を受け入れて、「編集者への手紙」を送り訂正を求め、堂々と論戦を挑むべきであるが、それはやらないのである。圧力をかけて、相手が怯むことを

期待しているので、もともと論戦などはやるつもりもないのである。「被害者を守る会」というイレズミをちらつかせて、それに平伏させたいだけの話である。中島の論文は２０１７年の時点でも、インターネットに掲載されているが、守る会は文句を言わなくなった。ということは「マイナスの影響」が出ているということは、ウソだったと判断してもいいようだ。

これら一連の出来事を見ていると、守る会の役員たちは自分たち被害者ならば、どんな言動をしても許される存在、と誤解をしているのではないかという疑念が湧いてくる。「被害者＝聖域」との思想が、意識的か無意識的か知らないが組織の中にしみ込んでいるのではないだろうか。「守る会の常識」が組織を通して表出されるときには「世間の非常識」に変わり、「世間の非常識」が「守る会の常識」に逆転する構造を内部に抱えているとしか私には思えない。

その証拠には、私が書いた『後退する被害者救済』は、ひかり協会の救済事業を批判したにもかかわらず、反論したのは守る会理事長前野直道である。彼はひかり協会副理事長の地位にありながら、あえて守る会理事長の肩書で反論した。

山陽新聞の記事へクレームをつけてきたのも、守る会としてであり、さらに中島論文に対しても守る会理事長名で抗議文を発している。これらの例を総合すると、前記の「被害者＝聖域」説に守る会が固執していることが窺われる。そして世間では通用しない自身の主張を、「国民的合意を得られるもの」と断定して憚らない。

なぜこうなったのかを推測すると、今まで敵であった加害者森永乳業と、加害企業の味方として日に陰に策動していた同罪の厚労省が、被害者の前から姿を消したことによる。ひかり協会という救済機関に被害者も加害者も加わり、敵は消滅した。それでもヒ素ミルク中毒で受けた心身の傷は残ったが、恨みの持っていき場はなくなった。被害者の親たちが作った恒久対策案の実現に努力すると森永も厚生省もいっていて、この救済案が実行されれば、体は元に戻るはずだった。ところが実際には救済が思うように進まず、救済策を批判する者が現れた。守る会は救済事業を妨害しているのはこれ等批判者だと、不満を抱く会員を扇動することで己の責任を回避している。組織は結束を固めるために、内部か外部に敵の存在を必要とする。内部矛盾を隠すために、会員の目を敵へと向けさせる。その時の状況により敵は変化するが、行動力を失っても「破壊集団・森永告発」は常に敵として必要な存在である。これは守る会の前から「真の敵」が見えなくなった「悲劇」であり、外部から見れば「喜劇」だ。

十、『ひかり』４６０号事件

「森永ミルク中毒のこどもを守る会」が発足したのは１９５６（昭和31）年で、文字どおり親がこどもを守っていく組織であった。岡山の親たちが苦労して基礎を築き、解散の危機をくぐり抜け全国組織へと飛躍させたのが、１９６９年11月30日のことだ。その後親の高齢化などで、後継組織として「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」と変更されたのが、１９８３年６月26日の第15回全国総会からであった。これ

で書いてあり、二度ビックリであった。私

ない。

どから、過去の資料利用ができる関係を作

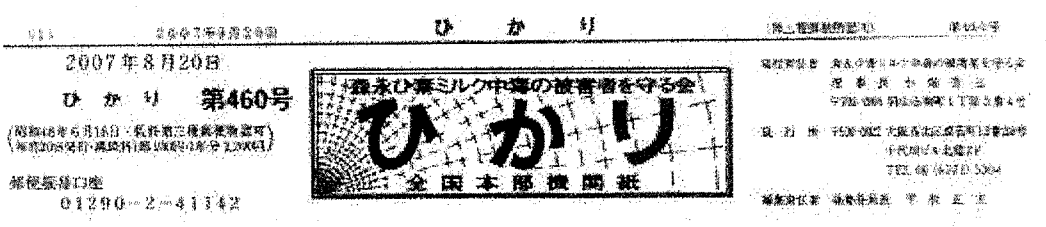
ひかり
2007年8月20日
ひかり　第460号
森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会
ひかり
全国本部機関紙

被害者運動の変質と救済事業の破壊をねらう 能瀬英太郎氏（元「森永告発」）の動き

2007.7.29 守る会常任理事会声明

（創刊以来、最も大きな見出しをつけて、筆者を誹謗中傷した）

は親の作った組織を、被害者である子供たちが引き継ぐ出発点となった。いままでの守る会規約では、会員は被害者の親であったのが、被害者本人も参加できるように改正された。

被害者本人たちが、何の苦労もしないでタナボタ式に引き継いだ時には、すでに強固な組織が確立されていた。その時困ったことに組織維持策として、都合の悪い人間を追放する技術という、親の悪癖まで引き継いだことだった。その一つは、執行部に対する批判を封じることだった。執行部の首脳の何人かは、ひかり協会批判は守る会批判と同義語と受け取られていた。「親の姿を見て子は育つ」とはよくいったものだ。

守る会内部で言論の自由が封殺されていても、岡山人権擁護委員会が通知書で述べているように、「(2) 守る会は、自治・自立的側面を有しており、自治的な法規範の実現や内部での紛争は、出来る限り、その団体内部の自治的な処理に委ねられていると考えられる。（略）

(3)次に、会員による総会傍聴についても、基本的には団体内部における自治的な処理に委ねられるべき問題であり、当委員会がその当否を判断することは相当でないと考えます。」ということであり、どのような運営がされても、外部からは容喙できないというのだ。

「『ひかり』460号事件」とは、普段内部でやられていることを、外部にまでも拡大したことで起こった事件だ。守る会会員から「あなたのことが出ていますよ」といって貰った『ひかり』460号（07年8月20日付）を広げてみると、一面全部をつかって私のことが書いてあった。

『ひかり』はタブロイド版で1頁7段組み。一面は一番上に題字の『ひかり』と発行者、編集責任者などの名前が印刷され、2段目から記事が掲載されている。その2段目全部が横組みの大見出しで「被害者運動の変質と救済事業の破壊をねらう能瀬英太郎氏（元「森永告発」）の動き 2007・7・29守る会常任理事会声明」とデカデカと書かれているのを見て私は驚いた。（上記写真参照）

内容を読むと、私の知らない私の行動ま

で書いてあり、二度ビックリであった。私がこれまでひかり協会批判を書いたことに対する反論なら、そんなに驚かないが、書かれていること全部が事実無根の中傷記事であった。内容を簡単に紹介する。（ゴシックは中見出し）

「はじめに」で記事を書いた動機目的と思えることを述べている。

能瀬は系統的に守る会、ひかり協会批判をE氏（榎原）に吹き込み扇動してきた。部外者である能瀬が、守る会の方針やひかり協会事業について誹謗中傷するのは、救済事業の妨害でゆるせない。守る会会員その他マスコミ関係者は彼の言動に惑わされるな。

「親と被害者が守る会運動の主体的担い手」

親族・被害者と支援者（協力者）ではその立場や役割が異なる。支援者とは守る会の方針を支持し協力する者のことであり、守る会方針に反対する者は支援者ではない。よって森永告発グループは支援者ではない。

「かつての『森永告発』と近年の能瀬氏の言動」

森永告発は協会設立までは不買運動などに取組み、守る会運動に協力してきた。その後守る会や協会事業への対立・妨害を露わにしてきた。守る会は彼らを支援者でなく破壊団体であると表明した。この森永告発の設立にかかわったのが能瀬だ。02年以降守る会やひかり協会へ、著作を通じて攻撃を再開した。E氏とともに全国総会の入口で妨害行動を行った。ホームページへひかり協会と守る会を誹謗中傷する書き込みをし、人権擁護委員会へ不服申し立てをした。07年にはY（注・柚木）議員に質問主意書を提出させようと図る。

「能瀬氏の言動の特徴とわれわれの今後の対応」

能瀬は、協会事業に不満や不信をもっている親族や被害者に近づき、その不満、不信を守る会や協会に対する体系的な批判に強化発展、増幅させる。故岡崎氏の親族などから、過去の資料利用ができる関係を作る。研究者や記者に資料を見せたり、巧妙に独自の見解を真実らしく語り誤解を与えている。能瀬は被害者（親族）の願いや幸せを実現しようなどと思っていない。森永告発を「支援者でなく妨害者」と決定した守る会に恨みを募らせ、あわよくば守る会を混乱させ、ひかり協会事業を破壊しようとねらっている。だから皆さんはよく気をつけて、惑わされないように注意しなさい。

この「声明文」も守る会常任理事会が出している。私は主にひかり協会の救済事業に対する批判、「恒久対策案の完全実施、重症者にもっと多額の年金」を求めているので、守る会から文句をいわれる筋合いはない。ひかり協会から反論が出るのなら分かるが、当のひかり協会は、私の救済批判については一言の反論もしない。守る会は「被害者を守る」ことを忘れて、「ひかり協会を守る」ことが役目だと勘違いしているようだ。

（つづく）

（のせ　えいたろう）
✉ e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か
――事件発生から60年 ◆35◆

能瀬　英太郎

エンゼル・マークをボイコットしよう!!
森永不買

機関紙『ひかり』で守る会が、私の行動の動機づけとして断定しているのが、森永告発を「支援者でなく妨害者」と決定したことをあげている。この決定とは第三章六でも取り上げたが正式には「『森永告発』に対する守る会の態度」（1975年11月19日）のことを指している。それから07年までの32年間、私は恨み続けていたことになる。なんと執念深いことだろう。恨みをはらすために、協会事業に不満や不信をもっている親（この時はすでに老人になっていた）を探し求めて、協会事業を破壊しようとしているというのである。

十一、守る会機関紙『ひかり』と私

守る会の機関紙『ひかり』は、1969年12月に第1号が発刊された。11月に守る会が全国規模になって、県外の会員にも本部の方針などを広報する必要が生まれてきた。1号から9号までは、岡崎や岡山県内の会員の協力でガリ版印刷だった。刷り上がった『ひかり』を岡崎家の一家総動員で、折り畳んで封筒に入れて糊付けし、宛名もガリ版印刷された会員名簿を切り離して貼り付けた。10号から活版印刷になったので、岡崎のガリ切はすこし減った。

新聞報道で守る会の名前が広がるに従い、全国から加入者が増え続けた。当時岡崎は岡山市社会福祉協議会に勤めていたので、守る会の仕事は勤務が終わった夜にやり、睡眠時間を切り詰めての作業だった。森永告発が発足して最初に取り組んだのは、彼の負担軽減のため『ひかり』の発送作業を引き受けることだった。

71（昭和46）年4月に森永告発が発足し、その後は毎月一回例会を開き、終了後に参加者全員で『ひかり』の発送作業をした。定形封筒に納めるには三回折り、封入して糊付け宛名貼りをする。これを十数人でやっても、かなりの時間を必要とした。例会の翌日、私は商売用の軽自動車に積んで郵便局から発送した。

しかし、この作業も長くは続かなかった。

森永告発の会員の多くは、岡山市内の大学に通う学生だった。学生は論争は得意でも、地味な発送作業を敬遠したため、例会参加者が減少し手不足になった。そんなことには関係なく、守る会の会員は増える一方だった。そのうち中古品の手動式宛名印刷機を寄付してくれる人があった。原理はガリ版印刷と同じで、一人一枚のカードに鉄筆で宛名を書き、その上にインクを塗ったローラーを回転させると、宛名が印刷される仕組みだった。この機械の欠点はローラーを回す人と、宛名印刷をする封筒を差し込む人の二人が必要なことだった。それでも森永告発の事務局を担当する数人で、何年かやっていたが宛名印刷機が壊れてしまった。

それで岡崎に相談すると、各県本部宛てに会員数プラス必要部数を送り、各県本部から会員に手渡しすることを、会議で決定した。各県本部宛てに必要部数だけを荷造りして、郵便局から送るという簡単なやり方になり、私一人でもやっていけた。だがこれも長続きはしなかった。守る会の内部事情で、県本部によっては会員の手許まで届かないという苦情が寄せられてきた。そこで、以前と同様に全国本部から一括発送する方が、確実に会員の手許へ機関紙が届くので、元通りにしてほしいという要望が高まってきた。

同じ頃、守る会が1956年に設立されて20年になるのを記念して、守る会の「20年史」を発行する議案が75年の全国総会で決議された。第45回常任理事会（75年9月15日）で、編集委員5人のうちに、外部から一人私が選ばれた。ところがその年の11月に、「『森永告発』に対する守る会の態度」（絶縁宣言）が決議された。私は心中穏やかではなかったが、岡崎から「20年史」の企画を立てるよう依頼されていたので、決議とは関係なく構想を練った。

私を編集委員の一人に選んだ常任理事会の人たちは、私が森永告発の会員だということを知らぬものはなかった。絶縁宣言といっても、一応の建前を述べたもので、こちらから協力を拒否するまでもないと、私は頼まれたことをやっていた。私は「20年史」の内容を立案して、それぞれのテーマと執筆者を独断で選び、守る会の会議にかけたが一人の反対もなく企画案は承認された。編集委員会といっても、会議は一度も開かれなかった。絶縁したことになっている森永告発の会員である私にまかせきりにして表向きは反対者もなく、企画案を承認するのだから、奇妙なものだ。

その頃『ひかり』が障害者団体の機関紙として認定されれば、「低料第3種郵便物」として扱われることを知った岡崎は、その申請書を書いて厚生省へ提出していた。低料金になれば、いままでより一通につき12円安くなる。機械化して発送を一人でやってくれないだろうかという打診が岡崎から私にあった。

知合いの文房具店に相談すると、電動式の宛名印刷機があるというので、そのことを岡崎に話した。彼は低料第3種郵便物扱いになれば送料が安くなるので、その中から10円を私に手数料として払い、一括発送を依頼するという提案を守る会の会議に提出して承認を得た。私は手数料をもらうことに抵抗を感じたが、問題はその金を活かして使えばいいと思って引き受けた。

アベアドレス製電動宛名印刷機は17万円

だったが、守る会から10万円借金し、残りは家計から支出した。そんな経緯があって、76年5月発行『ひかり』83号から、私が一人で発送を開始した。

当時、個別に郵送していた会員、支援者宛部数は約1700部で、最初の作業は宛名カード作りであった。ガリを切るのは初めての経験で、宛名カードの蝋紙に鉄筆で宛名を書くのだが、力の入れ具合が重要だった。軽く切ればインクが薄く、強く切れば濃すぎて破損が早かったのだ。

低料第3種郵便物に認定されれば、包装は帯封で岡山中央郵便局から一括発送が条件だった。印刷所から持ち帰った『ひかり』を帯封で包むには、四度折り畳まなければならなかった。その頃『ひかり』に載せる記事の量も増えていたので、タブロイド版4ページが常態だった。発送時期になると私は家業の牛乳宅配を午前中に終え、昼から夕方まで一人で作業をやって4~5日は掛った。

守る会からの借金は毎月一万五千円ずつ返済していった。私は『ひかり』の発送で守る会から利益を受けている、との非難に対して釈明できるよう、金銭出納簿に収支の明細を記録した。守る会からの借金は7回で完済し、家計から持ち出した分はその後に4回に分けて受取り妻に渡した。その後に入った発送手数料は、被害者の会（太陽の会）に毎月1万円を寄付し、朝日新聞大阪厚生文化事業団が行っていた「電動車いすを贈る運動」へ毎月1万円を6回寄付している。そのほかには発送作業に使う必要器具、カードケースなどを購入し、太陽の村建設運動（No.23参照）にも賛同してカンパをした。このようにして、自分の手元に残る手数料を毎回使いきった。

『ひかり』の発行日は毎月20日だったので、月末にかけて発送作業をしなくてはならなかった。家業の牛乳屋も月末は忙しく、宅配先の家に集金に回らなくてはならなかった。ついつい守る会のことを先に片付けて、月末集金をサボって二月分まとめて貰いにいき、お得意さんからお叱りをうけることも度々だった。

「守る会20年史」は計画が理事会で承認され、原稿の執筆依頼をしてしまってから、守る会役員の中から文句が出てきた。「執筆者の中に不適当な者がいる」とか、「岡崎家の20年史だ」とか。計画の進行状況はその都度会議に報告し、了承をうけていた。それでいて、陰口が大きくなり表に出てきた。77年2月にようやく名前を『森永砒素ミルク闘争20年史』に変えて出版にまでこぎつけた。執筆を依頼した守る会役員は、全員理由も告げずに原稿を提出せず、その分を岡崎と私が分担して書いた。

ひかり協会が設立されて、被害者の救済事業もそれなりに動きだした。『ひかり』の発送作業をいつまでも外部の者がやるより、守る会運動の一環として会員自身でやるべきだと私は以前から思っていたので、そのことを岡崎にも常々話していた。私の家庭も次男が誕生して、家業に専念しなくては生活が成り立たなくなっていた。

77年11月になって、岡崎から発送体制を構築したので、12月から交代できるとの連絡があった。電動宛名印刷機は私にとっては宝の持ち腐れなので、守る会で使ってくれるよう寄付を申し出ていた。しかしこの申し出をなぜか岡崎は固辞し、同じ型の新品の購入にこだわった。発送作業は、守る

会岡山県本部事務所（ひかり協会岡山事務所と同居）で、岡山市内各支部が順番に担当することになった。私は数回事務所に足をはこんで、会員に発送手順を教えた。

発送のために買い揃えたカードケースなどの費用を、請求すれば払うと岡崎が言うので、私は『ひかり』を購読したいので、その料金にあててくれと送付を頼んだ。しかし、私の住所に『ひかり』が送られてくることはなかった。数カ月後に、私が守る会へ一万円寄付したことが『ひかり』に載っていたと、守る会会員が教えてくれた。私は寄付した覚えがなかったが、その意味するところを悟った。

電動宛名印刷機を必要とするところはないか、知人にも事情を話して探してもらっていた。70年に京都で創刊した『月刊地域闘争』（現在の『むすぶ』はその後継誌）は、公害、住民運動などのニュースを関係者が投稿する雑誌として奮闘していた。同誌は購読者と密接な繋がりを保つために、宛名はせめて手書きをという姿勢をとっていた。しかし、購読者が増えると、かえってそれも負担になっていると聞いたので、私は宛名印刷機の寄付を申し出た。それから間なしに『月刊地域闘争』の新たな戦力となった。それを聞き必要とすべき所へ、必要とするものが納まって私は安堵した。

私は岡崎から頼まれた『森永砒素ミルク闘争20年史』と守る会規約、ひかり協会寄附行為、恒久対策案等を内容とする『会員必携』の企画編集をやり、機関紙『ひかり』の発送体制の引継ぎが終わったので、守る会の支援活動から離れることにした。『ひかり』の発送作業は、守る会岡山市各支部が順番で担当していたが、うまく行かず二年ほどして業者に頼むようになった。

それからほどなくして、京都府立医大の学生と称する男女が、卒論に森永ヒ素ミルク中毒事件を取り上げたいので話を聞きたいといって家にやってきた。請われて『ひかり』1号～100号までの綴りを貸したが、一年経過しても返却しないので大学に問い合わせると、該当する学生は存在しないという返事が返ってきた。

丁度そのころ、岡山県立図書館が郷土資料の蒐集を行っているとの報道を聞いて、森永ヒ素ミルク中毒事件に関する資料を寄付したいと申し出た。私は持っている大半の関係書籍と守る会発行の文書などを、1987（昭和62）年4月に県立図書館に寄付した。毎号発送後に残る『ひかり』の残紙を各号別に保管していたが、それも地域子供会の廃品回収に出した。森永告発で発行した『砒素ミルクⅠ』～Ⅲまでの印刷フイルムも、Ⅰを残して総て廃棄処分にした。私は身の回りにある森永ヒ素ミルク中毒事件の関連物を処分し、運動から離れた。ある人は私の態度をみて「日和った」と評価した。

十二、名誉毀損裁判を提起する

『ひかり』460号を私が守る会会員から貰ったのは、発行から半年くらい経ってのことになる。読んで内容のひどさに愕然となったが、すぐに裁判を起こそうという気持ちにはならなかった。だが黙って見過ごすことは、内容を認めることに外ならないと思った。

（つづく）

（のせ　えいたろう）
e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か
——事件発生から60年 ◆36◆

能瀬　英太郎

エンゼル・マークをボイコットしよう！
森永不買

08年初めに岡山弁護士会の無料法律相談会があったので、この記事が名誉毀損にあたるかどうかを聞きにいった。相談に乗った弁護士は「岡山では名誉毀損裁判はあまりない、私も経験がないからなんとも言えない」と頼りない返事をした。もし「名誉毀損にあたる」と答えられても、私には弁護士を頼むほどの経済的余裕はない。裁判とは金と時間のかかるもの、という観念に私も支配されていたので、やるなら「本人訴訟」しかなかった。

半年間かけて専門書を読んでみると、私の事案は確かに名誉毀損にあたると素人ながら思えてきた。だが、それを訴状に纏めるためには法律的な衣をまとわせなければならない。判例をひいて『ひかり』に書かれている記事が事実無根で、それで私の「社会的信用を低下」させたことを、論理的に書かなくてはならなかった。

名誉毀損を論じる専門書をかなり読んだが、素人が裁判を起こすためには、あまり役に立たないと思った。素人にとっては百の理屈よりも、一つの見本があればいい。訴状はそれを真似て、事実関係だけを取換えて書けるからである。そういう意味で、最も参考になったのは、三浦和義著『弁護士いらず』であった。

三浦のことは「ロス疑惑事件」としてマスコミで話題になり、極悪人のような扱いで報道されていた。私は週刊誌を買って読んだことはないが、なんとなくウサン臭い人間という印象しかなかった。しかし、『弁護士いらず』を買って読んでから、その考えが間違いだと気づいた。彼は刑務所の中で勉強し、ウソの報道をしたマスコミ各社を名誉毀損で裁判所へ訴えたのである。塀の外の人間はその気になれば、パソコンやワープロで訴状を書き、コピー機で手軽に複写して裁判所へ提出できる。彼は制約の多い刑務所内で、弁護士に依頼せず手書きでカーボン紙を使い、数百件の裁判を起こしたのである。その結果、8割近い勝訴を勝ちとったという。

この本を読むまでは、日本の裁判所に対して私は一種の偏見を持っていた。裁判所は権力者にこびた判決しかださず、それも上級裁判所になるほどそれは顕著であり、とても公正な裁きをするところではないと

いう先入観があった。だから、公害事件の裁判などでは一般市民が傍聴につめかけ、監視をしていることを裁判官に印象づけないと不公正な判決をだされ、力の弱い公害被害者は勝つことができないと信じていた。ある程度それは事実かもわからないが、三浦のことを知るとそれが全部に通用するとも思われなくなった。

塀の外の人間が名誉毀損になるような記事を書かれて、オメオメと黙って見過ごすことは、なんと情けないことかと私は思った。私は三浦の著書に載っている訴状を参考にしようと考えた。提訴にいたるまでの手順など、『弁護士いらず』に従って実行した。

09年1月15日に、私は岡山市内の郵便局から抗議文を守る会理事長小畑芳三宛てに、内容証明（書留・配達記録郵便物）郵便で送った。内容は「十、『ひかり』460号事件」で述べたように、虚偽の内容が書かれていることに抗議し、適切な方法で謝罪すること、それとあわせて善処を求めたものである。

これに対して守る会は1月23日付で「常任委員会声明をどのような趣旨でだしたか」「機関紙編集委員会がなぜこの記事を大きく掲載したか」、それらを「誠意をもって説明」するから大阪まで出てこい、と期日と時間まで指定して来たのである。手紙では「誠意を持って説明」するといいながら、それとは裏腹に高飛車な態度に出たので、私は守る会流の「誠意」の意味するところは、別のところにあると知って拒否することにした。

私は、翌24日に、今更声明の趣旨や記事を掲載した意図を説明されても、出てしまった後では無意味であり、今後の手間と時間の節約のために、ファックスを使って文書の往復で処理したいと提案したが、一週間たっても返事がなく、2月2日に返事の催促をした。

2月6日に来た回答では、文書のやり取りでは溝が深まるので、あくまで会って話したいという。「『週刊金曜日』やホームページ掲示板等で度々守る会やひかり協会に対する批判的なお考えを発表・表明されてきた貴方と以前からお会いしてお話させていただきたく思っていました」と書いているが、これまでそんなそぶりは一度もみせなかった。それでいながらやはり大阪まで来いと、日時については調整の余地があると書くのであった。

2月13日の私の回答は、原因を作った者が日時を指定して呼び出す不誠実さと、「以前から会いたかった」と書きながら『ひかり』460号発行後は、そ知らぬ顔をしていた矛盾を突いて、それは不自然なイイグサだと批判して締めくくった。守る会はもう話し合いの余地はないものと理解してか、その後は手紙も来なかった。

守る会と話し合っても、謝罪や記事の取り消しなどの処置をとるとは最初から考えていなかった。抗議文を内容証明郵便で送ってから、私は「訴状」を何度も書きなおして、どうにか形が整ったものになった。それでも不安があったので、知人を通して弁護士にみてもらうことにした。一人の弁護士からは「まあまあいいのではないか」といわれたが、もう一人に見てもらうかどうかと、知人から連絡があった。そこで別の弁護士にも目を通して貰うと、かなり訂正されて、加筆の必要がある個所にはその

旨書き込みがあった。私はその指導に沿って書き直して、ようやく「訴状」を完成した。

09年2月18日に岡山地方裁判所へ提出すると、訴訟費用として印紙1万6千円と予納郵券6千9百円分を売店で買って添付するようにいわれた。私の賠償請求金額は2百10万円と低く、その請求金額によって印紙額は決められているようだった。予納郵券は裁判所からの書類送達に使う切手のことで、残れば返却してくれることになっていた。私の場合、被告からの準備書面はほとんどファックスで送られて来たので、裁判が終わって返却された切手は5千6百円もあった。

裁判所へ提出する書類は、A4版横書きで一行37字、26行と1頁の収用字数の大体が決まっていた。私は年号を全部西暦で印字したので、訴状作成に力を貸してくれた弁護士は、そのことを少し心配したが、何等問題はなく受付けられた。これまでに裁判傍聴などは数多く経験してきたが、訴訟当事者としては初めての経験で、『弁護士いらず』を道案内として私は進むほかなかった。

訴状に記述した『ひかり』掲載記事で、私が「違法行為」としてあげたのは次の四項目であった。

1、事実無根の大見出し
2、E氏に批判を吹き込み扇動した。
3、E氏とともに守る会全国総会会場入り口で妨害活動をした。
4、協会事業に不満や不信を持っている親族や被害者に近づき、その不満や不信を守る会や協会に対する体系的な批判に強化発展させ、不満や不信を増幅させる。

能瀬氏は、被害者（親族）の願いや幸せを実現させようとは思っていない。

右の虚偽事実の記事発表で、私の名誉が毀損されたので、慰藉料として200万円の支払いを求め、この記事によって低下した社会的評価を回復するため『ひかり』に謝罪文を掲載（10万円は掲載料換算）することを要求した。

訴状を提出してから1カ月後の3月19日に、岡山地方裁判所から書類が届いた。中には事務連絡としてこの裁判の番号が記してあり「事件番号平成21年（ワ）第249号損害賠償等請求事件」とあった。裁判所としては意外にも「原告　能瀬英太郎様」とあったので、私はまたまた認識を新たにした。それというのは、長男が国立大学入学後に寮費を滞納することが度々あった。寮費の督促状は親である私宛にくるのだが、その際には単に「能瀬英太郎」といつも呼び捨てであり、様も殿もなかった。国の機関というものは、国民からの税金で運営されながら、納税者を下に見て「お上」意識が抜けてないことを、実感していたからである。

十三、裁判はじまる

被告守る会側の「答弁書」が裁判所から送達されてきた。被告側の弁護士一井淳治は、元社会党選出で参議院議員を2期（86年と92年）務め、その後民主党に鞍替えし98年の選挙で落選している。守る会は74年に国と森永を相手に民事訴訟に踏み切り、第一波は大阪、第二波を岡山でやった時の弁護団の一員である。

3月30日第一回の口頭弁論には一井は姿を見せなかったが、裁判は行われた。裁判

官は一人で、私の名前を尋ね答えると続いて「訴状のとおり陳述ですね」と聞いたので「その通りです」と答えた。次回の期日を5月11日にするが都合はどうか、と尋ねたので「お受けします」と返答し、それでこの日の裁判はあっけなく終わった。

5月11日からは、弁論準備手続室で審理された。部屋の大きさは20㎡くらいあろうか、その中央に楕円形のテーブルを置き、ドアに近い方に原告と被告が座り、向こう側に裁判官と書記官が位置した。時たま4～5人の見学者が来たが、年齢からして司法修習生だろうと私は推測した。

裁判官が裁判の進行について喋ったが、私は質問されない限り黙って聞いていた。弁護士は裁判官のことを「裁判長」と呼んでいたが、合議制ならその中の一人が裁判長であるとは参考書で読んだが、一人でもそのように呼ぶのが不思議な気がした。裁判官は弁護士のことを「一井先生」と呼ぶので、これが裁判所での習慣なのかと、私も「裁判長」と呼び、裁判官は「能瀬さん」と私を呼ぶ。

一井は参院選に三度も立候補して、私はその度に彼に投票しているので、裁判所で顔をみるとすぐ分かった。裁判は専門家同志で話は進んでいき、素人の私が意見をいうことなどなく、問われれば答えるだけで、「○○日までに能瀬さん答弁書への反論を出してください」、「次回の期日は○○日ですがいかがですか」といわれれば、私はいつも「お受けします」と答えた。一井は手帳を繰って、スケジュールが混んでいるのか再三期日の変更を申し出た。

初めて一井と顔をあわせた日の審理が終わった。エレベーターを待っていると、後から来た一井は「あんた、この裁判で勝てるとでも思うとるんですか」といった。「ド素人のくせに……」といわぬばかりの態度だったので、私は少し「むっ」とした。「勝てると思うから、やるんですよ。もし一審で負けたら高裁、高裁で負けたら、最高裁まで行く覚悟をしていますよ」と一井の恫喝に対抗して言い返した。

守る会の答弁書は、「原告の請求をすべて棄却する」と全面的に争う姿勢をみせていた。私が請求原因とした四項目については「否認、争う」としていた。5月8日に提出した被告側「準備書面（1）」では、事件発生から三者会談確認書（73年12月23日）までの歴史を19枚に書いている。これは裁判の争点とは関係ないことであった。

6月26日提出の「準備書面（2）」でも（1）の続きを14枚にわたって記述して、『ひかり』460号の記事が、事実であり真実であることを立証する責任を果たさず、時間稼ぎとも思える文書ばかりを提出した。名誉毀損事件では被告側に立証責任があると、専門書には書いてあるので、原告の私としては気が楽な面もあった。

時間が経過してふり返ると、右のような感想も湧くが、私も相当頭へ血が上っていたので、何がなんでも被告の書面に対しては、反論を試みなくては済まなかった。裁判官もそのことを察して、7月3日の弁論準備手続きでは、これまで原告と被告が出した書面の「争点整理メモ」作成を素人の私に打診した。

（つづく）

（のせ　えいたろう）
e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か
――事件発生から60年 ◆37◆

能瀬　英太郎

私の訴訟についての知識は付け焼刃的で、とかく前例を重視する裁判所流の争点整理などやれるはずがないので断った。それではこちらでやると裁判官はいった。7月21日に裁判所からファックスで届いた「争点整理メモ」は、争点となっている両者の主張五項目を四枚にまとめたものである。次にそのうちの一部を紹介する。

1、「能瀬氏が系統的に守る会やひかり協会の批判をE氏に吹き込み扇動してきた」について（以下「文章①について」という）

（1）被告の主張・文章①の記載内容は、次のとおり真実である。E氏とは、榎原伊織（以下「榎原」という）である。原告は、かなり以前から、被害者救済に関して詳細な勉強を行い、資料を集めた上、それを根拠として、被告に対する批判攻撃を行っていた。

原告は、その後、榎原と出会ったのであり、「E氏に吹き込み扇動してきた」との記載は、真実に合致する。

※被告に対する釈明

ア、榎原は、原告に扇動された結果として、どのような行動をとったのか。

イ、原告が、榎原に対し、批判を吹き込み扇動してきたことを基礎付ける間接事実は、どのようなものか。

ウ、「系統的」とは、どのようなことを意味するのか。

（2）原告の主張・文章①は、次のとおり真実ではない。

原告は、E氏から、被告の内情を告げられ、批判を聞いたのであり、E氏に批判を「吹き込み扇動」した事実はない。

以上のようなスタイルで、1から5までの原告と被告の主張をならべて整理したものである。被告が先に主張の補充をして、その後に原告は被告の主張に対する反論を展開するよう、書記官からの連絡があった。

争点整理メモの指示を受けて、被告の「準備書面（3）」（9月1日）は書かれていて全部で25枚ある。内容は榎原攻撃に17枚

も使って、彼を大げさに表現すれば無能力者で、私のロボットのような存在に描いている。例示すれば「榎原は文章が作れないので原告が作った」、「榎原は攻撃方法について原告から教えを受けた」、「榎原は、考え方はもとより、用いる字句まで原告と同じだ」、「榎原に闘いの旗印を教えた」、「榎原はこれまで守る会の運動方針や救済事業に関心もなく発言もしなかった。原告の影響下に入ると新しく身につけた知識や考えに基づいて発言し、強い行動に出るようになった」などと、榎原の行動がよほど目ざわりだったことが、文章の端々に現れている。他の親には「氏」をつけているのに、榎原だけには省いていることでもそれが分かる。

榎原が発言も傍聴も許されなかった03年の守る会全国総会に、私は一人で会場まで様子を見に行った。そのことについて「準備書面（3）」では次のように書いている。

原告も、ひかり協会や守る会を相手に不満を持ち攻撃している榎原を応援するために（他にここにくる目的は考えられない）やってきた。この間守る会の総会には全く来ていない原告が、わざわざ神戸市までやってきたのは、原告にしたがって守る会を混乱させてきたため、第35回全国総会では傍聴者となることも認められないように、守る会内で窮地に立たされた榎原に対して、原告は、強い応援をしなければならないという意図をもって、当然やってきたはずである。（7P）

原告や榎原は、平成15年6月22日（日）午前10時40分頃、総会会場の敷地の塀の道路側に、被告会員の制止を振り切って、横断幕を張り、総会運営と守る会の活動に対する妨害活動をおこなった。（8P）

これを読んで私は思わず笑ってしまった。『ひかり』460号の記事はすべて憶測で書かれているが、それに輪を掛けた文章である。守る会会員も代替りして被害者本人の中に、私の顔見知りはいない。驚いたことに「他にここへ来る目的は考えられない」とまで大胆に言い切っている。その上、時間まで特定して、私たちが妨害活動をしたと、証明できないことを平気で書いている。

裁判も回を重ねると会場である弁論準備手続室なり和解室で、開廷時間前に行って待っている私に、少し後から来た（いつもそうであった）一井の方から話しかけてくることが時々あった。話題は時候の挨拶程度のものだが、あるとき私は「準備書面は全部先生が書かれるのですか」と尋ねたことがあった。多分「準備書面（3）」を読んだあとのことだと思う。あまりにも感情的な書き方で、弁護士ならもっと客観的に、感情を抑制して書くと思ったからである。

「そうですよ、私が書きますよ」と当然のように言い、「パソコンでやるのですか」と聞くと「いや手書きです、それを事務所のものがパソコンで打つのです。」とこともなげに言った。

もともと守る会の主張は根拠に乏しく、反論する材料はいくらでもあった。守る会会員の構成は親から被害者本人に移行していたので、昔のことについては私のほうが詳しかった。弁護士なら相手の主張に対する反論にも軽重をつけ、裁判に影響がない

ところはあえて無視するだろうが、素人の私は毎回全体に反論をしないと気がすまなかったので、準備書面を書くのは草臥れる作業だった。

10（平成22）年5月28日の弁論準備手続から裁判官と書記官が替わった。そのころになると、私も雰囲気に慣れてきたので自分の意見を言えるようになった。裁判所から家に帰って、その日のメモをとっているので再現する。

※裁判官が替わり、書類の多さを見てウンザリした様子

裁判官　争点よりはずれているので、一度争点整理をしているのに、又はずれている。この先まだ書類を出すつもりがあるか。

原告　被告が関係ないことばかり言う。私はひかり協会を批判しているのに、被告が誹謗中傷だと言っている。

被告代理人　原告が恒久対策案の一割実施だといっているので、そうでないことを主張している。

裁判官　一割といったのは数字として言ったのではなく、比喩としていったのではないか。

被告代理人　原告は被告が森永と一緒になって八百長をやっているというものだから。

原告　八百長などと書いたことはない。

裁判官　八百長はひどいですよ、それは取り消してください。

被告代理人　それは言い過ぎでした。

裁判官　重要なことは甲一号証（注・『ひかり』第460号）に書いたことが「一般読者の判断で社会的評価を下げたかどうか」ですから。

原告　被告は関係ないことばかりを書いている。前の裁判官は準備書面（5）、（6）には反論の必要なしと言ったくらいだ。

裁判官　それはその裁判官のお考えでしょう。

原告　被告は原告がホームページに書いたことを取り上げ、批判のすべてを誹謗中傷だといっている。被告を批判しているのは、3割くらいしかない。

十四、和解勧告

7月13日の弁論準備手続では裁判官から和解について話があった。私に対して、原告の和解条件は何かと問うので、訴状に書いたとおり私の名誉回復の実行だと答えた。それがむつかしかったら、どうするのかというので、無理なら『ひかり』第一面一ページ全部に私の主張を掲載することで、それを受けて次の号で被告が反論を書けばいいと提案した。裁判官がその次の問題は何かと問い、私の提案を実施するかどうかは、また別の問題だといった。裁判官は次回に裁判官としての和解案を提示すると言った。

被告代理人は「自分たちにとってこの裁判を続けることで、得なことは何もない」と言った。

私は毎日日記をつけているが、裁判があった日にはその場の様子を、メモをもとに思い出して書いていたのでそれを次に転載する。

▼9月10日の日記

午後4時前裁判所に着く。一井、4時すぎに来る。そのあとで裁判官入室。裁判官の和解案は「言論の自由との関係もあり、一方的に被告に非があるとは云えない」というのだ。それで前回私が示した一面一ページの主張掲載は半分にすることになり、そこへ見出し込みで意見を書くことを裁判官から示された。条件として「なるべく建設的に」という注文である。一井は私に、決定するまで「被告から和解を申し込んだ」ということは書かない（表に出さない）でほしいという。それらを受け入れるかどうかが、これからの判断になってきた。一応、今月末までに『ひかり』へ載せる文章を裁判所へ提出すると言ったが、まだ拒否することもできる。

▼10月5日の日記

裁判官と書記官が11時に入って来て、裁判官の指示で書記官は退出する。原告、被告、裁判官の三人だけになり、裁判官が私に文書を出していない理由を聞くので「賠償金のことを聞き洩らしたのでそれはどうなるのか」と言った。「それはなしだ」と裁判官。私は「それでは納得できない、被告は準備書面でこちらの求釈明について一つも答えていない。ウソを並べていて、その根拠を求めても答えないのなら、そのまま通ってしまう。甲一号証の記事についても私の動機とされたことの、挙証がなされていない」と言った。すると裁判官が「賠償金をいくら求めるか」と問うので「20万円求めたい」と答えた。

それから裁判官が一井に向かって「どうですか」と聞いた。一井は「99%無理でしょう」と言った。私は「それでは和解できないので判決を求めたい。実は、30日に出すといっていた文書を今日持ってきているので、これの掲載と20万円を求めたい」といってその日持参した「守る会を名誉毀損で提訴した経緯」を二人に渡した。しばらく二人は読んでいたが、裁判官が「この『被告からの和解の申出があり』は違いますので、『裁判官からの勧告』にして下さい」と言ったので訂正することにした。ついで文中の字句について質問があり介護料のことを尋ねたほかは文句が出なかった。

一井は「『訴訟対策費』とありますが『弁護士会にキフ』とは書いてありませんでしたか」と聞いたので、その文字の出典について説明した。（注・守る会はこの訴訟については『ひかり』に一行も書かず、決算報告書に「訴訟対策費」として金額だけを記載）

二人の専門家は素人の私を煙に巻いてしまうので、「どうして和解条件がこのように『ひかり』半ページ分になるのか、それに至る理論的道筋が分かる判決をもらえば、不服なら控訴という手段もとれるので、判決をもらいたい、その方が納得できる」と言った。

一井はまたしても「あなた勝てると思っているのか」と言うので、「それは分からないが、とにかく被告はひかり協会を批判したことが、守る会の誹謗中傷に当たると見当はずれのことをいっている」と言うと「そっちを取り上げるのなら、こっちも考える」と気色ばんだ。裁判官は被告に、回答を次回持参するように言った。（つづく）

（のせ　えいたろう）
e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か
――事件発生から60年 ◆38◆

能瀬　英太郎

▼11月26日の日記

裁判所へ行くと書記官から、榎原（重症被害者の父親）さんが来ていることを知らされた。先日書記官から、傍聴を許してもいいかという問い合わせがあり「いい」と答えておいた。本人からは何の連絡もなかったので、裁判官の許可が下りなかったのかと思っていたが、「弁論準備手続」の間は許したという。和解協議になると退席を求められたので、ほんの5分くらいの間だけ傍聴した。被告は和解案を拒否してきた。おまけにまた準備書面（11）と、書証も出してきた。私の文章（「守る会を名誉毀損で提訴した経緯」）を載せることはしないだろうと思っていたが、案の定そうだった。裁判官は私に被告の準備書面（10）への反論があれば、12月24日までに提出するようにと言った。いつものように被告側を批判したが、それに対して一井さんは何も言わなかった。今日は雑談を一切しなかった。済んで外へ出ると榎原さんが待っているかと思ったが、姿が見えなかった。何の目的できたのか分からず、後から電話もないので、こちらから掛けることもしなかった。

▼11年1月14日の日記

この日の裁判で、被告が準備書面（10）の陳述をした。その後、原告が提出していた三通の「文書提出命令の申立書」の取扱いに移り、『ひかり』460号の紙面を作成するに至った、常任理事会議事録の提出を審議した。しかし議事録は作っていないというので、「撤回」した。もう一つの「学習資料」（注・『ひかり』460号の記事末尾に「この声明に基づいた学習資料を同時に作成し学習することを提起」とあった）についての請求理由が裁判官の納得を得られず、「撤回」となった。また裁判の最初に出していたひかり協会職員の給与等の明細については、裁判官が少し考えるということで保留となった。

続いて証人申請に問題は移り、460号

の記事を書いたのは前野だと弁護士がいった。以前、求釈明で書いた者を聞いたが答えなかったので、私は書いたのは編集責任者の平松正夫だと判断して証人申請した。今になって前野だというのはおかしい、と弁護士を批判した。すると裁判官が反対尋問すればいいではないかと言った。

裁判官は原告の準備書面（8）に対する反論を書くよう被告に要請し、今まで一回も反論していないので、まとめてしてほしいと言った。一井弁護士は一回目からですかと尋ねたが、それは多すぎるので準備書面（8）に限ってということになった。次回で弁論準備手続は終了することになり、次回期日は3月18日と決まった。

帰りがけ、久しぶりに一井氏と雑談をする。「もしあなたが勝つことになってもむなしいものだ」と言ってあわてて、ごまかすように、「もう、悠々自適の生活ですか」と話題を変えてきた。「国民年金生活ですから、それはないでしょう」と言うと「若いころ運動をしたので、厚生年金ではないのですね」というのが嘲笑的に聞こえたので「国民年金では先生のような有能な人に弁護を頼めないので、本人訴訟をしています」とこちらも少し皮肉をこめて言った。

十五、証人尋問

▼3月18日の日記

裁判官は被告側が証人申請した二人のうち、平松に対する原告の尋問事項について質問した。実際の執筆者が前野なら、こちらの尋ねることも変わってくると答えた。原告の出した証人申請で平松、榎原、能瀬本人の認否については次回に答えると裁判官はいい、5月9日までに尋問事項の提出を両者に求めた。

一井弁護士は陳述書をそれまでに提出するという。裁判官が「助かります」と二人でやり取りをしていたが、どうして「助かる」のかよくわからない。こちらにも陳述書をだすなら、次回までに提出するようにという。

▼5月16日の日記

被告側は「森永告発との縁切り声明」の書証と前野、平松の陳述書を出してきた。よほど自分と森永告発を結びつけたいらしい。裁判官が証人尋問の時間の設定を決めた。尋問当日に書証を出したいと私が言ったら「弾劾証拠」でないと当日出せないと裁判官に言われた。どんな書証かと聞くので「生活手当」のウソをあばくものだと言ったが認められず、今週中にその書証を出すよう要請された。そのために尋問期日の前に弁論準備手続を一日入れることになり、期日が6月6日に決定した。これでこの日の審議は終了した。

雑談で一井弁護士が「叙勲の対象になっているが、辞退しようと思っている」という。「仕事を減らして今後は弱い者の味方になるような弁護をしようと思う」などと述べるので「守る会と比べて私の方が弱いですよ、アリとゾウの闘いですよ、だからといって同情してもらいたいわけではありませんが」とことわっておいた。どういうつもりで言ったのか理由はわからないが、ワザとらしい。

裁判官は「生活手当1級より2級の方が多いんですね、過払いの件で20年も前のものを請求されたんですか、時効を過ぎてい

ますね」と言ったが、一井氏は何も答えられず。裁判が終わってから、一井弁護士が「連休はどこかへ行かれましたか」、私は「貧乏人は行くところがないですよ」と答えた。娘さんの県会議員当選祝いを述べると「子供さんはお父さんの後を継いで運動をやっておるのですか」と聞く。「貧乏はイヤなのでやりませんよ」と答えた。

▼6月6日の日記

弁論準備手続はじまり、6月20日の段取りなど裁判官が再確認する。その後「私には5月20日に書証の期限を設けながら、被告が今日書証を提出するのを許すのはなぜか」と問うた。すると「原告にあれは言ったので、被告は含まれない」と答えた。「それは不公平ではないか、期限とは一体なんであるのか。被告はいつも期限に遅れて準備書面を提出している」と主張した。裁判官は「一井先生は、それほどお忙しいのでしょう。だから被告を含むとはいわなかったのを利用したのだろう」と言う。「私は専門家二人にだまされているようなものだ」と毒づいた。「文書提出命令の認否はどうなっているのか」と問うと「それは今後判断する」と言う。不公平だということを特に主張しておいた。

▼6月20日の日記

10分前に202号法廷へ行くと待合室で岡崎さん夫妻に会う。開廷されて、二人の証人が宣誓後署名捺印したがどちらも相当上がって表情がこわばっているのがわかる。一井弁護士が主尋問をする前に「一時間もかからず、40分くらいですます」と言ったが、実際は1時間かかった。平松証人から通り一遍のひかり協会と守る会の概略を聞く。その時「乙〇〇号を示します」といいながら、証人に書証を見せて「間違いありませんか」と聞いて行く。言われた書証番号をこちらは探しているうちに「間違いありません」と証言するという具合で、書証探しに追われる。

反対尋問になり、自分はまずひかり協会と守る会の住所からやった。住所、電話番号はどちらも同じだった。家賃、電話代、水道料などは全部ひかり協会持ち、職員給与3人分も同じくだ。初めてのことをやるのでうまくいかず、裁判官から再三注意を受ける。こちらは間違って当たり前と心に決めているので「裁判官、なにしろ素人ですから、そこは大目にみてください」と開き直った。

次に原告はひかり協会を批判したのに、守る会が出てくるのはなぜか、その例として山陽新聞の記事、中島論文、『週刊金曜日』の前野反論を糺した。平松証人は「守る会のギムだ」というので「そのようなことは守る会の規約にはない」といっておいた。ついで「文書提出命令の申立てをひかり協会に求めたのに、守る会が『ない』と返答するのはおかしいではないか」と糺したが、明確な答えはなかった。

前野証人への反対尋問は甲一号証（『ひかり』460号）の記事の内容について、取材はどこからしたのかなど、具体的には文章の一つ一つの矛盾を糺した。どちらも感情的になり論争に発展すると、裁判官から「論争はしないでください」と注意を受けた。

▼7月4日の日記

裁判が始まり、今日の証人である榎原さんと自分が、宣誓をして署名捺印をした。昨日電話で榎原さんに印鑑を持参するよう念をおしておいたのに、忘れていた。

いよいよ自分が榎原さんを証人尋問することになった。榎原さんの答えが長いので、もっと簡潔に答えて貰いたいと思ったが、そのまま続けていると、裁判官から簡潔にするよう注意された。このままでは制限時間内に終わらないと考え、榎原さんが答えている途中に頃合いをみて遮り、別の点から聞くことにした。それでスピードアップでき、二人が同じような考えで行動したのではなく、榎原さんに頼まれて支援したことを強調するように方向づけた。被告が主張する「能瀬が榎原を扇動した」ことを無力化することにつとめる作戦は、ある程度成功したのではないか。一井弁護士の反対尋問は意図がよくわからないものだった。

次は自分に対する本人尋問になり、裁判所へ提出していた尋問項目に沿って、本人に代わって裁判官が尋問した。なるべく簡単に「イエス」か「ノー」で答え、肝心な点は詳しく答えた。裁判官は自分の陳述書をよく読んで書証を示してくれ、証人席へ甲号証を持ちこむことも許可されたので、守る会の主張が虚偽であることを証明できたように思う。

一井弁護士の反対尋問は、森永告発と自分の関係を強く結びつけようとしたので、その手には乗らないよう答えた。証人尋問が終わったのは5時ごろであった。次回期日は9月16日午後1時半からで、それまでに最終の準備書面を出すことになった。

十六、再度の和解協議

▼9月16日の日記

今日の裁判は354ラウンドグランド法廷で行われた。広さは弁論準備手続室の倍くらいあった。一応傍聴席もあり、10人くらい座れる長椅子が一つ備わり、法廷との境に太い帯状のもので仕切られていた。裁判官は前の裁判が予定より延びたので、少し遅れたと入室後言いわけをした。最初は型通りに準備書面の陳述をするのかと問い「する」と答えて、自分は（12）を被告は（16）を陳述した。

そのあとで和解協議に入り、被告と裁判官が協議するため、原告と傍聴人は控室へ退出した。暫くして書記官が呼びに来て、一井弁護士と入れ替わりに自分が入っていった。裁判官は「先日の証人尋問の結果、一部事実に反することが分かったので、被告に前回の和解案を受け入れるように話したが、原告はどうか」と問われた。「それに異存はない、少しのことならこちらも歩み寄る」といった。「『ひかり』へ載せる文章も、前の記事（460号）は誤りだったので訂正するくらいのことで、その点賠償を増額することも考えられる」などと裁判官はいった。自分は「それを受け入れるよう努力する」と答えると、被告が呼び入れられた。

裁判官が被告に原告の考えを伝え、その返事を次回期日10月1日に持ってくるように促した。

（つづく）

（のせ　えいたろう）

e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か
――事件発生から60年 ◆39◆

能瀬　英太郎

これまでのあらすじ

森永ヒ素ミルク中毒事件は、１９５５年の夏のできごとだ。岡山県を中心とする西日本一帯に患者が発生し、死者１３１人、中毒患者１万２千１５９人（翌年２月厚生省発表）という世界的にも稀有な食中毒事件である。

原因となったヒ素は、粉ミルク製造過程で乳質安定剤として使用した、第二燐酸ソーダに含まれていた。新鮮な原料（牛乳）を使用すれば必要のない薬剤をなぜ使ったのか、それは腐敗寸前の原料まで利用する、あくどい森永商法のなせるワザといえよう。

原因の薬剤はボーキサイトからアルミニウムを精錬する際にでた、産業廃棄物を精錬したものである。同薬剤は国鉄（現ＪＲ）へも機関車のボイラー洗浄用に納品されたが、使用前検査でヒ素含有量が多いことを理由に返品されている。それを森永徳島工場は品質検査もせずに、粉ミルクに使用したのである。

岡山大学医学部小児科浜本英次教授による公式発表は８月24日で、森永ミルク原因説を同小児科が抱きはじめてから、約１カ月がたっていた。翌日付の新聞各紙はこの二ュースを社会面トップで報じたが、見出しには「森永ミルク」はなく「人工栄養児」としてスポンサーに配慮を示した。この配慮はその後も続いた。

被害者の親は９月４日に岡山で被災者同盟を結成し、18日には全国組織が結成されるという素早さだった。治療費、付添費などの請求を切り抜けるため、森永は厚生省に泣きつき、10月21日に有識者による第三者機関「五人委員会」が結成された。

同年12月15日に発表された「森永粉乳中毒事件の補償等に関する意見書」により、死亡者25万円、患者一律１万円、後遺症の心配はないということで、強制的に幕が引かれた。（２０１３年までの死者は１１７０人）「後遺症の心配はない」という断定が、その後に禍の元になる。この意見書で被害者組織は翌56年４月解散したが、岡山県では「こどもを守る会」として存続して、後遺症の存在を訴え続けたが、マスコミや小児科医は無視した。

回収したヒ素ミルクは「育雛用飼料」に変身し、売却資金を原資に「森永奉仕会」が設立された。この会の目的は小児科医に研究資金をバラマキ、後遺症の口封じを図ることにあった。69年の阪大教授による『十四年目の訪問』は、後遺症の存在を明らかにすると同時に、医師の倫理を問うた。　（あらすじ１）

▼10月11日のメモ

３５４ラウンドグランド法廷
裁判官　工藤諒二、書記官　長尾光政
被告側から前野、平松２人来る。理事長入院。
懸念、和解したら、非を認めたとＰＣで投稿する懸念。
今後５年を区切って、年一回協議する席を設ける。
○次回11月１日１時15～２時。

この日私は右のメモを裁判所で記しただけで、その他の記憶が無くなってしまっていた。後から思い出して、その日のやり取りを日記に残すことができなかった。妻の話によると、裁判所から帰った私は、おかしなことを言って様子が普通ではなかったらしい。傍聴に来ていた岡崎久弥に妻が電話で聞くと、変わった様子はなく、車で岡崎を家まで送って行き、そのまま帰ったという。

裁判のストレスが原因ではないかと妻は言ったが、裁判は山場を越えていた。書くのが重荷になっていた準備書面も、もう提出する必要はなかったので、かえってストレスから解放されたはずだ。原因は不明だが、あまりいい気持ちではなかった。

▼11月１日の日記

３５４ラウンドグランド法廷に入って待つことしばし、ようやく被告側前野、平松、一井弁護士現れる。続いて裁判官来て開廷。先に被告側の意見から聞くことになり、自分は待合室に行く。書記官が呼びに来て被告側と入れ替わりに法廷に入る。被告側が「神戸の総会で妨害行動をしたことを削除する」と書いてきた書面を見せられる。読むだけで文書はすぐ取上げられる。その他二項目の提案が書かれていた。①守る会は原告と年一回の話し合いの場を持つ②裁判結果を原告は自己宣伝に使わないとの約束。こちらの要求として「恨みをいだいて」という機関誌の文章の削除と賠償金20万円を要求した。

裁判官は前々回、譲歩の条件として賠償金の増額に言及しながら、もう忘れてしまっていた。被告は前記①、②の約束がない限り和解はできないと言った。「恨み」の件では、はっきりとそう書かなくても、玉虫色に言及することでいいかと裁判官が聞くので、「それでもいい」と私は答えた。

被告側が入って来て、こちらの要求がつたえられた。小畑理事長は病気で出席できないので、診断書らしき文書が提出された。

９月16日の日記を読み返すと、賠償金について裁判官の言及を記していたので、次回の期日にはその所をコピーして提出し、裁判官に見せたい。

▼12月６日の日記

９月16日の裁判で、裁判官は自分の発言内容を忘れて、前回私が指摘をしても疑わしい様子だったので、当日の日記のコピーを持参して、裁判開始直後に手渡した。被告側は今回も前野、平松と一井弁護士。最初は被告側と裁判官が協議し、自分は待合室で待機。書記官が呼びに来て被告側と入れ替わりに３５４法廷に入ると、被告の示した文書を渡され、読んでしまうと取上げられた。

それによると『ひかり』へ載せた記事の「全国総会を妨害した」個所は削除すると書きながら、それ以外は「能瀬氏の真意と

は違う文章を掲載した」とも書いてあった。

一連の文章は読みようによっては、全国総会で私が妨害したようにも理解されかねない小細工が施されていた。二つの事柄は別々であり、別々に分けて書かなくては読む者に理解できないのに、一つの事柄にまとめてしまうように書いてあったので「これでは認められない」と言った。

裁判官も「私もそのように被告に話した」と言った。その他「年一回の話し合いの場を持つ」という提案には「その必要はない、これまで自分の意見は掲示版や準備書面で表明しているので、それを読んでくれれば分かるはず」と私は拒否した。その上で賠償金20万円を要求した。そこで被告側と交代することになった。

20分くらいして、書記官が呼びに来た。裁判官は「被告が岡崎さんのHPに書かれることにとても拘っているので、和解内容を書かないでほしいと言っている」と言った。「あれは自分が書いているのではなく、岡崎さんが勝手にやっているのだから、それを止めることはできない」と反論した。しかし「なるべく詳しい内容を知らせないようにする」と、無意味だと思ったが気休めに答えた。

被告が入って来て次回期日を12年1月10日11時と決めた。裁判終了後、裁判官が自分の後を追ってきて「13日までは相手をシゲキしないように」と廊下で何度も私に繰り返した。自分は「被告側は自分たち（前野、平松）の責任回避のため、内容を表に出したくないのだ」と強調しておいた。「13日までは何もHPに書かないでほしい」と再三要請された。裁判官は自分が言いだして1月10日に期日を変更したことを忘れて「13日まで」を強調した。

▼1月10日の日記

354法廷で午前11時に開廷。定刻に裁判官と書記官が入ってきたが、被告側は5分遅れて来た。裁判官が被告側の協議結果を尋ねると、一井弁護士が口を開いたが、すぐ前野が引取って説明を始めた。一昨日守る会の四役会議（8人くらい集まった）で、訂正文の『ひかり』掲載は認めたが、賠償金の支払いはできないという意見が大半だった。理由は会員と少数の部外者しか読まない機関紙『ひかり』に書いたこと、原告の度重なる攻撃に対し、被告は自衛のためやったのだという。

裁判官は「これは和解勧告に基づくものであってもか?」と憤然とした様子で言ったが、守る会は受け入れられないという。裁判官が「20万円の支払いはだめか」と言うと、「判決をお願いしたい」と被告側はいった。「それでは原告はどうか」と問うので「今まで譲歩してきたので、これ以上は譲れない」と私は答えた。

その間、一井弁護士は口をはさまず、約10分間沈黙したままであった。次回期日3月26日午後1時10分から判決と決まる。

十七、第一審判決

▼3月26日の日記

202号法廷は証人尋問をやったところだ。今日はこちらより早く被告側は揃って着席していた。裁判官は開始早々「主文被告は原告に対し、20万円を支払え」と読み上げたので、勝ったと思った。「判決理由は文書にして渡す」と簡単だがこれで終わりだ。書記官室へ行くと判決文と切手の残り5600円分を戻してくれた。外は雨だったので、岡崎さんを車で家に送り、判

決文をコピーして一部を彼に進呈した。
家に帰り妻に報告すると喜ぶ。榎原さん、西田さん、青山さんにも報告の電話をする。メールで戸倉さんと徹（長男）に知らせた。

判決文は21枚に及ぶ長いものだったが、主文と「争点整理メモ」に従って①～⑤の文章の内、不法行為と認定された文章⑤の判決文を引用する。

主文

1　被告は、原告に対し、20万円及びこれに対する平成19年8月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2　原告のその余の請求をいずれも棄却する。

3　訴訟費用は、これを10分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

4　この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

（7）文章⑤について

ア　文章⑤における被告の意見ないし評論の表明の根拠となっているもの、前記（3）ア（イ）（注・原告が『週刊金曜日』に投稿した「後退する被害者救済」と「加害企業『森永』の防波堤になりさがった『ひかり協会』」などを指す）ないし（ケ）（注・平成19年5月原告が柚木議員に質問主意書を出してもらおうとしたことを指す）に述べた行為などを指すものと認められるが、これらの行為が被告にとって、不都合なものであることは否めないものの、これらをもって原告がひかり協会や守る会を破壊しようとしているものと結論づけることは困難であり、その他の証拠をもってしても原告がそのような意図を有していると認定することはできない。

イ　ところで、被告が主張するように、自己の正当な利益を擁護するために、やむを得ず、他人の名誉を毀損するような言辞を用いて反駁した場合、その表現内容だけを切り離して考えると相手の名誉を侵害するものであっても、そこに至った経緯に照らすと、相手の名誉を毀損するような言辞を用いたことには無理からぬ事情が存在し、かつ、相手のとった言動と対比して、その方法・内容において一般社会通念上それもまた自然の成り行きとしてやむを得ないものと考えられる限度を超えないかぎり、その行為は違法性を欠き、名誉毀損による不法行為とはならないと解するのが相当である。

これを本件においてみるに、確かに、原告もかつて所属していたことを自認している森永告発が、守る会の全国総会などにおいて過激な活動をしてきたことが認められるから、被告が、森永告発の設立にかかわった原告に対し、文章⑤のような意見ないし評論の表明をすることも理解できないわけではないが、原告が「被害者（親族）の願いや幸せを実現しようなどと思ってはいない」と認めるに足りる証拠はなく、また、原告が森永告発の前記過激活動に直接関与したことを認めるに足りる証拠もないのであるから、被告がそのような言辞を用いて原告の名誉を毀損する記載をしたことにつき無理からぬ事情が存在したと認めることもできない。

（つづく）

（のせ　えいたろう）
e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か

――事件発生から60年 ◆40◆

能瀬　英太郎

エンゼル・マークをボイコットしよう!!
森永不買

これまでのあらすじ

1969年10月19日付けの朝日新聞は、「十四年目に明るみに出た後遺症」の見出しで、森永ヒ素ミルク中毒被害者に後遺症が存在することを報じた。翌日の各紙は朝日に追随した。14年間森永乳業に配慮した報道を続けたマスコミの姿勢は、この日をもって終わった。10月30日、岡山市で開催された日本公衆衛生学会で、阪大丸山教授は後遺症の深刻さを報告した。

これを機会に森永ミルク中毒のこどもを守る会は全国規模になり、一年後には8百人が参加した。朝日の報道後、森永のお願いを受けた厚生省は、岡山をモデル県に調査、検診を実施した。3年後に検診結果が発表されたが、後遺症の存在はあいまいなものだった。

守る会が森永と被害者救済に向けた交渉を始めたのは、70年12月12日からである。守る会は密室交渉、ボス交渉を拒否した。交渉は部外者にも公開されて、森永の責任逃れの言動が衆人環視のもとにバクロされた。72年12月の第15回交渉に、出席を求められていた森永大野社長が欠席したので、守る会は交渉打ち切り、民事訴訟提起、森永製品の不買運動開始と、運動方針の転換を図った。73年4月大阪、8月岡山、11月高松と三波にわたって損害賠償請求裁判を提起した。

72年4月、私も設立に参加した支援団体の「森永告発」は、若い社会人と学生を中心に「全森永製品不買」を掲げて運動を開始した。もう一つの「対策会議」は労組、医師、弁護士などが加わっていた。守る会と森永の合意成立で、森永製品不買を続ける森永告発は邪魔になり絶縁された。後者はその後救済機関に参加し、加害企業に融和的な立場に変わっていった。

守る会が作った「恒久対策案」は、被害者救済の設計図である。その実現に努めることに守る会と森永が合意し、厚生省も積極的に援助することを約束した「三者会談確認書」が73年12月に発表された後、裁判は取り下げられた。74年4月、森永が資金を提供するひかり協会の設立で救済が開始された。事業は金銭給付から始まったが、「恒久対策案」は年々空洞化が進んだ。完全実施を迫る勢力と森永に融和的な執行部の対立が露わになり、守る会産みの親である完全実施派の岡崎哲夫は86年に除名された。以後ひかり協会も守る会も一部の党派に主導権を握られ、言論の自由が束縛される事態が現在も続いている。

（あらすじ2）

（第一審判決文の続き）

している ことや、被告も、本件記事掲載後

当の算定基準となるべき資料」の請求を却

（第一審判決文の続き）

ウ　そうすると、文章⑤の意見ないし評論の表明は、公正な評論の範ちゅうに属するものとはいえず、原告の社会的評価を低下させるおそれが否定できないから、違法性が阻却されず、被告には、原告には対する名誉毀損の不法行為が成立するというべきである。

（8）以上のところから、結局、被告は、文章⑤についての不法行為責任を免れない。

2　争点（2）「原告に認められるべき相当な慰謝料額」について

（1）前述したように、文章⑤によって原告の社会的評価が低下したと認められるが、「ひかり」の発行部数は約2600部にとどまり、その主たる購読層は守る会の会員約2200名が中心であることからすると、原告についての事実に基づかない前記各文章の内容がさほど広範囲に広まったとは思われない上、原告もひかり協会及び守る会についてこれらを揶揄するような表現方法を用いて求める会HPに意見を掲載していることや、被告も、本件記事掲載後ではあるけれども、原告に対して協議の申し入れをして相互理解の途を設定しようとしたが原告が拒否したこと（甲23～27）などの事情を総合すると、原告の受けた精神的苦痛を慰謝するためには20万円が相当というべきである。

（2）よって、原告の本争点に係る請求は、この限度で理由がある。

3　争点（3）「謝罪広告文の適否」について

（1）（略）

（2）よって、原告の本争点に係る請求は、理由がない。

以上が不法行為と認定された文章⑤に係る判決である。

この判決に対して被告は控訴、上告したがどちらも棄却されて、一審判決が確定した。

一審判決文の最後の「4まとめ」で裁判官は、私が文書提出命令の申し立てを行っている「30歳確認事項における生活保障手当の算定基準となるべき資料」の請求を却下した。

しかし、被告は10年12月22日付準備書面（12）で「文書は現在、存在しない」と回答したのに、11年3月14日付準備書面（14）の12頁では次のように述べている。

ひかり協会が設定する生活保障水準額において、反映させる1983年当時の賃金の状況として、公害健康被害保障制度を参考とした。男・30～34歳197500円と女・30～34歳119800円の単純平均158650円の6割である95190円を一つの根拠とした。

また、厚生年金の全受給者平均が114204円であったことも根拠とし、最終的に1986年度の支給開始時の生活保障水準額を110000円とした。

文書提出命令の申立を却下されても、実質的にはなんら影響はかった。しかし、このことが榎原裁判と大きなかかわりを持つことになる。

十八、榎原裁判に至るまで

私は、名誉毀損で守る会を訴えるに当たり、訴状作成過程で一度弁護士に指導を仰いだ。それから証人尋問に至るまでは、一人で手探り状態でやって来た。証人尋問ついては参考書的な書籍に頼ることもできず、ここらで専門家の意見も聞いてみたいと思い、大石和昭弁護士の事務所を訪ねたのが、11年4月19日だった。

被害者の父親である榎原は、ひかり協会の救済についてかねがね不満を抱いていた。何軒もの弁護士事務所を訪ねたが、訴訟を引き受ける者はなかった。私が大石に相談するに際して、榎原に同行して意見を聞いてみないかと誘ったところ、彼も乗ってきた。

私の相談が終わって、榎原の置かれている状態を説明すると、大石は「私は見殺しにはしないですよ」と言ったので、これは裁判を引き受ける脈がありそうだと二人は思った。それから月に一回程度の割合で、榎原の大石弁護士事務所詣でがはじまった。

生活手当の恒久対策案との差額（第8表）

年号	障害者年金＋生活手当＝A	一カ月分差額 A×0.12＝B	一年分合計 B×12
1986	¥110,000	¥13,200	¥158,400
1987	¥110,725	¥13,287	¥159,444
1988	¥110,900	¥13,308	¥159,695
1989	¥117,800	¥14,136	¥169,632
1990	¥120,500	¥14,460	¥173,520
1991	¥124,100	¥14,892	¥178,704
1992	¥128,150	¥15,387	¥184,536
1993	¥130,300	¥15,636	¥187,632
1994	¥132,100	¥15,852	¥190,224
1995	¥138,910	¥15,669	¥200,030
1996	¥138,910	¥15,669	¥200,030
1997	¥138,910	¥15,669	¥200,030
1998	¥141,460	¥16,975	¥203,702
1999	¥142,200	¥17,064	¥204,766
2000	¥142,200	¥17,064	¥204,766
2001	¥142,200	¥17,064	¥204,766
2002	¥142,200	¥17,064	¥204,766
2003	¥148,800	¥17,856	¥214,272
2004	¥141,390	¥16,966	¥203,603
2005	¥140,400	¥16,848	¥202,176
2006	¥140,150	¥16,818	¥201,816
2007	¥141,267	¥16,952	¥203,424
2008	¥140,000	¥16,800	¥201,600
2009	¥140,000	¥16,800	¥201,600
2010	¥140,000	¥16,800	¥201,600
2011	¥140,000	¥16,800	¥201,600
合計			¥5,016,324

＊注・右の表のAは、重症被害者である1

が何を基準として採用されたのか、その出

せると納得して「これで行こう」というこ

＊注・右の表のAは、重症被害者である1級2級に支給された生活手当である。守る会は、公害健康被害補償法で定められた支給月額の6割を基準にしたと準備書面で回答。生活手当に差額の0・12をかけた額がBである。B額分だけ毎月減額されていたので、それを12倍すれば一年間に過少支給された金額になる。

一度「見殺しにしない」と言いながら、大石はなかなか腰を上げる様子はなかった。腰を上げるきっかけとなったのが、私の裁判で守る会が回答した前記の準備書面(14)の引用文をみせてからである。

重症被害者の年金である「生活手当」は、制定から数年後になって支給額が時代の状況に合致しなくなり、増額要求が相次いだ。被害者が30歳になるのを前にして出された「30歳代をむかえての被害者救済事業のあり方」(以後「30歳代」と略称す)は生活手当の算定基準として「本人の所得水準額は、30歳の勤労者の賃金の60%とする」と決定した。問題は「30歳の勤労者の賃金」が何を基準として採用されたのか、その出典は示されぬままであった。

公害健康被害補償法を調べてみると、この法律で定める健康被害者は、主に車の排気ガスや工場の排出する有毒ガスによるものであり、勤労者の賃金の80%が支給されていた。金額は五歳刻みで設定されていて、森永ヒ素ミルク中毒被害者の年齢該当者にあてはめると生活手当より多く、障害者年金を控除するとの条件もない。

これを、勤労者の賃金の基準として使い、その60%が「30歳代」の算出に当てられているとしたら、80×60であるから、出された金額は48%になる。つまり勤労者の賃金の48%しか実際には支給されていない勘定になる。本当に「30歳の勤労者の賃金の60%」にするには不足分12%を増額しなくてはならない。公害健康被害補償法による支給金額は毎年改訂され、年度末に翌年度の基準として『官報』に掲載されていた。私は市立図書館へ行き「30歳代」が実施された1986年から、2011年までの支給月額を調べて差額を計算した表を作成(第八表)して榎原に示した。これを大石にみせると納得して「これで行こう」ということになった。

『官報』平成23年3月31日(号外特第21号)75Pに掲載されている「○環境省告示第二十七号」から引用する(この告示には障害補償標準給付基礎月額が付いているが省略する)。

公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)第二十六条第二項の規定に基づき、障害補償標準給付基礎月額を次のように定め、平成二十三年四月以降の月分の障害補償費について適用し、平成二十二年四月環境省告示第二十九号(公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第一項の障害補償標準給付月額を定める件)は、廃止する。ただし、平成二十三年三月以前の月分の障害補償費については、なお従前の例による。

平成二十三年三月三十一日

環境大臣　松本　龍

(つづく)(のせ　えいたろう)

e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か

――事件発生から60年 ◆41◆

能瀬　英太郎

これまでのあらすじ

岡崎哲夫は1955年の事件発生後に、いちはやく被災者同盟設立の主導的役割をはたし、森永の企業責任追及の先頭にたった。その後五人委員会の斡旋案を受け入れて、被災者同盟が解散になり、被害者がばらばらになることを危惧し、翌年6月に岡山県森永ミルク中毒のこどもを守る会の設立にかかわった。

岡崎を中心に少数の親が被害児の後遺症を訴えつづけたが、医者もマスコミも無視を決め込んできた。ようやく69年になって阪大の丸山教授が学会でとりあげたことにより、世間の注目をあびることになった。

守る会が全国規模に拡大し、事務局長の岡崎は勤めの傍ら、命を縮めるように夜中までガリ版に向かって文書作りをつづけた。守る会設立から30年後、ひかり協会の被害者救済が空洞化するなか、異論を唱えたところ、対立者から「分派主義者」の烙印をおされて追放されてしまった。

「守る会復興、再建」を旗印にして岡山と広島の被害者の親10人ほどが集まって、恒久対策案を守るべく立ちあがったが、半分の者が翌年には元の鞘に収まった。二階にあがった岡崎と山田一之は、梯子をはずされた格好になった。

これを機に岡崎は守る会の運動にから離れた。彼は1943年に臨時召集され、45年8月満州虎頭要塞に転属、ソ連に侵攻。要塞の全滅で捕虜となり、勃利市の刑務所に収容された経験を持ち、その調査研究に情熱を注いだ。

そんななか、被害者である娘ゆり子が、難病の胸腺腫を患い、5年間の闘病の末、2000年の8月に45歳で早世した。最愛の娘を失った衝撃もあって、12月に彼も娘のあとを追った。妻幸子は守る会の資料を保存している自家の土蔵を修復したのち、2004年に二人に続いた。あとに残された息子久弥は「森永ヒ素ミルク中毒資料館」を自費で設立したが、哲夫を除名した守る会もひかり協会も、自分達の運動の軌跡を残す資料館を作ってはいない。これは他の公害被害者にない事例だという。

（あらすじ3）

枚という貧弱ものだった。それぞれの説明

8.2

（「十八、榎原裁判に至るまで」の続き）

この次に年齢階層として五歳刻みの支給月額が男子、女子の順で表示されている。森永ヒ素ミルク中毒被害者の年齢階層「昭和二十七年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者」の12年度の額は男子33万３３００円、女子19万４６００円である。なお環境省告示第二十八号は「遺族補償標準給付基礎月額」であり、ちなみに金額を示すと次のようになる。男子29万１６００円であり、女子17万３００円である。ひかり協会は遺族補償として低所得者に月額3万円を支給している。

守る会と太陽の会（被害者本人の会）はこの法律成立に反対していた。公害健康被害補償法による被害者年金と死亡者遺族に対する年金額をみても、守る会とひかり協会は何も思わないのだろうか。

反対したのなら、せめて右の額を上回わる救済をやらないと、何のために反対したのか説明がつかなくなるだろう。

十九、榎原裁判はじまる

岡山地方裁判所への訴状の提出は、２０１２年6月25日になされた。当事者として原告榎原鈴子、原告成年後見人榎原伊織、弁護士大石和昭が名前を連ねている。

被告は森永ミルク中毒の被害者を守る会理事長桑田正彦、ひかり協会理事長福渡靖、森永乳業代表取締役大野晃、法務大臣滝実である。

訴訟物の価格金（損害賠償請求金額）は２１４９万６７９６円であるが、これについて説明すると、第八表で示した金額は「30歳代」の基準となっている「30歳の勤労者の賃金の60％」で固定した金額である。以後35歳になっても40歳になっても、「30歳の勤労者の賃金」で計算するとは明示されていない。そこで年相応の賃金を基準にすることが合理的だとして、公害健康被害補償法の支給月額を適用して計算し直した結果、１６４９万６７９６円の過少支給が分かった。それに慰謝料５００万円を加えた額が、訴訟物の価格になったのである。それにしても訴状の実質的内容は、僅か4枚という貧弱ものだった。それぞれの説明に使った行数は、次のようになる。

第2、請求の原因（森永ひ素ミルク中毒事件概要）10行

1　当事者

（1）原告　5行

（2）森永ミルク中毒の被害者を守る会　5行

（3）ひかり協会　6行

（4）森永乳業　4行

（5）国　5行

2　生活保障・援助の債務（義務）内容

（1）では昭和48年12月23日の三者会談内容を1／2頁で説明。

（2）でようやく「30歳代を迎えての被害者救済事業の基本的確認事項」を3／4頁費やし説明。

（4）小括

以上から明らかなことは、被告被害者を守る会、被告ひかり協会、被告森永乳業は、被害者である原告に対し、「生活保障・援助」としての「生活手当」を支給するにつき、「本人の所得水準額は、30歳の勤労者の賃金の

60％とする」との決定にもとづき、生活手当額を支給すべき債務を（義務）を負ったものである。（「小括」全文）

3　被告ひかり協会・被告被害者を守る会・被告森永乳業の債務（義務）不履行

（1）被告らは、「本人の所得保障の水準額は、30才の勤労者の賃金の60％とする」としながらも、「公害健康被害補償制度」を参考にして、その6割の支払いをしてきた。

（2）しかし、「公害健康被害補償法」における補償額は、「勤労者の賃金の8割」を基準にしているものである。

（3）そうすると、公害健康被害補償制度の補償額は、勤労者の平均賃金の8割であるから、公害健康被害補償制度を参考にその6割を支払うとすれば、勤労者の賃金の48％の支払いにしかならないものである。

（4）小括

被告らは、「公害健康被害補償制度」における補償額が、「勤労者の賃金の8割」であることを知りながら、被害者に対する「生活手当」の額を低額に抑えるため、原告を含む被害者らに対して「勤労者の賃金の48％」と説明すべきところを、「勤労者の賃金の60％とする」旨説明し、あたかも「公害健康被害補償制度」の補償額が「勤労者の平均賃金」であるかのように誤信させて、その支給を継続してきたものであり、債務不履行は著しい。

なお、被告らの上記行為は民法709条の不法行為にも該当する。（以上3の全文）

これでは、「訴訟物の価格」を説明するのに十分ではない。「30歳代」の説明が簡単すぎて、裁判官にわからないだろう。当時58歳であった原告に支給された、年相応の「生活手当」の額を請求した意味が、理解されないおそれがある。肝心の「年相応の支給」に触れた部分の全文を示すと次の僅か5行である。

5原告の被害

（1）　略

（2）原告（被害者）の年齢に応じた平均賃金と生活補償額の差額は、別紙のとおりである。

（3）原告が31歳から56歳までの間に本来受け取るべき生活補償額と、現実に支給を受けた生活補償額の差額（損害）は、1649万6796円である。

こんな簡単な言及では、「30歳代」文書のゴマカシを徹底的にあばくことは、とてもできない。訴状に添付した「別紙」の、「5原告の被害」では、ひかり協会から受け取った金額と、年齢相応の平均賃金との差額一覧表は私が作成したものだ。これを説明もしないで提出するということは、弁護士にもよく理解ができていないといえる。まして裁判官に分かってもらえるとはおもえない。

判決がだされたあとからこのような弁護士批判をするのは、私にとっても忸怩たる思いがする。原告側の資料の大半は私が作ったものだからだ。訴状の素案ができた折でも、こちらの意見を求めてもよかったのではないか。それは弁護士のメンツにかかることで、「素人になにがわかるか」といわれれば、それまでのことだが。

原告後見人の榎原は威勢のいい人だから、「自分の気に入らないヤツはマトメテ被告にしてしまえ」とばかりに四者を被告

にした。それは、それでいいと思う。依頼人にいわれるまま、弁護士がそれに同調するのは、また別のことだろう。弁護士として四者を被告にする理論を展開できる自信があればの、ハナシではないだろうか。理論構成ができず、ただ単に被告欄に名前を並べるだけならシロウトだってできる。被告に仕立てて、最後まで責任追及ができないなら、自分のやれる範囲内で数を絞るべきではないだろうか。そのことを榎原に納得させることも、仕事のうちだと思う。

二十、被告側の答弁書

原告が訴状で、国の責任について言及している部分は少ない。いわば付けたしくらいのものである。その中での国の主張を記す。

5、原告の損害について（3）慰謝料については「否認して争う」とあり、第3国の主張では（訴状第2の4（2））「…被告国が、いつ、どのような権限に基づき、どのような指導等をおこなうべきであったとするのか等、その責任の根拠につき、何等具体的に主張されていない。」と簡単に応じている。

次に森永乳業に移る。

「第2請求の原因」に対する認否では1、2「1当事者」について、（1）、（2）、（3）については「認める」としながら、（3）ではつぎのように書く。

【…いわゆる飲用認定被害者の方々1、046名（平成24年3月末現在）を対象に、救済を必要とする方々に対し、第三者加害が明らかな交通事故、労災、公害などを除き、すべての傷病に対して被告ひかり協会が定めた救済措置を行っている。】（注・「中途で障害をもった場合は、成人期以前から障害をもっている現在の生活手当受給者とは労働や社会保障の条件が異なることなどを考慮し、同じ扱いはしないで、公的制度の活用を基本とする。調整手当の場合もこれに準ずる。」―（『ひかり協会30年の歩み』334P）と述べている。森永はひかり協会の救済基準の本当の姿を知らないようだ。）

（4）（4）認める

3「2生活補償・援助の債務（義務）内容」について

（1）（1）について、認める

（2）（2）について、否認する。【「30歳代を迎えての被害者救済事業の基本的事項」（以下「本基本確認事項」という）は、所得保障の水準を決定したものではない（略）。本基本確認事項が今後の具体案の作成、検討の土台として、三者間で確認されたが、これが新しい生活手当の最終案として決定されたわけではない。―議論のたたき台にすぎない。―原告は被告らにたいして、本基本確認事項の記載を根拠として、本件請求を行うが、上記のとおり本基本確認事項は、議論のたたき台にすぎないものであり、個々の被害者に対する具体的な所得保障の水準を決定したものではなく、かかる本基本確認事項の記載を根拠とした原告の請求が認められないことは明らかである。】

（つづく）

（のせ　えいたろう）
e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か
――事件発生から60年 ◆42◆

能瀬　英太郎

（「二十、被告側の答弁書」の続き）

（3）（3）について、認める。【ただし、この文章は本基本確認事項が作成された1年後の昭和60年10月20日に作成されたものであり、本基本確認事項が作成された後の三者間の議論の変遷を示すものである。（略）このような付記の存在からも、昭和60年当時、所得保障の水準に関する議論が三者間で進められており、本基本確認事項が「議論のたたき台」にすぎず、所得保障の水準を決定したものではない事実は明らかである。】

（4）（4）について、否認し争う。【…確かに、三者会談確認書において、被告森永は、救済対策委員会（後の被告ひかり協会）の必要とする費用の負担を約束しているが、これは救済対策委員会に対して負担する義務であり、かかる確認書の文言を根拠に、個々の被害者が直接に被告森永に対し生活手当の支給を請求する権利が発生することができないのは明らかである。】

4「3被告ひかり協会・被告被害者を守る会・被告森永乳業の債務（義務）不履行」について、否認して、争う。【上述のように、三者会談確認書の合意に基づき、被害者に対する所得保障を実施してきたのは被告ひかり協会であり、被告森永及び被告被害者を守る会が、所得保障の義務を負い、所得保障を支払ってきたとの事実はない。（略）所得保障の内容については、本基本確認事項の決定を基礎に、守る会、太陽の会、被告ひかり協会の三者が協議を行った結果、昭和61年1月25日に被告ひかり協会理事会で決定されている。そして、被告ひかり協会は、上記昭和61年1月26日に決定された基準に従い、原告への所得保障を給付しており、原告に対する債務不履行及び不法行為は成立しない。】

右に紹介したのは森永乳業の答弁書の要旨であるが、「基本確認事項」は議論の「たたき台」であるとしているのが特徴である。これは次に紹介するひかり協会と守る会の三者の共通した主張である。事実はそうであり、「決定した」とする原告の主張の揚げ足をとって否認している。「基本確認事項」から2年後に所得保障の水準を「決定した」のが正確な記述である。しかし、生

活手当の支給内容、文言とも「基本的確認事項」と、「決定」には変わりがないのである。

同じ内容でありながら、「基本確認事項」が「たたき台」であり、2年後につくられたものが本物であるというのは、いかにも空疎な詭弁であるとしか思えない。それに加えて三者で協議したのだから、個々の被告には責任がない、という理論は無責任体制としかいいようがないし、裏返せば三者に共同の責任があるということになる。

森永乳業の主張で見逃せないのは、加害者でありながら、費用を負担していることを盾に、救済機関のひかり協会に責任を転嫁していることである。いわばひかり協会を自己の防波堤にして、被害者の追及から身を隠している。

守る会の答弁書は素っ気ないものである。

答弁書の中味は「認める」、「否認」、「不知」、「争う」ばかりで占められている。文章らしいものは最後の【第3、守る会が、何故、原告に対して原告主張の金額を払わなければならないのか、その法的根拠と、根拠となる具体的事実とを、具体的に明らかにされたい。】だけである。

最後はひかり協会の答弁書である。

第2、請求の原因に対する認否

2　生活補償・援助の債務（義務）内容

（1）は認める。

（2）は、否認する。「決定」ではない。

（3）は認める。

（4）は、否認し争う。

3　被告ひかり協会・被告被害者を守る会・被告森永乳業の債務（義務）の不履行について

（1）は否認する。

（2）は不知。

（3）は争う。

（4）は否認し、争う。

5　原告の損害　［財産的損害］

（1）、（2）、（3）は争う。

【慰藉料】否認して争う。

6　結語　については否認し争う。

原告の主張については、総てについて「争う」というのだ。ひかり協会の答弁書が四者の中で一番多くて18枚に及んでいる。その中の主なポイントを紹介する。

【4、「三十歳代を迎えての被害者救済事業のあり方」決定経過】

本件訴訟は、これまでの被告協会の活動方針と活動の中で、「三十歳代を迎えての被害者救済事業のあり方」が決定されるまでの経過について、損害賠償としてなされているものである。

と述べている。この中で注目されるのは、ひかり協会の救済事業の性格について、これまで「賠償ではない」ことを繰り返し主張してきた。『ひかり協会30年の歩み』の293Pの「（1）救済の原則」である。

（1）救済の原則　守る会は、49年度の協会事業の総括にたって、50年5月、松山合宿を行い、〝救済〟と〝賠償〟についての考えかたを整理しつつ、救済の基本理念として「協会事業には賠償金の支払いは含ま

れないこと」「救済とは、被害者の教育権、労働権、生活権等、一切の生存権の回復をめざし、その発達を保障すること」等を統一見解として発表した。（略）協会事業は、過去の金銭賠償を対象としたものではなく、被害者の現状回復を基本とした救済制度であり、上記でいう新しいパターンの損害賠償制度であるといえる。

これは損害賠償に一種の制限を加え、被害者の請求を萎縮させるものであり、内向きには抑圧であり、外に向かっては森永の責任免除を誇大に宣伝する二枚舌である。

【4】の答弁書引用は続いて「決定過程」の説明であるが、昭和59年の三者基本的確認事項は「三者が具体的な案を作成・検討するための「たたき台」である。」と森永乳業の主張をなぞらえている。

三者とはひかり協会、守る会、太陽の会のことである。太陽の会とは被害者自身の会で、72年1月岡山県被害者の会として発足した。その後各地に被害者の会が発足し太陽の会と改名し、88年10月に解散している。解散時の会員数は僅か300人程度で、彼らの親は守る会に属し、親とほぼ同意見だといっていい。88年10月30日に発行した『解散記念文集太陽の会の歩み17年』の経過説明では基本的確認事項について次のように記述する。重要問題でありながら、重症者のことなど眼中にないような書き方である。

「あり方」討議では、協会常任理事会（案）について、組織的に、また現地・本部三者懇談会等で積極的に論議し、第八九回全国委員会（八五年九月）で会としての意見をまとめた。

「あり方」は、一一月、成案となった。この間のとりくみは、事件の歴史の学習、三者会談方式の意義・重要性の確認、調印団体としての守る会組織の重要性、事業内容の検討への参画など組織的に極めて重要な意義をもつものであった。「あり方」討議の中で確認した、特別委員会として、三者でとりくむことになった施設問題・保険共済制度調査委員会に代表を派遣し、委員会活動に参加した。（28P）

ひかり協会の救済事業運営の基本的指針となるのが、主としては寄付行為であり、従として設立趣意書、設立発起人会議事録がある。寄付行為の中に「守る会の意見を聞くべし」とは書いてない。設立趣意書には「森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案」を尊重し三者それぞれの立場で被害者の救済に努力する、とある。また「森永ミルク中毒の被害者の恒久的救済に関する対策案」の精神を生かし、そこに盛られた各種の事業を実施するとともに、今日及び将来にわたって全被害者の救済を図るために設立されるものであります、とある。

設立発起人会議事録では「本財団の運営にあたっては、被害者及び森永ミルク中毒のこどもを守る会を主体とする被害者の親族等の意見を尊重し、それを反映するように努めること」とある。

以上、簡単にひかり協会の設立にまつわる文書を点検したが、守る会の意見を特に尊重する文言はない。設立発起人会議事録では「被害者の親族等の意見」とあり、それは1万2千人余の被害者を含むものであ

る。少なくともひかり協会と連絡を希望する、守る会非会員約四千人の意見を聞くことをも意味している。

ひかり協会が意見を聞いたのは、守る会と太陽の会会員で合わせて約二千人余で、連絡希望者の三分の一にしか過ぎないのである。「たたき台」の検討では残る三分の二の意見を聞こうともしないで、正当性を主張するのは、ものごとの決め方としては適当ではないのではなかろうか。これだけのことを念頭に入れて、先に進みたい。

ひかり協会は「5、被告協会の主張（その1）…被告らは義務を負うか（2）被告協会の反論」で次のように書く。

【…三者基本的確認事項は、議論の「叩き台」にすぎず、被告協会の昭和60年10月20日、「生活・援助」の項目「30歳の勤労者の60％」についても交流会での説明であり、三者の内部で検討された、相互の討議を経て、昭和61年1月26日の被告協会の理事会で生活手当水準が月額11万円に決定され、収斂されていったものである。被告協会が「本人の所得保障の水準額は、30歳の勤労者の60％とする」と決定したものではない。被告協会は、「生活手当　保障水準額　110000円」と決定しただけである。それゆえ、被告協会が原告に対して「本人の所得保障水準額は、30歳の勤労者の60％とする」との生活手当額を支給すべき債務（義務）を負うことはない。】

さらに、

【議論の結果、「10万円は、同年代の勤労者の賃金の60％くらいだから、支持されるだろう」ということになった。（略）そして、基本的確認事項には「10万円」という額ではなく「30歳の勤労者の賃金の60％」という文言が採用された。しかし、その後具体的金額が確定される段階で、月額11万円に収斂されていったのである。】

右の経過をみると如何にも無責任な決め方で「30歳の勤労者の賃金の60％」の文言が採用された経緯が窺われる。「60％」には実体がないのである。生活手当受給者にとっては、生活を左右される手当ての決め方が、あたかも実体があるかのように宣伝され、それが堂々とひかり協会の会報や、『ひかり協会30年の歩み』に記述されている。それで重症被害者が、「30歳の勤労者の賃金」の基準をどこの統計から取ったかと聞くと、「10万円」が60％くらいだから、そう決めたというのである。これがひかり協会流の救済事業の実態である。

ひかり協会職員労働組合の待遇は、大企業並みといわれている。事実「第三章八、ひかり協会の事業（2）」でも紹介したが、75年には、春闘相場13％の賃上げを職員労組は獲得している。その上、年三回のボーナスが支給されているのだ。これを重症被害者の生活手当と比較すると、雲泥の差である。ひかり協会が答弁書で述べている「30歳の勤労者の賃金の60％」記述に倣って表現すると、ひかり協会は従業員60人程度の零細企業である。「零細企業の賃金は大企業の勤労者の賃金の50％」と記述し、理由を聞かれたら「大体世間でそう言われているからそれを採用した」というに等しい。

（つづく）

（のせ　えいたろう）
e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か

――事件発生から60年 ◆43◆

能瀬　英太郎

（二十、被告側の答弁書」の続き）

ひかり協会の職員の給与は、零細企業並みにすべきだ。そうなっても職員労組は賃金値上げをめぐって理事者側と交渉できるから、被害者より恵まれている。いくら生活手当が低いからといっても、生活手当受給者には値上げを求めて交渉する場すらないのが現状である。最後に「公害紛争処理・健康被害救済法案の問題点」について述べた戒野通孝の言葉を引用する。

…ところが今度の救済法案は、被害者から人格を奪い、生活保護法なみの貧乏人扱いにするとともに、加害企業の責任をぼやかし、加害は不名誉であるとの立場を明らかにしていない。公害で人を殺傷し、しかもなお賠償すら言を左右にする企業を、日本にのこしておいてどれだけの利益が存するか。交通事故を起こした公務員は相当きびしく懲戒され、自由刑が科せられた場合には免職される。公害企業に対してなぜそれをしないのか。法案は私にはまだ一種のなぞである。

（『公害の法社会学』１０９、１１０Ｐ）

二十一、準備書面での応酬

原告代理人の大石弁護士の第一回の準備書面の特徴を簡単に表現すると、被告側の答弁書に対して具体的な反論が全くないことである。原告の主張を一方的に展開しているが、答弁書と並べて読んでみると、はっきり言って見劣りがする。答弁書の内容を十分把握していないので、議論がかみ合っていない。原告が訴状で主張したのは、「30歳代」での生活保障額の決め方が、年齢相応でないことを具体的な数字でもって示した。被告側はそれに対して反論せず、さらりと体をかわしている。これに付き合っていれば原告のペースにはまると感じたのかもしれない。原告も同じように「年齢相応の金額支給を」という訴状での主張の展開が抜け落ちている。

原告準備書面１では「第一　生活手当の決定過程と決定の違法性」を１から１２まで列挙しただけで、被告の答弁書に対しての批判はしていない。単に１から４までは生活手当が支給されてきた経緯を述べてい

るにすぎない。5から12までが「30歳代」の金額決定までの討議の変遷と決定が、1から4までの経過と決定の内容を逸脱しているので違法だと断じているだけだ。

被告の答弁書では、原告が訴状で取上げた「30歳代」の基本的確認事項は単なる「たたき台」だったと主張して、決定はその2年後の1月26日であると述べているが、「たたき台」も「決定」も内容は同じである。時間的なズレに焦点をあて、被告は基本的確認事項（たたき台）と決定との違いを強調して、原告側の事実認識の欠如を突いてきている。大石弁護士は「たたき台」に目を奪われて、そのことに気がついていないのである。

準備書面1では被告の主張を分析して、軌道修正のうえ理論を組み直すべきであった。これは大石弁護士一人の責任ではなく、私たち支援者も「たたき台」にのみ目を奪われていたことは否めない。こちらは基本的確認事項と「決定」を同一視していた。被告側はこちらの事実認識のズレを突いてきていることに、思いが及ばなかったうらみがある。だから「たたき台」をいくら攻撃しても、実効性はないことにもっと早く気づくべきであった。

その上ひかり協会が答弁書で「被告協会が〝本人の所得保障の水準額は、30歳の勤労者の60％とする〟との決定をしたものではない。被告協会は、〝生活手当　保障水準額　１１００００円〟と決定しただけである」と書いているのに、大石はその文言を一顧だにしなかった。「30歳の勤労者の60％」がきまったのは、もっと別に経緯があると書いていることに注意がいかなかった。

実際には『ひかり協会30年の歩み』（２００６年3月31日発行）の３０２P、３０３Pに「本人の所得保障の水準額は30歳の勤労者の賃金の60％とする」と三カ所に記している。このことはひかり協会が決めたわけではないといいつつも、被害者にとっては余程くわしい注意書きでもないかぎり、この文言を信じないわけにはいかない。ひかり協会は答弁書でどういうわけか、「30歳の勤労者の60％」と書き、「30歳の勤労者の賃金の60％」とは書いていない。「賃金」を故意に抜かしている。

大石弁護士は、全体的にいって答弁書の内容をよく把握していないことは前にも述べた。仮にも専門家として依頼人から金を取って引受けたのであるから、シロートの支援者が指摘するくらいのことは先刻承知していて当然ではないだろうか。榎原から依頼をうけた段階で、勝算があったから引受けたのであろう。まったく勝ち目がないのであれば、榎原にそのように説得して訴訟をあきらめさせるのが親切だ。親切が過ぎれば商売は成り立たないというかもしれぬ。

一人では手に余る事案であれば、二人でも三人でも弁護士の応援を得て、弁護団を組むくらいの気構えがあって当然だろう。榎原の話を聞いてから引受けるまで約一年もたっているのだから、時間的余裕はあった。ひかり協会は最初三人だった弁護士が、その後は四人になっている。この訴訟に対する意気込みからして、こちら側は受身に回っていた。その上守る会は一人、森永は六人、合計十一人の弁護士を相手にするのだから、初めから勝ち目がない闘いだという意識は大石の中にはあったのかもしれな

い。そうでも考えないと、まったく工夫のない準備書面を読んで、ドシロートの私にして首をかしげざるを得ないものだ。新米弁護士ならともかく、既に30年以上のキャリアを積んでいるのだから、尚更そういいたくもなる。

守る会の準備書面（1）を読むとそのことが露骨に示されている。わずか一枚の書面に次のように書かれているので紹介しよう。

準備書面（1）

1、原告の平成24年11月6日付準備書面に対する答弁は、ひかり協会の平成24年11月16日付第一回準備書面のとおりである。

2、原告の平成24年12月26日付準備書面に対する答弁は、被告ひかり協会の平成25年1月18日付第2回準備書面のとおりである。

被害者団体である守る会と、救済機関ひかり協会とは意見が同じだといっているのだ。そんなことがありうるだろうか。そこで考えられるのは、守る会がひかり協会を支配しているのか、その反対にひかり協会が守る会を支配しているのかどちらかであることを表明していることなのだ。

守る会の答弁書といい準備書面といい、原告はまともに相手にされていないというか、はぐらかされているとしかシロートの私には受け取れなかった。

私が弁護士の熱意を疑いはじめたのは、原告準備書面2（平成24年12月26日）と、同日提出された証拠説明書を読んでからである。準備書面は全部で僅か3枚なのに、誤字などの誤りが5個所もあった。証拠説明書4枚には6個所もあったのだ。これらは読み直せば簡単に見つかるもので、私は翌年1月10日にこのことをファックスで送信した。しかし、受け取ったという返事はなかった。

3月28日の岡山地裁での公判に出廷した榎原は、帰途私の家により6月26日が判決日であると知らせた。弁護士から「控訴するか」と問われたことで敗訴を予感したようだった。裁判の流れをみていて、彼が悲観的になったことは、わからないでもない。裁判はキッチリ一年を要しただけだった。既述した私の裁判でも一審判決までに3年を要したのに、内容が複雑で整理しづらい事案であるのにわずか一年で判決がでることにも、榎原は不満であったろう。訴状を提出したのが前年の6月25日、判決日が一年後の6月26日、舛ではかればこぼれるのは一日だけ。

二十二、判決文

主文では「1　原告の請求をいずれも棄却する。2　訴訟費用は原告の負担とする」の二行である。なぜそうなったのかは、第3当裁判所の判断で述べている。1争点（1）で両者の主張をア～クで簡単に要約し（2）で示した判決理由は次のようなものだ。

以上の事実によれば、本件基本的確認事項に於いて、所得保障の水準額を30歳の勤労者の賃金の60％とする旨が確認されたが、それは、本人の生活費を賄うことがで

きるような保障水準額を決定したものであり、その具体的な額については後の検討が予定されていたこと（略）本件基本的確認事項は、抽象的かつ暫定的なものにとどまるというべきであり、所得保障の水準額を30歳の賃金の60％とする旨の確認事項に法的拘束力があるということはできず、これによって、被告ひかり協会、被告守る会及び森永に対して30歳の勤労者の賃金の60％の生活保障をする法的義務が生じたということはできない。（後略）

判決について、翌27日付けの地元紙山陽新聞は、一段組みで報じている。その要旨は次の通りである。

（略）被告側の同社、国、被害者団体の3者で合意した算出基準に法的拘束力があるかどうかが争点だった。（略）合意について「補償額を決める上での考え方を表したもので、法的拘束力はない。具体的な額は、その後の議論で決まっている」と原告の主張を退けた。

ひかり協会は「妥当な判決」とし、原告の成年後見人の父親（82）は「全く納得できない。被告には被害者や親の心情に真剣に向き合ってほしい」として即日控訴した。

当日の私の日記には「昼食後岡山地裁へ榎原裁判の傍聴に行く。被告側、誰も出廷せず。開始直後、原告の請求を棄却するとの判決に驚く」と書いている。被告側は勝訴を信じていたようである。

原告後見人の父親である榎原には、私の名誉毀損裁判の経過を詳しく報告していた。最高裁から上告棄却の調書が24日に送達されてきて、私の勝訴が確定したことも彼は知っている。素人の私が起こした本人訴訟で1審、2審に続いて最高裁でもかったのに、弁護士をつけて戦った裁判で負けたことを、榎原は素直に受入れられなかったともいえるだろう。簡単な比較は禁物だろうが、私たち素人は結果で物事を判断するものだ。

負け方も悪かったといえる。私の裁判は1審判決までに3年も要しているのに、1年で判決とは。負けるにしても惜敗ならまだしも、この結果は惨敗としか榎原には思えなかったようである。彼の性格からして、このままでは「腹の虫がおさまらない」気持ちが、私にもよく伝わってきた。

本誌の生田暉雄の『最高裁のウラ金――明白な憲法違反の裁判官の統制と国民欺きの実態――』を私は毎回興味を持って読んでいた。2011年9月号から12年の1月号まで5回にわたって連載されたものである。明確な記憶はないが、この弁護士のことを私は榎原に話していたものとみえる。

生田の事務所が香川県高松市とあったので「変わった弁護士が高松にいる」と話したとしてもおかしくない。榎原の出身地も隣町の琴平町で、金毘羅宮とは反対側の山裾だった。榎原が高松で生田と会って話をした、といって私の家に来たと7月2日の日記にある。

（のせ　えいたろう）
e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か
——事件発生から60年 ◆44◆

能瀬　英太郎

援策を講ずる、との恒久対策案の精神が生かされていれば、問題はないが、「精神」だけを強調して支援策はなおざりにされた。その結果、榎原のような不満がくすぶっていた。しかし実際に裁判までして争うものはいなかった。

重症被害者の親で、恒久対策案の「Ⅱ具体的対策」の中の「(6)生活権の回復(イ)年金」の額について異議を唱えて裁判に踏み切ったのは榎原が最初であり、おそらく最後であろう。すでに被害者の親は大半が亡くなっているし、恒久対策案の内容さえ忘れているだろう。障害を抱えた被害者にしても、リスクをおかすより、不満に耐え忍ぶことには慣れているからである。

榎原が生田暉雄弁護士を訪ねたのは、第一審敗訴から一週間後の13年7月2日である。車で瀬戸大橋を渡って高松まで行き、市内に住む姪が道案内をして一緒に事務所にいったようだ。その帰途私の家により「あれなら申し分ない。死んだ姉さんの引き合わせだ」と語ったと日記に書いている。

榎原、生田弁護士に依頼する

榎原伊織の長女は、森永ヒ素ミルク中毒の重症被害者である。彼が森永乳業、ひかり協会、森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会（以下、守る会と略称する）を相手どって損害賠償訴訟を提起したことは既述した。

死亡被害者の家族が森永乳業等を相手どって起こした訴訟は、これまでに二件あった。荻原訴訟と井上訴訟である。どちらも原告敗訴で終わっているが、守る会は終始傍観者的態度をとった。それは恒久対策案（S47年作成）の中に「Ⅲ死者に対する補償及び生存者の過去の損害に対する補償」という一項目があるからだ。その枠内で処理しようという方針のもとにつくられたのが「死亡被害者の遺族の救済について」（S50年作成）で、僅かな涙金で「死亡被害者の遺族の嘆き悲しみにこたえる誠意ある措置」をとり、不満を抑え込もうという意図があった。

死亡者より障害のある生者に手厚い支

司道した姪というのが、死んだ姉さん

れた。第一審の徳島地裁は、63年10月25

も言いようがない。しかし前述したよう

18.7

同道した姪というのが、死んだ姉さんの娘だ。姉さんのことについて、私は何回か榎原から話を聞いたことがある。生涯共産党員として、機関紙配達など地道な活動をしていたという。生き方に影響を受け尊敬する「姉さん」が引き合わせてくれたと、そういう感じかたが、榎原の気質の特徴ともいえる。裁判をするかしないか、そんなことまでも近所の占い師の判断によって決める人だ。

7月6日（土）10時ごろ、榎原から電話があった。「生田弁護士が家に来ているので、すぐ来てくれ」というのだ。生田はすでにインターネットから入手したらしい資料をファイルにして、10冊くらい持ってきていた。元裁判官だった生田が語る経歴によると、森永ヒ素ミルク中毒事件と不思議な縁で繋がっているように思えた。

ここで森永ヒ素ミルク中毒事件の刑事裁判を簡単にたどる。ヒ素の入ったミルクを製造したのは、森永乳業徳島工場である。1955年9月20日に、製造課長と工場長が業務上過失致死傷罪で起訴された。第一審の徳島地裁は、63年10月25日に「森永無罪」との判決を下す。徳島地方検察庁は高松高裁へ控訴。66年3月31日に高松高裁は、原判決を破棄し徳島地裁へ差し戻すと判決した。それを受けて森永は最高裁へ上告した。69年2月27日に最高裁は上告を棄却し、徳島地裁へ差し戻しの判決を下した。

徳島地裁での公判はほぼ毎月一回のペースで開かれ、守る会も森永告発も会員を動員して傍聴に参加した。傍聴席は毎回満員で、第28回求刑公判では、製造課長に禁固3年（法定刑としては最高）の求刑に異例の拍手が湧いた。差し戻し裁判の判決は73年11月28日。製造課長に禁固3年、工場長は無罪。森永はこの判決を受け入れたので、刑が確定した。

生田はこの判決の直後、徳島地裁へ転勤となった。森永ヒ素ミルク中毒事件のあおりで、別の裁判の判決が溜まっていたそうだ。その処理を彼は3年かけてこなしたと、榎原と私に話した。一つの裁判が他の裁判の進行に影響を与えるものかどうか、内情を知らない私にはなんとも言いようがない。しかし前述したような心情の持主である榎原を、動かしたことは間違いない。

7月8日に榎原から電話があり、「7月19日に高松の生田事務所で控訴について打合せ会を開くので、参加してほしい」と言われた。この会には浦部弁護士と岡崎久弥、榎原と私が行くことになり、大石弁護士は都合が悪く、結局弁護から下りてもらうことになった。7月14日に「生田弁護士が3時に、森永ヒ素ミルク中毒資料館を見学に来るので、来てほしい」と館長の岡崎から電話があったが、私は都合がわるいので断った。

生田事務所には地元の安藤誠基弁護士も来て、6人で話した。話し合いの結論として「森永ヒ素ミルク中毒事件の今までの総括をするつもりでやる。大弁護団が必要だが、こちらは岡崎と能瀬がいるのでそれで十分やれる」と生田が云った。浦部は参加しないことになった。

榎原が2日に生田弁護士事務所を訪ねて以来、生田の熱心さは印象的であった。ファイルを作成して6日に榎原宅に来て

から、14日に資料館を訪問、19日に打合せ会をやるなどの力の入れ方が、彼の評価をたかめた。その上リップサービスで持ち上げられたので、私はすっかりその気になっていた。だが、リップサービスは所詮それだけのもので、本心は細部の行動に現れた。暑い太陽の照りつける日盛りに、私と岡崎が2度も高松の事務所を訪れた際には、氷水の一杯のもてなしもなかった。

8月3日には榎原の二女が経営する障害者福祉作業所で第2回の打合せ会があり、高松から生田、安藤が来倉し、榎原、岡崎、能瀬が参加した。生田の持参した委任契約書には、私と岡崎も入っているので、関係のある項目を記す。

委任契約書

依頼人榎原伊織を甲とし、受任者弁護士生田暉雄及び安藤誠基を乙と総称し、甲の補助者能瀬英太郎を丙、同岡崎久弥を丁として、甲乙丙丁は、次のとおり委任契約を締結する。

第2条　乙は弁護士法に則り、誠実に委任事務の処理にあたるものとする。丙、丁は、甲、乙の指示に従い、甲乙の訴訟追行に協力する。

第3条　甲は、乙に対し、生田法律事務所報酬等基準規程に則り、着手金、報酬金、日当、実費等を次のとおり支払うものとする。

(ア) 着手金　平成25年7月9日、乙各自に金60万円（及び消費税）を支払う。

(イ) 日当・訴訟費用など委任事務処理に要する実費等は乙が請求したとき

なお、実費等とは、他に、謄写料・交通費（電車乗車代・特急料金・飛行機チケット代・タクシー代・ガソリン代・高速道路料金等）・宿泊代・書類等郵送代・裁判手数料・各種証明書等申請料等をいう。

第8条（特約事項）

(ア) 報酬金は勝訴した額の15パーセント（消費税別途・乙両名合計額）とする。

(イ) 本件控訴事件は、「守る会」「ひかり協会」「森永乳業（株）」「国」が一体となっている現状の解明が要求される難解な訴訟である。この解明のためには、丙丁の協力が不可欠である。丙丁の協力を得ても、有効な解明に至らず、万が一、敗訴しても、甲は、乙に一切の不満を言わない。

もともと私も岡崎も手弁当で榎原を支援していたので、行動に要する一切の費用が出なくて当然だが、弁護士にとっては随分都合のいい契約書だなと感じていた。それにしても、私たちにとっては、責任の重い役目ではあった。

当面私のやるべきことは、被害者の榎原鈴子がひかり協会から約40年間にわたって受取った「生活手当Bランク」の総額を、親の預金通帳から書き出すことだった。エクセルを使って数字を記入するのだが、いままでワードで文書作成だけしかやってこなかったので、なれるまでは参考書が放せなかった。

前述した第一審では「生活手当」の

決定について、「30歳の勤労者の賃金の60％」との算出の参考に「公害健康被害補償制度」を使ったという。これは勤労者の賃金の80％が算出されているので、その60％ならば実質48％になる。その上「30歳の勤労者の賃金」と固定していることも問題だった。支給金額は年令相応に上昇すべきで、40歳になれば「40歳の勤労者の賃金の60％」にするのが合理的だと主張をしたが容れられなかった。

控訴審では国、森永乳業、守る会の三者会談で合意した「恒久対策案」の完全実施を求めることにした。三者は「恒久対策案の実現のために努力することを確約」（第5回三者会談）したにもかかわらず、現状は「実現」とは程遠い。「恒久対策案」の「（イ）年金」には「自ら収入をえることができない被害者には国家公務員一般行政職の給与相当額を基準として、年金を終身支給する。公務員給与改正の際はスライドして引き上げる」とあるのだ。

榎原の主張する「国家公務員一般行政職の給与相当額を基準として」その百％を請求することにした。1973年の高校卒業から、2013年までの40年間に得られたであろう総額から、ひかり協会から支給された「生活手当」の額を差し引いた残額である。

その数字を調べる役目が私にまわってきた。「恒久対策案」が作成されたのは1972年8月であり、その翌年に被害者は高校を卒業する予定であった。だから「国家公務員一般行政職の給与相当額」といっても、初任給を当てはめれば事足りる簡単なものだった。

40年後に、給与相当額を求める事態が到来するなどと、当時は誰も想像はしていなかったろう。高校卒、短大卒、四大卒、それに資格試験取得など、さまざまなケースがある。これを一本に絞った平均「給与相当額」など、そんなものが出せるのだろうか。私は引き受けてから図書館で参考資料を探し、ネットで検索したり関係機関に問い合わせてみたりしたが、糸口がみつからなかった。算出できないならば、次の方法を考えなければならない。毎年一回官報に掲載される「公害健康被害補償制度」には、勤労者の平均賃金の8割が5歳刻みで掲載されている。これを参考にして、10割を算出すれば勤労者の平均賃金が得られる。これは環境省告示としてだされたもので、いい加減なものではなく、公害健康被害の補償等に関する法律によったものである。

8月7日に榎原がやってきたので、事情を話し「国家公務員一般行政職の給与相当額」に代用して、これを請求基準にしたいと言った。しかし榎原は不服のようであった。民間企業における勤労者の平均賃金は、国家公務員の給与より低いという固定観念を彼はもっていた。その日はなんとなく不満ながら、私の説明を無理に飲み込んだようだった。だが、これが元で彼の私に対する不信が大きくなるとは、その時は予想だにしなかった。

（のせ　えいたろう）

✉ e-nose@taupe.plala.or.jp

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か
――事件発生から60年 45

能瀬　英太郎

裁判やる、止める、やる

前回、榎原が生田弁護士に依頼した経緯についてふれた中で、「死んだ姉さんの引き合わせ」だといったことを紹介した。しかしもっと詳しくこのことをつきつめれば、「姉さん」を「ご先祖様」という意味にとってもいいと思う。

榎原家は代々讃岐で農業をやってきた。四代前までは農閑期に副業として、塩の行商もやっていた。昔ばなしとして聞いた中で忘れられないのは、徳島県祖谷の平家落人部落への往復だった。馬二頭の背に振り分け荷物として塩を積み、奥深い山間の細道を通って行った。往復するとワラジ10足を履きつぶしたという。

彼は自分の先祖を、ことのほか誇りに思っていた。「自分は平家一族の後裔だ」と私に何回も話していた。そのことが、彼の行動にはついてまわり、物事の判断にも影響を与えていたことは否めない。ひかり協会の救済について、不満をもつ被害者や家族が多くいるなかで、榎原1人が訴訟という道を選んだのもその表れだと思っている。

彼は貧乏な家の10人兄弟の二男として生まれ、さまざまな職業を経験したという。最後にたどりついたのが看板屋だった。初めは映画館で上映されている映画の一場面を看板に描く仕事をやっていた。倉敷市水島に工業地帯が造成され、工場が建ち始めると、煙突の塗装に目をつけた。高い煙突に登ってする仕事は、いつも危険がともなっていた。「水島の煙突の九割はワシが塗装したものだ」というのが彼の自慢だった。

あるとき、竹藪の上に足場を組んでの仕事中、足を滑らせて墜落した。竹の切り株の上に落ちたので、竹が太ももを突き抜けた。腹とか頭であったら死んでいたろうと、この時ぐらいご先祖さまのご加護を強く感じたことはなかった。足の傷が回復してその場所に行ってみると、石の祠が散在していた。地区の古老に聞くと案の定、藤戸の合戦で死んだ平家の武将のものだった。早速日本酒を持って来て祠にふりそそいで、供養した。

平家一門会という全国組織があり、山口県の赤間神宮で年に一回先祖の霊を慰めているという。榎原は毎年これに参加している。平家の後裔を名乗るもの全部が、本当かどうかは疑わしいという人もある。正確に姓名をたどって行き、本当

動の人だ。だから自分の考えを、他人に

われていることがわかる。9月5日こ夏

ある。正確に姓名をたどって行き、本当かウソかはっきりさせることは、学問としては大事であろう。だが「自分は平家の後裔だ」と信じて、それを心のよりどころにして来た人にとっては「本当かウソか」はどうでもいいことだ。

榎原は平家一門の末裔を心の支えとして生きてきた。危険をおかして「水島の煙突の九割」を塗装し、それで彼は財をなした。彼は働かずして、舌先三寸で金儲けをする者が許せないのだ。ひかり協会の職員が、救済資金の中から高額な給与を得ながら、重症被害者には「30歳の勤労者の平均給与の6割を支給する」と決めたのも、舌先三寸の言い逃れとしかうつらない。それが国の障害者年金と合わせても、勤労者の平均所得の6割にしかないのだから、なおシャクにさわるのだ。

榎原は事業の成功で「ワシの考えは間違っていない」という自信を深めたともいえよう。それは他人の意見に耳を貸さないという、欠点とも背中合わせなのだから皮肉なものだ。彼は理屈ではなく行動の人だ。だから自分の考えを、他人に分かるように説明することは苦手だ。違う考えを受け入れず、スローガンに同調し、感情的な波長が合う間は一緒に行動するが、食い違うようになるとかたくなになる。

8月20日に高松市の生田事務所へ行き打合せ会をした。参加したのは榎原、岡崎、能瀬と生田、高橋の二人の弁護士であった。岡崎は自分が作成した森永ヒ素ミルク中毒事件年表を全員に配布した。A四判45頁もある長いもので、おそらく今まで作られた事件年表の中でも、最も詳しいものになるであろう。私は榎原がこれまで受取った、娘の「生活手当」全額と、勤労者の平均賃金40年分の二つの表を作成したのでそれを配布した。今後の資料作成について、私に割り振られたのは、事件発生から今日までの経過をたどった陳述書を、9月末までに書くことだった。

当時の日記をみると、以後40日間にわたって資料集めと陳述書を書くことに追われていることがわかる。9月15日に榎原から電話があって、「国家公務員一般行政職の給与でないと、一審と同じ結果になるので裁判を止めたい」といってきた。私は「それならそれとはっきりと態度をきめてくれ、陳述書を書かなくてもよくなるから」と答えておいた。

実際私にとって、クーラーの無い暑い部屋でパソコンを打つのは苦痛なことであった。榎原が裁判をやめれば、私はそれから解放されるのだから、願ってもないことだった。しかし、彼のことだからそのうち態度を変えることも考えられるので、弁護士から連絡があるまで文章を書くのを止めるわけにはいかなかった。榎原からはその後なんの連絡もなかった。

請求金額の基準について、国家公務員並みを算定することの困難さを榎原には説明していたし、8月15日には「榎原鈴子さんの生活手当受給表と勤労者の平均賃金についての説明」という文書を作成して前記4人に配布した。要約すると次のようになる。

1　ひかり協会から榎原鈴子に支給された金額の変遷
2　受取った生活手当の出典
3　三者（守る会、厚生省、森永）が合意した恒久対策案の中の年金項目
4　前項の基準としてあげている、国家公務員一般行政職の給与相当額算定の困難性
5　その代わりとして勤労者の平均賃金の算出基準額算定の出典
6　国家公務員の給与は毎年人事院の勧告で、民間企業との格差をなくすような政策が実行されているので、「勤労者の平均賃金」を採用しても、「恒久対策案」の規定とは乖離するものではない。

これまでの経緯から、榎原の不満が金額についてなのか、それともただ恒久対策案に書いてある文言通りでないから不満なのか、よくわからなかった。「額決定はあくまで国家公務員並みで、基準は全国平均でなく、原告が岡山の為に、岡山県の統計額の女性額で結構です」とまでいうのだから、ますます私の能力では如何ともしがたくなった。全国平均より地元岡山の方が資料を入手しやすい、と彼は考えたのかもしれない。

私の担当する陳述書は、9月30日までに百十七枚書いてようやく終わった。校正をすませて10月3日に4人に送信したが、榎原は読んだのか読まなかったのか、何の反応もよこさなかった。

10月12日に榎原から受取ったのは、メールなし添付ファイルのみであった。原文をそのまま引用する。

広島高等裁判所岡山への私榎原の提訴は矢張り森永には控訴以前にまけています。

今日も下らんことで大変お手数をお掛けしましたが榎原メモに署名押印する様では勝ち目は全く感じられません。どう考えても四者に対しての請求額だけの提訴は、裁判所の門前払いは間違いなく思えます、公務員給与計算は能瀬氏にも、どうしても必要ならあんたが作りなさいとあっさり、お二方の先生には紛争には関与しない、おそらく過少支払い額ともしない請求額だけの理由の付かない差し引き金額だけのただの請求書のようですから、帰路と、かえって一服しながらの結論は、はっきり決まりました。四者を提訴した理由もおかしくなりました。

本日この控訴裁判は（平成二十五年十月十二日午後三時十分を持って取止めます。）この以後についての原告、受任者甲、乙、両氏と補助者丙、丁氏）問題点は双方の協議にしたいと思っています。控訴理由書届だしも即刻中止して下さい。皆様には大変お世話になりましたが私一人の決めた事です。勝手を申し上げ恐縮ですがお許しください。

平成25年10月12日　午后3時10分

この文書だけを読んでも意味がよく分からない。文中の「榎原メモ」とはこの日尋ねて行った高橋弁護士事務所で、彼の発言内容を高橋がメモにして、榎原が押印したもののようだ。当日夜に高橋から来たメールでそれが分かり、榎原は裁判を継続することになったとも書いてあった。

て「よって、請求を拡張して、差額の支

った。

裁判をやるか、やめるかで気持ちが揺れていることは分かるが、「やめる」という文書は送ってくるが、「続ける」という文書は私には来なかった。こういうことが度重なると、気持ちも萎えてくる。

私が「公務員給与計算」を断わったことが、榎原にとって意外だったのだろう、「紛争」と大げさに表現している。これまで作成を依頼された文書は、能力範囲内のものは引き受けてきた。しかし、出来ないものはできないと答えるしかなかった。それで「どうしてもというのだったら、あんたがつくったらどうか」といった。彼は「それじゃあ、弁護士に頼むからええわ」というやりとりがあった。

8月15日が控訴理由書の提出期限となっていたが、二弁護士は「控訴理由書提出期限延期願い」を提出して、3カ月の延期を願い出ていた。10月18日には「請求の趣旨の拡張申立」をした。第一審では2149万円余の請求をしていたが、控訴審では9500万円余の請求に拡張した。以下申立書について簡単にふれる。

第1、第1審裁判所における請求の趣旨
（略）
第2、控訴審における請求の趣旨拡張による請求の趣旨
（一）主たる請求（略）
（二）従たる請求
第一審裁判所における請求の趣旨と同じ。
第3、請求の趣旨の拡張に対する請求原因

という構成だが、第3の内容は前に紹介した「榎原鈴子さんの生活手当受給表と勤労者の平均賃金についての説明」とほぼ同じである。5に「30歳代を迎えての被害者救済事業の基本的確認事項のII各論の3」を引用して「本人の所得水準額は、30歳の勤労者の賃金の60％とする」を挿入している。

8を新しく設け、ひかり協会からこれまで榎原鈴子に支給された「生活手当」と、「勤労者の平均給与」との差額である9500万円余を「支払不足額」として「よって、請求を拡張して、差額の支払いをもとめる。」と拡張理由をのべている。

拡張請求により榎原は追加の印紙代33万3千円を支払い、裁判を継続する旨のメールが私にもきた。ひかり協会は10月25日に「訴え変更不許決定の申立書」を提出した。この書面と控訴理由書（1）が弁護士から送られてきたが、28日の日記には受取ったとだけ書いて、読んだ感想を「純法律的なことについては素人には分からない」と、はなから投げやりになっている。5年後の現在、読み直してみると「純法律的」ではなく、常識的な読み方をすれば理解できる。私の理解力は加齢により当時より、鈍感になっていることを差し引いても分からないことはない。

10月30日にはひかり協会から「控訴人に対する反論書」が出された。29日の生田、安藤の「訴え変更不許可決定の申立書（H25・10・25付）に対する反論」に対する再反論である。次回これについて述べる。

（のせ　えいたろう）

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か
――事件発生から60年 ◆46◆

能瀬　英太郎

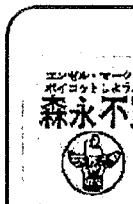

11日提出の「答弁書」では「第1　控訴人の森永に対する控訴を棄却する。第2　原審結論は正当である。控訴理由書の提出をまって否認、反論をする」とある。この後10月18日に「請求の趣旨の拡張申立」を榎原側がだしたのだが、内容については前号で紹介した通りだ。10月23日に国が出した「答弁書」は森永のものとほぼ同じで「森永」を「国」に変えただけである。

10月25日にひかり協会は「訴え変更不許決定の申立書」を提出したが要点は次のようなものだ。

控訴人の請求が第1審と第2審では違うというのだ。即ち第1審では「本人の所得保障の水準額は、30歳の勤労者の賃金の60％とする。」ことがひかり協会、守る会、太陽の会（被害者本人の会）の間で基本的確認事項として合意された。公害健康被害補償制度の男女の30～34歳の単純平均額1142204円の60％を一つの根拠として、所得保障の水準額を月額110000円と決定した。しかし、公害健康被害補償制度の金額は、勤労者の賃金の80％であることから、その60％で計算すれば実際は48％になると原告はぎすぎた。原判決は、恒久対策案が確認

控訴から僅か3ケ月で判決

私は先に榎原が裁判を起こしたことを、恒久対策案の実施に不満で訴訟にまで持ち込むのは、これが最初で最後であろうと書いた。しかし被害者はまだ60歳の前半である。定年退職した後、社会的しがらみがなくなるのを待って、訴訟を考えている人がいるとも聞いている。第二、第三の榎原が現れる可能性がゼロではない。その時、失敗した榎原裁判の轍を踏まないようという気持ちから、私は読者の退屈をも顧みずながながと書いた。

前回「請求の趣旨の拡張申立」の中身にふれたが、その前に出した「控訴理由書提出期限延長願い」の趣旨を要約すると次のようなものだ。「控訴期限は25年8月15日だが、代理人として委任を受けたのが7月22日だった。その後原審の記録を読んだ。その結果、1請求の趣旨の変更の必要性に気づいた。2守る会、ひかり協会、森永、国の4者結託の問題点を解明しないと被害者救済に役立たない。」それで3カ月の延長願いを出したとある。

最初に反応したのが森永である。10月

の同一性」があるとはいえないものである。（後日）

の賃金の80％であることから、その60％で計算すれば実際は48％になると原告は第1審で主張し、差額12％分の支払いを要求した。

ところが控訴審では守る会、森永、厚生省の第五回三者会談確認書で合意した恒久対策案の「Ⅱ具体的対策6」の中の「生活権の回復イ年金」の項目による請求である、と述べている。答弁書の当該個所を引用する。

（3）請求の基礎の同一性がないこと

このように、控訴人の主位的請求は、第一審での請求の基礎となった昭和59年10月10日の基本的確認事項の決定の違反による損害賠償と全く異なり、第一審で争点になく主張立証もされていない昭和48年12月23日の第5回三者会談確認書と恒久対策案の決定の違反による損害賠償である。

しかも、合意もしくは確認の当事者も異なり、請求の根拠となった義務発生の時期は約10年もちがい、損害賠償の期間も大きく異なり、とうてい「請求の基礎の同一性」があるとはいえないものである。（後略）

よって民訴法143条4項に基づき主位的請求の訴えの変更（追加）を許さない旨の決定を求めている。因みに民訴法143条とその4項を掲げる。

（訴えの変更）

第一四三条　原告は、請求の基礎に変更がない限り、口頭弁論の終結に至るまで、請求又は原因を変更することができる。ただし、これにより著しく訴訟手続きを遅滞させることになるときは、この限りではない。

④　裁判所は、請求の原因の変更を不当であると認めるときは、申立てにより又は職権で、その変更を許さない旨の決定をしなければならない。

榎原側の「控訴理由書（1）」は10月28日にだされ、全部で8枚使っているが主張の核心を「原判決の審理不尽」に絞っている。「原審があまりにも審理を急ぎすぎた。原判決は、恒久対策案が確認されたこと、その後の4者（守る会、ひかり協会、森永、厚生省）の癒着や内部抗争で恒久対策案が完全に履行されていないことを混同している。原審の審理の必要性は、なぜ三者会談が十分に履行それなかったかを、審理することになる。三者会談確認書に基づき「ひかり協会」も設立されながら、なぜ十分に履行されなかったか。これが本訴の最重要審理の焦点である。原審の審理不尽は明白である。」

続けて翌29日には「意見書」を提出し「訴え変更不許可決定の申立書（H25・10・25付）」に対する反論を提出した。内容は請求の基礎に同一性があることを主張している。「原判決は、昭和59年10月10日の基本的確認事項は被告らに対し法的拘束力は無いと判示する。そこで、原点に帰り、昭和48年12月23日の三者会談確認書に基づき、訴えの拡張を当審で行った。以上の経過から、訴えの拡張の請求の同一性は明々白々である。」と簡単に述べているだけだ。

ひかり協会は10月30日に「控訴人に対する反論書」を提出した。これは「訴え変更不許可決定の申立書」を補強するもので、「控訴人が控訴理由書（1）の第1、第2、第3で縷々述べている主張は、新たな請求の趣旨拡張申立を前提とし、請求変更が認められた場合における主張にすぎず、請求の基礎の同一性を基礎づけるものではない。――控訴人自らが、第1審で請求した根拠自体を否定していることになる。そうであれば、控訴人の従来の請求を棄却した原判決についての控訴の理由もないことになる。それゆえ、控訴人の控訴は棄却されるべきである。」

ひかり協会は11月1日に「控訴人の主位的請求に対する答弁書」をだして「主位的請求を棄却する」よう求めた。守る会は11月5日に「訴え変更不許決定の申立書」と「控訴人の主位的請求に対する答弁書」を提出しているが、ひかり協会と足並みをそろえていることがよくわかる。「ひかり協会の、平成25年11月1日付控訴人の主位的請求に対する答弁書の第2、請求の趣旨の拡張に対する請求原因の認否に記載のとおりである。」などと述べている。

ひかり協会の弁護人のうち金子武嗣は、守る会が1973年4月10日に大阪を第一波として提起した民事訴訟弁護団の一員である。その後はひかり協会の理事をつとめるなど、森永ヒ素ミルク中毒事件に長くかかわってきている。被害者救済事業などの知識については生田、高橋と比べると雲泥の差があると推測する。その上、両弁護士は一審を担当していないので、複雑な救済事業の内容把握を一からやらなくてはならない、というハンディーを最初から背負っていた。いくら頭脳明晰な二弁護士といえども「控訴理由書提出期限延長願い」を出して、3カ月間で理解できるほど生易しいものではなかった。

11月7日が口頭弁論の期日だったので、岡山地裁へ行った。その日のメモには「裁判は10分くらいで終わる。これで結審、12月26日判決と決まる。請求の拡張の申立てに対し、ひかり協会から不許の申立てがあり、これが認められ控訴棄却となりそうだ」とあるので、弁護士の述べた感想をそのまま記録したのだろう。

当日森永が提出した準備書面では「請求の趣旨の拡張を許さないとの決定を求める。」とある。その他、ひかり協会と守る会が言及していない「恒久対策案」について述べているのが特徴的である。そのなかで森永の真意と思われることを次のように述べている。

――恒久対策案は、訴外守る会がこれから目指す実現目標を定めたものであり、被害者各自が被告らに対して直接何らかの給付を請求できるような法的拘束力を有するものとはなっていない。

また、第5回三者会談確認書も、恒久対策案を三者（国、訴外守る会、森永）が実現のために努力する目標として規定するにとどまり、具体的な給付水準の決定については、救済対策委員会の判断並びに決定に委ねているにすぎず、恒久対策案に基づき被害者各自が被告らに対して直接に何らかの給付を請求できうるよう、[illegible]

[illegible]る。内容は「徹底した衛生管理、病人や[illegible]し、新請求は昭和48年12月23日）が異なる（日

て直接に何らかの給付を請求できうるような法的拘束力を付与するものとはなっていない。（乙B1P274）

前記の救済対策委員会とは、のちのひかり協会のことである。「乙B1P274」とは第1審で被告側が提出した書証の『ひかり協会30年の歩み』274ページを指している。そこに第5回三者会談確認書が掲載されている。ひかり協会の意思決定をする理事会は、森永の意向を忖度するメンバーで現在は構成されているが、もし将来反対の事態になっても、森永が無制限の費用を支出（1974・5・4の裁判で回答）するとは思えない。平気で前言を翻すことを親世代は経験ずみだが、被害者本人は知らないのか無邪気に次のようなことを平気でやっている。

2018年の機関紙『守る会岡山』（2・1付）には、17年10月17日に岡山の被害者22名が森永神戸工場を見学したことをとりあげている。それには2人の見学記と、工場前での記念写真が掲載されている。内容は「徹底した衛生管理、病人や老人に優しい製品」と書き、もう一人は守る会本部のHPで「地球環境問題に積極的、縁ある森永乳業が益々発展することを祈る」と書いている。こういう無恥なことは水俣病や、サリドマイド被害者はしないだろう。

私は12月16日に腹痛で近所の病院へ入院した。検査の結果、胆石多数が見つかり、24日まで治療を受けて退院し、1月9日に再入院して胆嚢摘出手術を受けることになった。12月26日の判決日には岡山地裁へ傍聴に行かなかったので、28日生田弁護士から判決文が送られてきた。その中の「第3　当裁判所の判断」の結論部分を引用する

新請求と旧請求は、損害賠償請求の根拠とする合意（確認）について、その当事者（旧請求は、被控訴人守る会、被控訴人ひかり協会、及び太陽の会であるのに対し、新請求は厚生省、被控訴人守る会及び被控訴人森永）とその合意時期（旧請求は昭和59年10月10日であるのに対し、新請求は昭和48年12月23日）が異なり、損害賠償請求期間も大きく異なる（旧請求は昭和61年から平成23年までの本来受け取ることのできる生活保障額との差額及び慰謝料、新請求は昭和49年4月から平成25年9月までの本来受け取ることのできる生活保障額との実際に支給された生活手当との差額）こと、原審において三者会談確認書の法的拘束力については争点とはされず、主張・立証がなされていないことに鑑みれば、請求の基礎に同一性がないというべきである。

私は胆嚢摘出手術を受けて1月20日に退院した。榎原から二弁護士に宛てたメールが23日に生田から転送されてきて、上告しないことが分かった。裁判に負けた責任を私と岡崎にかぶせる文言もあり、後味悪い幕切れとなった。私と岡崎が長時間かけて作った文書は、結果的には無駄骨であった。

（のせ　えいたろう）

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か
——事件発生から60年 ◆47◆

能瀬　英太郎

残された資料「守る会文書」ほか

1955年の7月終わりから8月初めにかけて、岡山県南部地区の乳幼児の間に、原因不明の病気が相当数発生した。これがのちに森永ヒ素ミルク中毒事件に発展するのだが、最初は岡大付属病院に2人、岡山赤十字病院（後の岡山日赤病院、以後日赤病院と記す）に4人が入院していた。「岡山県南部では相当数の軽患者が発生しているものとみられる」と最初に報じたのは、8月10日付け地元の山陽新聞である。

岡崎哲夫の長女ゆり子が日赤病院へ入院したのは、7月下旬であった。8月24日に、奇病の原因が森永ミルクによるものと、岡山県が発表した。岡崎は「森永ドライミルクに依る被災者家族中毒対策同盟趣意書」を作成して、27日に日赤病院へ入院している患者家族に配った。これが被災者同盟結成の口火となって、岡山県各地の病院でも結成が相次いだ。以後、岡崎は被災者運動の中心的指導者として、入院治療費などの支払いを求めて対森永交渉の先頭に立った。

被災者同盟との交渉が難航すると、厚生省は森永の要請に応えるべく「五人委員会」を設立して、被災者同盟の反対にも耳をかさず斡旋案の作成を委ねた。斡旋案（意見書12月15日発表）にそって補償が強行され翌56年6月被災者同盟は解散、事件は「終焉」した。同盟の後継組織として岡山県森永ミルク中毒のこどもを守る会が発足すると、岡崎は事務局長に就任した。

守る会の設立を他府県にも慫慂したが、岡山に追随するところはなかった。そのため子供の後遺症を訴えて森永と交渉し、治療費を獲得したのは岡山だけであった。1969年（昭和44年）10月30日、岡山市で開催された日本公衆衛生学会で、大阪大学の丸山教授（衛生学）が

「14年目の訪問」と題して被害児の多くに後遺症があることを発表して、社会に大きな衝撃をあたえた。しかし、そんなことは岡山の守る会では、はなから分かっていたことで、マスコミが報道しなかっただけである。私が「終焉」としたのは、マスコミがこの事件を取り上げなくなったことを意味している。

岡崎はその間事務局長として、守る会のすべての文書を作成している。組織として会員や関係機関に送った文書には、一連の番号をつけている。これが「守る会発文書」で、69年11月30日守る会が全国組織になるまでに、岡崎が作成した文書は317通になる。事件発生から今年で63年になるが、森永ヒ素ミルク中毒資料館には、原本が収蔵されているので今でも見ることができる。

守る会文書に先立つ「森永ミルク中毒被災者同盟」関係の文書も岡崎の手によるが、7巻あって一巻平均200項目である。病気の原因が森永ミルクによるヒ素中毒であることが判明したのが8月24日、森永との交渉が始まったのは9月6

日で、1回から9回までの交渉の速記録が第1巻にはある。文書は必ずしも時系列で綴じられているものではなく、ばらばらで前後している。文書の内容については、これまで明らかにされることもなく、さりとて興味をもって開示を求めた研究者も報道関係者もいなかったので、未知のままで残されていた。

森永ヒ素ミルク中毒事件資料館に収蔵されている文書を目録化したらどうか、というきっかけは日本国内から起こったのではなかった。日本から台湾大学の大学院に留学している戸倉恒信が、同大学図書資訊學系碩士在職専班劉秋菊を伴って、09年12月27日に資料館を見学にきたことが端緒であった。戸倉は食品の安全に関心を持ち、『食品と化学』に論文を発表していた。東京の大学講師中島貴子はリスク評価の観点から、05年に『森永ヒ素ミルク中毒事件50年目の課題』を発表し、関係者から注目されていた。

前年の08年9月に中国では、メラミンの混入した粉ミルクが発売され、死者がでるなどの被害があった。中国電子台は先行する類似事件を取材するために来日し、本家本元の森永ヒ素ミルク中毒事件資料館や被害者の現状を、中国国内へテレビで放映した。台湾でもメラミンが話題となり戸倉は、メラミン汚染について、台湾と日本の新聞の問題意識の違いを『食品と化学』で取り上げている。

戸倉の説明によると、劉秋菊は日本でいうと大学図書館の司書にあたるとのことであった。劉は資料館の一階と二階を丹念に調べ、カメラで撮影しながら中国語で質問し戸倉が通訳した。見学が終わったのは午後8時を回っていたので、私は明日の仕事の都合があるので引き上げた。翌日には場所を拙宅に移して話し合いを続行した。劉は資料館の文書をコピーして、台湾大学図書館に所蔵したいとの意向を示していた。そのために、文書の内容がわかる文書目録の必要性を強調した。

戸倉の言葉によると「守る会文書の亡命」は、彼の個人的な発想から生まれたもののようだが、台湾大学図書館でも受入れを断わる理由はなかったようだ。台湾の二人と中島、岡崎が資料の目録をつくる役目を私にもってきたので、公開を条件に承諾した。館長である岡崎でさえ父親が遺した資料の内容を詳しくは知らなかったので、所蔵品の説明のためにも文書目録は役に立つはずであった。岡崎はキャビネットのガラス越しに、綴じ込みの背文字「守る会文書」65巻、「新聞切り抜き」50巻等とは親しんでいるものの、ファイルの中身にまでは目を通していなかった。土蔵の一階と二階にある資料の全部を目録化するのは難儀としても、守る会文書全巻を最優先することが当面の目標となった。守る会文書について「私物とみるか、公物とみるか」と、私の見解を劉がただした。

「存在としては私物であるが、内容の性格としては公物である」と答えた。文書を一箇所で保存していた場合に考えられることは、思わぬ事故等による紛失の危険である。台湾大学にコピーが保存されていれば、保険をかけておくと同じ安心感がある。私が目録作成を引受けた気持ちの中には、当時自分が原告で係争中

の名誉毀損裁判に、利用できる資料があればとも思っていた。しかし内容がわからないので、どうすることもできなかった。

公物としてあらためて守る会文書をみれば、被害者運動を理解するためには重要な内容を含んでいる。日本の公害被害者団体の一つである岡山の守る会は、マスコミの意図的無視と行政の圧迫の中を14年間生きぬいた。その後全国規模となり自らの力で加害企業と交渉し、救済機関を設立した特異な事例をもっている。これは日の当たる表の顔であるが、救済機関ひかり協会が設立されてからは、その主導権を誰が握るかという暗闘が繰り広げられたが、これは日の当らない裏の顔である。

守る会は被害者の親が組織した市民団体であるが、全国規模にまで広がると会員は2千人余までふくれあがった。運動の様子がマスコミで取り上げられはじめると、報道合戦の様相を帯びて来た。「カラスの鳴かない日はあっても森永ヒ素ミルク中毒事件が報道されない日はない」と森永関係者をして嘆かせるくらいまでになった。そうすると組織を利用しようという、政党が現れたとしても不思議ではない。はじめは守る会が政党に働きかけて、国会で森永や国の責任を追及してもらうかたちであった。その後は守る会とひかり協会を影響下に置くべく、政党と気脈を通じた役員が巧妙に計画を進めたのが暗闘の原因だ。この陰陽の顔が資料をひもとくと具体的に見えてくる。

両面に照明の光を当てくれる奇人、変人または好奇心の持主の出現を、資料は待ち望んでいる。そのために少しでも貢献できれば、というのが私の引き受けたもう一つの動機である。完成した暁には目録と文書は公開されるもの、と5人の間で了解があった。しかしまだ実現をみていない。

「14年目の訪問」発表後、守る会を支援する組織として岡山市で発足した「森永告発」に私は最初から参加し、守る会の事務局によく出入りしていた。毎月開かれる役員会も欠かさず傍聴していたので、これまで守る会運動とは無関係できた他の4人に比べれば、文書内容について理解する力もあるとの自負心を持っていた。その上10年2月に、50年余り続けて来た牛乳屋を廃業することにしていたので、目録を作成する時間的余裕もできる。

目録の作成作業は最初私が資料館まで出かけていって、岡崎と共同作業でやっていた。これは二人の都合が一致する日時に限られ非効率だったので、その後は資料綴りを借りだして、私が一人で行うことになった。目録の形式は岡崎が考え、毎号フォームの送信をうけてから、私が文書の内容を要約して空欄に入力した。家でやることによって、暇があればいつでもPCに向かうことができ、私は毎日4時間余を目録作成に費やした。

（のせ　えいたろう）

森永ヒ素ミルク中毒事件とは何か

――事件発生から60年　最終回◆48◆

能瀬　英太郎

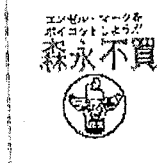

在期間が僅か10ヶ月であったため、遺された文書は7巻とすくない。

当初、目録作成は文書の表題のみを表示するつもりであったが、それだけでは不親切に思えた。標題を見て内容を知りたい人は、いちいち資料館に足を運び原本の開示をうけなくてはならないからだ。その煩雑さを考えれば、文書内容の要旨を簡単に紹介するよりも、重要と思われるものはかなりの字数を使って記述しようと考えた。「森永ミルク中毒のこどもを守る会　関係書類綴　第46号」を例示する。

掲示した表について説明すると、太字で先に示したことにしたがい、左から順番に「#25」は25枚目の文書で、次の「46―025A」は46巻の25枚目、表がAでありBなら裏の内容である。「見出し　守る会情報第8号森永ミルク中毒のこどもを守る会各都府県本部委員長殿『第4回常任理理事会経過』」は文書の表題であり、それが二枚にわたっていたことを示す。「出版年1981・11・26」は発せられた日付けで、出版年はむしろ発行日としたほうが適当であった。途中から西暦と元号を併記したが、

守る会文書の目録とその中味

守る会とは、被災者同盟の解散をうけてつくられた後継組織である。1955年8月24日にヒ素中毒と判明し、被害児はそれに対応する治療を受けた。その後10月9日、厚生省の依頼で小児科学界の権威者で組織された「六人委員会」（「西沢委員会」とも称す）が作成した治癒判定基準で、はやばやと大半の子供は直ったことにされてしまった。森永と被災者同盟との間で治療費等の交渉が難航したため、厚生省の要請を受けて設立された「五人委員会」が作成した斡旋案（意見書）は同年12月に発表された。その中には「後遺症は概ね心配ない」とあった。

翌年6月24日、岡山同盟解散後の運動方針で訴訟派と、後遺症から子供を守っていくことを目的とした守る会派に分裂した。守る会文書とは岡崎が1986年同会から除名されるまでに作成したものその他である。またそれまでに同会によせられた文書も含み、現在までに保存されているものを総称している。それに先行する森永ミルク中毒被災者同盟文書も含まれているが、存

森永ヒ素ミルク中毒事件資料館　収蔵資料目録一覧

能瀬英太郎製作及び監修
森永ヒ素ミルク中毒事件資料館

基本外形
【46】森永ミルク中毒のこどもを守る会　関係書類綴　第46号
分量347P　寸法（cm）　縦26.8×横20.0×厚さ7.5

丼	通し番号	見出し	出版年	種類	出所	注釈
25	森子守会 46－025－A	守る会情報第8号森永ミルク中毒のこどもを守る会各都府県本部委員長殿「第4回常任理事会経過」2枚あり	1981.11.26	報告書	森永ミルク中毒のこどもを守る会教宣部長吉川薫雄	1.日時・11月15日。2.場所・全国本部。5.報告事項（2）10/15の森永との定期協議において、萩原訴訟対策のため、必要な守る会文書の閲覧したい旨の申入れがあったことについて閲覧を認めることを確認する。このためにも文書の引継ぎを急ぐこと。(7) 萩原裁判の状況・谷川証言の内容、傍聴者との集会報告。京都の井上裁判も萩原裁判同様の対応する。6.協議事項・(5) 守る会文書の引継ぎについて（提案者黒川）1981年11月12日付事務局長黒川克己宛常任理事岡崎哲夫の「資料の引渡し、引継ぎについて」を協議した結果、次のことを確認する。①立会人はいらない……
	森子守会 46－025－B	Aの続き				

それまでは「昭和」を使った。「種類　報告書」は私が任意に類別してつけた。「出所　森永ミルク中毒のこどもを守る会教宣部長吉川薫雄」は文字通りこの人が作成し送付している。「注釈」は文書内容の要旨である。このことについては先に述べた通りである。

項目は数万件にのぼるので、検索する場合に簡単なように目録とは別に巻ごとの目次を作った。例えば、第4号目次（昭和32年5月22日～昭和35年10月2日）の「森永乳業会社との話合いについて…545A、560（35・7・21）には二つの文書があることを示している。560の内容は、

岡子守会発第220号「7月18日会議の決定について」35・7・21　守る会　森永ミルク中毒のこどもを守る会…森永磯部氏との間に決定を見た事項1・浅野文子、雅弘―2人に月額各2千円を5月から来年3月まで支給、健康管理と栄養補給、後遺症の診定なくても。2・吉房京子―義歯補修関連治療を会社負担での要求は後日回答する。治療入院雑費1日200円も同じ。3・岩月伸也―歯は吉房と同様、他は後日回答。4・上田定子―精密検診、治療実費の前渡制考慮。5・来年3月会見。6・守る会助成は後日回答。7・その他―8月1日母と女教師会報告は吉房。

第11号目次（昭和46年6月11日～昭和46年10月27日）の中で「NHK労組の組合員への森永製品不買呼びかけ…199（46・8・28）」があり、当該ページでは次の記述を見ることができる。

日放労「岡山分会ニュース」46・8・28
労組機関紙　NHK労働組合「森永製品不買運動のよびかけ」…分会執行委員会は後記の放送部大井記者からの提案について話合い、分会としても森永製品を買わないよう組合員に協力を呼びかけることを決め、あわせて支部、分会長会議で中国支部各分会にも協力を呼びかける

文書の内容は多岐にわたり、要旨を読むだけでも当時の守る会が置かれた状況が分かるであろう。注目は同盟解散後森永と交渉した結果、岡山県のみが後遺症対策費を支出させていた。目次について説明すると、各巻から重要文書と思ったものを抽出し目次を作成、最重要には※印をつけた。

☆第1号目次（31・6・24～11・14）
岡山県森永ミルク中毒のこどもを守る会発足と規約
厚生大臣殿、「森永の公益法人設立認可に反対する請願書」
☆第2号目次（31・10・2～32・3・3）
岡山県衛生部発行『森永粉乳砒素中毒事件記録（仮称）』予約
「秘密」手書きメモ（森永岡山駐在事務所で発見）
☆第3号目次（32・3・11～32・12・6）
砒素中毒患者の医師の証明書（21通）
森永渉外課員との手紙往復（25通）
交渉妥結、東京行動停止に関するご報告
☆第4号目次（32・5・22～35・10・2）
記録『森永ミルク事件史』予約募集
安西冬衛先生『銀河に悼む』掲載事後御諒承お願いについて
守る会解散についての意見
☆第5号目次（32・6・21～40・5・3）
本会の斗争に関する20年計画
厚生大臣中山マサ殿『陳情書』
第9回「子どもを守る文化会議参加について」
徳島裁判判決についての声明書
☆第6号目次（38・8・1～42・6・20）
森永社長大野勇殿　ミルク中毒10周年記念集会開催について
高松高裁差し戻し判決
岡山県薬禍問題等連絡会設立趣意書
「森永ミルク中毒児の精密検診実施について」
☆第7号目次（35・11・5～44・12・18）
「重要通知」阪大丸山教授を囲む会、守る会緊急総会の開催
10月19日（「十四年目の訪問」新聞発表）以後の状況
岡山県衛生部へのお申入れ
厚生大臣へのお申入れ
☆第8号目次（44・12・10～45・5・1）
『ひかり』（全国本部機関紙）
後遺症調査研究班打合せ会参加について
守る会の厚生省への陳情について回答ありNHK「現代の映像」の撮影にご協力を
☆第9号目次（45・4・28～45・11・10）
徳島地裁第4回公判ご案内
森永大野勇殿「抗議ならびに釈明要求」
被害者掘り起こし運動へのご協力ご依頼、お願い
対森永交渉について
☆第10号目次（45・11・10～46・6・22）
第1回本部交渉議事録
本部交渉における森永側の回答について
「森永措置案の説明について」
『砒素ミルク1』の拡売の取組みについて
☆第11号目次（46・6・11～46・10・27）
森永の一方的な本部交渉中断に対する声明書
森永告発全国連絡協議会発足
MF問題についての全森永労働組合の見解
森永告発作成の森永製品ボイコットシール
☆第12号目次（46・10・31～47・5・6）
本部交渉再開に関する予備会談について（守る会）
森永全製品の不買運動の取組みについて（動労）
第9回本部交渉確認議事録

日本小児科学会総会―守る会入会をめぐって
☆第13号目次（47・3・11～47・10・20）
『砒素ミルク1』利益金から10万円寄付（森永告発）
現地交渉調べ（成果）
ストックホルム国連人間環境会議（自主講座）
滝川恵清写真展ほか
☆第14号目次（47・2・3～48・3・21）
「MF事件その後の経過について」（全森永労組）
森永のいわゆる「ご回答」について
日本生協連へ森永からの報告書
恒久対策委員会、支払基金に関する試案
☆第15号目次（48・3・18～48・8・19）
民事訴訟提起、不買促進全国決起集会について
第一波民事訴訟提起　守る会の「声明書」
第一回口頭弁論について各都府県への要請
森永ミルク中毒被害者弁護団会議議事録
☆第16号目次（48・1・25～48・10・1）
民事裁判、三者の主張対比表
「大野社長の西沢教授詣で」（内部告発）
被害者証明書（被害者手帳）の発行（厚生省）
岡山県マス・コミ共斗の森永への申入書
☆第17号目次（48・3・9～49・1・1）
「公害健康被害補償法案」反対関係文書
徳島刑事裁判差し戻し審判決に対する裁判長への要請
三者会談での森永社長挨拶
第一回三者会談速記議事録
☆第18号目次（48・12・23～49・3・27）
水俣病市民会議からの共闘提案
財団法人ひかり協会寄附行為
育児用粉乳の経年的銘柄別普及状態（シェアー調査）
救済対策委員会申合せ事項（案）
☆第19号目次（48・6・27～49・5・24）
「消費者リポート」森永・カネミ特集
コロニー建設「被害者の会」の意見
各都府県別事務所所在地と専従者名
民事訴訟終末に伴う、第三波原告団の意向聴取
☆第20号目次（48・7・23～49・6・25）
訴訟取下げ、不買運動中止についての「声明文」
訴訟カンパ収支明細
覚書（弁護団の受取った8千百万円の分配について）
救済措置者合計、金額明細表

以上は「守る会文書」1巻から20巻までの目次から選択した、一部の項目である。残る21巻以降のものは紙数の関係から取上げることはしない。岡崎哲夫が守る会文書として番号をつけて保存していたのは53巻までで、他にあった5冊の文書は別冊と付して処理した。それが54巻から58巻までのものである。

守る会文書以外では「被災者同盟関係書類綴り」7巻がある。その他私が個人的に送付をうけた、広島県の山田一之からのもの「山田文書」一巻263項目と、大阪府の西田陽子から提供された「西田文書」一巻352項目があり、目録化した後に資料館へ寄贈した。両文書は守る会文書には含まれていないものがほとんどである。

私が目録として作成したデータを希望する人にはCDで差し上げますので、お申出下さい。4年余り連載してきましたが、今月号をもって最後とします。

（終わり）

（のせ　えいたろう）
e-nose@taupe.plala.or.jp